

# 中国華東地域における ビジネス関連法と実務

— ビジネス現場に密着した実践法務ガイド —

2006年3月

財団法人 日中経済協会  
上海市京達律師事務所

# 目 次

まえがき	1
第一章 会社法の改正について	2
はじめに	
1. 『会社法』の成立から改正に到る経過	3
2. 外商投資企業の関連法と現行会社法の法制度上の位置関係について	4
3. 会社法の主な改正内容	5
第二章 中国のPL法と消費者権益の保護に関する対策	16
はじめに	
1. 強化される当局の製品品質検査	16
2. 『工業製品生産許可証管理条例』の施行について	18
3. 製造物責任と消費者保護に関連する日中の法令について	19
4. 消費者保護に関連する法制度	20
5. 中国PL法の概要と関連法令	20
6. 製品の品質に関連する法令	32
7. 消費者保護法とその対策	33
第三章 衛生部が公布した衛生基準に関連する法令	39
1. 国務院衛生部による衛生基準の見直し	
第四章 安全生産に関する法制度と実務について	43
はじめに	
1. 安全生産に関する法制度に関する上海市の動き	44
2. 安全生産事故から見た法治の貫徹しない社会	44
3. 『安全生産法』の概要と留意事項	47
4. 『安全生産法』に関連する法令について	55
第五章 労務管理に関連する法令と実務	60
I. 中国の労務管理における集団契約制度について	60
はじめに	
1. 集団契約に関する相談例	61
2. 強化される労働政策と関連するの法制度	61
3. 集団契約規定の改正	62
4. 集団契約の形式	63
5. 集団契約に関する基礎知識	64
6. 集団契約への対策	65
II. 中国の工会（労働組合）に関する法律実務と対策	67
1. 法制度上における工会の定義	67

2. 工会の基本路線	6 8
3. 工会の役割と権限	7 2
4. 中国における工会の法制上の現状と外商投資企業の工会対策	7 4
III. 労務管理で留意すべき女性労働者に関連する法令と実務	7 5
はじめに	
1. 法律で保護されている女性の権利	7 6
2. 女性労働者の保護に関する基礎知識	7 7
IV. 新労働契約法（草案）について	8 2
はじめに	
1. 労働契約法（草案）の立法背景	8 2
2. 労働契約法（草案）の概要と特徴	8 3
第六章 『直接販売管理条例』に関する法律実務	9 0
1. 中国におけるダイレクト・セールスの現状と既成企業の営業形態	9 1
2. 『直接販売管理条例』の概要と実務	9 2
3. 『直売管理条例』に関連する各種の法令	9 6
4. 日本の経験から見た直販関係法の制定背景	9 8
第七章 企業経営から見た『治安管理処罰法』の解説と実務	1 0 0
（企業防衛の法的手段として 1）	
1. 企業経営と『治安管理処罰法』は無関係ではない	1 0 1
2. 『治安管理処罰法』（新法）の概要	1 0 4
第八章 企業経営から見た『行政復議法』の解説と実務	1 1 0
（企業防衛の法的手段として 2）	
1. 不当な行政処分に対する救済法	1 1 0
2. 『行政復議法』の概要と留意点	1 1 1
3. 『行政復議法』に関連する国务院行政部門の関係法令	1 1 5
第九章 高級管理職（総経理）をめぐるトラブルに関する実務	1 1 6
1. 中国の法制度上における会社総経理の位置について	1 1 6
2. 日系独資企業に顕著にみられるトラブル	1 1 7
3. トラブルの主要な背景	1 2 1
4. 企業の内部統制システムについて	1 2 1
添付資料	1 2 4
資料資料 1 『中華人民共和国会社法』	
添付資料 2 『中華人民共和国製品品質法』	
添付資料 3 『中華人民共和国消費者權益保護法』	
添付資料 4 『上海市消費者權益条例』	
添付資料 5 『中華人民共和国安全生産法』	
添付資料 6 『集団契約規定』	

## まえがき

近年、日系企業の中国進出が一段と活発化している状況にあって、貿易、投資関連情報の収集と問題点の把握分析により、中国市場の最前線にある日系各社の円滑なビジネス活動を支援するための各種情報提供やアドバイスへのニーズが高まっている。

とくに進出ラッシュが続く上海を中心とする華東地域は、最新経済情報の集積地域であり、その情報の収集と提供は、全国に展開する日系企業にとって経営戦略を企画する上で重要な根拠として期待されている。

華東地域では、試点地域として中国全土に先駆けて様々な法令・法規が施行されており、所轄政府機関・管理委員会から収集する最新の制度情報、法令情報、経済統計、華東地区に進出している企業から収集する事例で紹介する経営相談Q & A、人事・労務管理の実務ガイド、現地ビジネス最新情報等、多岐にわたる情報提供が可能である。

経済成長が最も顕著な華東地域では、拡大する市場と潜在する市場をめぐって様々な業界で熾烈な競争が繰り広げられている。また政府機関は急激に成長する市場に対応するように新たな政策や法令をやつぎばやに公布している。今日の中国ビジネスでは、停滞や判断停止は許されず、ましてやリーガルリスクの噴出に起因したビジネスの頓挫は、熾烈な競争下にある日系企業にとっては「致命傷」となるような事情にある。

本調査では、中国ビジネスで日系企業が必要とする各種の最新ビジネス情報に関連して、とりわけ関心度の高い最新の法令動向と制度情報、話題性のあるテーマに関する解説と実務ガイド、外資企業に対する関連当局の行政指導等の動き及び具体的事例紹介等について、スピーディーなビジネス活動に即応できるような形の加工整理を行って、すでに進出している日系企業はもとより新規参入する中小企業の参考に資することを目的としている。

また本調査では、特に昨年から今年にかけて施行された新法（従来法の改正を含む）、あるいは日系企業の間で話題となってきた『PL法』や『安全生産法』に関連するリーガルリスクにも焦点をあて、関連する法令とその実務を解説している。各位の参考に供することができれば幸いである。

## 第一章 会社法の改正について

### はじめに

『中華人民共和国公司法』（以下、会社法という）は、1993年12月29日に公布され、1994年7月1日より施行されてきた。この法律は、ほぼ10年間余りにわたって、中国における会社の設立、資本金制度、組織、運営、持分譲渡、合併、分割、解散等について定める基本法となってきたが、2004年以降、この現行法を改正する動きがあり、2005年10月27日にこの改正法（以下、新法という）が公布され、本年（2006年）の1月1日より施行している。

会社の設立、資本金制度、組織、運営、合併、売却等について定める法律について、日本では明治32年に成立した『商法』の第二編、『有限会社法』、『商法特例法』等で定められてきた。ところが、日本でもこの数年来の社会経済情勢の変化に伴って会社に係わる各種制度を見直す動きが活発化し、これの体系的かつ抜本的な改正案が検討されてきた。そして、昨年（2005年）の第162回国会において、上述する会社に係わる現行法を再編した新たな法典（『会社法』）の法案が審議され、可決、成立した。日本の『会社法』の施行は、規定により公布から1年6ヶ月を超えない範囲で施行されることから、遅くとも2006年5月ごろには施行されることになる。

本稿の目的は、日本の『会社法』ではなく中国の会社法について解説することにある。解説の必要に応じて日本の『会社法』と比較したいところだが比較し難い。日本の『会社法』は全979条で構成する大型法であり、一方、中国の新『会社法』は全219条で構成する中型法である。

経済社会の主役でもある会社組織にかかわる法律は、その国の経済社会の現象と成熟状況を如実に反映している。このため、多様で複雑な経済活動があり、かつ成熟した市場経済社会を実現している先進国の会社法は、会社の様々な活動を想定して制定しているために必然的に大型化する。日本の会社法もこの例外ではなく、高度に発達し成熟した市場経済社会で出現する会社組織の多種多様な経済行為を想定し、また大量に蓄積された過去の判例に基づき、さらに現行法では法的根拠を見出し難いこれまでの会社あるいは自然人による経済行為に対して新たな規定が盛り込まれている。

全219条で構成する中国の新会社法は、現代中国の経済社会における会社の在り様を映す鏡であり、現状で必要かつ最低限の規定が設けられていると言えよう。とはいえ、市場経済社会に適用する必要に迫られて改正された中国の『会社法』で律する会社の基本的行為については、日本の会社法と間で多くの共通事項もある。

## 1. 『会社法』の成立から改正に至る経過

---

中国の改革開放政策を語るうえで、今日、広く親しまれている経済政策として「社会主義市場経済」という術語がある。この術語の淵源は、いうまでもなく1992年に鄧小平が“南巡講話”で指摘した「計画経済は社会主義を意味しない。資本主義国家にも計画はある。市場経済は資本主義を意味しない。社会主義国家にも市場はある。計画と市場はいずれも経済手段である。……我々は資本主義国家の市場経済政策の導入を恐れてはならず、肝っ玉をすえて大胆にこれを導入すべきだ。」という言葉である。この最高指導者の“金言”を裏付けるように、同年10月に開催された第14回党大会において、いわゆる「社会主義市場経済体制」への転換が称揚された。さらに、翌年1993年の11月に開催された第14回大会三中全会（第三次中央委員全国会議）で、これまでの計画経済を基礎にした企業管理システムを解体再構築する議案が採択された。すなわち、国有企業に現代企業制度へ導入して“中国型市場経済システム”に適用させていくことが求められたのである。

また、このような政策を法制面から基礎付けるために、国務院は1992年8月に『中華人民共和國有限責任公司法（草案）』を公布し、この法案を中国の国会に相当する全国人民代表大会に差しまわした。その後、全人代による審議と修正を経て、『中華人民共和國公司法』（以下、旧法という）が1993年12月29日に公布され、翌年の1994年7月1日より施行されてきた。

この会社法は昨年10月に改正新法が公布されるまでに、1999年12月に一次修正、さらに2004年8月に第二次修正を経過している。2004年の第二次修正の時期において会社法は、すでに10年余りの歴史を有してきたが、国家統計局の発表に基づくと、その翌年（2005年）の上半期の段階では全国にある2903社の国有大型企業のうち1464社が複数の株主を有する株式会社に変換している。また、中国の企業登記機関である工商行政管理局では120万社を超える企業が登記される状況に到っている。これらの企業の圧倒的多数が現行法である『中華人民共和國公司法』に準拠して成立していることになる。

このような経済政策と法制度に裏付けられた企業の組織改革と、それを市場経済システムへ適合させていく課題は2004年の時点でほぼ軟着陸に成功したと見ることができる。すでにこの成果を把握していた国務院は、2004年の立法計画に現行法の改正を組み入れ、改正法案の草案づくりがスタートした。この改正作業には、国務院を指導機関として、全人代財政経済委員会、同常務委員会、国有資産監督管理局、工商行政管理総局、証券監督管理委員会、国務院発展研究中心から全国総工会に到るまで、企業の管理に関連する全ての政府機関から専門家が諮問委員として参画してきた。その後、ほぼ1年を経過した2005年2月の第10回全人代常務委員会第14次会議で現行法（旧法）の一次改正案が審議された。さらにこの年の17次会議で第二次改正案、18次会議で第三次改正案が審議され、同年10月に開催された第19次会議で最終改正案が通過し、10月27日に『中華人民共和國公司法』が改正新法として公布され、翌2006年1月1日をもって施行されることになった。

## 2. 外商投資企業の関連法と現行会社法（新法）の法制度上の位置関係について

### 2-1：特別法として機能する外商投資企業関連法

周知のように、中国には『会社法』とは別に外国企業が投資する企業についての特別法が存在する。外国企業と内資企業との合弁について定める『中外合弁経営企業法』および『中外合弁経営企業法実施条例』、合作経営について定める『中外合作経営企業法』および『中外合作経営企業法実施細則』、そして外国企業の独資経営について定める『外資企業法』および『外資企業法実施細則』である。したがって、これらの法律とこのたび改正された『会社法』との関係が問題となる。

これらの6部の法律は総称して「外商投資企業関連法」と言われているが、これらの法律の適用範囲について『会社法』の第218条では、「外商投資による有限責任会社および株式会社については本法を適用する。外商投資企業に關係する法律で別途の規定がある場合はその規定を適用する」と定めている。このことから、会社全般について定める『中華人民共和國会社法』が普通法として機能し、上記の「外商投資企業関連法」はいずれも特別法として機能していることが判る。

### 2-2：特別法は普通法に優先する。

『会社法』と「外商投資企業関連法」の關係については、一般的には以下のように理解されている。

- ①外商投資企業は、その経営形態によって「外商投資企業関連法」のいずれかの法律の適用を受けるが、同時に会社法の適用も受ける。外商（外国企業）が投資する有限責任会社は、『会社法』で定める有限責任会社であり、『会社法』における出資者の有限責任の原則が適用されなければならない。
- ②外商投資企業に対する適用の優先順位から見れば「外商投資企業関連法」が優先的に適用される。たとえば「董事会組織」といった主題については、『会社法』でも「外商投資企業関連法」でも規定しているが、「外商投資企業関連法」に別段の規定がある場合は、これが優先的に適用される。
- ③一方、「外商投資企業関連法」に別段の規定がなく、『会社法』に別段の規定がある場合は、『会社法』の規定が適用される。
- ④『会社法』と「外商投資企業関連法」の両者に規定があるが、その規定が一致しない場合は、特別法としての「外商投資企業関連法」を依然として適用する。

すなわち、「外商投資企業関連法」に準拠して設立された外商投資企業にも『会社法』の適用があり、『会社法』と「外商投資企業関連法」は普通法と特別法の關係にあると理解しなければならない。普通法は特別法の基礎をなし、特別法は普通法の非言及部分を補強する。つまり、中国では、会社經營に関する法律については、合弁や合作の形式で外国企業が会社經營に關与する場合、あるいは独資の形式で会社を經營する場合については、「外商投資企業関連法」が「会社法」とは別途に特例法として制定されていると理解すべきである。

また、そうであるが故に、普通法として 10 年余りにわたって施行されてきた『会社法』の改正内容を吟味することは、外商投資企業にとっても不可欠な作業と言わねばならない。

### 3. 会社法の主な改正内容

旧法と新法を比較してその相違を概略すると以下のとおりとなる。

#### 3-1：会社設立と会社の資本制度について

会社資本とは、出資者（あるいは株主）により主に貨幣の形態をもって特定の企業に投入された会社財産の総和であり、またその企業の生産経営活動における元金、いわゆる“モトデ”である。企業は資本を擁することによってその財産の独立性を主張でき、法人資格を保有し、この独立した法人格を以ってその権利が法的保護され、さらに義務も負うことになる。企業はその全財産を以って債務の責任を負うことになるが、この企業に資本を投入している出資者は、各自が当該企業に投入した出資額を限度として有限責任を負うことになる。会社法では、まず第一章でこの企業の設立とその資本制度について定めている。

##### 3-1-1：会社設立時における最低登録資本金額の引き下げ

立法関係者の解説によると、会社設立時における最低登録資本金に関する規定について、旧法では主に、①企業の乱立とこれによる経済秩序の混乱を回避すること、②実態の無いペーパーカンパニーの出現を排除して経済活動の安全性を確保するため、有限責任会社の会社の場合はその業態によって 10 万元～50 万元、株式会社の場合は 1000 万元（上場会社の場合は 5000 万元）を最低登録資本金としてきた。このような設立時に必要とする資本金が明らかに高きに偏っていることは立法当局も承知してきたことであり、これを引き下げる必要性は日増しに強まっていた。この結果、会社設立時における登録資本金の制限は以下のように改正された。

##### ①有限責任会社の場合

新旧	条項	条文の内容
旧法	23 条	有限責任会社の登録資本は以下の最低限度額を下回ってはならない。 生産経営を主とする会社は 50 万人民元 商品の卸売を主とする会社は 50 万人民元 小売業を主とする会社は 30 万人民元 科学技術開発、コンサルタント、サービスの会社は 10 万人民元 特定業種の有限責任会社の最低登録資本限度額が、前項で定める限度額を上回る必要がある場合は、法律または行政法規で別途に定める。
新法	26 条	有限責任会社の登録資本金の最低限度額は 3 万元とする。法律または行政法規で有限責任会社の登録資本金の最低限度額を高く定めている場合はその規定に準拠する。

##### ②株式会社の場合

新旧	条項	条文の内容
旧法	78 条	株式会社の登録資本の最低限度額は 1000 万人民元とする。株式会社の登録資本の最低限度額が、上記の規定限度を上回る必要のあるときは、法律または行政法規で別途規定する。
新法	81 条	株式会社の登録資本の最低限度額は 500 万人民元とする。法律または行政法規で株式会社の登録資本金の最低限度額を高く定めている場合はその規定に準拠する。

### 3-1-2：出資の分納を許可

登録資本金の払込方式と期限について、旧法では明確かつ具体的な規定はなかった。しかしながら実務上では、一次一括払い方式を義務付け、分割方式を認めていなかった。つまり、会社登記機関が公布する営業許可証では登録資本金の欄で「実収資本額」が記載されるために、実務上では一次一括払いでなければ営業許可証が交付されないことになる。

この種の規定は、結果的に新たに設立される会社の資金運用上の機動性を奪い、設立後の経営の積極性を奪いような現象を引き起こしてきた。この結果、新法では、この設立時における出資金の払い込みで分納を認めることになった。

一方、「外商投資企業関連法」では分納制度を認めてきた。例えば、『外資企業法実施細則』では、出資金の分納について、①最終回の出資金は営業許可証交付の日から3年以内に完納、②第1回の出資金は外国投資家の引き受けに同意した出資額の15%以上で営業許可証交付日より90日以内に完納—といった条件を課して明確に認めている。また中外合弁企業の場合でも実務上でこの規定が適用されている。<sup>1</sup>

#### ①有限責任会社の場合

新旧	条項	条文の内容
旧法	23条	有限責任会社の登録資本は、会社の登記機関に登録した全株主の実際の出資額とする。
旧法	25条	出資者は、会社定款で定めた払込予定の出資額を各自で払い込まなければならない。出資者が貨幣で出資するときは、設立予定の有限責任会社が銀行に開設した臨時口座に出資額の満額を払い込まなければならない。
新法	26条	有限責任会社の登録資本金は、会社登記機関に登録した全出資者が払い込む出資額とする。会社の全出資者が第一回目に出资する金額は登録資本金の20%を下回ってはならず、登録資本金の最低限度額を下回ってはならない。残余の払込部分については、その出資者が会社設立日より2年以内に全額を払い込まなければならない。但し、投資会社の場合は5年以内に全額を払い込みできるものとする。

#### ②株式会社の場合

新旧	条項	条文の内容
旧法	78条	株式会社の登録資本金は、会社が登記機関に登録する実際の株式総額とする。
新法	81条	発起による設立方式を採用して株式会社を設立する場合、その登録資本金は会社登記機関で登記した全発起人の引き受け株式の総額としなければならない。会社の全発起人が最初の出資する金額は登録資本金の20%を下回ってはならず、その残余部分については、発起人が会社設立日より2年以内に払い込まなければならない。このうち、投資会社の場合は5年以内に払い込めばよい。満額で払い込む以前に株式を他者に向けて公開募集してはならない。 公開募集による設立方式を採用して株式有限責任会社を設立する場合、その登録資本金は会社登記機関で登記する実際の株式総額とする。

<sup>1</sup> 『外資企業法実施細則』第30条：「1. 外国投資家の出資金納付期限は、外資企業設立申請書及び外資企業定款の中に記載しなければならない。外国投資家は出資金を分納することができる。ただし最終回の出資金は営業許可証交付の日から3年以内に完納しなければならない。また第一回の出資金は外国投資家の引受けに同意した出資額の15%を下回ってはならず、外資企業営業許可証が交付された日より90日以内に完納しなければならない。2. 外国投資家が前項に定める期限内に第一回出資金を納付できない場合、外資企業認可証書は自動的にその効力を失う。外資企業は工商行政管理機関で抹消手続を行い、営業許可証を返納しなければならない。抹消登記手続を行わず、営業許可証を返納しない場合、工商行政管理機関がその営業免許を取り消し、併せてその公告を行う。」

### 3-1-3：株主の出資方法に対する制限の緩和

旧法では現金以外の出資対象物として、「現物、工業財産所有権、非特許技術、土地所有権」を特定し、これを価額に置き換えるとしてきた。ところが新法では、これらを「非貨幣性財産」という術語に改正している。ここでいう「非貨幣性財産」とは、旧法で定める現物、工業財産所有権、非特許技術、土地所有権のほか、例えば、合法的に保有する採掘権/漁業権、あるいは債権や転換社債等の財産の価額として換算できる財産も想定されている。

また、旧法では「工業財産所有権、非特許技術を金額に置き換え出資する場合の金額は、有限責任会社の登録資本の 20%を超えてはならないが、ハイテクを採用した成果について国が特に規定する場合は除外する」として、知的財産権による出資比率に厳格な制限を設けていた。この種の規定は科学技術の発展の上では障害となってきたが、この規定を削除して、新法では「貨幣による出資金額は、有限責任会社の登録資本金の 30%を下回ってはならない」とのみ言及し、登録資本金に対する知的財産権を特定する比率についての規定を削除した。

新旧	条項	条文の内容
旧法	24 条	株主は貨幣で出資しても、また現物、工業財産所有権、非特許技術、土地所有権を金額に置き換え出資してもよい。現物、工業財産所有権、非特許技術または土地所有権を金額に置き換え出資するときは、必ず評価を行い、資産を確認し、実際より高くあるいは低く見積もってはならない。土地所有権の評価は法律および行政法規の規定に従って行う。 工業財産所有権、非特許技術を金額に置き換え出資する場合の金額は、有限責任会社の登録資本の 20%を超えてはならないが、ハイテクを採用した成果について国が特に規定する場合は除外する。
新法	27 条	出資者は、貨幣による出資、または現物、知的所有権、土地所有権等の貨幣で価額を評価でき、かつ法に準拠して譲渡した非貨幣性財産を金額に換算して出資できる。但し、法律および行政法規により出資の財産としてはならないものは除外する。 非貨幣性財産を以って出資する場合は、その価額を評価し、財産として照合確認し、実際より高くあるいは低く評価してはならない。法律および行政法規により価額評価の規定がある場合はその規定に準拠する。 全出資者の貨幣による出資金額は、有限責任会社の登録資本金の 30%を下回ってはならない。

### 3-1-4：一人会社の承認

旧法では、最低でも 2 人による共同出資が有限責任会社の設立条件であった。ところが新法では、10 万元を登録資本金の最低限度額として一人出資による有限責任会社を容認し、特に第三節で「一人有限責任会社の特別規定」を設けている。

一方、「外商投資企業関連法」では、外資による独資企業について『外資企業法』では施行当初から「一人会社」が容認されてきた。

ちなみに日本の会社法では、合資会社の設立については、1 人による株主で資本金 1 円から設立が可能となっている。但し、設立時の最低社員構成は 2 名以上であるために単独では設立できない。また合資会社の設立では設立代表者が無限責任社員となる。したがって、合資会社を設立した場合は、個人事業主と同じようにその設立代表者が負債のすべてについて無限に責任を負うことになる。

数年前に、起業を支援するため確認会社（俗にいう1円会社）の特例ができた。この制度の成功もあって、改正後は、確認会社でなくても、特に資本金の制限なく会社を作れるようになった。これまでは、有限会社で300万円、株式会社で1000万円の資本金が会社設立時に必要であり、起業の障壁となっていました。しかし、スタート時にそれほど資金を必要としないIT関連の会社の台頭により、資本金の制限が無くても会社を作れるようにすべきという結論になった。このため、今後は資本金1円であっても会社を簡単に作ることができるようになる。なお、これまでに確認会社で起業した会社は、5年以内に資本金を増資しなくても解散する必要はなくなる。しかし、登記簿にはその旨の解散の文言が登記されてしまっているため、その旨を抹消する登記が必要になる。

確認会社とは、新事業創出促進法によって、「経済産業大臣の確認を受けた者が、有限・株式会社を設立する場合、資本金（それぞれ、300万円と1000万円）の制限を免除する」といった特例を使って作られた会社である。別名1円会社ともいい、アイデアはあるけど資本金を用意できないような人の起業を振興する目的の制度であった。今回の改正では、特例であった資本金の制限が通常化している。このため、大臣の確認を受けなくても、誰であっても、資本金が1円以上で会社を作れるようになる。当然、今ある確認会社も原則としてはこのまま変わらず営業ができることとなる。

しかし、法改正前の確認会社には、増資と解散に関する規定を設けなければならなかった。例えば、確認有限会社なら「設立後5年以内に300万円まで増資できないときは解散するか、他の種類の会社に組織変更する」といったような内容の規定が登記されている。この点、今回の改正によって増資する必要はなくなった。しかし、このまま登記の記載が残っていると、約束どおり増資していない時は解散などをしなければならない。そこでこの「規定を削除するための変更登記が必要」となる。

なお、この変更登記をするための会社内部手続は、本来、定款変更のため社員総会か株主総会の決議を経る必要があるが、特例で、取締役会などの決議で足りる事となっている。

新旧	条項	条文の内容
旧法	20条	有限責任会社は2以上50以下の出資者が共同出資して設立する。
新法	58条	一人有限責任会社の設立とその組織機構については本節の規定を適用する。本節で定めていない場合は本章第一節および第二節の規定を適用する。 本法にいう一人有限責任会社とは、一人の自然人による出資者あるいは一つの法人出資者による有限責任会社を指す。
新法	59条	一人有限責任会社の登録資本金の最低限度額は10万人民元とする。出資者は会社定款で定める出資額を一括して満額で払い込まなければならない。 一人の自然人は、一人有限責任会社を一社に限って設立できる。この一人有限責任会社は、新たに投資して一人有限責任会社を設立できないものとする。

## 3-2：会社の対外投資、対外担保に関する制限の緩和

### 3-2-1：対外投資に関する制限の緩和

会社が実施する対外投資の範囲について、旧法では「他の有限責任会社または株式会社」と限定するのみで、会社制度を採用していない企業やパートナー制による無限責任会社への投資については言及していなかったが、新法では、これらを一括して「他の企業」として、原則上は如何なる企業に対しても投資が可能となった。

また投資額についても、旧法で定める「累計投資額がその会社の純資産の50%を超えてはならない」といった投資額の制限を撤廃した。同時に、「その出資額を限度として投資先の会社に対して責任を負う」ことを条件とするのみで、「法律で別途の規定がある場合を除き、その投資先企業の債務を引き受けの連帯責任を有する出資者となつてはならない」ことを新たに規定している。すなわち、これによって債務の引き受けだけを目的とした対外投資行為を排除している。

この事項に関する改正作業では紆余曲折も見られた。例えば、改正案の第二次草稿では「会社が他の企業に投資する場合、会社定款で別途の規定がある場合を除き、その累計投資額がその会社の純資産の70%を超えてはならない。投資後に、投資先の会社が利益で増やした資本を受け取る場合は、その増加額は計算に入れない」といった案が上申されている。すなわち対外投資における旧法の規定（累計投資額がその会社の純資産の50%を超えない範囲）を緩和する案であるが、最終的にはこの案は削除され、対外投資の際に累計投資額と会社純資産の比率を念頭にいれる必要性を排除した。

新旧	条項	条文の内容
旧法	12条	会社は他の有限責任会社または株式会社に投資することができ、かつその出資額を限度として投資先の会社に対して責任を負う。 会社が他の有限責任会社または株式会社に投資するときは、国務院が規定する投資会社および持株会社を除き、累計投資額がその会社の純資産の50%を超えてはならない。投資後に、投資先の会社が利益で増やした資本を受け取る場合は、その増加額は計算に入れない。
新法	15条	会社は他の企業に向けて投資できる。但し、法律で別途の規定がある場合を除き、その投資先企業の債務を引き受けの連帯責任を有する出資者となつてはならない。

### 3-2-2：対外担保に関する企業の自主決定権の拡大

旧法では、会社が対外的に担保を提供する場合の手續について明確な規定が存在しなかった。すなわち、その第60条第3項で、「董事、総経理は、会社資産を当該会社の株主または他の個人の債務に担保として提供してはならない」と定めるのみであった。

この結果、実務上で様々な解釈が派生した。特に複数の企業を傘下におく集団企業の董事会で担保設定権が濫用され、これによって会社内外で内経済紛争や訴訟が発生してきた。立法当局ではこの辺りの事情を配慮として、新法では対外担保行為については意思決定機構による手續を強制性規定とする一方で、定款自治主義も取り入れて担保の決定と規模に関して柔軟性の付与している。

### ①有限責任会社の場合

新旧	条項	条文の内容
旧法	—	該当条文無し
新法	16条	会社が他の企業に向けて投資する場合、または他者のために担保を提供する場合は、会社定款の規定に基づいて董事会または出資者会議、株主総会で決議しなければならない。会社定款において投資または担保総額および単一投資またはその担保金額を制限する規定がある場合、その規定限度額を超えてはならない。

### ②株式会社の場合

新旧	条項	条文の内容
旧法	—	該当条文無し
新法	122条	上場会社は、一年以内に重要資産を買取したり売却する場合、または担保金額が会社資産総額の30%を超過した場合は、その議案を株主総会に付し、総会に出席する株主が保有する議決権の3分の2をもって可決しなければならない。

## 3-2-3：利害関係を有する関連出資者（あるいは株主）及びその董事の議決権の制限

いわゆる出資者による「グループ内取引」あるいは出資者に関連する企業との取引について、これを完全に禁止するのではなく、グループ内取引あるいは出資者に関連する企業との取引によって会社利益を侵害した場合の法律責任、およびその利害関係にある出資者（あるいは株主）の董事会会議における制限を設けている。

### ①有限責任会社の場合

新旧	条項	条文の内容
旧法	—	該当条文無し
新法	21条	会社の出資持分の支配者、実質的支配者、董事、監査役、高級管理人員は、その関係を利して会社の利益を侵害してはならない。 前項の規定に違反して会社に損害をもたらした場合は、その賠償責任を負わなければならない。

### ②株式会社の場合

新旧	条項	条文の内容
旧法	—	該当条文無し
新法	125条	上場会社の董事は、董事会会議の決議事項が本人に関連する企業におよぶ場合、この企業に関連する董事は当該事項についての議決権を行使してはならず、かつその他の董事が代理で議決権を行使することもできない。この場合の董事会は、当該事項とは無関係の董事の過半数の出席により成立し、董事会決議は、当該事項と無関係の董事の過半数により可決する。董事会に出席する無関係の董事の人数が3人不足している場合は、当該事項を上場会社の株主総会の審議に付さなければならない。

## 3-2-4：内部あるいは同一グループ内における貸付行為の禁止

新法で内部貸付を禁止する規定を設けた背景には、実際に様々な形態による貸付行為が発生し、これに起因した経済紛争が多発してきた事情がある。

新旧	条項	条文の内容
旧法	—	該当条文無し
新法	116条	会社は、直接あるいは子会社を通じて、董事、監査役、高級管理人員に貸付行為を行ってはならない。

### 3-3：会社の組織機構および出資者（あるいは株主）の権利について

#### 3-3-1：出資者（あるいは株主）の権利の拡大

臨時の出資者会あるいは株主総会に対する請求権、招集権、および主宰権を少数出資者（あるいは株主）へ付与している。

##### ①有限責任会社の場合

新旧	条項	条文の内容
旧法	43 条	議決権を有する出資者の 4 分の 1 以上、董事または監査役の 3 分の 1 以上で、臨時会議の招集を提起できる。 有限責任会社は董事会を設置し、出資者会は董事会が招集し、董事長が主宰する。董事長が特別な理由で職務を履行できないときは、董事長が指名する副董事長またはその他の董事主宰する。
新法	40 条	定期出資者会議は、会社定款の規定に基づいて定期的に行われなければならない。議決権を有する出資者の 10 分の 1 以上の者、3 分の 1 の董事または監査役、あるいは監査役会を設置していない会社のその監査役が臨時会議の開催を提起した場合はこれを開催しなければならない。
新法	41 条	有限責任会社が董事会を設置する場合、出資者会は董事会が招集し、董事長がこれを主宰する。董事長が職務を履行できないとき、または履行しないときは、副董事長が主宰する。副董事長が職務を履行できないとき、または履行しないときは、過半数以上の董事が共同で推挙する一名の董事が主宰する。 有限責任会社が董事会を設置していない場合、出資者会議は執行董事が招集し主宰する。

##### ②株式会社の場合

新旧	条項	条文の内容
旧法	105 条	株主総会は本法の規定に従い董事会が招集に責任を負い、董事長が主宰する。董事長が特別な理由により職務を履行できないときは、董事長が指名する副董事長または他の董事が主宰する。株主総会を招集するときは、総会で審議する事項を総会開催の 30 日前に各株主に通知しなければならない。株主総会は通知に記載されていない事項について随時に決議してはならない。 無記名株券を発行しているときは、総会招集の 45 日前に前項の事項を公告しなければならない。 無記名株券所有者が株主総会に出席するときは、会議招集の 5 日前から株主総会閉会時まで、株券を会社に預けなければならない。
新法	102 条	株主総会は、董事会が招集し、董事長が主宰する。董事長が特別な理由により職務を履行できない場合あるいは履行しない場合は、董事長が指名する副董事長または他の董事が主宰する。副董事長が職務を履行できない場合あるいはしない場合は、過半数以上の董事が共同で推挙する一名の董事が主宰する。 董事会が前項で定める株主総会の招集責任を履行しない場合は、監査役会が速やかにこれを招集し、主宰しなければならない。監査役会が招集、主宰しない場合、連続 90 日以上にわたって単独で株式を保有してきた株主、または会社株式の 10%以上を保有する株主が自主的に株主総会を招集し、主宰できる。
新法	103 条	株主総会を開催する場合、総会で審議する事項を総会開催日の 20 日前までに各株主に通知しなければならない。臨時株主総会を開催する場合は総会開催日の 15 日前までに各株主に通知しなければならない。無記名株券を発行している場合は、総会招集の 30 日前に会議の開催期日、開催場所および審議事項を公告しなければならない。 単独または会社株式の 3%以上を保有する株主は、株主総会の開催日の 10 日前までに臨時に議案を提起でき、かつこれを書面で董事会に通知できる。董事会は本通知を受領した日より 2 日以内にその他の株主に通知し、併せて当該臨時議案を株主総会の審議に付さなければならない。臨時議案の内容が株主総会の権限範囲に属し、かつ明確な議題と具体的な決議事項を有してしていなければならない。 株主総会では、前二項で定める通知において明記していない事項は決議できないものとする。 無記名株券を保有する者が株主総会に出席する場合は、総会開催日の 5 日前より株主総会閉会時まで、株券を会社に預けなければならない。

### 3-3-2：株主の訴訟権の保証

董事、監査役がその職責を履行しない場合において、株主が会社を代表して訴訟を提起する権利が付与された。

新旧	条項	条文の内容
旧法	—	該当条文無し
新法	152 条	<p>董事、高級管理人員に本法第 150 条で定める状況がある場合（董事、監査役、高級管理人員が会社の職務を執行する際に、法律、行政法規、または会社定款の規定に違反して会社に損害をもたらした場合）、有限責任会社の出資者、株式会社で、その会社株式の 1% 以上を連続して 180 日以上にわたって単独で保有するか、あるいは合わせて保有する株主は、監査役会または監査役会を設置していない有限責任会社の監査役に対して、人民法院への提訴について書面で要求できる。</p> <p>監査役に本法第 150 条で定める状況がある場合、上記の有限責任会社の出資者、株式会社で、その会社株式の 1% 以上を連続して 180 日以上にわたって単独で保有するか、あるいは合わせて保有する株主は、董事会または董事会を設置していない有限責任会社の執行董事に対して人民法院への提訴について書面で要求できる。</p> <p>監査役会または監査役会を設置していない有限責任会社の監査役、あるいは董事会、執行董事が、前項で定める株主による書面請求を受けた後において提訴を拒絶したり、書面請求を受けた日より 30 日以内に提訴しなかったり、あるいは緊急事態、あるいは即刻提訴しないことによって、会社が被る損害を補い難い場合、前項で定める株主は会社利益を保護するために、自己名義を以って人民法院に直接的に提訴する権利を有する。</p> <p>他人が会社の合法的權益を侵害して会社に損害をもたらした場合は、本条第 1 項で定める株主は前二項の規定に基づいて人民法院に提訴することができる。</p>
新法	153 条	<p>董事、監査役、高級管理人員が法律、行政法規、または会社定款の規定に違反して株主の利益に損害をもたらした場合、株主は人民法院に提訴することができる。</p>

### 3-3-3：累積投票制の容認

株主総会の決議においては、いわゆる“資本多数決”の原則を採用している。

新旧	条項	条文の内容
旧法	—	該当条文無し
新法	106 条	<p>株主総会で董事あるいは監査役を選出する場合、会社定款の規定または株主総会の決議に基づいて、累積投票制を実施できる。</p> <p>本法でいう累積投票制とは、会社の株主総会で董事あるいは監査役を選出する際において、一株一議決権を董事あるいは監査役の選出数に相当する数で保有し、株主はその保有する議決権を集中的に使用できる制度をいう。</p>

### 3-3-4：出資者（あるいは株主）の知情権の拡大について

会社帳簿の検査・閲覧する出資者（あるいは株主）の権利を強化している。旧法では、有限責任会社の場合では出資者会の議事録と会社の財務会計報告を閲覧する権利のみが明文化されるに過ぎなかった。しかし、新法では、有限責任会社の場合、会社の会社定款、出資者会議の議事録、董事会決議、監査役会会議決議、および財務会計報告を閲覧、複写する権利を付与している。また、株式会社の場合は、会社定款、株主名簿、社債の控、株主総会の議事録、董事会の決議、監査役会の決議、および財務会計報告書を閲覧し、会社経営について提案または質問を行う権利を付与している。

但し、有限責任会社の場合では、（会社が）出資者による会計帳簿の閲覧行為には不当な目的があると合理的根拠に基づいて判断し、閲覧が会社の利益を侵害する恐れがある、と判断した場合は、出資者による閲覧を拒絶する権利を付与しており、この場合に必要な条件について定めている。

### ①有限責任会社の場合

新旧	条項	条文の内容
旧法	32条	出資者は、出資者の議事録および会社の財務会計報告を閲覧する権利を有する。
新法	34条	出資者は、有限責任会社の会社定款、出資者会議の議事録、董事会決議、監査役会会議決議、および財務会計報告を閲覧、複写する権利を有する。 出資者は、会計帳簿の閲覧を要求できる。出資者が会社の会計帳簿の閲覧を要求する場合は、会社に対して書面でこれを請求し、その目的を説明しなければならない。会社は、出資者による会計帳簿の閲覧行為には不当な目的があると合理的根拠に基づいて判断し、閲覧が会社の利益を侵害する恐れがあると判断した場合は、閲覧を拒絶することができるが、この場合は出資者が閲覧要求を書面で提出した日より15日以内に当該出資者に書面で回答し、併せてその理由を説明しなければならない。会社が閲覧を拒絶した場合、出資者は人民法院に向けて閲覧請求を求めることができる。

### ②株式会社の場合

新旧	条項	条文の内容
旧法	—	該当条文無し
新法	98条	株主は、会社定款、株主名簿、社債の控、株主総会の議事録、董事会の決議、監査役会の決議、および財務会計報告書を閲覧し、会社経営について提案または質問を行う権利を有する。

### 3-3-5：出資者（あるいは株主）の撤退権の保証について

会社の決議に対して異議のある株主は自己株式の買取請求権を享受することになった。

新旧	条項	条文の内容
旧法	—	該当条文無し
新法	75条	以下に掲げる情況の一がある場合、出資者会議の当該事項に関する決議において反対票を投じた出資者は、会社に対して合理的な価格によりその出資持分の購入を請求できる。 （1）会社が5年連続して出資者への利益配分を実施していないが、会社はその5年間で連続して利益を計上しており、かつ本法で定める利益配分の条件にも合致している場合。 （2）会社が合併、分割する場合、または主要財産を譲渡する場合。 （3）会社定款で定める営業期間が満了するか、あるいは定款で定めるその他の解散事由が出現し、出資者会議で会社定款の修正決議が可決されて会社が存続することになった場合。 出資者会議で決議を可決した日より60日以内において、出資者と会社の間における出資持分の購入に関する協議が成立しない場合、出資者は出資者会議で決議を可決した日より90日以内に人民法院に訴訟を提起できる。

### 3-3-6：解散の請求権

会社が経営困難に陥った場合に株主が会社の解散を請求する権利が付与された。

新旧	条項	条文の内容
旧法	—	該当条文無し
新法	183条	会社が経営管理上で嚴重な困難が生じ、これの存続によって株主の利益に重大な損害をもたらす、他の解決方法も見出せない場合、全株主の10%以上の決議があれば人民法院に向けて会社の解散を請求できる。株主は、会社定款、株主名簿、社債の控、株主総会の議事録、董事会の決議、監査役会の決議、および財務会計報告書を閲覧し、会社経営について提案または質問を行う権利を有する。

### 3-4：工会あるいは従業員代表者による経営への関与について

#### 3-4-1：工会の役割について

工会の役割については、『労働法』『工会法』および『集団契約規定』に基づいて、会社法でその整合を図っている。

一方、本条文の外商投資企業への適用については、『中外合弁経営企業法実施細則』の第 87 条、第 88 条で、関連する規定が存在する。<sup>2</sup> また、外商投資企業も適用される『集団契約規定』でも企業と工会の間における集団契約の締結について定めている。<sup>3</sup>

新旧	条項	条文の内容
旧法	16 条	会社の従業員は法に準拠して工会を結成し、工会活動を行い、従業員の合法的權益を守る。会社はその会社の工会のために必要な活動条件を供与しなければならない。独資の国有会社および 2 社以上の国有会社、あるいはその他の二社以上の国有の投資主体が投資して設立する有限責任会社は、憲法および関係法律の規定に基づき従業員代表大会やその他の形式を通じて、民主的な管理を実行する。
新法	18 条	会社の従業員は、『中華人民共和国工会法』に準拠して工会を結成し、工会活動を行い、従業員の合法的權益を保護するものとする。会社は、その会社の工会のために必要な活動条件を供与しなければならない。会社の工会代表者は、従業員の労働報酬、勤務時間、福利、保険および労働安全衛生等の事項について会社との間で集団契約を締結する。会社は、憲法と関係する法律の規定に基づいて、従業員代表大会または他の形式を通じて民主的管理を実施するものとする。会社が制度の改正、再編、および経営上の重大事項、または重要な規則制度の制定について検討しこれを決定する場合は、当該会社の工会の意見を聴取し、併せて従業員代表大会または他の形式を通じて従業員の意見と提案を聴取しなければならない。

### 3-4-2：従業員代表者による董事会への関与について

二社以上の国有企業または国有の投資主体が投資する有限責任会社については、従業員代表者の董事会への参画を、企業の義務として強制し、その他の有限責任会社では「董事会構成員にその従業員代表者を加えることができる」として任意性規定を設けている。この強制性規定と任意性規定は、株式有限責任会社の場合も同様である。

#### ①有限責任会社の場合

新旧	条項	条文の内容
旧法	45 条	二社以上の国有企業またはその他二社以上の国有投資主体が投資、設立する有限責任会社については、董事会の構成員の中に会社の従業員代表者を入れなければならない。董事会の従業員代表者は会社の従業員が民主的選挙を経て決定する。
新法	45 条	二社以上の国有企業またはその他二社以上の国有投資主体が投資して設立する有限責任会社については、董事会の構成員の中に会社の従業員代表者を加えなければならない。その他の有限責任会社の董事会構成員についてもその従業員代表者を加えることができる。董事会の従業員代表は、会社の従業員代表総会、従業員総会あるいはその他形式による民主的選挙を経て決定する。

#### ②株式会社の場合

<sup>2</sup> 『中外合弁経営企業法実施細則』第 87 条：「合弁企業の董事会で合弁企業の発展計画、生産経営活動等の重大事項を討議する際には、工会代表は会議に列席し、従業員の意見と要求を反映させる権利を有する。董事会が従業員の賞罰、賃金制度、生活福利、労働保護、保険等の問題を検討し決定する際には、工会代表は会議に列席する権利を有し、董事会は工会の意見を聴取し、その協力を得なければならない。」

同第 88 条：「合弁企業は、当該企業の工会の活動を積極的に支持しなければならない。合弁企業は『工会法』の規定に基づいて、工会に対して、事務、会議に使用するため、従業員の集団福利、文化、体育事業を行なうための必要な建物と設備を提供しなければならない。合弁企業は従業員の実際賃金総額の 2% を工会経費として毎月支給しなければならない、当該企業の工会は中華全国総工会が定める工会経費管理に関する方法に基づいてこれを使用する。」

<sup>3</sup> 『集団契約規定』第 2 条：「中華人民共和国の国内企業および企業化管理を実施する事業組織が当該組織の従業員との間で団体交渉を行い、集団契約を締結する場合は本規定を適用する。」

新旧	条項	条文の内容
旧法	—	該当条文無し
新法	109 条	<p>           董事会構成員の中に会社の従業員代表者を加えることができる。董事会の従業員代表者は、会社の従業員代表総会、従業員総会あるいはその他形式による民主的選挙を経て決定する。二社以上の国有企業またはその他二社以上の国有投資主体が投資して設立する有限責任会社については、董事会の構成員の中に会社の従業員代表者を加えなければならない。その他の有限責任会社の董事会構成員についてもその従業員代表者を加えることができる。董事会の従業員代表は、会社の従業員代表総会、従業員総会あるいはその他形式による民主的選挙を経て決定する。         </p>

### 3-5：法人格否認の法理を採用

会社設立に必要な最低資本金の引き下げ、および一人会社の容認は、新法の一
 大特徴をなすものである。この二つの事項に関する法的な規制緩和は必然的に会
 社の設立を容易にするものであり、トンネル会社やペーパーカンパニーの乱立と、
 設立された会社の法人格が濫用される事態が予想される。したがって、上記の二
 つの規制緩和に対応する措置として、先進国でも採用され、かつ判例でも認めら
 れてきた「法人格否認の法理」を新たに明文化している。また新法はこの法人格
 否認の法理の採用に留まらず、役員の方第三者責任の規定も設けている。

新旧	条項	条文の内容
旧法	—	該当条文無し
新法	20 条	<p>           会社の出資者は、法律、行政法規および会社定款を遵守し、法に準拠して出資者の権利を行使しなければならない。会社の出資者はその権利を濫用して会社および他の出資者の利益を侵害してはならない。会社の出資者は会社法人の独立地位および出資者の有限責任を濫用して会社の債権者の利益を侵害してはならない。         </p> <p>           会社の出資者が出資者権利を濫用して会社あるいは他の出資者に損害をもたらした場合は、法に準拠してその賠償責任を負わなければならない。         </p> <p>           会社の出資者が会社法人の独立した地位および出資者の有限責任を濫用して、債務を逃避し、会社債権者の利益に重大な損害を与えた場合には、会社の債務に対して連帯責任を負わなければならない。         </p>

## 第二章 中国のPL法と消費者権益の保護に関する対策

### はじめに

2000年以降になって、中国は「世界の工場」と呼ばれるようになってきている。中国では、この状態を裏付けるように90年中期より欧米や日本の多数の企業がその生産拠点を本格的に中国にシフトしており、“メイドインチャイナ”の自社製品を国際市場はおろか中国国内の市場へも自社製品を大量に供給する状態に到っている。これらの外商投資企業が主力となって中国製品の輸出量は激増し、このような状態を背景として中国の国際収支は大幅な黒字を連年更新している。この状況が人民元の切上げ圧力が国際的に高まる主因となっていることは周知のことである。

一方、国内市場でも大きな変化があり、市場規模は沿岸地域の都市部を中心に同心円状に拡大の一途をたどっている。WTO加盟から3年目に到った一昨年从去年にかけて一段と市場を開放する政策として商業・物流とサービス産業を更に開放する一連の法律が制定された。この政策と法制の両面改革によって市場規模はさらに肥大化し、外資・内資が入り乱れる激烈な競争状況を呈している。

また生産力の増大と市場規模の拡大によって、家電を典型にして一部の製品に生産過剰の状態が出現し、これに起因した値崩れを引き起こす有様である。しかしながら、全体的な産業構造から言えば、普遍的に生産資材とエネルギーの不足をもたらし、環境汚染の蔓延や安全性を無視した生産による重大事故の多発といった新たな問題と緊張が派生している。

すなわち、今日の中国経済は、①大幅な黒字を持続する国際収支の調整、②人民元切上げ圧力に対する金融改革と個人所得の引き上げによる内需の拡大、③資材とエネルギーの安定的な確保による生産力の持続的な発展、④さらに開放され拡大する市場の秩序ある発展、⑤知的財産権の保護による公平な市場競争の保証、――等の課題を抱えている。

### 1. 強化される当局の製品品質検査

中国では市場規模の肥大化に伴って製品の品質に関する消費者クレームが激増しており、また政府当局による品質検査活動も年を追って厳しさを増している。

今年の1月に中国の消費者の認知する人気ブランドの某社が、「浙江省においてデジタルカメラの品質で政府機関よりクレームを受け、問題となったデジカメの回収・交換に乗り出した」といったニュースが飛び込んできた。政府側の発表では、品質検査で問題になった某社以外のメーカー名や機種を明らかにせず、消費者クレームがあったわけでもない。

問題は 2005 年 12 月、浙江省の工商行政管理局が某社製デジカメの品質に問題があるとして、該当品の省内での販売の差し止めを決定したことである。省内で販売されているデジカメ 34 機種品の品質や機能を検査した結果、13 機種が一定基準を満たさない「不合格品」となり、その中に某社の売れ筋商品（6 機種）が含まれていたというのが政府発表である。某社側は当初、「当局からなんら連絡や指示がない」と困惑していたが、地元新聞をはじめとして各種のメディアが政府の決定を大きく報じたために、販売店が販売を自粛する動きに出てきた。販売店にとっては政府からクレームが出ている製品を販売するわけにはいかない。その理由はいうまでもなく、中国の PL 法に違反するからである。しかしながら、これらの一連の報道を見る限り、以下のような面で腑に落ちない点と推測が成り立つ。

- (1) 「浙江省の工商行政管理局が該当品の省内での販売の差し止めを決定した」行為について、行政当局は、その行政行為を当事者である某社に規定に準拠して通知しなければならない。
- (2) 某社側が「当局からなんら連絡や指示がない」という報道の事実関係が正確なのかどうか。
- (3) なぜなら、「製品の販売を差し止める」ような企業にとって極めて重大な行政行為を適時に当事者に通知しない場合、浙江省の工商行政管理局の行為は『行政復議法』に抵触することになる。
- (4) 通知しないことが事実であれば、某社は行政当局に対して、自社の法人としての合法的權益を保護するために、『行政復議法』に基づいて、その「販売差し止め」命令に対する再議を申し立てる権利を有する。
- (5) したがって、某社側がこの手続に踏み切らなかった背景には、某社側に別の自社事情があったか、あるいは製品管理上の瑕疵があり、「販売差し止め」命令にしたがって回収に乗り出したと判断できる。

一方、中国での動きに対して、日本側メディアには「中国でも人気の某社ブランドを狙った中国企業の陰謀ではないか」との憶測が流れ、2004 年 4 月の中国国内で発生した反日デモに敷衍して中国社会を刺激すべきでない判断した某社が自主的に製品の回収に乗り出したといった憶測もながれ、このような現象は「日系」であること自体が有する企業のリスクと分析している。

また一部の知日派ジャーナリストは、日系企業が中国で失敗する事例を数多く取材し、「現地に愛される企業を目指せ」「会社の利益と離れたところで、有意義な活動をしていることを認識してもらおう努力が必要」と指摘している。しかし、このような日系企業の現地化や、「企業市民」として幅広い社会・地域活動の推進を強調することに問題の本質があるわけでない。問題の所在は主に以下の点にあると考えるべきである。

すなわち、製品の品質保持については、技術の信頼度を引き上げ、自社の品質管理体制を整備しておくことが不可欠の条件となるが、中国ビジネスで問われる製品の品質管理に関する法務対策および一般社会に対する対策については、以下の事項についても配慮を怠ってはならない。

- (1) 製品の製造者責任に関連する法制度を熟知し、自社製品への影響を把握しておくこと。
- (2) 安全生産に関連する法令を熟知し、自社の生産システムへの影響を把握しておくこと。
- (3) 中国政府が公認する工業規格や認証制度を熟知し、自社製品への影響を把握しておくこと。
- (4) 工業製品の品質に対する消費者意識の動向や関連するマスコミ報道に常に配慮し、PL 対策に役立てること。
- (5) 自社のアフターサービス部門や渉外部門を強化し、自社製品に係わる消費者クレームや政府機関の品質検査やサンプリング調査に機動的に対処できる危機管理体制を構築しておくこと。
- (6) 行政機関が製品の品質に関連して、これの品質検査を実施し、結果的に販売差し止め等の行政処分を言い渡した場合、ただちにその行政行為の内容、背景、手続等が関係法令に準拠しているか否かについて検討し、必要によっては行政再議の申し立ても念頭に入れた対策をこうじるべきである。

## 2. 『工業製品生産許可証管理条例』の施行について

---

まさに「世界の工場」と化した中国では、特定製品の生産について許可証制度を採用しているがこの制度の法的根拠として 1984 年 4 月に施行した『工業製品生産許可証試行条例』である。ところが昨年（2005 年 7 月）に、国务院は従来法を改正し、新たに『工業製品生産許可証管理条例』を公布して同年 9 月 1 日より施行している。また、国家品質監督検査検疫総局（以下、“品質検査総局”と略称する）は、同条例の施行を受けて 11 月に同条例の実施に当たって具体的な細則を定める『工業製品生産許可証管理条例実施弁法』を公布、11 月 1 日より施行している。この二つの法律の概略は以下のとおりである。

- (1) 乳製品・肉製品・飲料等の加工食品、電気毛布/圧力鍋/ガス湯沸器等の電気製品、安全ネット・ヘルメットなどの建設作業安全防具等の生産について、生産者に「生産許可証」の取得を義務づける。
- (2) この法律に違反して製造した場合は、生産停止処分、製品の没収のほかに罰金を科する。
- (3) 「生産許可証」の申請は、申請を予定する製造企業が所在する省、自治区、直轄市の担当部署に対して行う。その審査は、書類審査だけではなく、検査官による工場の実地検査、さらに製品のサンプル検査も実施し、これらにパスしなければならない。
- (4) 「生産許可証」の有効期限は、食品関係が 3 年、その他の業種は 5 年であり、期限の更新をする場合は有効期限の 6 ヶ月前までに更新申請の手続を行わなければならない。
- (5) 「生産許可証」を必要とする製品の製造者は、許可証取得済のマークと許可番号を製品あるいは包装、取扱説明書に表示しなければならない、これに違反した場合には罰金を科する。

新法は、人体の健康や財産の安全に係わる製品の製造について「許可証制度」をもって規制することを目的として制定しており、製品の品質について定める現

行の PL 法と対をなす法律である。対象製品の概要は条項で明記しているが、許可証を必要とする具体的品目は許可証の所管官庁と消費者団体等の意見を聞いた後にリストが作成される。

また、許可証の取得の為の具体的手続、必要書類などについても、今後、製品毎に定められる予定となっている。許可証の申請から取得まで、様々な検査が必要となり、相当の時間がかかることも予想されることから、該当すると考えられる生産者は早めに対策を立て、今後公表される製品リストと具体的な申請手続についての情報収集に努める必要がある。

### 3. 製造物責任と消費者保護に関連する日中の法令について

---

#### 3-1：生産者と販売者の製造物に対する責任（Product Liability）

法制度でいう「製造物責任」とは、製品の品質上の欠陥や使用説明書の説明不備によって、その製造物を購入または使用した消費者が生命、身体、財産に損害を被った場合、製造業者や販売者に責任を負わせる制度である。製造物責任を定める法律は通称 PL 法（Product Liability Law）と呼ばれており、市場が一定規模に達している国ではほぼ普遍的に制定されている。ヨーロッパでは 80 年代にほぼ各国で制定され、アメリカでは 1960 年代以降になって、過去に累積した判例に基づいてまず各州レベルの PL 法が整備された。さらに 1998 年には全米を対象にして適用する PL 法として「Biomaterials Access Assurance Act of 1998」が成立した。

日本では、1995 年 7 月に『製造物責任法』（PL 法）が施行している。一方、本稿のテーマとなる中国の PL 法は、1993 年に『中華人民共和国製品品質法』（以下“PL 法”という）という名称で制定されている。

#### 3-2：日中両国の PL 法の大まかな相違

日本の PL 法は、目的、定義、製造物責任、免責事由、期間の制限、民法の適用について定めるのみでわずかに 6 条で構成する法律であるが、中国の PL 法は、総則/製品品質の監督/生産者および販売者の責任と義務（生産者の製品品質の責任と義務/販売者の製品品質の責任と義務）/損害賠償/罰則/附則、—の 6 章 74 条で構成している。この日中 PL 法の際立った相違は、主に以下の理由に起因している。

##### 【日中の PL 法に関する立法構造の相違】

- (1) 日本の PL 法では製品の品質や認証に関する行政機関の職能や監督責任について言及していないが、中国の PL 法は行政機関の職能、監督責任、権限に言及している。
- (2) 日本では製品の安全については、PL 法とは別に特別法として『消費生活用品安全法』『電気用品安全法』等を制定しているが、中国では PL 法では製品の安全についても製造者責任として一括して定めている。
- (3) 日本の PL 法では製品の工業規格や品質認証について定めず、別に『家庭

用品品質表示法』等で定めているが、中国では PL 法では工業規格や品質認証についても一括して定めている。

- (4) 中国の PL 法では消費者保護についても定めている。
- (5) 日本の PL 法では損害賠償については、免責事由と損害賠償の請求権の時効を定めるのみで、「民法の適用」を明記するだけであるが、中国では PL 法では損害賠償と罰則を詳細に定めている。（中国では、品質に起因する損害賠償については、『民法通則』と『契約法』でも定めている）

#### 4. 消費者保護に関連する法制度

---

日本では、2000年4月には体系的な消費者保護法整備の一環として契約をめぐる被害から消費者を守る『消費者契約法』が施行している。さらに、訪問販売など消費者トラブルを生じやすい特定の取引類型を6種類に類別し、この種の取引行為を対象として、トラブル防止のルールを定め、事業者による不公正な勧誘行為等を取り締まることにより、消費者取引の公正を確保することを目的とした『特定商取引法』が存在する。<sup>4</sup> また、消費者協会のほかにも家電製品 PL センター、自動車製造物責任相談センターなどの業界ごとの裁判外紛争処理機関も設立されているが、情報公開が不十分との批判もある。

一方、中国では、消費者の合法的権利を保護する法律として1993年に『中華人民共和国消費者權益保護法』（以下“消費者保護法”という）が制定されている。中国には上述する日本の法廷外紛争処理機関に相当する団体は業界別には存在しないが、代わって「消費者協会」が全国各地に存在する。中国の「消費者協会」をその機能から見た場合、①消費者クレームを受理し、②法廷外における紛争処理の手段として製造者あるいは販売者への打診と調査、③裁判となった場合の消費者への支援活動、④当該事件のマスコミを通じた開示と批判による公告活動、――等の多岐にわたる活動を展開している。また中国の「消費者協会」は、法制度上でも特別な地位と権限が付与されており、<sup>5</sup> 政府部門（特に工商行政管理局）とも気脈を通じている。したがって、中国の市場戦略を検討する上で「消費者協会」を軽視してはならない。中国の「消費者協会」の権限とその対策については後述する。

#### 5. 中国 PL 法の概要と関連法令

---

##### 5-1 : PL 法の制定背景

中国の PL 法は、1993年に『中華人民共和国製品品質法』として成立している。中国では、その前年の1992年10月に開催された第14回党大会において「社会主義市場経済体制」への転換が採択されている。つまり、中国の PL 法は、企業によって提供される製造物（商品）や各種のサービスが、国家による配給、割当、付与、といった計画的な流通システムから離れて、市場で自由に取引され

---

<sup>4</sup> 日本の『特定商取引法』では訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引取引販売の6種類の取引について言及している。

<sup>5</sup> 『中華人民共和国消費者權益保護法』

る市場経済システムに転換する時期と軌を一にして制定された。

製造者と販売者の製品に関する責任を明確にする PL 法は、安全性と信頼性が保証された製品やサービスが市場で公平、安全、健全に取引されるため必要不可欠な法律である。以下、製品の製造と販売に従事する外商投資企業が留意すべき各章各条のポイントと関連する法令の内容を解説する。

## 5-2：PL 法の基本構造

中国の PL 法は、全 6 章 74 条で構成し、各章の言及事項は総則/製品品質の監督/生産者および販売者の責任と義務（生産者の製品品質の責任と義務/販売者の製品品質の責任と義務）/損害賠償/罰則/附則、一一となっている。

### 5-2-1：制定目的

優勝劣敗を原則とする市場競争原理に立脚して、製品の品質について、品質検査制度、認証制度、サンプリング検査に基づく行政側の監督管理、および製造者と販売者を含む企業側の品質責任（行政責任<sup>6</sup>/民事責任<sup>7</sup>/刑事責任<sup>8</sup>）を明確にして、消費者の合法的権益を保護し、もって社会経済と市場の健全な発展に資することを目的としている。

### 5-2-2：製品の品質に係わる責任主体

生産者および販売者にそれぞれの責任を定めている。すなわち中国の PL 法では製品を販売する者にも法律責任が問われる。

### 5-2-3：生産および販売における主な禁止行為

以下のとおりである。

- (1) 品質不合格品の生産、販売。
- (2) 認証マーク等の品質マークの偽造もしくは盗用。
- (3) 製品の産地の偽称、工場の名称および住所の偽称。
- (4) 他の工場名称および住所の盗用。
- (5) 生産あるいは販売する製品中に夾雑物もしくは偽物を混入すること。
- (6) 贗物を本物とすること、不良品を良品とすること。

## 5-3：製品の品質管理に関する監督官庁とその職責

### (1) 製品品質に関する監督部門

中央政府には国务院の製品品質監督部門があり、各地方に下級機関を配置している。またこれらの監督部門は、工業製品の種別に応じて下表で示すように分かれている。

<sup>6</sup> 製品の品質改善、生産停止命令、販売停止命令、営業許可証の取消等の行政措置。

<sup>7</sup> 『民法通則』第 122 条の「不合格の製品により他人の財産や身体に損害を与えた場合」に基づいて製造者または販売者が負うべき民事責任。

<sup>8</sup> 本法に違反および関連法令で定める「品質義務」に違反した行為が犯罪を構成する場合の刑事責任。

工業製品の品質を監督する政府部門

政府部署	機 関 名	職 責
国务院直属	国家品質技術監督局	●製品の標準化 ●工業規格の制定と管理、計量、品質の統括管理
国务院直属	国家工商行政管理局	●PL法の違反行為の調査、摘発 ●消費者クレームの処理 ●「三包」（製品の修理/交換/返却）規定の実施状況に対する監督管理
衛生部	食品衛生監督局	●食品の衛生に関する検査、技術指導、食中毒調査
衛生部	薬品検験局	●医薬品の安全性に関する監督・検査
商務部	安全監督局	●ボイラーや各種の圧力容器の安全性に関する監督・検査
交通部	船舶検験局	●船舶設備および船舶資材の品質に関する監督・検査
税関総局	輸出入商品検験局	●輸出入製品の品質と安全性に関する監督・検査
地方人民政府	製品品質監督部門	●管轄区域内における製品の品質に関する監督・検査 ●品質認定証の交付と優良製品の品評 ●違反行為の摘発

これらの行政機関のうち、「国家品質技術監督局」は行政処罰権限を保有していないが、他の機関はいずれも処罰権限を有している。処罰の内容については後述する。

また、このうち、国家品質技術監督局と国家工商行政管理局は以下のような政務で分業・協調している。

- (1) 生産・流通領域における製品の品質責任については、国家品質技術監督局が主管し、国家工商行政管理局がこれに協調する。
- (2) 製品の市場管理と商標管理における違反行為（ニセ商品の生産販売/商標の盗用/粗悪品の生産販売/ニセ表示等）については、工商行政管理局が査察活動を主管し、国家品質技術監督局と国家商標局がこれに協調する。

#### 5-4：製品の品質に関する告発の奨励と告発者の秘密保護

中国の法制度では各種の法律違反行為に対する告発行為が奨励されている。<sup>9</sup> また法律条文でも奨励を明文化しており、これを受理し立件の有無を検討することは行政当局の重要な職責の一部となっている。PL法も例外ではなく、本法規定の違反行為について、製品品質監督部門もしくは他の関係部門に向けて告発する権利を組織および個人に付与しており、これを受理する行政当局は告発者の秘密を守り、省、自治区、直轄市人民政府の規定に基づいてこれを表彰しなければならない、としている。<sup>10</sup>

#### 5-5：製品の品質に関する基準、品質検査、および監督

企業が自社製品の品質管理と検査を厳格に実施することは当然のこととして、工業製品に対する使用上の安全性の保証、品質基準、認証等のついて以下のように定めている。

#### 5-6：品質認証制度と国家基準、業界基準について

<sup>9</sup> 労働法の違反行為、治安管理上の違法行為、輸出入取引に関する違法行為、社会保険手続の違反行為、納税義務の違反行為等を典型として奨励金の付与を含む告発の勧奨、政府機関の受理と立件の有無、告発者の秘密保護等で構成する告発制度が設けられている。

<sup>10</sup> 『中華人民共和國製品品質法』第10条

企業およびその製品に対する品質認証制度については、中国においても国際基準である ISO 体系が導入されており、1988 年には ISO9000 系列に対応する国家品質基準として GB/T10300-88 体系を制定、さらに国際貿易の発展に伴って ISO9000 体系に関する取引間相互の要求に応えるものとして、GB/T10300 を改め、新たに GB/T19000 系列（品質管理と品質保証）を制定し、これが中国の企業品質制度の現行基準となっている。

また、PL 法でいう、「人体の健康および身体、財産の安全に危害を及ぼすおそれがあり、国家経済と国民生活に影響する重要な工業製品」については、別途に『中華人民共和国標準化法』（1989 年 4 月 1 日施行）とその関連法で強制性を有する国家基準と業界基準を定めている。それぞれにコード番号ネームがあり、国家基準については“GB”で統一し、地方政府が定める当地の基準は原則的には国家基準にない工業製品の安全・衛生の方面の規格に限られており、コード番号ネームは“QB”となっている。また業界基準については、国务院の当該業界の主管部門が制定し、全国的の同一業界内で統一的に適用されている。業界基準の効力は、国家基準より低く、地方基準より高く設定されており、コード番号ネームは“IB”となっている。さらに企業に適用する基準は、企業により制定し、これを当地の人民政府の標準化主管部門に報告し、企業内部で適用するとしている。当該企業が法律に準拠した契約を締結しなければならない場合の契約条件となるもので当事者双方に拘束力を有しており、コード番号ネームは Q/B で表示し、これは国家基準または業界基準を上回る効力があるとされている。

## 5-7：製品の品質に対する行政側の検査制度

品質に対する行政当局による検査制度は、主に検査目的の製品に対する「抜き取り検査」を実施しており、その方式は、①電撃的に抜き打ち検査、②統一検査、③定期検査、—を実施しているが、その内容な以下のとおりである。<sup>11</sup>

### （1）検査の対象となる製品

- ①人体の健康および身体、財産の安全に危害を及ぼすおそれがあり、国家経済と国民生活に影響する重要な工業製品。特に食品、薬品、医療機器、化粧品、電気製品、可燃物、日用雑貨が標的となる。また民生工業製品としては、肥料、農薬、計器類、タバコ、各種の建材、電線、セメント類が主な標的となる。
- ②消費者、関係組織が品質問題を指摘した製品。特に粗悪品、ニセ商品が標的となる。

### （2）検査サンプルの対象

検査サンプルは、市場もしくは企業の出荷前の製品（倉庫内の販売待機製品）から無作為に抽出する。

<sup>11</sup> 1999 年 8 月 27 日に国家品質技術監督局が公布した『国家抜取検査製品目録』には 248 品目の製品が「一般的抜取検査」あるいは「追跡抜取検査」の対象製品となっている。

### (3) 検査の方法

- ①抜き取り検査は製品品質監督部門が計画して実施するが、事前に公示されることはなく、電撃的に抜き打ち実施するか、あるいは大型連休前に食品や日用雑貨の検査、婦人デー（3月8日）前に生理用品/化粧品/婦人用衣類等の婦人用品の結果、児童デー（6月1日）前に学用品/文房具/等の検査の検査、中秋節（旧暦8月15日）前には月餅の検査、――といったように集中的・個別撃破的に検査が実施される。
- ②県級以上の地方の製品品質監督部門は当該行政区管区内において抜き取り検査を実施できる。

### (4) 検査に関する行政の禁止事項

- ①国が抜き取り検査を実施した製品について、地方機関で重複して検査してはならない。
- ②上級機関が抜き取り検査を実施した製品について、下級機関が重複して検査してはならない。

### (5) 製品のテスト<sup>12</sup>

- ①抜き取り検査の必要に応じて製品のテストを実施できる。
- ②テストで抜き取るサンプルは、合理的な数量を超えてはならず、かつ被検査者からテストの費用を徴収してはならない。
- ③抜き取り検査に必要なテストの経費は、国务院の規定に基づいて支出する。

### (6) 検査結果に対する異議申立

- ①生産者および販売者が検査や製品テストに異議がある場合は、結果を受領した日より15日以内に抜き取り検査を実施した製品品質監督部門もしくは上級の製品品質監督部門に再テストの実施を申し立てることができ、再テストを受理した品質監督部門は再テストの結論を出す。
- ②検査結果に対する異議申立の権利については、別途に『行政復議法』でも保護されている。

### (7) 是正命令と社会的な暴露

検査の結果、品質に問題がある製品に対する行政当局の措置は、通常ケースで以下のとおりである。但し、品質不良が検査前から明らかであったり、不良の状況が嚴重な場合はこの限りではない。

- ①抜き取り検査の結果、品質が不合格である場合は、これを担当した製品品質監督部門がその生産者および販売者に期限付きでこれの是正を命じる。
- ②期限を経過しても是正しない場合は、省級以上の人民政府の製品品質監督部門がこれを社会的に公示する。
- ③公示後、再検査によっても依然として不合格な場合は、営業停止を命じ、期限付きで改善させる。
- ④改善期間が満了した後、再検査によって製品の品質がなお不合格である場合は営業許可証を取り消す。

<sup>12</sup> 製品の品質検査機関は、主要には国务院標準化行政主管部門が認可され、授權された品質監督檢驗センターが実施し、工業製品の種別に応じて各種の検査機関が全国各地に存在する。

- ⑤情状が嚴重な場合は、行政処罰のほかに民事責任や刑事責任も追及する。  
(処罰の範囲と内容については後述する)

### (8) 行政当局の検査時における権限

PL法で定める権限は以下のとおりである。

- ①違反の嫌疑のある場所（生産者/販売者を含む）への強制的な立入検査の実施。
- ②当事者の法定代表者、主要責任者、その他の関係者より、本法に違反する生産、販売活動に関連した状況を調査すること。
- ③当事者の関係契約、請求書、領収書、帳簿その他の関係資料を閲覧、複製すること。
- ④当該製品、およびその製品の生産あるいは販売に直接使用された原材料・補助材料、包装物、生産用具の封印、差押。

### (9) 製品検査の免除制度

中国では2000年の3月に『製品の品質監督検査の免除に関する管理弁法』が施行し、企業側が申請し、当該製品に課される各種の条件が満たされている場合は、一定期間内における政府当局の品質検査を免除されている。その条件と手続についてはここでは省略するが、政府当局による「免検」を付与された企業には「製品免検証書」が交付される。

## 5-8：生産者の製品品質責任と義務

以下のとおりである。

生産者の製品品質責任と義務

言及事項	生産者責任および義務の内容	条文	留意事項
品質に関する義務	①人体の健康と身体および財産の安全を脅かす不合理な危険が存在しない。	26	品質に関する国家基準、業界基準、地域基準のチェックが必要。
	②人体の健康と身体および財産の安全を保障する国家規格、業界規格がある場合はその規格に適合している。		
	③製品が具備すべき使用性能を具備していること。 (但し、製品が有する使用性能上の瑕疵について説明している場合は除外)		
	④製品もしくはその包装に明記された規格に適合し、製品説明、実物見本などの形で示された品質に適合している。		
表示に関する義務	①製品もしくはその包装の標識の内容が真実であること。	27	製品に貼付あるいは記載する標示に関連する法令のチェックが必要。  中国語による使用説明書
	②品質テストの合格証明があること。		
	③中国語で表示された製品名/生産工場名称/住所があること。		
	④製品の特徴と使用上の要求に基づき製品の規格、等級、主要成分名および含有量を表示する必要がある場合は、相応する中国語表示があること。消費者に事前告知する必要がある場合は、外包装に表示、または消費者に事前に関係資料を提供すること。		

	⑤使用期限のある製品については、分かり易い位置に製造年月日と安全使用期間もしくは有効期限（品質保持期限）を表示しなければならない。		
	⑥不適切な使用によって製品自体が損壊したり、または身体、財産の安全に危害を及ぼす可能性がある製品については、警告マークまたは中国語の警告説明を付記すること。		
	⑥無包装の食品、および製品の特色上で標識の貼付が難しい無包装製品は製品標識を貼付しなくてもよい。		バラ売り商品は表示を免除
特殊製品に対する品質義務	易損品/可燃物/爆発物/有毒物/腐敗性物質/放射性物質などの危険物、貯蔵・輸送中に倒置できない物品等、特殊な要求のある製品の包装はその要求に沿って国の関係規定が定める警告マークもしくは中国語の警告説明を付し、貯蔵・輸送の際の注意事項を表示する。	28	特殊製品/危険物の標示に関する基準のチェックが必要。
製造禁止の製品	国が明文化して淘汰を命じた製品を生産してはならない。	29	
偽称と盗用の禁止	産地の偽称、工場名称と住所の偽称、他者の工場名称と住所の盗用は禁止。	30	
認証の偽造/盗用の禁止	認証マーク等の品質マークの偽造、盗用の禁止。	31	
その他の偽称	①製品に夾雑物あるいは偽物の混入の禁止 ②贋物を本物と偽称することを禁止 ③不良品を良品と偽称することを禁止、不合格品を合格品と偽称することを禁止。	32	

また、製品の表示に関する義務について、輸入製品の生産者責任については、『製品標識標示規定』（1997年11月7日発布）において、「輸入製品には原生産者の名称および住所を標示しなくてもよいが、その原産地（国家/地区）および輸入代理業者または輸入業者、あるいは販売者が中国国内で法に準拠して登記した名称と住所を標示しなければならない。また、輸入製品の原産地については『中華人民共和国税関による輸入貨物原産地に関する暫定規定』に基づいて確定する」と定めているので注意しなければならない。<sup>13</sup>

さらに輸入食品については、特に『輸出入食品標識審査操作規定』で詳細な規定を定めている。

## 5-9：販売者の製品品質責任と義務

以下のとおりである。

### 販売者の製品品質責任と義務

言及事項	販売者責任および義務の内容	条文	留意事項
仕入検査/検収制度の確立	仕入検査・検収制度を確立し、製品合格証明およびその他の標識を確認しなければならない	33	
品質保持に関する義務	措置を講じて販売製品の品質を維持しなければならない。	34	
販売禁止の製品	国が明文化して淘汰を命じ販売を禁止している製品、期限切れの製品、変質した製品を販売してはならない。	35	販売禁止製品を三類に分けている
表示に関する義務	販売した製品の標識は、第27条の規定に適合していな	36	生産者責任と同様

<sup>13</sup> 『製品標識標示規定』第9条

務	なければならない		
偽称と盗用の禁止	産地の偽称、工場名称と住所の偽称、他者の工場名称と住所の盗用は禁止。	37	生産者責任と同様
認証の偽造/盗用の禁止	認証マーク等の品質マークの偽造、盗用の禁止。	38	生産者責任と同様
その他の偽称	①製品に夾雑物あるいは偽物の混入の禁止 ②贋物を本物と偽称することを禁止 ③不良品を良品と偽称することを禁止、不合格品を合格品と偽称することを禁止。	39	生産者責任と同様

## 5-10：損害賠償

### 5-10-1：製品の欠陥の定義

PL 法でいう製品の欠陥とは、それが製品自体に存在し、身体、製品以外の財産の安全に危害を及ぼす不合理な危険性が存在することを指している。また、製品に人体の健康、身体、財産の安全を保障する国家規格または業界規格がある場合は、その規格に合致しないことを指している。<sup>14</sup>

### 5-10-2：賠償責任と求償権

PL 法では、特に製品の三包（修理/交換/返品）の法律責任について、業者間の取引契約に準拠することを定めており、メーカー、卸業者、小売業者が製品の取引契約を締結する際にはこの点に十分注意しなければならない。

製品の品質に関する賠償責任と求償権

	損害賠償の内容および求償権	条文	留意事項
1	販売者の賠償責任		
	売却した製品が以下の各項のいずれかに該当する場合、販売者は修理、交換、返品（三包）の責任を負わなければならない。製品を購入した消費者に損害を与えた場合、販売者はその損害を賠償しなければならない。 ①製品が保有すべき使用性能を保有せず、さらに当該事項に関する事前の説明が無い場合。 ②製品もしくはその包装に明示された製品規格に合致していない場合。 ③製品説明、実物見本等の方法で示された品質に合致していない場合。	40	修理/交換/返品の三包義務（関連法令アリ）
2	販売者の過失責任		
	①販売者の過失によって製品に欠陥が生じ、身体、製品以外の財産に損害を与えた場合は、販売者がその賠償責任を負わなければならない。 ②販売者が欠陥製品の生産者を明示できず、欠陥製品の納品者も明示できない場合は、自らで賠償責任を負わなければならない	42	販売者の過失責任
3	販売者の求償権		
	販売者が前項の規定に基づいて修理、交換、返品、損害賠償の責任を負った後、その責任が生産者もしくは販売者に製品を供給した他の販売者（以下「納品者」と称する）にある場合、販売者は生産者または納品者に賠償を請求する権利を有する。	40	
4	行政機関の処置		
	販売者が第1項の規定に基づいて、修理、交換、返品もしくは損害賠償を実施しない場合、製品品質監督部門もしくは工商行政管理部門が	40	

<sup>14</sup> 『中華人民共和国製品品質法』第46条

	これの是正を命じることができる。		
5	製品の三包（修理/交換/返品）に関する取引契約の準拠		
	生産者および販売者の相互間、生産者と販売者間で締結した売買契約、あるいは請負契約に別途の約定がある場合は、契約当事者は契約の約定に準拠しなければならない。	40	取引契約の締結で留意すべき規定。
6	生産者の賠償責任		
	①製品の欠陥に起因して、身体、製品以外の他の財産に損害を与えた場合、生産者は賠償責任を負わなければならない。	41	賠償責任の所在
7	生産者責任の免責		
	製品が以下の各項のいずれかに該当することを証明できる場合は生産者の賠償責任が免除される。 ①製品をまだ市場に投入していない場合。 ②損害を派生した欠陥が、製品を市場に投入した時点では存在していない場合。 ③製品を市場に投入した時点の科学技術水準では欠陥の存在を発見できない場合。	41	
8	被害者/生産者/販売者の求償権		
	①【被害者の求償権】 製品の欠陥に起因して、身体、製品以外の財産に損害を与えた場合、被害者は、製品の生産者に賠償を請求したり、製品の販売者に賠償を請求することができる。 ②【販売者の求償権】 販売者が生産者に有する責任について賠償した場合、販売者は生産者に求償権を有する。 ③【生産者の求償権】 生産者が販売者に有する責任を賠償した場合、生産者は販売者に求償権を有する。	43	
9	健康・身体の被害に対する賠償		
	①加害者は、医療費、治療期間中の看護費、被害者の休業による収入減等の費用を賠償しなければならない。 ②後遺障害を与えた場合は、さらに当該障害者の生活自助器具費、生活補助費、障害補償金、およびその被扶養者が必要な生活費等の費用を支払わなければならない。 ③被害者が死亡した場合は、さらに葬儀費、死亡補償金、および死亡者の生前の被扶養者に向けて必要な生活費などの費用を支払わなければならない。	44	
10	財産の毀損に対する賠償		
	①製品の欠陥に起因して被害者の財産に損害を与えた場合、加害者は、その原状を回復するか、または時価に換算してこれを賠償しなければならない。 ②被害者が当該事由により他の重大な損害を被った場合、加害者はその損害を賠償しなければならない。	44	
11	訴訟時効		
	①損害賠償を請求訴訟の時効は 2 年。この期間は当事者とその権益の侵害を確認した日、または知り得た時より起算。 ②製品の欠陥に基づく損害賠償の請求権は、損害を招いた欠陥製品が最初の消費者に引き渡された時点より満 10 年。 (但し、明示された安全使用期間を超えない場合を除外)	45	

### 5-11：紛争の処理方法 15

製品の品質に関連する紛争は以下の順序で優先順位がある。

- (1) 当事者は協議もしくは調停によってこれの解決を図る。
- (2) 当事者が協議もしくは調停による解決を望まない場合、または協議、調停が不調な場合は、当事者各方の合意に基づいて仲裁機関に仲裁を申し立て

15 『中華人民共和国製品品質法』第 47 条

- る。
- (3) 当事者各方が仲裁申立に合意しない場合、仲裁の合意が無効な場合、仲裁裁定に不服の場合は、人民法院に提訴する。

### 5-12：紛争時における製品の品質検査とテスト

仲裁機関もしくは人民法院は、国务院標準化行政主管部門によって認可、授權された製品品質試験機関に委託して、関係製品の品質テストを実施できる。<sup>16</sup>

製品の品質検査の検査やテストについては工業製品の種別ごとに各種の検査機関が全国各地に存在する。また、各省市には省級の「製品品質監督検査所」を設けている。例えば、華東三省の「製品品質監督検査所」では所内に以下の部署を設けている。これらの機関は、①行政当局（主に工商行政管理局）による検査や品質テスト、②紛争時に司法行政機関による委託された検査や品質テスト、③企業より委託された検査や品質テスト、——を実施している。

華東地区における品質の検査・テスト機関

省市	機関名称	主要な検査セクション
上海市	上海市製品品質監督検査所	食品部/性能部/総合部/包装部/動力平衡部
江蘇省	江蘇省製品品質監督検査所	食品化工検査部/紡績製品検査部/機械製品検査部/轻工包装検査部/電子製品検査部
浙江省	浙江省製品品質監督検査所	理化部/電器部/包装部/機械部/靴プラスチック製品部

### 5-13：法律責任と罰則

#### 5-13-1：行政処罰

製品の品質やサービスの品質に関する瑕疵について PL 法に準拠して行政処分を下す主な機関は国家行政管理局である。行政管理局は品質検査を主管する国家品質技術監督局やこれによって認可・授權された検査機関と連携して、品質に問題のある製品の生産者やこの販売者に対して下表に示すような行政処分を下す。

PL法の違反行為に対する法律責任

	違反内容	法律責任および処分の内容	条文
1	品質規格の違反		
	人体の健康および身体、財産の安全の国家規格、業界規格に適合しない製品を生産、販売した場合	①生産、販売の中止命令。 ②違法に生産、販売した製品の没収。違法に生産、販売した製品価額と同額以上3倍以下の罰金を併科。 ③違法所得がある場合は違法所得の没収を併科。 ④情状が嚴重な場合は営業許可証の取消。 ※犯罪を構成する場合は刑事責任の追及。	49
2	成分に関する違反行為およびその偽称		
	製品の中に夾雑物もしくは偽物を混入したり、偽物を本物としたり、不良品を良品としたり、もしくは不合格品を合格品と偽った場合	①当該製品の生産、販売の中止命令。 ②違法に生産、販売した製品の没収。違法に生産、販売した製品価額の50%以上3倍以下の罰金を併科。 ③違法所得がある場合は違法所得の没収の併科。 ④情状が嚴重な場合は営業許可証を取消。 ※犯罪を構成する場合は刑事責任の追及。	50
3	禁止製品の生産および販売行為		
	国が明文化して淘汰を命じた製品を生産した場合、国が明文化して淘汰	①生産、販売の中止命令。 ②違法に生産、販売した製品の没収。違法に生産、販売	51

<sup>16</sup> 『中華人民共和国製品品質法』第48条

	を命じかつ販売を禁止している製品を販売した場合	した製品の価額と同額以下の罰金の併科。 ③違法所得がある場合は違法所得の没収を併科。 ④情状が嚴重な場合は営業許可証の取消。	
4	品質保持期限の販売		
	期限切れの製品、変質した製品を販売した場合	①販売の中止命令。 ②違法に販売した製品の没収。違法に販売した製品価額の2倍以下の罰金を併科。 ③違法所得がある場合は違法所得の没収を併科。 ④情状が嚴重な場合は営業許可証の取消。 ※犯罪を構成する場合は刑事責任の追及。	52
5	製品表示の偽称/盗用、認証マークの偽称/盗用		
	製品の産地を偽った場合、工場名称、住所を偽った場合、他人の工場名称、住所を盗用した場合、認証マーク等の品質マークを偽造した場合、もしくは盗用した場合	これの是正を命じ 違法に生産、販売した製品を没収。違法に生産、販売した製品の価額と同額以下の罰金を併科。 違法所得がある場合は、違法所得の没収を併科。 情状が嚴重な場合は営業許可証の取消。	53
6	使用期限表示の無記載/安全上の警告表示の無記載/無提供		
	使用期限のある製品に製造年月日と安全使用期間（品質保持期間）表示する必要がある場合に該当表示がない場合 不適切な使用により製品自体が損壊、もしくは身体、財産の安全に対して危害を及ぼす可能性がある製品に警告マークまたは中国語の警告説明が付記されていない場合	①是正命令。 ②情状が嚴重な場合は、生産、販売の中止命令 ③違法に生産、販売した製品の価額の30%以下の罰金を併科。 ④違法所得がある場合は違法所得の没収を併科。	54
7	品質に対する公務執行妨害		
	行政当局による製品の品質監督・検査を拒否した場合	①警告を与え、これの是正命令。 ②是正を拒否した場合は、営業停止による改善命令。 ③情状が特に嚴重な場合は営業許可証の取消。 ※犯罪を構成する場合は刑事責任の追及。	56
8	虚偽の広告・宣伝		
	製品の広告における品質の虚偽、消費者を欺いて錯誤をもたらした場合	『中華人民共和国広告法』の規定に基づいてその法律責任を追及する。	59
9	二セ商品の生産/販売		
	二セモノまたは本物に見せかけた製品の生産あり	当該製品の生産に使用した原材料・補助材料、包装物、生産用具の没収。	60
10	PL法違反の幫助		
	生産、販売が禁止された製品を承知の上で、その輸送、保管、貯蔵などに便宜を図り、もしくは本物に見せかけた製品のために生産技術を提供した場合。	①保管、貯蔵もしくは生産技術提供による全ての収入の没収。違法収入の50%以上3倍以下の罰金を併科。 ※犯罪を構成する場合は刑事責任の追及。	61
11	販売禁止製品の使用		
	サービス業の事業主が販売禁止製品を営業サービスで使用した場合。	①使用停止命令。 ②使用された製品が本法で定める販売禁止製品であることを承知し、もしくは知り得た場合は、違法に使用された製品価額に応じて、PL法で定める販売者の処罰に関する規定に準拠して処罰。	62
12	差し押さえ製品の無断処分		
	製品品質監督部門もしくは工商行政管理部門によって封印され、差し押さえられた物品を隠匿したり、移転したり、換価したり、毀損した場合	①隠匿、移転、換価、毀損された物品の価額と同額以上3倍以下の罰金。 ②違法所得がある場合は違法所得の没収を併科。	63

### 5-13-2：行政処罰の権限

営業許可証の取消処分については、工商行政管理部門が決定するが、その他の行政指導、是正勧告、罰金、没収等については製品品質監督部門もしくは工商行政管理部門が国务院で定める職権に基づいて決定する。

### 5-13-3：民事責任と民事賠償

PL法の違反行為について民事賠償が発生した場合はその責任を負い、罰金、過料を納付しなければならない。また違反行為による被害者が賠償請求に関する仲裁や訴訟を起こし、裁定あるいは判決が下り、これが確定した場合はその民事賠償責任を負わなければならない。

消費者に製品供給側の過失立証を求めない（製品の欠陥と被害の因果関係を証明すればよい）無過失責任主義を採用している。

### 5-13-4：刑事責任と刑事罰

PL法の違反行為が犯罪を構成する場合は刑事責任が追及される。また、製品品質監督部門もしくは工商行政管理部門の職員による職務遂行に対して、暴力、威嚇をもってこれを妨害した場合は刑事責任が追及される。また拒否、妨害しているが、暴力の行使または威嚇していない場合は、公安機関が『治安管理条例』の規定に基づいて処罰する。<sup>17</sup>

### 5-13-5：販売者の免責条件

販売者が上表で記載する第49条より第53条までの条文で規定する販売禁止製品を販売した場合において、その製品が販売禁止製品であることを承知していなかったことを証明する十分な証拠があり、かつその仕入元を正しく説明した場合は、軽量の処罰または処罰を軽減される場合がある。<sup>18</sup>

### 5-13-6：製品検査機関に対する行政処罰

PL法では製品やそのサービスの品質を検査する機関に対しても下表で示すような行政処罰の規定を設けている。

製品検査機関に対する行政処罰

	違反内容	法律責任および処分の内容	条文
1	品質検査機関の違反行為		
	製品の品質の試験機関、あるいは認証機関がテスト結果を偽造したり、もしくは虚偽の証明を発行した場合は	①これの是正命令。当該機関に対して5万元以上10万元以下の罰金を科し、直接責任者その他の直接的責任者に対して1万元以上5万元以下の罰金。 ②違法所得がある場合は違法所得の没収を併科。 ③情状が嚴重な場合は、試験資格、もしくは認証資格の取消。 ※犯罪を構成する場合は刑事責任の追及。	57
	製品の品質の試験機関、あるいは認証機関が発行したテスト結果もしくは証明が真実でないために損害を与えた場合	相応の賠償責任を負わなければならない。 重大な損害を与えた場合は試験資格または認証資格の取消。	57
2	品質認証機関の違反行為		

<sup>17</sup> 『中華人民共和国製品品質法』第69条

<sup>18</sup> 『中華人民共和国製品品質法』第53条

	品質認証機関が認証基準に合致していないにも関わらず認証マークを使用する製品に是正命令を出さない場合 認証マークの使用資格の取消処分を実施せず、製品が認証基準に合致していないために消費者に損害を与えた場合	製品の生産者および販売者と連帯して責任を負わなければならない。 情状が嚴重な場合は認証資格の取消。	57
3	業界団体/研究機構/仲介機関等の過失責任		
	社会団体もしくは社会仲介機関が製品の品質について承諾あるいは保証し、その製品が承諾あるいは保証した品質基準に合致しないために消費者に損害を与えた場合	製品の生産者および販売者と連帯して責任を負わなければならない。	58

## 6. 製品の品質に関連する法令

製品の品質と安全性に関連する事項については、PL法を基本法として、別途に個々のテーマごとに関連法令が制定されている。これを一覧表にすると以下のようになる。

### PL法に関連する主な法令

注：中国の法体系では法律には中華人民共和国の冠称があり、行政法規や政令には冠称がないが、ここでは冠称は省略している。

法令の類別	法令名称	公布/施行	注記
基本法	製品品質法	1993/9	
品質基準	標準化法	1989/4	PL法の基礎となる法律でPL法に先行して施行され、製品規格の標準化について定めている。地方では、青島市と上海市に関連するローカル法があり、上海市では『上海市企業製品基準備案管理弁法』が現行法となっている。
	標準化法実施条例	1990/4	
計量基準 および管理	計量法		
	計量法実施細則	1987/2	
	輸入計量器具監督管理弁法	1989/11	
	計量器具の強制検定管理弁法	1987/4	
品質認定証 の管理	製品品質認定証管理条例	1991/5	
	製品品質認定証管理条例実施弁法	1992/1	
	製品品質認定証委員会管理弁法	1992/2	
	製品品質認定証および認定表示管理弁法	1992/2	
	製品品質認定機構認可管理弁法	1995/3	
	強制的製品認証管理規定	2002/5	該当製品の目録アリ
製品検査	国家監督による製品品質の抽出検査の若干規定	1986/10	
	国家監督による製品品質の抽出検査の補充規定	1991/9	
	製品の品質監督検査の免除に関する管理弁法	2000/3	
	國務院による製品品質に関する政務を一段と強化する件についての若干問題の決定	1999/12	
品質表示	製品標識標示規定	1997/11	
	法に準拠した製品ラベル表示に対する監督管理に関する通知	1997/11	

	商業バーコード管理弁法	1998/12	
	原産地域製品保護規定	1999/7	
消費者 クレーム	消費者権益保護法	1993/10	
	消費紛争商品の送検に関する規定	2000/3	
	工商行政管理機関による消費者クレームの受理に関する暫定弁法	1996/3	
	製品品質クレーム処理弁法	1998/3	
	部分商品の修理/交換/返却責任に関する規定	1995/8	
補償および 損害賠償	契約法	1998/3	
	民法通則	1986/4	
紛争	仲裁法	1994/8	
	民事訴訟法	1991/4	
	製品品質の仲裁検閲および製品品質鑑定に関する管理弁法	2000/3	
	品質技術監督の行政復議実施弁法	2000/4	
経営資格と 品質に関連 する特別法	工業製品生産許可管理条例 同『実施弁法』	2005/9 2005/11	旧法は 1984 年 4 月に施行した『工業製品生産許可証試行条例』であるが、本法の施行に伴って廃止されている。
	食品衛生法		
	薬品管理法		
	建築法	1997/11	
	建設工事事品質管理条例	2000/1	
公正取引法	不正競争防止法	1993/9	
消費者保護	消費者権益保護法	1993/10	上海市では関連するローカル法として『上海市消費者権益保護条例』が施行している。

## 7. 消費者保護法とその対策

### 7-1：中国における消費者クレームの現状

中国消費者協会は、今年の 1 月末に 2005 年度において全国 30 省・自治区・直轄市の地方消費者協会で受理した消費者クレームの統計を発表した。その概要は以下のとおりである。

ここ数年、全国消費者協会に持ち込まれる消費者クレーム件数は年間 70 万件前後で比較的落ち着いている。昨年（2005 年）の全クレーム受理件数は年間 70 万 3822 件であり、2004 年度の 72 万 4229 件に比較して 2.1%ほど減少している。この内訳を見ると詐欺事件に対して課せられる 2 倍金額の罰金事件の件数が昨年度は 1 万 1575 件と 2004 年の 1 万 323 件に比較して 12.1%の増加を示し、罰金額も 2129 万元と 2004 年度比 4.7%増加している。クレームの総数は減っても、内容的には悪質なものが増加しているようだ。

また、クレーム受付に対する解決率も 95.6%という相変わらず高い水準にあり、中国消費者協会の抜群の問題解決能力をよく示している。2005 年度の消費者クレーム訴訟支援件数が 2 万 3500 件と 2004 年度の 9572 件に比較して 145.5%増と飛躍的に伸びているのも、中国が本格的な訴訟大国に成長しつつある傾向が読み取れるだろう。

クレーム内容別に見ると、相変わらず品質問題が 65.9%と圧倒的にメインの地位を占めている。製造物（PL）責任を示す安全問題は全体の 2%程度であるが、安全問題のランキングは 2004 年度の 6 位から 2005 年は 5 位にランクアップしている。また、全体が低下するなかで販売契約に絡むクレームだけが増加しており、上記の詐欺事件の増加と連動していることが読み取れるだろう。しかし、これも見方を変えれば、契約内容に問題はあるものの、契約にもとづく販売形態が中国市場でも増えてきた結果ともいえるだろう。

クレーム分野別に見ると、日用品、家庭機器分野におけるクレーム割合が下がり、家電品とサービス分野におけるクレーム割合が増えている。中国の家電市場やサービス業界は玉石混交の激しい競争状態で、大割引、各種サービスの歌い文句が飛び交う販売合戦の中には、落とし穴も増えているようだ。

最後に、クレームの具体的な内容を見てみよう。以下は、昨年度の欠陥クレームのワースト 2 位であるエアコンと携帯電話機に絡む消費者クレームの内容である。中国マーケットにおける激しい競争の生々しい実態が浮き彫りにされていて非常に興味深い。

#### （1）エアコンに対する消費者クレーム内容と傾向

05 年度はエアコンに対するクレームが急上昇している。エアコンに対する消費者クレームの多くは、以下の内容が指摘されている。

- ①買って来たばかりのエアコン新品が正常に動作しない。冷えない、温度調節が効かない、停止させることができない。気温が高くエアコンを急に必要とする場合に、こういった一連の故障が発生し、消費者はサービスセンターに連絡しても、「部品在庫が無いのでしばらく待て」と言われる。エアコンのアフターサービス（中国語で「三包」）規定やサービス約款では、「90 日を経過してもメーカーで修理できない場合は新品交換に応じる」とされているが、夏場の猛暑は 30~40 日で終わってしまうため、結果としてせっかくエアコンを購入しても今年は使えずじまいで無駄だったという結果に終わり、多くの消費者から恨みを買ってしまったというのが現状である。
- ②メーカーは大量生産し、商店は大量販売しているが、各家庭への据付工事と据付後の不調や故障修理のアフターサービスが追いつかず、購入しても利用できない。
- ③エアコン市場の競争が激しいで、利益がきわめて薄くなったため、市場から突然撤退する業者も出ているが、自分が市場で販売した商品に対するアフターケアを請け負わない。いわば「売り逃げ」である。

#### （2）携帯電話機に対する消費者クレームの内容と傾向

中国消費者協会が中国消費者から受け付ける 10 件のクレームのうち 1.1 件は携帯電話に関するものだという。市場シェア争奪に血眼になりながら、「三包」規定を遵守せず、ユーザーをなおざりにする携帯電話機メーカーと販売店が後を絶たないようだ。

- ①携帯電話の品質欠陥に対するクレームが 84.6%とほとんどを占める。具体的には自動シャットオフ機能、液晶画面の故障または表示の乱れ、ボタン接触不良、ボディ破損、雑音、バッテリー耐久時間などである。
- ②携帯販売業者のなかには、安値で偽物を販売、中古を新品と偽って販売、密輸品を販売し、アフターサービスに一切応じない悪質業者がいる。
- ③携帯電話機の「三包」規定では、販売者がアフターサービス責任を負うものと定められているが、正規の販売業者でない場合は、その法律責任を負うことができない。あるいは修理期間が異常に長い、何度修理してもなおらない、修理受付所が無い、というクレームも多い。
- ④使用者の問題ではなく、携帯電話の製造欠陥を鑑定できる専門技術能力を持つ公的品質検査機関が少なく、消費者の使用責任と否定されてメーカーの製造責任がなかなか立証できない。

## 7-2：消費者権益保護に関する法務対策（上海市のケース）

### 7-2-1：華東三省ではいずれも地方性法規が存在する。

消費者の合法的権益を保護する法律について、上海市では 2003 年 1 月 1 日より施行されている『上海市消費者権益保護条例』がある（以下“条例”と称す）。同条例は全 62 条の条文で構成される中型の地方性法規である。この条例は、上海を市場として製品を生産・販売する企業にとって、また上海に居住し上海で消費生活を営む全ての人々にとって、切実かつ身近な法律ということができる。そこで本稿では、上海市における消費者権益保護に関する法務対策について解説する。また、ここでは上海市のローカル法である『上海市消費者権益保護条例』に沿ってその法律実務と対策を解説しているが、江蘇省や浙江省のような市場が一定規模に達している沿岸省市においても同様の対策が求められていることは言うまでもないことである。例えば、江蘇省には『「中華人民共和国消費者権益保護法」の実施弁法』（1996 年 10 月 1 日施行）、浙江省には『「中華人民共和国消費者権益保護法」の実施弁法』（2001 年 1 月 1 日修正施行）といったローカル法がある。

### 7-2-2：中央基本法だけでは適応できない上海の消費社会

まずこの条例は、従来法であった『上海市消費者合法権益保護条例』（1988 年 12 月施行）を大幅に改正したものである。この改正の背景に上海市における市場経済システムの大変化があることは言うまでもない。また、この地方性法規には当然ながらこれが依拠する中央法規＝『中華人民共和国消費者合法権益保護法』がある。上海市ではこの中央基本法の精神に則って、地元の土地柄も反映しているがこの事情は当然のことである。すなわち、全中国における消費行為をカバーしなければならない中央基本法は必然的に消費行為に関わる原理・原則論のみを言及せざるを得ない。つまり、中央基本法は 1994 年 1 月 1 日に施行されている。ところがこの施行時の中国国民の消費生活と市場発展状況を、すでに大衆消費社会を迎えている上海の市場に適応するには多くの無理がある。

例えば、上海には市場経済社会に特有かつ典型的に見られる交易と消費の現象がすでに出現している。上海は極めて短期間のうちに大衆消費社会を出現させて

いる。さらにまた資本主義的色彩が濃厚な商法も出現している。すなわち従来は、「成熟した資本主義と大衆消費社会の経験を経てようやく出現する」と識者の間でもっともらしく主張されてきた諸現象が上海で出現している。例えば、マルチ商法、通信販売、街頭キャッチセールス、テレホンセールス、ネット商法、リサイクル商法、エコ商品の氾濫などがこれに相当する。また商品の主要な使用目的が不分明（多目的）な“キッシュ商品”も市場に出回り、マルクスが資本論で規定した「商品＝有用価値」の概念とは無縁の「商品＝象徴価値」<sup>19</sup>もすでに上海市場に登場している。さらに、地方都市には未だに出現していないこの種の消費現象に加えて、全国に共通する「コピー商品」「粗悪品」「闇商品」「密輸品」もこの大都市の市場に氾濫し、かつ乱入しているのである。

### 7-2-3：上海で出現した消費社会を反映する『上海市消費者權益保護条例』

例えば、「消費者の権利」と「経営者の義務」の面から条例を具体的に検証した場合、そこには以下のような“上海らしさ”を反映している部分を認めることができる。

#### （１）消費者の権利

- ①経営者に対して安全な消費場所と環境の提供を求める権利を保護。
- ②商品に関する消費者の“知る権利”について、不動産も商品と見なしており、売方は物件とサービスに関連する情報を開示しなければならない。
- ③商品交易において、姓名権、肖像権、名誉権、私的隠匿事項をはじめとするプライバシー権利が保護され、これの侵害行為に対する賠償請求権を保護。
- ④商品の品質・計量・価格はもとより、経営者の経営姿勢やサービス態度についてもクレームを提出する権利を保護。

#### （２）経営者の義務

- ①商品の生産者、代理販売業者、小売業者、サービス提供者のいずれもが相応の義務を負う。
- ②価格やサービスの変動に関する迅速な告知義務。
- ③“おまけ”や懸賞品の品質を保証する義務。
- ④ネット販売、通信販売における品質保証と商品関連情報の告知義務。
- ⑤消費者が不必要とする商品（サービス）の“抱き合わせ販売”を禁止。
- ⑥計量の再検査要求を拒絶してはならない。
- ⑦訪問販売を実施する際の義務事項を設定。
- ⑧訪問販売、ネット販売、通信販売の商品に対して7日間のクーリングオフを設定。
- ⑨当該商品の消費とは無関係の消費者情報の提供を求めてはならない。
- ⑩販売商品の修理義務については6ヶ月以内の期間を設定してはならない。
- ⑪返品、やり直し、購入代金の返却に関する義務事項を設定。
- ⑫欠陥商品の即時販売停止、回収、および関連する義務事項を設定。

などである。次に“売り手”の立場から見た同条例への対策を説明する。

<sup>19</sup> 1980年代に欧米ではボードリアル（仏）、日本では堤清二などが紹介した大衆消費社会の交換と消費の理論

#### 7-2-4：消費者協会の社会的役割について

まず、消費者の合法的權益を保護する社会組織として消費者協会が存在する。条例では「市及び区・県において法律に準拠して消費者協会を設置」し、これは「消費者代表及び行政管理部門が派遣する代表者等で構成する」と定め、消費者權益保護に関する幅広い権限と活動範囲について言及している。つまり“投訴”と呼ばれる消費者からのクレームや“拳報”と呼ばれる告発もここで受理する。

「消協」には行政管理部門として工商局消費者權益保護処も行政サイドからの指導とサポートを実施している。“売り手”に対するクレームや告発が「消協」で審査され“立案”（申立が受理）されると、「消協」は“売り手”に対して具体的な行動を開始する。したがって「消協」が“売り手”の前に登場した時はすでに条例違反の裏付を得て行動していると考えべきであり、何らかの指摘や指導を受けた場合は、原則的には和解路線（条例は「和解」による解決を奨励している）、必要に応じて仲裁や訴訟の対策をこうじなければならない。

#### 7-2-5：ローカル色の強いマスコミ報道

さらに「消協」がマスコミを動員して権利侵害の告発に乗り出す行為も条例では有効と定めており、これに応じるマスコミの役割も「消費者の合法的權益の保護に関して宣伝し、消費者の合法的權益を侵害する行為を摘発し、これを批判しなければならない」と定めている。上海のマスメディアでしばしば見られる摘発ニュースの背後には、このように①消費者によるクレームと告発、②「消協」の案件受理、③工商局の案件受理と査察が互いにリンクしている。また、消費者權益の侵害に関するマスコミ報道についても、中国的で非常にローカル色が強く、些細な消費行為（商品/サービスの売買行為）で発生する権利侵害も時には大きく取り上げる特徴を有している。庶民的な地場の報道で実力と特徴を備える「新民晩報」や上海テレビ局の「新聞坊」が歓迎される理由がこの辺にある。したがって、“売り手”にとって、マスコミは広告媒体として非常に効果的な役割を果たすが、同時に“売り手”の社会的信用を追及する側に立つ存在でもあることを理解しておくべきである。

例えば、上海で最大の発行部数を誇る「新民晩報」（2005年3月12号付け）では、3月15日の国際消費者デーを直前にして「2005年度の十大アンチ消費者案件」と題した記事を掲載した。これは昨年が発生した消費者權益保護に関連する企業と消費者間のトラブルのうちで、行政処分等を含む処理に関与した市工商行政管理局と消費者權益保護委員会が選定した大型事件を紹介している。このうち、「バドワイザー国際ビール有限公司上海分公司」が上海地区で実施した販売促進活動が違法行為の筆頭に挙げられている。摘発理由は、「同社は自社ビールの販促活動で等級別の賞金を設けたが、この適用地区や数量等で説明が不十分で、消費者に多大な誤解を招いた」といったもので、工商行政管理局により329,460人民元の罰金処分を科せられている。

### 7-3：自社の営業戦略に「条例対策」を組み入れることが肝要

上海の消費者の大きな特徴は、①“貨比三家”と称されるほどに商品選択眼が高いこと、②贗物や粗悪品に対する強い嫌悪感（但し、ニセブランドの衣料品やバッグには無頓着）③比較的強い消費者権利意識――等が挙げられる。すなわち簡単には“泣き寝入り”しない消費者を相手することになる。しかも上海の消費者は、他の地方性法規と比較して非常に完成度の高い『消費者権益保護条例』で武装していると考えられるべきである。このためには自社の営業戦略の重要な柱として以下のような「条例対策」を検討すべきである。

- (1) 消費者に如何なる権利が保証されているか。
- (2) 経営者は如何なる事項を義務づけられているか。
- (3) 自社の業態におけるマーチャンダイジングではどのような消費者対策が必要なのか。
- (4) 必要に応じてクレーム処理部門を設けること（大手企業には存在する）。
- (5) 消費者協会による対外的活動に日頃から注意を払っておくこと。
- (6) 権利の侵害に関する法律責任事項を把握し、これを未然に防ぐ社内システムを構築しておくこと。

## 第三章 衛生部が公布した衛生基準に関連する法令

### 1. 国務院衛生部による衛生基準の見直し

#### 1-1：強化される企業の衛生管理法令

2005年9月、国務院衛生部は従来の国家衛生基準を見直し、新たに確定した国家衛生基準の総覧を公布した。これらの国家衛生基準は食品、環境、学校、職業（病）等に関連する各種の衛生基準であり、衛生に関連する中央基本法である『食品衛生法』『薬品管理法』『国境衛生検疫法』『職業防治法』『人口計画生育法』等と言及する国家基準および業界基準に相当するものである。また、衛生部は同時に衛生関連の法律、行政法規、部門規章を公布しており、これらに関連する事業に従事する企業に注意を喚起している。

外商投資企業は、食品の生産/加工メーカー、化粧品メーカー、医療機器/医薬品/保健食品メーカー、これらの製品の貿易性企業、商業/飲食業/美容/医療法人等のサービス性企業の区別を問わず、中国政府による衛生政策における自社の業種・業態に直接的に関連する具体的な政策と法令に無知であってはならない。日本でも同様であるが、国の衛生政策と関係法令が企業に及ぼす影響は決して小さいものではない。なぜならば、政策に無知であったり、関係法令を無視すると、違反行為の情状によっては行政指導程度では済まされず、営業停止や営業許可証の取消処分はおろか、巨額の罰金あるいは被害者への損害賠償といったリスクが浮上することになる。

#### 1-2：上海市における衛生管理に関連する最新のローカル法令

また、この一年来に上海市では以下の関係法令が公布されている。

##### (1) 『上海市食品経営衛生許可証交付管理弁法』

(食品薬品監管局) 2005/5/8 公布

中央法の『食品衛生許可法』に基づいて上海市で公布されたローカル法で、旧法を改正したものである。飲食業、レストラン、食堂、食品販売業（但し食品メーカーの自社製品販売については除外）、食品取引市場、食品輸送業等を経営する場合は、食品薬品監管局で「上海市食品衛生許可証」を取得し、食品の提供、販売、製造、輸送に到るまでの事業主で必要となる。また、食品の街頭販売業者は、新たに臨時許可証を取得しなければならない。本弁法では、申請対象業者、申請条件、申請手順、許可証の掲示等について具体的に定めているが、大型企業内の食堂経営でも許可証を必要とするので注意しなければならない。

##### (2) 医療機器経営企業の「医療機器経営企業許可証」の更新と新規の「医療機器経営企業許可証」の運用に関する通知

(食品薬品監督管理局) 2005/6/27 公布

『医療機器監督管理条例』と『医療機器経営企業許可証管理弁法』に基づいて

「医療機器経営企業許可証」を保有している企業に対する上海市の行政通知で、現行の許可証の更新と新規許可証の取得について指示している。許可証の対象範囲は、第二類医療機器と第三類医療機器で、健康機器や家庭用医療機器の経営はこの範囲に入る。通知では新規許可証の申請要件、申請期間、交付手続等を定めており、医療機器経営企業は必知の通知である。

**(3) 『食品生産加工業の報告記録の政務に関する通知』  
(品質技術監督局) 2005/10/12 公布**

国務院が公布した『液体牛乳生産経営管理に関する通知』と国家品質検査総局が公布した『食品生産加工企業品質安全監督管理実施細則(試行)』に基づいて上海市の品質技術監督局が発布した政令である。食品加工生産企業のうち、①原乳を加工する乳製品メーカー、②食品添加剤を使用する食品メーカー、③委託加工食品メーカーは自社の生産状況を政府関係機関に向けて報告することを義務付けている。このうち、「特殊食品衛生許可証」を取得している食品メーカーは市の食品生産監督所が報告を受理し、その他の食品メーカーは市の品質技術監督局が報告を受理する。本通知では、報告義務の対象企業、報告申請の必要書類、手続フロー等について定めている。該当する外商投資食品企業は必知の通知である。

**(4) 『上海市食品生産加工衛生許可書証の交付に関する通知』  
(品質技術監督局) 2006/2/23 公布**

中央法の『食品衛生法』に基づいて食品加工生産企業に取得が義務付けられている「食品衛生許可証」あるいは「特殊食品衛生許可証」の交付、延長、変更に関する通知である。「特殊食品衛生許可証」の取得を義務づけられる企業はいずれも生産性企業で、取扱製品は①食品添加剤、②酒精・麴類の食品、③生食水産品、④食品照射加工、一の企業で、その他の食品を生産する企業はいずれも「食品衛生許可証」の取得が義務づけられている。本通知では、ほかに許可証の交付条件(衛生管理/環境汚染対策/生産加工/従業員への衛生訓練状況/設備等)、許可証交付に伴う実地検証の受け入れ、期間の延長・変更に関する許可証管理、処罰規定等を定めている。同証書を既に保有する場合は新証書との差換え、変更が必要で、新たにこの業界に進出する外商投資企業にとっても必知の通知である。

一地方を見ても以上のような状態で衛生に関連する法令は矢つぎばやに公布されている。そこで、本稿ではこの国務院衛生部による衛生に関連する国家基準の見直しに対応して、衛生部が公布する衛生関連の法律、行政法規、部門規章のうち、外商投資企業の事業に直接的に関連する主要な法令を総覧する。

企業が業種・業態に応じて留意すべき衛生に関連する主な法令

NO	法令の名称	施行日	注 記
中央基本法			
1	国境衛生検疫法	1986/12/2	貿易に関連する業務では必知の法令、実施細則アリ
2	食品衛生法	1986/12/2	食品メーカー、飲食業、商業、食品貿易業は必知の法令
3	薬品管理法	1986/12/2	医薬品メーカーは必知の法令、実施細則アリ
4	職業防治法	1986/12/2	労務管理対策として留意しなければならない法令
5	人口計画生育法	1986/12/2	労務管理対策として留意しなければならない法令

行政法規			
1	女性労働者保護規定	1988/7/21	労務管理対策として留意しなければならない法令
2	医療用毒性薬品管理弁法	1988/12/27	医薬品メーカー、医療法人は必知の法令
3	精神薬品管理弁法	1988/12/27	医薬品メーカー、医療法人は必知の法令
4	国境衛生検疫法実施弁法	1989/3/6	国境衛生検疫法の実施細則
5	化粧品衛生監督条例	1989/11/13	化粧品メーカー、商業は必知の法令、実施細則アリ
6	学校衛生工作条例	1990/6/4	民営非企業組織として登記する学校法人の経営企業に 関連
7	医療機構管理弁法	1994/2/26	民営非企業組織として登記する医療法人の経営企業に 関連
8	医療機械監督管理条例	2000/1/4	医療法人および医療機械メーカーは必知の法令
9	薬品管理法実施条例	2002/8/4	薬品管理法の実施細則
衛生部		部門規章	
1	新資源食品衛生管理弁法	1990/7/28	関連する業種・業態の企業は留意しなければならない 法令
2	食糖衛生管理弁法	1990/11/20	関連する業種・業態の企業は留意しなければならない 法令
3	糖果衛生管理弁法	1990/11/20	関連する業種・業態の企業は留意しなければならない 法令
4	肉および肉製品衛生管理弁法	1990/11/20	関連する業種・業態の企業は留意しなければならない 法令
5	食用植物油衛生管理弁法	1990/11/20	関連する業種・業態の企業は留意しなければならない 法令
6	清涼飲料水食品衛生管理弁法	1990/11/20	関連する業種・業態の企業は留意しなければならない 法令
7	糧食衛生管理弁法	1990/11/20	関連する業種・業態の企業は留意しなければならない 法令
8	酒類衛生管理弁法	1990/11/20	関連する業種・業態の企業は留意しなければならない 法令
9	豆製品・漬物衛生管理弁法	1990/11/20	関連する業種・業態の企業は留意しなければならない 法令
10	蜂蜜衛生管理弁法	1990/11/20	関連する業種・業態の企業は留意しなければならない 法令
11	水産物衛生管理弁法	1990/11/20	関連する業種・業態の企業は留意しなければならない 法令
12	調味料衛生管理弁法	1990/11/20	関連する業種・業態の企業は留意しなければならない 法令
13	茶葉衛生管理弁法	1990/11/20	関連する業種・業態の企業は留意しなければならない 法令
14	卵・卵製品衛生管理弁法	1990/11/20	関連する業種・業態の企業は留意しなければならない 法令
15	食品用プラスチック製品および 原材料衛生管理弁法	1990/11/26	関連する業種・業態の企業は留意しなければならない 法令
16	食品包装用原紙衛生管理弁法	1990/11/26	関連する業種・業態の企業は留意しなければならない 法令
17	食品用ゴム製品衛生管理弁法	1990/11/26	関連する業種・業態の企業は留意しなければならない 法令
18	食品容器内壁塗料衛生管理弁 法	1990/11/26	関連する業種・業態の企業は留意しなければならない 法令
19	食品缶詰内壁衛生管理弁法	1990/11/26	関連する業種・業態の企業は留意しなければならない 法令
20	陶磁器食器衛生管理弁法	1990/11/26	関連する業種・業態の企業は留意しなければならない 法令
21	アルミ食器衛生管理弁法	1990/11/26	関連する業種・業態の企業は留意しなければならない 法令
22	化粧品衛生監督条例実施弁法	1991/3/27	化粧品衛生監督条例の実施細則
23	衛生監督員管理弁法	1992/5/11	日本でいう「保健所」の査察官を管理する法令

24	医療機構管理条例実施細則	1994/8/29	医療機構管理弁法の実施細則
25	予防用生物製品生産供給管理弁法	1994/9/2	予防薬のメーカーおよび販売企業に関連
26	保健食品管理弁法	1996/3/15	保健食品のメーカー、商業に関連
27	生活飲料水監督管理弁法	1996/7/9	ミネラルウォーターの生産/販売に関連
28	食品衛生行政処罰法	1997/3/15	食品の生産/加工/供給/輸送/飲食業に関連
29	飲食業食品衛生管理弁法	2000/1/16	飲食業に特化した法令
30	中外合弁/合作医療管理弁法	2000/5/15	医療法人を経営する外商投資企業に関連
31	衛生部が主管する社会团体登記管理弁法	2000/10/31	医療/学校/老人施設等の社会团体の管理に関連
32	医療美容サービス管理弁法	2002/1/22	整形、美容サービス業に関連
33	国家職業衛生基準管理弁法	2002/3/28	職業病が発生する可能性が高いメーカーに関連
34	職業病危害項目申告管理弁法	2002/3/28	全てのメーカーは留意しなければならない法令
35	職業病診断と鑑定管理弁法	2002/3/28	労務管理対策として留意しなければならない法令
36	食品添加剤衛生管理弁法	2002/3/28	食品の生産/加工メーカーは留意しなければならない法令
37	衛生行政許可管理弁法	2004/11/17	衛生管理に関連する業種で必要な許可証の取得/登記の申請手続に関連する法令

### 1-3：衛生部が公布した最新の衛生基準

下表では昨年（2005）の9月に国务院衛生部が公布した衛生管理基準の一覧および内訳である。また、これらの基準にはさらに詳細な目録が付されている。

衛生に関連する現行の国家基準（2005/9）

基準の分類	強制国家基準	推薦国家基準	強制業界基準	推薦業界基準	GBZ/BGZT	合計
食品衛生基準	186	238		18		442
	424		18			
職業衛生基準	1	1		74	4/81	161
	2		74		85	
環境衛生基準	75	84	1	5	—	165
	159		6			
学校衛生基準	4	13	3	5		25
	17		8			
放射性衛生基準	12	23	2	5	35/12	89
	35		7		47	
職業病診断		2			92/1	95
	2				93	
放射病診断基準	1	7		5	19/3	35
	8			5	22	
地方病寄生虫病基準	21	1	2	19		43
	22		21			
化粧品基準	9	9				18
	18					
伝染病基準	35		12			47
	35		12			
臨床検査基準				34		34
			34			
消毒基準	7					7
	7					
血液基準	2			1		3
	2		1			
その他		1	2	2		5
	1		4			
合計	353	379	22	168	150/97	1169
	732		190		247	

注：GBZは強制基準、GBZTは推薦基準

## 第四章 安全生産に関する法制度と実務について

### はじめに

企業の安全生産に関する中国の法制度の整備状況を先進国のそれと比較した場合、それは充実した内容で各種の規定が設けられているとは言い難い状況である。企業の安全生産を定める法制度は、主にその企業の財産や従業員の安全確保を保証することを目的としているが、同時に周辺地域住民の安全の確保と環境の保護についても言及しなければ片手落ちとなる。また、安全操業を監督管理する行政の責任と社会の危機管理システムについても法制の面から裏付けなければならない。工場施設や製品/原料の爆発事故、人身事故、危険物質の流出による人と環境への被害を考察した場合、その主因の圧倒的多数が、安全生産に関連する違法行為に因るものであることに異論の余地はない。自然災害や不可抗力によって安全生産が脅かされたことに関する法律責任は免責されるか、あるいは必要な事後処置を課せられる程度である。

1990年代以降における中国では、国家五ヵ年計画の目標を達成する半ば強制力を伴う必要性と、各種製品の国内外における需要の増大に呼応する必要性が相乗効果を果たし、国内企業の生産力は急激に増大してきた。しかし、生産力の増強計画を進めていく場合、安全性無視と環境破壊の問題が表裏一体の状態に進むことは明らかである。

さらに、中国の場合、1993年以降に加速した国有企業の再編問題があるが、この再編プランは主に企業の経営管理方式の再編であった。その実態は、それまで国に依存してきた資金/経営管理/流通/販売の各ルートを断ち切り、これを解体して、独立採算制に基づく現代企業管理制度を構築していくものであり、特にソフト面の改革が主要な内容であった。この種の改革をただでさえ潤沢な資金を持ち合わせていない国有企業が実施していくわけだから、通常の場合は改革に伴う設備投資や操作上の安全性も周到に計算して設計した最新鋭大型プラントの導入などはこの企業再編プランでは当初から想定されていない。当然ながら生産過程における必要最低限の措置としての「安全性の確保」は後手にまわるか、あるいは全く無視されることになる。

中国国内における企業側の安全性無視による事故は、ここ数年来の国による報道規制の緩和もあって、その背景や内実がようやく広く社会に公開されるようになり、国内外の関心を引きつけているが、安全生産に関わる事故がここに来て激増しているということではない。この種の事故は以前から発生してきたし、常に発生してきた。ただ、その深刻度において、市場ニーズの急増とそれまで国に依存してきた企業が親離れして自立を強いられている事情を背景としているだけに、この数年来に全国各地で発生している「特重大事故」は情状が嚴重であり、かつ症状が悲惨で、経済的な損害も甚大な金額に達している。またその被害が隣国におよび外交問題にも発展するような事態となっている。

## 1. 安全生産に関する法制度に関する上海市の動き

---

中国では 2002 年 11 月 1 日より施行しているが、上海市では昨年 1 月に中央法の『中華人民共和国安全生産法』に準拠して制定した『上海市安全生産条例』が公布され、同年 3 月 1 日より施行している。同条例は全 49 条で構成する地方性法規である。

この条例の第二章で企業による安全生産の保障に関する諸規定があり、これが本法規の主要条文となっている。企業内の安全生産規定、企業内の教育・訓練/責任組織/監督・管理部門の設置、安全生産を確保する設備の設置、労働保護用品の配布、危険度の高い業態における安全保障規定と「安全生産許可証」の取得義務、従業員規模に応じた強制性安全対策などを定め、さらに違反行為に対する罰則条項（行政勧告/罰金/刑事罰）も定めている。生産型企業や建設業では必知の法規である。なお、本法規の施行に伴い従来法の『上海市・労働保護監察条例』が廃止された。

また、この条例の施行直後の 3 月 5 日に、上海市安全生産監督管理局は『「上海市安全生産条例」施行後の安全生産に関連する事故の法律適用に関する通知』を公布した。これは 3 月 1 日の『上海市安全生産条例』の施行に伴って従来法の『上海市労働保護監察条例』は廃止されたが、同条例の第 36 条で定めた罰則規定の法的な適用の移行措置に関する通達である。

## 2. 安全生産事故から見た法治の貫徹しない社会

---

本稿では、中国の企業の安全生産を定める法制度とその執行情況を見て、日系企業がこの法制度を如何に理解し、如何に対処しなければならないかについて報告する。

### 2-1：歯止めがかからない安全生産事故

例えば、昨年から今年にかけて吉林省、黒龍江省、重慶市、河南省、広東省で発生した大規模事故については、日本のマスコミでも大々的に報道された。ところが、安全生産に関する中国国内の動きについてその実情を見た場合、前年の 2004 年 4 月末に、国務院弁公庁は、『危険化学品安全管理の強化に関する緊急通知』を公布している。

この通知は、この時期に重慶市、北京市、広東省、江蘇省、浙江省、江西省で集中連鎖的に発生した化学物質の爆発や流出事故を見て、業を煮やした中央政府が緊急通知の形式で公布したものである。国務院の緊急通知の主因となったこれらの事故では、数十人の死亡者、数百人の中毒者、十数万人の緊急避難者が記録されている。国務院は、この通知において事故原因を列挙し、①人身の安全を無視した生産計画と操業手配、②設備の老朽化、③安全措置の不全、④資格を有した安全管理者の不在――等を指摘している。さらに最も深刻な問題として、企業

管理責任者による法律無視の状況の特記している。<sup>20</sup>

次に、危険化学物質を取り扱う企業に対する「五つの整理、二つの閉鎖」と称して、①生産・加工設備、輸送、貯蔵、使用、処理手段が国家基準に適合していない企業、②圧力設備の定期点検の実施せず、設備や周辺居住区との距離を確保していない企業、③企業責任者や特殊作業員等の危険物取扱責任者への訓練を実施していない企業、④資格を必要とする安全生産事項に対して無資格者が従事する企業、⑤当局による安全検査、評価の確認を受けていない企業—に対して強制的な査察による営業停止を伴う整理あるいは企業閉鎖の処分を指示している。

これらの事態を見ると、昨年（2005年）の12月に連続的に発生した吉林省・中国石油天然ガス集団傘下の化学工場の爆発事故と有毒物質（ベンゼン/トルエン）流出による松花江の汚染、黒龍江省で発生した炭鉱の炭塵爆発事故、河北省唐山の炭鉱のガス爆発事故、河南省の炭鉱で発生した出水事故、同日に貴州省でも発生した炭鉱事故、少しおいて広東省の化学工場で発生したカドニウム流出事故……といったように、国務院の“苛立ち”をよそに事故に歯止めがかかっていない。このような大型事故の背景には国務院が指摘するとおり、企業側の法制度無視による安全性を度外視した生産力増強主義があることは言うまでもないことである。

## 2-2：国内メディアによる異例の政府批判

上述する2004年4月の国務院弁公庁の緊急通達とその背景について、中国の国内メディアの反応は、事故の表層を事実として伝え、政府側の動きをいつものように抑制的に伝える程度であった。ところが、この翌年の2005年に連続して多発した大事故については、2003年の新型肺炎SARS騒動以来、政府の対処法に疑問をもっていたメディアもさすがに事故責任者とこれを監督管理する政府筋の責任を追及する態度をとった。中国の国情では、国内メディアの果たす役割はきわめて大きいと言える。

メディアによる政府批判のきっかけとなった事故は、中国東北部を流れる松花江の汚染問題である。この事故は周知のとおり企業内にとどまるような規模の事故ではなく、その被害の対象は限りなく拡大した。このため、一部の国内メディアが政府の「情報隠し」を厳しく批判した。報道の自由と言論の自由では相当に周到な体制下にある中国では、この異例の報道姿勢に対して、当初は黙認していた当局もしだいに報道規制に乗り出した。しかし、大規模な環境汚染が周辺に住む住民の生活に影響するどころか、近隣のロシアにも多大な影響をもたらしたことによって、本来ならば単なる法を無視した企業による「安全生産に関わる事故」という扱いに留まった報道システムが問い直され、ひいては政府当局の報道規制のあり方をめぐる問題にも疑問が呈された。

<sup>20</sup>『安全生産法』第71条では、「安全生産監督管理部門は、事故報告を受けた後、ただちに国の関係規定に基づいて事故状況を上部に報告しなければならない。安全生産監督管理部門および関係する地方人民政府は、事故状況について、これを隠匿して報告しなかったり、虚偽の報告を行ったり、報告を引き延ばしてはならない」と定めている。（SARSに対処した北京市、化学工場の垂れ流しや大型炭鉱事故を引き起こした吉林省の監督管理部門ではこの条文に対する嚴重な違反行為があったと判断せざるを得ない）

当局の「情報隠し」は 2003 年の新型肺炎 SARS の流行につながったとの教訓から、中央指導部は国民の健康にかかわる情報は速やかに公表すると繰り返してきた。しかしながら、この方針は、地方政府の指導者に十分徹底していなかったと言える。

「なぜ隠蔽するのか」といった論調の政府批判や「隠蔽の画策とその背後」をスクープする記事は、上海で確認しただけでも、地元の有力メディアである「新民晩報」、その週刊誌＝「新民周刊」、全国時事週刊誌「財経」、共産主義青年団系の全国紙＝「青年報」等で陸続と伝えられた。このような事情により政府の直轄通信社である新華社でさえも、国内メディアの動きを無視できない状態に陥っている。

工場内施設の爆発による松花江の汚染事故の発生元は、新中国の建国直後の第一次五ヵ年計画期に建設された歴史を有する巨大化学工場である。その上部組織は北京に本社を置く超大型国有企業である。中央政府への絶大な影響力を有するこの企業に対して、地方政府の責任部門は、事態の処理にあたって過敏であったろう。また、これらのメディアは、中央政府による「災害情報の公開」という方針と、中央政府自らが唱える「調和のとれた社会の建設」（建設和諧社会）といったスローガンに依拠して、メディアが本来的に保有すべき倫理観をもって報道活動を積極的に展開した。

### 2-3：外商投資企業による安全生産対策

この数年来、中国国内を揺るが大規模な安全生産事故のほとんどは国有企業によって引き起こされてきた。その背景は、国務院弁公庁が 2004 年 4 月末に、『危険化学品安全管理の強化に関する緊急通知』によって指摘してきたとおりである（前述）。設備や建物の老朽化や安全管理システムの不全、あるいは違法行為による生産などといった背景に起因して外商投資企業で大型事故が発生したという報道は今のところは皆無とあってよい。但し、もし外商投資企業にこの種の大惨事を伴う大型事故が発生した場合を想定すると、全国のマスメディアが一斉にこれを批判することは必定である。

しかしながら、外商投資企業の重大事故が発生しない背景には以下のような主要な理由がある。

- (1) 外商投資企業（特に生産性企業の場合）は、設立手続の段階で安全・環境・土地建物管理・消防等の行政当局による厳重な審査を経ており、いずれの条件にも合格することによって、設立が認可された背景を有している。
- (2) 外商投資企業で使用する設備は、ほとんどが場合は十全な安全対策が施された先進的な新型設備である。また、中古設備を現物投資あるいは優遇制度によって導入したとしても、税関（検査検疫部門）による厳重な書類審査と実物検査を経ている。
- (3) 多数の外商投資企業では、本国で培ってきた安全教育、安全訓練、安全操作に関するノウハウが活かされている。

- (4) 多数の外商投資企業（特に日系企業）では、本国で蓄積した TQC 管理を導入しており、安全対策でも TQC が実践されている。
- (5) 外商投資企業は総じて遵法精神に富んでおり、安全と品質管理の面でも周到な管理と法務対策をとっている。

外商投資企業の安全対策に上述する共通点があるとしても、それが安全事故のリスクの解消を意味するものではない。企業は常に安全対策を怠るべきでないし、また安全生産や環境汚染に関する法制度の整備に注力している政府当局の動きに目を配り、関連する法令の動向についても看過すべきでない。

### 3. 『安全生産法』の概要と留意事項

中国では、歯止めなく全国各地で発生する大型事故に対する法制を整えつつある。「生産力増強政策」に対する「安全生産」や「環境汚染」は二律背反するが、この矛盾を法制度上で適正化することが焦眉の課題となっている。このような時代の要請を受けて、中国では 2000 年以降になって安全生産に関わる従来法の改正と新法の制定が進められてきた。これらの一連の法律は以下のような状況で修正あるいは新規に制定されている。

安全生産に関連する主な法令

	主な法令の名称	公布機関	公布または施行期日	注 記
<b>中 央 法 令</b>				
1	安全生産法	国家主席令	2002/11/1	中央基本法
2	危険化学品安全管理条例	国務院	2002/3/15	旧法（『化学危険物品安全条例』）の改正法。化学物品の管理に特化。
3	危険化学品経営許可証管理弁法	国家経貿委員会	2002/11/15	危険化学品を取扱う全ての業種に適用する法令
4	危険化学品登記管理弁法	国家経貿委員会	2002/11/15	上記 2 法令と三点セット
5	安全生産行政復議暫定弁法	国家経貿委員会	2003/2/18	安全生産に関わる行政処理に対する再議を定める。
6	安全生産許可証条例	国務院	2004/1/13	鉱山、建築施工、危険化学品等に関連する企業を適用対象とする法令
7	安全生産実務を一段と強化する国務院の決定	国務院	2004/1/21	続発する事故に対する管理強化の指示通達
8	建設工事安全生産管理条例	国務院	2004/2/1	建設施工に特定した安全法
9	炭鉱の安全に対する監察体制に関する国務院弁公庁の意見	国務院弁公庁	2004/11/1	炭鉱の安全監察を定める法令
10	工業製品生産許可証管理条例	国務院	2005/9/1	旧法（『工業製品生産許可証試行条例』）1884/4 の改正法
11	工業製品生産許可証管理条例実施弁法	国家品質監督検査検疫総局	2005/11/1	上記法律の実施弁法で関係する企業は必知の法令
<b>地 方 法 令 （華東地区の場合）</b>				
1	上海市安全生産条例	上海市全人代	2005/3/1	昨年、上海で施行した『安全生産法』の地方版
2	上海市危険化学品生産安全管理弁法	上海市人民政府	2006/4/1	従来法の改正法
3	上海市安全生産警示実施暫定弁法	安全生産監管局	2005/12/1	安全生産法の違反企業に対する行政処分を定める。

4	上海市化学工業区管理弁法	上海市人民政府	2002/2/1	上海市南部にある石油化学工業区の管理を定める法令
1	江蘇省安全生産条例	江蘇省全人代	2005/7/1	昨年、江蘇省で施行した『安全生産法』の地方版
2	江蘇省特殊設備安全監察条例	江蘇省全人代	2003/3/1	
1	浙江省特殊設備安全管理条例	浙江省全人代	2003/9/1	
2	杭州市安全生産責任制規定	杭州市人民政府	2004/1/1	
3	浙江省危険化学品安全管理実施弁法	浙江省人民政府	2005/2/1	

### 3-1：法律の適用範囲

『安全生産法』は全ての生産企業（すなわちメーカー）を適用対象としているが、一部の規定については業種・業態を問わずに適用されていることに注意が必要である。

例えば、「危険物を生産、経営、輸送、備蓄、使用する（企業の）職場、商店、倉庫等」については、その企業の主たる経営範囲がサービス業種であっても、危険設備の設置状況、危険物の備蓄手段、輸送手段、危険源を配備する施設状況、従業員宿舍との距離の確保、非常口の恒常的な確保などについて強制規定を定めている。

### 3-2：『安全生産法』の概要

『安全生産法』で定める企業側の安全生産（経営）責任と義務については下表で一覧している。

安全生産（経営）責任と義務に関する一覧

言及事項	生産者責任および義務の内容	条	企業が留意すべき事項
適用範囲	①国内で生産経営活動に従事する全ての企業に適用する。	2	全ての“メーカー”に適用 消防安全に関連する法令は業種業態を問わずに適用
	②消防安全、道路交通安全、鉄道交通安全、水上交通安全、一般空港の安全について、関係法律、行政法規に別途の規定がある場合はその規定を適用する。		
安全の主要責任者	生産企業の主要責任者は、当該企業の安全生産実務に全面的に責任を負う。	5	主要責任者は、通常、当該企業の代表者となる。
従業員と工会の安全に関する権利	①従業員は安全生産の保障を獲得する権利を有し、安全生産面における義務を履行しなければならない。	6・7	労務管理上の配慮が必要。
	②工会は、企業の安全生産実務の民主的管理と監督について従業員の参加を組織し、従業員の安全生産面における合法的権益を擁護する。		
国家基準/業界基準の執行	①生産企業は、法に準拠して制定された安全生産を保障する国家基準または業界基準を執行しなければならない。	10	国家基準および業界基準の把握が必要。
安全条件の具備	生産企業は、本法および関係法律、行政法規および国家基準または業界基準で定める安全生産条件を具備しなければならない。安全生産条件を具備しない場合、生産経営活動に従事してはならない。	16	国家基準および業界基準の把握が必要。
安全に関する社内制度の制定	①生産企業の主要責任者は当該企業の安全生産実務に対して以下に掲げる職責を負わなければならない。当該企業の安全生産責任制度を確立する。 ②当該企業の安全生産生産規則および操作規程を制定	17	社内管理制度、安全責任制度、作業規定、操作規程、事故に対する緊急処理規定等を制定する。

	<p>する。</p> <p>③当該企業の安全生産操業について有効的な実施を保証する。</p> <p>④当該企業の安全責任実務を促し、検査し、生産の安全面における事故の潜在的要因を速やかに排除する。</p> <p>⑤当該企業の生産の安全面における事故の応急救援案を制定、実施する。</p> <p>⑥生産安全面における事故を事実どおりに速やかに報告する。</p>		
安全コストの投下	<p>生産企業は、具備すべき安全生産条件に必要な資金を投入し、生産企業の意味決定機関、主要責任者または個人経営者の出資者はこれを保証し、かつ、安全生産に必要な資金投入の不足によって招来した結果に対して責任を負う。</p>	18	安全生産のためのコストプランの策定と実施。
業種および規模に応じた社内安全管理機構の設置	<p>①鉱山、建築施工企業および危険物の生産、経営、備蓄企業は、安全生産管理機構を設置するか、または専任の安全生産管理者を配置しなければならない。</p> <p>②これらの以外で生産企業については、従業員が300人を越える場合には安全生産管理機構を設置するか、または専任の安全生産管理者を配置しなければならない。従業員が300人以下の場合は、専任または兼任の安全生産管理者を配置するか、または国が定める規定の専門技術資格を保有する技術者に委託して、安全生産管理サービスの提供を依頼しなければならない。</p> <p>③生産企業は、前項の規定に基づいて技術者に委託して安全生産管理サービスを提供させた場合においても、安全生産の責任は依然として当該企業が負うことを保証しなければならない。</p>	19	安全生産を担当する部門の設置が必要。
新たな生産プランの実施	<p>生産企業が、新たな加工、新たな技術、新たな材料を採用する場合、または新たな設備を使用する場合は、その安全技術上の特性を理解し、把握し、有効な安全防護措置を講じなければならない。従業員に対して専門的な安全生産教育と訓練を行わなければならない。</p>	22	新規の生産プランの実施では安全対策を欠如すべきではない。
特殊作業員の資格等について	<p>①生産企業の特殊作業員は、国の関係規定に基づいて専門的な安全作業訓練を受けなければならない。特殊作業操作資格証書を取得した後において職場で作業できるものとする。</p> <p>②特殊作業員の範囲は、国务院の安全生産監督管理に責任を負う部門と国务院の関係部門が共同で確定する。</p>	23	安全操業、生産に関連する特殊作業員への対策が必要。
安全条件の検証と評価	<p>鉱山建設プロジェクト、危険物の生産、備蓄用建設プロジェクトについては、それぞれが国の関係に基づいて安全条件の検証と安全評価を実施しなければならない。</p>	25	国が定める安全に関する検査、検証、評価制度と自社事業（製品）との関係を把握する。
安全警告の標示	<p>①生産企業は、危険度の高い生産経営場所、関連施設および設備には、目立つ所に安全警告マークを設置しなければならない。</p>	28	工場/職場の管理の見直し。
設備の安全条件	<p>安全設備の設計、製造、据付、使用、点検、メンテナンス、改造および廃棄については、国家基準および業界基準に合致しなければならない。</p> <p>②生産企業は、安全設備に対して日常的な保守、修理、定期点検を実施し、正常な運転を保証しなければならない。保守、修理、点検では、正確に記録を取り、併せて関係者が署名しなければならない。</p>	29	設備の管理体制の見直し。
特殊設備、容器、輸送手段	<p>①生産企業が使用するもので、生命の安全に関わり、危険度の高い特殊設備、危険物の容器、輸送手段に</p>	30	生産/加工等で使用する材料、特殊設備、容器、用

	<p>については、国の関係規定に基づく専門の生産企業で生産し、かつ専門の資格を保有する検査機関の点検・検査に合格し、安全使用証または安全マークを取得した後によりやく使用できるものとする。検査機関は、点検・検査の結果に対して責任を負う。</p> <p>②生命の安全に関わり、危険度の高い特殊設備の目録は、国務院の特殊設備の安全監督管理に責任を負う部門が制定し、国務院の認可を受けた後に執行する。</p>		<p>度品、輸送手段の検査、点検による見直し。</p>
行政機関による検査	<p>①危険物を生産、経営、輸送、備蓄、使用する場合、または危険物を廃棄する場合は、関係主管部門が、関係法律、法規の規定および国家基準または業界基準に基づいてこれの監督管理を審査認可し、実施する。</p> <p>②生産企業が、危険物を生産、経営、輸送、備蓄、使用する場合、または危険物を廃棄する場合は、関係法律、法規および国家基準または業界基準に基づいて専門の安全管理制度を確立し、信頼できる安全措置を講じ、関係主管部門が法に準拠して実施する監督管理を受けなければならない。</p>	32	<p>国と業界が定める安全基準と自社事業（製品）との関係を把握する。</p>
危険源に関する処置	<p>①生産企業は、重大な危険源についてはこれの登記と届出、定期的な検査、評価、規制を実行し、かつ応急措置案を制定し、従業員および関係者に緊急事態に採るべき応急措置について告知しなければならない。</p> <p>②生産企業は、国の関係規定に基づいて当該組織における重大危険源および関係する安全措置、応急措置について、関係地方人民政府の安全生産監督管理に責任を負う部門および関係部門に届け出なければならない。</p>	33	<p>危険源のチェック、登記義務の有無のチェック、および事故に対する応急処理案の策定が必要。</p>
危険源との距離の確保および非常口	<p>①危険物を生産、経営、備蓄、使用する職場、商店、倉庫は、従業員宿舍と同一の建築物内に存在せず、かつ従業員宿舍との間で安全な距離を保たなければならない。</p> <p>②生産経営場所と従業員宿舍は、緊急避難要求に合致し、表示が明らかでスムーズに通過できる出入り口を設けなければならない。生産経営場所または従業員宿舍の出入り口を封鎖してはならない。</p>	34	<p>施設の配置状況と非常口のチェックが必要。</p>
防御用具	<p>生産企業は、国家基準または業界基準に合致する労働防御用具を従業員に提供し、かつ従業員が使用規則に基づいて携帯、使用できる監督、教育しなければならない。</p>	37	<p>必要な労働安全用具の貸与（配給）と使用に関する教育・監督が必要。</p>
生産現場における複数企業の同居	<p>二社以上の生産企業が同一の作業区域内で生産経営活動を行い、相手方の生産安全に危害を及ぼす可能性がある場合は安全生産管理協議を締結し、各自の安全生産管理職責および講じるべき安全措置を明確にし、かつ専任の安全生産管理者を指定して、安全検査とこれへの協力を申し合わせなければならない。</p>	40	<p>二社以上が同一敷地内で同居する場合は、安全に関する企業間協議が必要。</p>
不適切な発注および賃貸	<p>①生産企業は、生産経営プロジェクト、場所、設備を安全生産条件または規定の資格を具備していない企業や個人に発注または貸与してはならない。</p> <p>②生産経営プロジェクト、場所に複数の請負企業、テナント企業が存在する場合、生産企業は、請負企業、テナント企業と専門の安全生産管理協議または請負契約、リース契約を締結し、各自の安全生産管理職責について約定しなければならない。生産企業は、請負企業、テナント企業の安全生産実務に対して統一協力、管理を実施する。</p>	41	<p>生産プロジェクトの発注または請負の委託（受託）、生産場所の賃貸などでは安全に関する当事者間協議が必要。</p>

安全に関する 労務管理（１）	<p>①生産企業と従業員が締結した労働契約は、従業員の労働安全、職業危害の防止を保障する事項、および法に準拠して従業員の労災保険を処理する事項が明記されていなければならない。</p> <p>②生産企業は、如何なる形式であっても、従業員の生産安全事故における死傷を原因として法に準拠して負うべき責任を免除または軽減する協議を従業員との間で締結してはならない。</p>	44	労務管理上の配慮が必要。
安全に関する 労務管理（２）	<p>①従業員は、当該企業の安全生産業務中に存在する問題に対して、これを批判、摘発、告発する権利を有し、規則に違反した指揮および危険作業の強制を拒否する権利を有する。</p> <p>②生産企業は、従業員が当該企業の安全生産業務に対して批判、摘発、告発したことにより、または規則に違反した指揮、危険作業の強制を拒絶したことにより、賃金、福利等の待遇を下げたりまたは従業員と締結する労働契約を解除してはならない。</p>	46	労務管理上の配慮が必要
安全に関する 労務管理（３）	<p>①従業員は、人身の安全に直接危害を及ぼす緊急状況を発見した場合、作業の停止または可能な応急措置を採った後に作業場所から撤退する権利を有する。</p> <p>②生産企業は、従業員が前項でいう緊急状況下で、作業停止または緊急撤退措置を採ったことを理由として賃金、福利等の待遇を下げたり、または従業員と締結する労働契約を解除してはならない。</p>	47	労務管理上の配慮が必要。
安全に関する 労務管理（４）	生産安全事故により損害を受けた従業員は、法に準拠して労災保険を享受する以外に、関係民事法律により賠償を獲得する権利を有する場合は、当該企業に対して賠償要求を提出する権利を有する。	48	労務管理上の配慮が必要。
安全生産監督管理部門の権限	<p>①安全生産監督管理部門が、法に準拠して生産企業に対して安全生産に関する法律、法規および国家基準または業界基準の状況に対する監督検査を実施する場合は以下の職権を行使する。 生産企業の立ち入り検査を実施し、関係資料を閲読し、当該企業および人員に対して事情聴取する。</p> <p>(2) 検査中に発見した安全生産違法行為に対して、その場で是正を要求するか、または期限を定めて是正するよう要求する。法に準拠して行政処罰を科すべき行為については、本法およびその他の関係法律、行政法規の規定に基づき行政処罰の決定を下す。</p> <p>(3) 検査中に発見した事故の潜在的要因に対しては、責任を持って即時にこれを排除し、重大事故の潜在的要因が排除される前または排除過程において安全を保証できない場合は、危険区域から作業員を撤退するよう命じなければならず、生産の一時停止または使用の停止を命じ、重大事故の潜在的要因が排除された後、審査同意を経て、生産経営および使用を再開することができる。</p> <p>(4) 安全生産を保障する国家基準または業界基準を満たさない施設、設備、機材と認められる根拠のあるものについては、これを封鎖または差し押え、かつ15日以内に法に準拠して処理方を決定しなければならない。</p> <p>②監督検査では、検査を受ける企業の正常な生産经营活动に影響を与えてはならない。</p>	56	安全生産を管轄する政府機関の権限を把握し、その対策を講じる必要がある。
告発制度と告発の奨励	①居民委員会または村民委員会は、所在地の区域における生産経営企業に事故の潜在的要因または安全生	65	状況を見て周辺地域住民への対策が必要。

	<p>産違法行為があることを発見した場合、当地の人民政府または関係部門に報告しなければならない。</p> <p>② 県級以上の各級人民法院および関係部門は、重大事故の潜在的要因の報告または安全生産違法行為の通報に貢献した者に対して褒賞を授与する。具体的な褒賞方法は、国务院の安全生産監督管理部門が国务院財政部門と共同で制定する。</p>		
--	--	--	--

### 3-3：『安全生産法』の法律責任と処罰

#### 3-3-1：行政処罰

企業の安全生産に関する違法行為について『安全生産法』に準拠して行政処分を下す主な機関は安全生産監督管理部門であるが、営業許可証の取消処分に及んだ場合は工商行政管理機関、特殊経営許可書の取消処分に及んだ場合はその審査認可機関、また刑事処罰に及んだ場合は公安機関が関与する。<sup>21</sup>

また生産企業に安全に関わる事故が発生し、死傷者を出したり他人の財産に損害をもたらされた場合は、当然ながらその賠償責任を負わなければならない。これを拒否した場合あるいは責任者が逃亡した場合は、人民法院が強制執行を実施する。さらに事故責任者が賠償責任を負わず、人民法院による強制執行措置を受けた後も依然として被害者に賠償しない場合は、賠償義務は時効なしで継続し、事故責任者にその他の財産があることを被害者が発見した場合は随時に人民法院に執行を請求できる。つまり、被害者の求償権でも時効が設けられていない。

#### 3-3-2：生産企業による違法行為

『安全生産法』では生産企業の違法行為として主に以下の事項を定めている。

- ①安全生産コストの無投下による生産条件の不備。
- ②安全管理責任の不履行。
- ③安全生産責任者の配置と従業員訓練。
- ④不適正な生産施設、設備の設計、設置、保守点検等。
- ⑤無認可の危険物の生産、経営、備蓄。
- ⑥危険物の生産、経営、備蓄における安全管理制度の未確立、危険源の未登記。
- ⑦安全生産条件を満たさない企業（個人）への場所の貸与または設備の発注。
- ⑧請負企業またはテナント企業との安全生産管理協議の未締結。
- ⑨同一作業区域内に同居する生産企業による共同安全管理の義務。
- ⑩従業員宿舍との距離の確保、緊急避難口の確保。
- ⑪従業員に事故に対する免責協議の締結。
- ⑫緊急措置の回避、事故現場離脱、および逃亡。
- ⑬国家基準、業界基準の不備に対する整理処分の拒否。

#### 3-3-3：法律責任の内容

上記の 13 事項の違反行為については、その情状に応じて主に以下の行政処分および刑事罰が科せられる。

- ①期限を定めた是正命令

<sup>21</sup> 『安全生産法』第 94 条

- ②整理命令（すなわち営業停止による是正）
- ③罰金
- ④資格を有した安全管理責任者に対する解任あるいは資格剥奪
- ⑤刑事罰
- ⑥営業許可証の取消による閉鎖命令

安全生産に関わる違反行為の情状とその法律責任の詳細は下表で説明するとおりである。

『安全生産法』の違反行為に対する法律責任の一覧

	違反内容	法律責任および処分の内容	条
1	安全生産コストの無投下による生産条件の不備		
	生産企業が、本規定に基づく安全生産に必要な資金を投入しないことに起因して、生産企業の生産条件が満たされない場合。	①期限を定めてこれの是正を命じ、必要な資金を投下するよう命じる。 ②期限を過ぎても是正しない場合は生産企業に対して生産停止による整理を命じる。生産企業に対して生産停止による整理を命じる。	80
	上記の違法行為により生産安全事故が発生した場合。	①刑法の関係規定に準拠してその刑事責任を追及する。 ②刑事処罰に相当しない場合は、生産企業の主要責任者に対する解任処分を科し、個人経営の投資者に対しては2万元以上20万元以下の罰金を科する。	
2	安全管理責任の不履行		
	生産企業の主要責任者が本法で定める安全生産管理の職責を履行しない場合。	期限を定めてこれの是正を命じる。期限を過ぎても是正しない場合は生産停止による整理を命じる。	81
	主要責任者の上記の違法行為により生産安全事故を引き起こした場合。	①犯罪を構成する場合は、刑法の関係規定に準拠してその刑事責任を追及する。 ②刑事処罰に相当しない場合は、解任処分を科し、2万元以上20万元以下の罰金を科する。 ③生産企業の主要責任者が前項の規定により刑事処罰または解任処分を受けた場合、刑事処罰の執行が完了した日または処分を受けた日より5年以内は、如何なる生産企業の主要責任者にも就任してならない。	
3	安全生産責任者の配置と従業員訓練		
	①規定に基づく安全生産管理セクションの未設立、安全生産管理者の未配置。 ②企業の主要責任者および安全管理者が規定の検査に合格していない場合。 ③従業員に対する安全教育および訓練の未実施、安全生産事項を従業員に事実どおりに告知していない場合。 ④特殊作業員が専門的な安全作業訓練を受けていない場合、特殊作業の操作資格認証を取得せずに職場作業に従事している場合。	期限を定めてこれの是正を命じ、期限を過ぎても是正しない場合は、生産企業に生産停止による整理を命じ、2万元以下の罰金を併科する場合がある。	82
4	不適正な生産施設、設備の設計、設置、保守点検等		
	①鉱山建設プロジェクトまたは危険物の生産、備蓄用建設プロジェクトにおいて安全設備の設計が存在しないか、または安全施設の設計が関係部門の審査同意を得ていない場合。 ②鉱山建設プロジェクトまたは危険物の生産、備蓄用建設プロジェクトの施工企業	①期限を定めてこれの是正を命じ、期限を過ぎても是正しない場合は、建設停止または生産停止による整理を命じ、5万元以下の罰金を併科することができる。 ②重大な結果を招来し、犯罪を構成する場合は、刑法の関係規定に準拠してその刑事責任を追及する。	83

	<p>が、認可済みの安全施設設計に基づく施工を実施していない場合。</p> <p>③ 鉱山建設プロジェクトまたは危険物の生産、備蓄用建設プロジェクトが竣工前または使用前に、安全施設が検収、検査で合格していない場合。</p> <p>④ 危険要素を有する生産経営場所および関係施設、設備上に安全警告マークを設置していない場合。</p> <p>⑤ 安全設備の据付、使用、点検、改造および廃棄が、国家基準または業界基準を満たしていない場合。</p> <p>⑥ 安全設備に対する日常的保守、修理および定期点検を実施していない場合。</p> <p>⑦ 国家基準または業界基準を満たす労働防衛用品を従業員に提供していない場合。</p> <p>⑧ 特殊設備および危険物の容器、輸送手段が、専門資格を取得した機関による点検、検査で合格しておらず、安全使用証または安全マークを取得せずに使用を開始した場合。</p> <p>⑨ 国が明確に淘汰、使用禁止を命じた生産安全に危害を及ぼす加工を行った場合、または設備を使用している場合。</p>		
5	無認可の危険物の生産、経営、備蓄		
	無認可の危険物を無断で生産、経営、備蓄した場合。	<p>① 違法行為の停止または閉鎖を命じ、その違法所得を没収する。</p> <p>② 違法所得が 10 万元以上の場合は違法所得の 1 倍以上 5 倍以下の罰金を併科し、違法所得がないかまたは違法所得が 10 万円に満たない場合は 2 万元以上 10 万円以下の罰金を単科または併科する。</p> <p>③ 重大な結果を招来して犯罪を構成する場合は、刑法の関係規定に準拠してその刑事責任を追及する。</p>	84
6	危険物の生産、経営、備蓄における安全管理制度の未確立、危険源の未登記		
	<p>① 危険物を生産、経営、備蓄、使用する企業による管理制度の未確立、または主管部門が法に準拠して実施する監督管理を受けない場合。</p> <p>② 重大な危険源の未登記、または評価、規制を実施せず、あるいは応急措置案を制定しない場合。</p> <p>③ 爆破、プレキャスト部材の組立などの危険作業を行う際に専門の管理者を配置していない場合。</p>	<p>① 期限を定めてこれの是正を命じ、期限を過ぎても是正しない場合は、生産停止による整理を命じ 2 万元以上 10 万円以下の罰金を併科することができる。</p> <p>② 重大な結果を招来して犯罪を構成する場合は、刑法の関係規定に準拠してその刑事責任を追及する。</p>	85
7	安全生産条件を満たさない企業（個人）への場所の貸与または設備の発注		
	生産企業が生産経営プロジェクト、場所、設備について、その安全生産条件を満たさないか、または相応の資格を有さない企業または個人に発注または貸与した場合。	<p>① 期限を定めてこれの是正を命じ、その違法所得を没収する。</p> <p>② 違法所得が 5 万元以上の場合は違法所得の 1 倍以上 5 倍以下の罰金を併科する。</p> <p>③ 違法所得がないかまたは違法所得が 5 万円に満たない場合は 1 万元以上 5 万円以下の罰金を単科または併科する。生産安全事故により他人に損害を与えた場合は、請負者、テナントと共にその連帯賠償責任を負わなければならない。</p>	86
8	請負企業またはテナント企業との安全生産管理協議の未締結		

	生産企業が、請負企業、テナント企業との間で安全生産管理協議を締結せず、または請負契約、リース契約中において各自の安全生産管理に関する職責を明確にせず、または請負企業、テナント企業の安全生産に対する統一協力、統一管理を実施していない場合。	①期限を定めてこれの是正を命じる。 ②期限を過ぎても是正しない場合は生産停止による整理を命じる。	86
9	同一作業区域内に同居する生産企業による共同安全管理の義務		
	二社以上の生産企業が同一作業区域内において、相手方の安全生産に危害を及ぼす可能性のある生産経営活動を行い、安全生産管理協議を締結していないか、または専任の安全生産管理者を指定して安全検査および協力を実施していない場合。	①期限を定めてこれの是正を命じる。 ②期限を過ぎても是正しない場合は生産停止による整理を命じる。	87
10	従業員宿舎との距離の確保、緊急避難口の確保		
	①危険物を生産、経営、備蓄、使用する職場、商店、倉庫と従業員宿舎が同一建築物内に存在し、または従業員宿舎との距離が安全要求を満たしていない場合。 ②生産経営場所と従業員宿舎の緊急避難口について、必要な表示が明らかでなく、スムーズに通過できる出入口がなく、または生産経営場所または従業員宿舎の出入口が封鎖または塞がれている場合。	①期限を定めてこれの是正を命じる。 ②期限を過ぎても是正しない場合は生産停止による整理を命じる。 ③重大な結果を招来して犯罪を構成する場合は、刑法の関係規定に準拠してその刑事責任を追及する。	88
11	従業員に事故に対する免責協議の締結		
	従業員が生産安全事故で死傷した場合に生産企業が負うべき法律責任を免除または軽減する協議を従業員と締結した場合	当該協議を無効とし、生産企業の主要責任者、個人経営の出資者に対して 2 万元以上 10 万元以下の罰金を科する。	89
12	緊急措置の回避、事故現場離脱、および逃亡		
	重大な生産安全事故が発生した際にただちに救援を組織せず、または事故の調査処理期間中に無断で職場を離れたり、あるいは逃亡した場合。	①降級、解任処分を科し、逃亡者には 15 日以下の勾留を科する。 ②犯罪を構成する場合は、刑法の関係規定に準拠してその刑事責任を追及する。	91
	企業の主要責任者が生産安全事故を隠匿して報告しない場合、虚偽の報告を行った場合、または報告を引き延ばした場合。	①降級、解任処分を科し、逃亡者には 15 日以下の勾留を科する。 ②犯罪を構成する場合は、刑法の関係規定に準拠してその刑事責任を追及する。	
13	国家基準、業界基準の不備に対する整理処分の拒否		
	生産企業が本法およびその他の関係法律、行政法規および国家基準または業界基準で定める安全生産条件を満たさず、生産停止による整理処分を受けても依然として安全生産条件を満たさない場合。	当該企業を閉鎖し、関係部門が関係する許可証の取消処分。	93

#### 4. 『安全生産法』に関連する法令について

『安全生産法』に関連する法令のうちで、企業側が特に留意すべきと思われる主要法令の概要を以下のとおり説明しておく。

##### (1) 『危険化学品安全管理条例』

2002 年 3 月 15 日より施行している国务院の行政法規で、従来法（『化学危険物品安全条例』）を改正したものである。国内の全てのメーカーに適用する『安全生産法』に先立って施行しており、化学物品の安全管理に特化した全 74 条の特別法である。

適用対象となる危険化学品は、国家基準に編入され、『危険貨物品目表』（GB12268）に記載される製品、毒物化学品、および『危険貨物品目表』（GB12268）に編入していないその他の化学物品となる。<sup>22</sup> これらの危険化学品は、国务院の経済貿易委員会（現商務部）、公安、環境保護、衛生、品質検査、交通部が定める。また適用対象となる企業は、上記の化学物品を生産する企業のほかに、これの経営、貯蔵、輸送、および使用する企業となる。<sup>23</sup> したがって、自社事業が危険化学物品とは無縁であっても、自社業務でこれを使用したり、あるいは一定量を貯蔵する場合（例えば自家発電用の重油の貯蔵する場合）は、本条例の適用対象となると判断しなければならない。

本条例では、これらの適用企業の業種ごとに、危険化学物品の生産、経営、貯蔵、輸送、使用に関する細則を定めている。また、華東地区では、上海市に『上海市危険化学物品生産安全監督管理弁法』があり、浙江省に『浙江省危険化学物品安全管理実施弁法』（2003年9月10日施行）がある。

### （2）『危険化学物品経営許可証管理弁法』

2004年1月3日より施行している商務部の行政法規で、同時に施行している『化学危険物品安全条例』および本稿の主題である『安全生産法』に基づく許可証制度の詳細を定めている。

本弁法では、前述する『化学危険物品安全条例』で定める危険物品を経営・販売する企業を適用対象とし、これらの企業に「危険化学物品経営許可証」の取得を義務づけている。許可証の取得申請と審査認可機関は工商行政管理局である。許可証は、甲種と乙種に分けられ、甲種許可証は毒性化学品および関連するその他危険化学物品を経営販売する企業、乙種許可証は非毒性化学品を経営販売する企業となっている。

またこれらの申請企業は、その業態に応じて、国家基準である「建築設計防火規範」（GBJ16）、「危険化学物品経営企業の開業条件および技術要求」（GB18265）、「常用危険化学物品貯蔵通則」（GB15603）、あるいは行政規章である『爆発危険場所安全規定』『倉庫防火安全管理規則』等に合致し、かつ消防部門により建物設備の検査に合格しなければならない。<sup>24</sup>

### （3）『安全生産許可証条例』

2004年1月3日より施行している国务院行政法規で、鉱山、建築施工企業、危険化学物品/花火・爆竹/民用爆破機材を生産するメーカーに適用している。適用対象の企業には、「安全生産許可証」の取得申請と審査、認可を義務づけており、審査・認可機関は、企業の性質と規模に応じて炭鉱安全監察局、国务院および地方人民政府の建設部門、国防科技工業主管部門に別れる。

<sup>22</sup> 『危険化学物品安全管理条例』第3条

<sup>23</sup> 『危険化学物品安全管理条例』第2条

<sup>24</sup> 『危険化学物品経営許可証管理弁法』第6条

#### (4) 『工業製品生産許可証管理条例』

2005年9月1日より施行している国务院行政法規で、従来法であった『工業製品生産許可証試行条例』（1884年4月に施行）を改正した新法である。この法律の適用対象となる企業は多くの業種にわたっており非常に重要な法律である。適用対象の企業には、「工業製品生産許可証」の取得申請と審査、認可を義務づけており、許可証を保有しない企業は該当製品の生産が不可能となる。制定目的は、「公共の安全、人身の健康、生命と財産の安全に直接関わる工業製品の品質の保証」<sup>25</sup>としており、条文では主に以下の工業製品を生産する企業を適用対象企業として大別し、さらに別途に『工業製品生産許可証交付製品実施細則』で「生産許可証」の取得を必要とする工業製品を86品目に分けている。従来法の改正に伴って2005年では、工業および商用の電熱食品加工設備/人造ボード（補充規定）/電線・ケーブル/食品添加剤/眼鏡（補充規定）/偽造防止用シール/収税ATM等が新たに付加されている。

国が「工業製品生産許可証」の取得を義務づける企業類型は以下のとおりである。<sup>26</sup>

- ①乳製品、肉製品、飲料、米、小麦粉、食用油、酒類の生産加工メーカー。
- ②電機毛布、圧力釜（機器）、燃焼湯沸器のメーカー。
- ③収税ATM、偽造防止用の検査機器、衛生放送のレシーバーおよびアンテナ設備、無線放送機器等の金融および通信システムの安全に関連する製品のメーカー。
- ④安全防御網、安全帽、建築用度品等の労働・安全製品のメーカー。
- ⑤電力の鉄塔、橋梁の支柱、鉄路建設に関連する工業製品、水利工事用の金属構造、危険化学物質、危険化学物質の包装用品および容器のメーカー。
- ⑥法律、行政法規で本条例の規定に基づいて生産許可証の取得を義務づけているその他工業製品のメーカー。

また、「工業製品生産許可証」の取得申請の条件として以下の事項を挙げている。<sup>27</sup>

- ①営業許可証を保有していること。
- ②当該製品の生産に適応する専門技術者を保有していること。
- ③当該製品の生産に適用する生産条件および検査・検疫手段を保有していること。
- ④当該製品の生産に適用する技術文書および加工/工程書を保有していること。
- ⑤当該製品の品質管理制度および安全責任制度を制定していること。
- ⑥当該製品が国家基準、業界基準、および人体の健康と安全、生命と財産の安全に関わる要求に合致していること。
- ⑦国の産業政策に合致しており、生産施設および設備が国が淘汰あるいは禁止する生産/加工/工程ではなく、高消耗、環境汚染、高浪費をもたらすものでないこと。

<sup>25</sup> 『工業製品生産許可証管理条例』第1条

<sup>26</sup> 『工業製品生産許可証管理条例』第2条

<sup>27</sup> 『工業製品生産許可証管理条例』第9条

「工業製品生産許可証」の申請から取得までのフローは以下のとおりである。<sup>28</sup>

- ①「工業製品生産許可証」の取得申請は地方の工業製品生産許可証主管部門（国家品質監督検査検疫総局）が受理し、審査の段階では2～4名による審査官が当該企業の実地検証を行う。
- ②実地検証の可否は検証後の30日以内に決定し、不合格の場合はその理由が説明される。実地検証に合格した後は当該工業製品のサンプルが封印され、検査機関の係員が派遣され、サンプルに対して国家基準および業界基準による検証作業を行う。
- ③地方の工業製品生産許可証主管部門（地方の「品質技術監督局」）は、審査結果と全ての申請資料を国務院の工業製品生産許可証主管部門へ移送する。
- ④国務院の工業製品生産許可証主管部門は、企業の申請日より60日以内に許可証交付の可否を決定し、さらにこの10日以内に当該企業へ「工業製品生産許可証」を交付する。

「工業製品生産許可証」の有効期限は一般的には5年、但し、食品加工の場合は3年となる。期限が満了した許可証の期限延長と差換については、有効期限が満了する6ヶ月前までに企業の所在地の工業製品生産許可証主管部門へ申請しなければならない。また、有効期間中に当該製品の規格や成分の基準等の生産条件を変更する場合、あるいは生産・加工工程や品質検査基準等を変更する場合は、「工業製品生産許可証」の取得申請を改めて実施しなければならないので、<sup>29</sup>新製品や新製品を生産する場合や新型設備を導入する場合には十分に注意する必要がある。

本条例の違反行為については以下のような法律責任が問われる。

- ①取得すべき「工業製品生産許可証」を保有せず当該生産を生産した場合は、生産停止を命じ、違法に生産した製品を没収し、違法に生産した製品価額の3倍以下の罰金を科し、違法所得額を没収する。また犯罪を構成する場合はその刑事責任を追及する。<sup>30</sup>
- ②「工業製品生産許可証」の有効期間中に当該製品の生産条件、検査手段、生産技術や生産工程に変更し、これに伴って「工業製品生産許可証」の取得申請を改めて実施しなかった場合は、生産と販売の停止を命じ、違法に生産・販売した製品を没収し、期限を定めて再申請の実施を命じる。期限を過ぎても再申請しない場合は、違法に生産・販売した製品価額の3倍以下の罰金を科し、違法所得額を没収する。また犯罪を構成する場合はその刑事責任を追及する。<sup>31</sup>
- ③「工業製品生産許可証」を保有する企業が名称の変化があり、法条例の規定に基づいて変更手続を実施しなかった場合は、期限を定めて変更手続の実施を命じる。期限を過ぎても変更手続を実施しない場合は、生産と販売の停止を命じ、違法に生産・販売した製品を没収し、違法に生産・販売した製品価額以下の罰金を科し、違法所得額を没収する。

<sup>28</sup> 『工業製品生産許可証管理条例』第15条～24条

<sup>29</sup> 『工業製品生産許可証管理条例』第26条

<sup>30</sup> 『工業製品生産許可証管理条例』第45条

<sup>31</sup> 『工業製品生産許可証管理条例』第46条

- ④ 「工業製品生産許可証」を保有する企業が、本条例の規定に基づいて当該製品の本体、包装または説明書に「生産許可証」の標示と番号を示していない場合は、期限を定めてこれの是正を命じる。期限を過ぎても是正しない場合は、違法に生産・販売した製品価額の30%以下の罰金を科し、違法所得額がある場合はこれを没収する。情状が嚴重な場合は「生産許可証」を取り消す。<sup>32</sup>
- ⑤ 「工業製品生産許可証」を偽造したり、標示または番号を改ざんした場合は、これの是正を命じ、違法に生産・販売した製品を没収し、違法に生産した製品価額の3倍以下の罰金を科し、違法所得額を没収する。また犯罪を構成する場合はその刑事責任を追及する。<sup>33</sup>
- ⑥ 「工業製品生産許可証」を詐欺または賄賂等の不正手段をもって取得した場合は、20万円以下の罰金を科し、『行政許可法』の規定に基づいて処罰する。<sup>34</sup>

なお、本条例では、当然ながら「工業製品生産許可証」を主管する政府機関とその担当官による違法行為や審査に関与する製品検証機構による違法行為についても法律責任を定めている。

#### (5) 『工業製品生産許可証管理条例実施弁法』

上記の『工業製品生産許可証管理条例』の施行に伴って、国家品質監督検査検疫総局が2005年9月に公布し、同年11月1日より施行している新法である。すなわち、「工業製品生産許可証」の主管部門である国家品質監督検査検疫総局が、『工業製品生産許可証管理条例』の実施細則として公布したもので、全123条で構成する大型の部門規章である。

本実施弁法では、「工業製品生産許可証」制度の管理全般を規範化し「工業製品生産許可証」に関する政務を主管する部署として「全国許可証弁公室」（全許弁）を設置し、これが各地の省級主管部門（地方の「品質技術監督局」）を統括すること、「全国許可証弁公室」と各地の「品質技術監督局」による許可証手続に関連する政務と許可証の取得申請手続の詳細を定めている。本稿ではこの詳細な説明は省略するが、以下に該当する企業は、上述する『工業製品生産許可証管理条例』と本実施弁法を十分に閲読する必要がある。

- ① 新たに「工業製品生産許可証」を申請する企業
- ② 『工業製品生産許可証管理条例』に基づいて現有する「工業製品生産許可証」の有効期限内に当該製品の規格や成分の基準等の生産条件を変更する場合、あるいは生産・加工工程や品質検査基準等を変更するプランがある企業は、現有許可証の再取得手続を改めて実施しなければならない企業。
- ③ 「工業製品生産許可証」を現有する企業で、今後において企業名称を変更する場合。

<sup>32</sup> 『工業製品生産許可証管理条例』第47条

<sup>33</sup> 『工業製品生産許可証管理条例』第51条

<sup>34</sup> 『工業製品生産許可証管理条例』第52条

## 第五章 労務管理に関連する法令と実務

### I. 中国の労務管理における集団契約制度について

#### はじめに

財団法人日中経済協会は、中国に進出した日本企業を支援する意味で「個別企業経営問題相談会」を中国各地で実施している。相談会は「法律・労務」と「税務・会計」の専門家が当地の日本企業が経営上で遭遇する諸問題に対して、必要な助言、トラブル対策、不明事項への回答、特定テーマによるセミナーといったような趣向で実施している。

この数年来の経験を見ると、際立った傾向として「法律・労務」の相談が激増している。相談テーマの半数近くは「労務管理問題」で占められており、そのほとんどが独資企業からの相談、といったような傾向がある。この背景には、自前で労務管理を実施しなければならない独資企業に特有の事情があることは言うまでもない。日系企業の人事・労務担当者は、まず自国（日本）の労働法制事情から中国法との相違を見る傾向があるので、両国の現行法制度の大まかな相違を以下のように解説しておく。

日本では『労働基準法』『労働関係調整法』『労働組合法』がいわゆる“労働三法”とされ、これが労働基本法となっている。社会法としての労働関係法について日中の現行法制度を比較した場合、その規定する範疇は必ずしも一致していないが、おおむね以下の表にまとめることができる。

日中両国の労働関係法規の比較

規定範囲	日 本	中 国（中央法と上海市のローカル法）	
基本法	労働基準法	労働法	—
争議/紛争	労働関係調整法	企業労働争議処理条例	—
労働組合	労働組合法	工会法	上海市工会条例
労働契約	現在、審議会で法案を検討中	05/10/28に法案が国務院通過 06/3/21公布（公聴中）	上海市労働契約条例
労働協約	労働基準法と労働組合法で部分的に定める	集団契約規定	上海市集団契約審査管理弁法
安全/衛生	労働安全衛生法	安全生産法	上海市安全生産条例
男女平等法	雇用機会均等法	婦女權益保障法 女性労働者労働保護規定	上海市女性労働者労働保護弁法

本稿では、この数年来で日系企業からの相談が相次いでいる集団契約について、その根拠法と実務について解説する。

## 1. 集団契約に関する相談例

前述する「個別企業経営問題相談会」では、この2年来、中国各地に進出した日系企業による集団契約に関連する相談が相次いでいる。その内容を概括すると以下のようなものとなる。

相談例1：

Q：今年の5月に当地の労働行政機関から当社に通達があり、当社の工会との間で集団労働契約を締結する旨の指示があった。また当局の係官の説明では、この集団労働契約の締結は今年の8月31日までに実施しなければならない、ということであった。この政府通達に対する当社の見解は以下のとおりである。

- ①当社では341名の従業員を抱えており、原則的には2年を期間とする労働契約を個々の従業員と締結している。また工会も組織しており、この当社が履行する「労働契約」に工会側も特に不満を訴えていない。
- ②当地政府の関係部門が指示する集団労働契約の強制的な締結には異議がある。その最大に理由は、この種の契約を締結した場合、この制度が“自由な雇用制度”の障碍となることは明らかである。
- ③各企業が中国の労働関係法規に準拠しながらも、自主的に制定し実施する企業内労務管理に大きな影響が出てくる。例えば、不定労働時間制による生産・経営が実施できなくなる。また、従業員個々の能力に応じて制定する賃金制度の面も少なからず影響が出てくる。
- ④しかしながら、進出する現地の政府機関から通達形式で指示があったことを無視するわけにはいかないので、政府側が指摘する集団労働契約は締結することになった。
- ⑤当社が締結した集団労働契約は当社の工会との間で締結したもので、当社が実施可能な各種の労働条件について原則的かつ普遍的な労働条件を反映した内容にとどめている。  
このような当社の措置に対して専門家のコメントを聞きたい。

相談例2：

Q：この間、当地の開発区管理委員会から当社の従業員との間で「集団労働契約」を締結するよう指導する「通達文書」があった。また、これに応じない場合は行政処分も含に入れていたような“強制的な指示”であった。当社ではすでに従業員個々人と締結した労働契約に基づいて労務管理を実施しており、賃金や労働時間を一律的に規定するような「集団労働契約」は必要ないと判断しており、この指示に応じるつもりはないが、この場合、政府筋では行政処分も匂わせているような状況である。また、「集団労働契約」の締結状況については、開発区他企業にも問い合わせたが締結していないところも多数あるようだ。

そこで「集団労働契約」の締結に関する法的背景を知りたい。

## 2. 強化される労働政策と関連するの法制度。

中国の労働に関連する法制度について、その歴史的な経過と現状分析を踏まえて今後の趨勢を概括した場合、それは一言でいって“整備と強化”の方向に向かっているというべきである。この傾向は市場経済社会の深化と密接に関係していることは言うまでもない。

中国政府が推進する（社会主義）市場経済システムが徐々に具体化していく中で労働と社会保障制度に関連する法制度も並行的に整備されつつある。市場経済社会が成長していく過程では必然的に労働制度が変化し、社会保障制度も整備されていくことは先進国の経験から見ても明らかである。中国の労働政策の基本法である『労働法』は、計画経済から市場経済へ転換する初期に相当する1995年1月より施行されているが、この法律では、国有企業、私営企業、外資系企業といった企業形態を問わずに正式に雇用する全ての労働者との間で労働契約の締結を義務付けている。すなわち「労働契約制」の全面的な導入を裏付ける根拠法と

なっている。この「労働契約制」は、中国の経済社会が計画経済システムから市場経済システムへ構造的に転換していくために必要不可欠な雇用制度として導入された。さらに、中国の工会を定める中央基本法として 1992 年に『中華人民共和国工会法』が施行され、これは 2001 年に改正されている。また『労働法』の施行と同時に『集団契約規定』が施行しているが、この法律も昨年（2004 年）の 1 月に改正されている。

従来、中国政府は経済の改革開放政策を推進する過程で、労働に関連する法制度の面ではその適用範囲については外商投資企業と国内企業を区別してきた。例えば、1994 年に労働部（当時）が対外経済合作部（当時）と共同で公布した『外商投資企業労働管理規定』はその標題が示すごとく外商投資企業だけを適用対象とする法律であり、労働基本法である『労働法』よりも先に施行された。

上海市を例にとると、同市では、上述する中央法の施行よりもさらに早い時期に『上海市外商投資企業労働人事管理条例』（1988 年 2 月）が施行され、外商投資企業における人事・労務管理の基本法となってきた。そして、この上海市の外商投資企業だけに適用されるローカル法は、2002 年 5 月にそれまで労働契約制度を律する基本法となってきた『上海市労働契約規定』が改正され、新たに『上海市労働契約条例』が施行されるに到って廃止されている。この動きは、WTO 加盟の承諾事項でもあった「内国民待遇政策」を実践するものであり、労働管理制度についても内資企業と外商投資企業を同一視する政策を示している。

第 14 回党大会で新経済戦略として登場した「社会主義市場経済政策」と呼ばれる中国型市場経済システムが具体的に機能していく中で労働管理政策も変化し、法制度も上述する数件の労働基本法の制定に見られるように社会と労働現場の实情に沿って整備・強化されてきた。この具体的な背景には主に以下のような要因がある。

- (1) 国有企業の組織改革と私営企業や外商投資企業の増加により雇用システムが変化した。
- (2) 上記の変化に伴って労働契約制度が普遍的に導入された。
- (3) 「雇用の自由化」が進むにつれて大規模な労働市場が出現している。
- (4) 市場競争の激化に伴うコスト削減策として労働条件を犠牲にする動きが顕著になっている。
- (5) 法治教育の推進と労働者の権利意識の増強に伴って労使間の矛盾が顕在化している。

このような事情を背景として労使間の集団契約を定める『集団契約規定』の改正が企図され、新たな改正法が 2005 年 5 月より施行されている。

### 3. 集団契約規定の改正

---

中国における集団契約制度を改革する動きは、国有企業の組織運営体制を再編して市場経済体制に適応させる一連の政策にも呼応している。つまり、改革は企業の経営管理制度の改革にとどまらず、労働管理制度についても市場経済体制に適応させる目的で、企業内における集団契約制度の全国的な普及が企図されてき

た。集団契約は本来、1994年に施行された『労働法』を補足するものとして外商投資企業と私営企業などの非国有企業を適用対象として試験的に施行されてきた。ところが企業が労働者個人との間で労働契約を締結することは『労働法』により法的義務とされてきたが、集団契約についてはこれを言及する条項は存在しても締結を義務付ける点については明確に定めてこなかった。つまり、締結義務の有無については、長期間にわたって“グレーゾーン”の状態推移してきたのである。

ところが、WTO加盟から3年を経て、企業内労働管理制度についても内国民待遇を徹底する中央政府の政策は、2004年1月になって、企業が工会（あるいは従業員代表）との団体交渉を経て締結する『集団契約』（労働協約）を定めた現行法（1994年12月公布）を改正することで一段と明確になり、締結義務の有無はグレーから“締結すべき”としてクリアになった。これによって現行法は2004年5月より施行している『集団契約規定』となったが、改正前の「旧規定」との決定的な違いは「企業側が従業員より団体交渉による集団契約の締結を求められた場合は20日以内に書面形式で回答する」ことを義務付けていること、すなわち企業側が正当な理由なく団体交渉を拒んではならない点を定めている<sup>35</sup>。

さらに企業が工会または従業員代表が提起した団体交渉要求を正当な理由なく拒絶した場合は、『工会法』および関係する法律、法規の規定に基づいて処理すると定め<sup>36</sup>、また、労使の交渉代表が合意した集団契約草案または特定事項契約草案は、従業員代表大会または全従業員の討議に付し、従業員代表大会または全従業員が同草案を討議する際は、従業員代表または従業員の3分の2以上が出席した大会において過半数以上の同意を得る必要があると定めている<sup>37</sup>。

#### 4. 集団契約の形式

---

中国でいう集団契約とは、企業と従業員代表が団体交渉を経た後にその合意事項を「労働協約」として締結する労使間合意書である。これは広義の意味では日本の労働協約に相当するものと考えてもよい。しかし、その労使関係における法的性格や労働側当事者の資格や背景、あるいは効力などについて厳密に検討した場合は、全く同一のものとは言い難い側面もある（本件は後述する）。この集団契約は大きく見て三つの形式に分かれる。

##### （1）包括協議

当該企業における従業員の包括的な労働条件を定めるもので、通常はこの包括協議で合意したものが「集団契約」と理解されており、国で定める『集団契約規定』に基づいて、当該企業における労働報酬、勤務時間、休憩・休暇、労働安全・衛生、社会保険、厚生福利等に関する基本原則と基準ラインを定める。さらに集団契約の契約期間、変更、解除、終了に関する手続、履行に当たっての契約当事者（労使）の権利と義務、紛争処理方法、違約責任、その他の特殊な約定等について定める。

---

<sup>35</sup> 『集団契約規定』第32条

<sup>36</sup> 『集団契約規定』第56条

<sup>37</sup> 『集団契約規定』第36条

## (2) 特定事項協議

主に賃金体系に関する基本原則を定めるもの。

## (3) 単項目協議

主に以下の内容を定める。

- ①上記の包括協議（集団契約）における特定条項を補充する意味で、当該条項で言及した事項をさらに詳細に定めるもの。
- ②包括契約で定めのない事項で、かつ企業と従業員との間で特殊な条件あるいは特殊な状況について約定するもの。例えば、「経営不振による人員削減に関する協議」や「特定の期間中における勤務時間の変更に関する協議」など。

## 5. 集団契約に関する基礎知識

企業が従業員代表あるいは工会代表との間で実施する団体交渉、その合意事項を“労使協定”として締結する「集団契約」に関する法制度上の留意点を下表でまとめている。

「集団契約」に関する実務上の留意点	
項目	留意事項
集団契約の形式	<ul style="list-style-type: none"><li>●労働報酬、労働時間、休憩・休暇、労働安全衛生、職業訓練、保険福利等の事項に関する原則事項と基準ラインについて団体交渉を通じて書面で締結する（包括協議）。</li><li>●企業と従業員代表（あるいは工会）が団体交渉で特定事項について締結する（特定事項協議）。</li></ul>
拘束力および労働契約との関係	<ul style="list-style-type: none"><li>●集団契約（包括協議）または特定事項協議は、企業と当該組織の全従業員に対して法的拘束力を有する。</li><li>●企業と従業員個人が締結する労働契約で約定する労働条件および労働報酬等の基準は、集団契約または特定事項協議の規定を下回ってはならない。</li></ul>
集団契約の言及事項	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 労働報酬（賃金水準、賃金分配制度、賃金基準、賃金の分配形式など）</li><li>(2) 労働時間（労働時間制度、時間外勤務の方法、特殊職種の労働時間、労働ノルマの基準など）</li><li>(3) 休憩・休暇（一日の休憩時間、週休日の配置、年休の方法、標準労働時間を実行できないケースにおける従業員の休憩・休暇など）</li><li>(4) 労働安全および衛生</li><li>(5) 追加する保険および福利</li><li>(6) 女性従業員および未成年労働者の特別保護</li><li>(7) 職業技能訓練</li><li>(8) 労働契約管理（労働契約の締結時期、労働契約期間、労働契約の変更、解除、更新の一般原則、試用期間の条件と期間など）</li><li>(9) 賞罰（労働規律、考査賞罰制度、賞罰手続など）</li><li>(10) 人員整理</li><li>(11) 集団契約の期間（通常は必要に応じて単項目協議事項とする）</li><li>(12) 集団契約の変更、解除の手続</li><li>(13) 集団契約履行に関して紛争が生じたときの協議処理方法</li><li>(14) 集団契約違反の責任</li><li>(15) 双方が協議すべきと認めたその他の内容</li></ol>
団体交渉について	<ul style="list-style-type: none"><li>●団体交渉の代表とは、法定手続に基づいて選出され自方の利益を代表して団体交渉を行う権限を有する者を指し、双方の代表者人数は対等でなければならない。少なくとも各当事者より3名とし、各々が主席代表1名を定める。</li><li>●従業員側の交渉代表は当該組織の工会が選出する。工会が未組織の場合</li></ul>

	<p>は、当該組織の従業員が民主的方法で推薦し当該組織従業員の過半数以上の同意を得なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●従業員側の主席代表は当該組織の工会主席が務める（委任が可能）。工会を未組織の場合は従業員側主席代表は交渉代表の中より民主的選挙で選出する。</li> <li>●企業側の交渉代表は当該企業の法定代表者が任命し、主席代表は法定代表者あるいは法定代表者により委任された管理職でも可能。</li> <li>●団体交渉のいずれの一方も、集団契約の締結および関係事項について相手方に対して団体交渉を実施を書面で要求できる。</li> <li>●一方の当事者が団体交渉を要求した場合、他方の当事者は団体交渉要求を受けた日より 20 日以内に書面形式で回答しなければならない、正当な理由なく団体交渉を拒んではならない。</li> </ul>
審査・報告手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>●集団契約の締結あるいは変更後は、労使双方の代表が署名した日より 10 日以内に、企業側が契約書一式三部を労働行政部門に提出して審査を請求しなければならない。</li> </ul> <p>注：上海市では関連するローカル法＝『上海市集団契約管理弁法』に基づいて処理する。本弁法において審査請求、手続要件、必要書類、審査手順などが詳細に定めている。</p>

## 6. 集団契約への対策

現行の『集団契約規定』を一瞥するならば、企業側が集団契約の締結を奨励する必要はないが、若し一部の従業員から集団契約の締結に向けた要求や団体交渉の要求があったり、あるいは当地の労働行政部門より集団契約の締結に関する指導があった場合は、これの締結を拒否すべきでない。拒否した場合は現行の『集団契約規定』に基づいて行政的な指導あるいは処分が下される可能性を排除できない。すなわち、集団契約の締結は一種の“リスク”であるが、締結の拒否は更に大きなリスクを生むことになる。したがって、本稿で解説する事項に留意しながら、関係法規（『集団契約規定』/当地の集団契約関係法令など）を熟知して、適切な方法でこれを締結すべきである。この場合、まず、“原則的かつ普遍的な労働条件を反映した内容にとどめること”すなわち集団契約で言及する労働条件の内容は、“高い水準に言及せず、低い水準は必ず保証し、企業内の従業員が普遍的に享受している労働条件に言及”することが望ましい。

集団契約の締結をリスクとして見た場合、①団体交渉や締結、届け出、政府審査などで必要とする時間と労力、②従業員（あるいは工会）の地位の相対的上昇に伴って企業管理の面で少なからず影響を受けること、③雇用権の自由と労務管理に関連する企業の自主決定権で影響を受けること——といったことが予測できる。しかし、これらのリスクを企業側に有利な方向へ転換することも十分可能である。すなわち、集団契約の締結のための企業内の労使協議体（あるいは工会）を形成し、企業管理者と従業員とのコミュニケーションの促進を図り、この労使協議体の実態を労使間利益の調整役あるいは第二労務部として機能するよう誘導することが肝要である。また、団体交渉に臨む従業員代表や工会主席には従業員の人望があつく、企業内キャリアも長く、日本側の事情にも通曉した者を人事部門の重要ポストを就けるなどして上記のリスクを排除するよう検討すべきである。この場合、具体的には以下の点を念頭に入れながら従業員代表との団体交渉と集団契約に対する基本方針を策定すべきである。

- (1) 集団契約制度の導入を労務管理のスムーズな実施の一助とする。
- (2) 集団契約制度により全社的なコンプライアンス（法律遵守）の強化を保証する。
- (3) 労働争議が発生する可能性を火種の段階で排除する手段とする。
- (4) 集団契約制度により従業員福利における諸策、文化・レク活動等を規範化し、この方面で従業員の主体的参加を促して、福利に関する実務を大幅に省力化する。
- (5) 従業員の全社的団結をはぐくみ、集団精神を強化し、かつ外に対する企業文化・企業イメージの向上の一助とする。

特に、上記の第 3 項で言及する（集団契約制度）を労働争議が発生する可能性を火種の段階で排除する手段とすることについて、日本の法制度や実情と比較しながら一言述べておく。

『集団契約規定』では締結した集団契約の効力について、「本規定に合致する集団契約または特定事項集団契約は、使用者と当該組織の全従業員に対して法的な拘束力を有する」<sup>38</sup>と定めている。また「双方の交渉代表が協議して合意した集団契約草案または特定事項集団契約草案は、従業員代表大会または全従業員の討議に付さなければならない。従業員代表大会または全従業員が集団契約草案または特定事項集団契約草案を討議するときは、従業員代表または従業員の 3 分の 2 以上が出席し、かつ従業員代表全体の半数以上または全従業員の半数以上の同意を得なければ、集団契約草案または特定事項集団契約草案は採択されない」と定めている<sup>39</sup>。この二つの条文精神から見て、集団契約（労働協約）がひとたび締結された場合は全従業員に対して法的効力を有することになる。

一方、労働協約の効力について、日本の『労働組合法』では一般的効力として「ひとつの工場事業場に常時使用される同種の労働者による 4 分の 3 以上の数の労働者が一つの労働協約の適用を受けるに至ったときは、当該工場事業場に使用される他の同種の労働者に関しても、当該労働協約が適用されるものとする」と定めている<sup>40</sup>。

ただし、このことは同一企業内における複数の労働組合の存在を否認するものではない。またその複数の労働組合との間で締結した異なる労働協約の存在を否認するものでもない。つまり日本では企業内に路線の異なる第二組合や少数派労働組合が存在することを容認しており、必然的にそれぞれの労働組合と締結する労働協約はその所属する組合員と使用者に対して法的効力を有する。この精神は、結社の自由を保障する日本国憲法の精神に合致するものであり、民主主義の根幹に関わる問題でもあるが、この事情に起因して日本の労使関係は一段と複雑な様相を帯びていることも否めない。

すなわち日本では、同一企業内で異なる労働組合が存在し、一方はストライキ

---

<sup>38</sup> 『集団契約規定』第 6 条

<sup>39</sup> 『集団契約規定』第 36 条

<sup>40</sup> 日本『労働組合法』第 17 条

に訴えて解決を目指し、一方は交渉によって解決を目指すような事態も起こりえる。特に、加盟・脱退が自由なオープンショップ制を実施する労使関係にあつては複数の労働組合が存在できる条件がある。しかしながら雇用する労働者の全てに加入を義務づけるユニオンショップ制を労使間で採用する場合は、複数の労働組合が存在することは理論的にはありえない（但しユニオンショップ制を不服とする労働者によって別組合が組織化される場合は除外する）。

このような両国の実情を見た場合、中国の工会（労働組合）あるいは従業員代表との間で締結される合意事項としての集団契約は、一旦成立するや「全従業員」に適用されることになる。この点はユニオンショップ制度の下で締結した労働協約が全組合員に適用されるシステムに酷似している。このような労使間協約の法的効力の性質が企業側の労務管理に有利に作用することは明らかである。

すなわち、この種の制度は労使関係の安定と企業が全社的に実施する生産性向上運動に寄与する制度ということが出来る。したがって、中国に進出する日系企業は、この制度をいかにうまく自社の労務管理制度に取り込んでいくかが今後の課題となる。日本でユニオンショップ制を運用してきた経験とノウハウはこの時に生かされるはずである。

## II. 中国の工会（労働組合）に関する法律実務と対策

工会は、通常は「労働組合」と訳されている。またその性格や機能の面でも労働組合の概念に一致するものと考えられている。しかし、日本や他の資本主義国の労働組合と社会主義国・中国の工会を厳密に比較対照してみた場合は少なからず相違がある。

### 1. 法制度上における工会の定義

工会を「労働組合」と訳して、労働組合のように解釈することは間違いではないが、日本や他の資本主義国の労働組合とは性質的に異なっていることは了解しておくべきである。中国でいう「工会」の一般的な意味は「工人（労働者）委員会」と理解されているが、このことから、この組織が中国共産党の下部組織として行政的機能を備えていることが窺える。

例えば、国有企業を典型例とした場合、生産組織としての企業には、書記を頂点とする当該企業の経営・生産・総務・人事等の全般的な計画と管理をつかさどる「経営生産委員会」があり、これが企業側の利益を代表している。これに対して従業員の利益を代表する組織として工会が存在する。この場合、工会の基本性格としては、①中国共産党の下部組織（労働者大衆組織）としての行政的機能を果たすこと、②従業員の福利の増進を図り、労使紛争の防止に努め、企業との間で「生産共同体」としての機能を果たすこと、――といったものである。

工会を定める中央基本法には『中華人民共和国工会法』（2001年10月に第3次改正）があり、ここで工会の定義として「工会は従業員が自由意志により結集する労働者階級の大衆組織である」とし、「従業員の利益を代表し、法に準拠して従業員の合法的な権利を維持し保護する」と定めている。また、地方基本法として、上海には『上海市工会条例』（2002年9月に改正）があり、ここでは「工会は、中国共産党の指導のもとで労働者が自発的に結集する労働者階級の大衆組織であり、党が労働者大衆と連帯するための架橋となり、国の政権の重要な社会的支柱であり、労働者の合法的権益の代表者かつ保護者である」と定義づけている。

## 2. 工会の基本路線

---

### 2-1：資本家の存在を前提とした日本の労使関係

日本は資本主義国家である。社会主義国から資本主義国における労使関係を見た場合、資本主義国では労働者を搾取する資本家の存在を前提に労使関係が想定されている……、ということになる。すなわち、資本主義国では、弱者である労働者が互いに団結することによって労働者（社会的団体）を合法的に組織し、これによって労使対等の関係を実現し、労働者の経済的地位の向上を目指している、と解釈されている。

### 2-2：資本家の存在を前提としない中国の労使関係

一方、中国は社会主義国家であり、労働者を搾取する資本家（あるいは資本家階級）は、建前上でも制度上でも存在しないことになっている。したがって、労使対等を実現するための社会的・法的手段として、“工会”を位置付ける必要はない。つまり、工会は労働者の合法的な利益を代表しても、企業（使用者）に対抗して労働者の権益の確保と拡大を目指す路線とはならず、企業（使用者）と共同でその企業の価値を高め、その生産力を向上し、より多くの利益を追求することによって労働者自らの利益も確保する路線となる。その理由は、中国の工会では「生産と勤労の任務を達成する」ことが重要な職責のひとつとされているからである。

この結果、必然的に工会の基本路線は労使協調主義となる。すなわち“生産性向上運動”を企業と共に実行し、その成果（パイ）を企業と共に享受する路線であって、いわゆる“使用者に搾取されたパイを奪還する”といったスローガンのもとに非妥協的な職場闘争を仕掛けるような対抗路線ではない。このような路線を日本の例で言うと、いわゆる「生産性向上原理」を基礎にした労使協調路線と酷似するものである。

### 2-3：国益を保護し、国益に貢献する路線

中国の工会が日本でいう「労使協調による生産性向上運動」の体現者として機能していることは、中国共産党の生産力主義に密接に関係している。マルクス・レーニン思想では、労働者を搾取する資本家階級が消滅した後の労働者国家の建設過程、すなわち社会主義国家へ移行する過渡期社会における「生産力」の重

要性を極めて肯定的にとらえており、この点に疑問の余地を入れない。

ところが、欧米や日本のような成熟した資本主義社会では、すでに 20 世紀中葉から生産主体としての労働者が提供する労働の量（生産力の量的確保とこれによって実現する国力の増大）を重視する立場から労働の質（技術革新による生産力の質量二面的な向上とこれによって実現する高度福祉国家）を重視する方向に転換して国家発展の保障としてきた。

しかしながら、中国は依然として労働の量を問題にせざるを得ない発展段階にあり、労働者は、その国策である「生産力の増強」を生み出す主力部隊の役割を担っている。そしてこの主力部隊を組織する工会の目的（職責）について、『上海市工会条例』の第 4 条では以下のように定めている。

『上海市工会条例』

第 4 条

工会は、憲法と法律を遵守し、改革開放と社会主義の現代化建設を支持し、中国工会規約に準拠しながら独立自主的に活動し、下記の職責を具備するものとする。

- (1) 労働者の合法的權益の保護することは工会の基本的な職責である。工会は国家全体の利益を保護すると同時に、労働者の合法的權益を代表しこれを保護する。
- (2) 労働者を組織化し教育して法に準拠した民主的権利を行使し、国事、経済活動、文化事業、及び社会的な実務管理に参画し、人民政府が展開する政務に協力し、社会主義国家政権を維持する。
- (3) 労働者が積極的に社会主義精神文明の建設に参画するよう働きかけ、労働者が思想、モラル、技術、及び文化的素養を向上できるようこれを教育し、理想、道徳、文化、及び紀律を備えた労働者の隊伍を建設する。
- (4) 社会主義経済建設への労働者の積極的な参加を組織化し、生産と勤労の任務を達成するよう努める。

この条項で留意すべきことは、第 1 項の「工会は国家全体の利益を保護すると同時に、労働者の合法的權益を代表しこれを保護する」と定めていること。さすがに“企業（使用者）の利益を保護する”とまでは言わないが、“国家全体の利益を保護する”ことは明記している。社会主義中国にとって生産力の増強こそが国家全体の利益であることは言うまでもないことである。また第 4 項では「社会主義経済建設への労働者の積極的な参加を組織化し、生産と勤労の任務を達成するよう努める」と定めている。“生産と勤労の任務を達成する”ことが企業（使用者）側の利益に合致することは言うまでもないことである。

## 2-4：争議権と「生産と勤労の任務」の関係

日本の『労働組合法』では、「労使対等の原則のもとで労働者の地位の向上と労働条件について使用者と交渉する」<sup>41</sup>ことを明記しても、“国家全体の利益を保護する”といったような目的は定めていない。日本ではこのように定める事自体に違憲の疑いがあると考えべきである。

また、「自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図る」<sup>42</sup>ことを定めても、“生産と勤労の任務を達成するよう努める”とは断じて定めない。なぜならば、雇用関係が成立している以上、生産と勤労の任務の達成は当然予定

<sup>41</sup> 日本『労働組合法』第 1 条

<sup>42</sup> 日本『労働組合法』第 2 条

されていることであり、条文で明記する必要のないものである。また、日本では、このように定めた場合、生産と勤労の任務を達成することを義務化すること自体が労働者（組合員）による民主的手続を経た「争議権」の保護に明らかに抵触するからである。

また中国の工会には、生産と勤労の任務を達成する職責を履行するために、企業内にストライキやサボタージュを引き起こすような労働争議が生じる可能性がある場合あるいは自然発生的に生じた場合は、労使の間でその矛盾を調整して、トラブルの芽を未然に摘み取る役割を果たすことも課せられている。<sup>43</sup> その理由は、工会には上述するように「生産と勤労の任務を達成する」ことが重要な職責のひとつとされているからである。

## 2-5：争議権の法的保証の有無と争議調停委員会について

中国の工会は、企業内で労働争議が発生した場合、当該企業の工会委員会（日本で言えば労組の執行委員会に当たる）に設置された企業内の「労働争議調停委員会」において、公平中立な判断者として労使間の利益調整の役割<sup>44</sup> を求められており、従業員によるサボタージュに対して使用者と協力して問題解決に努力し、速やかに生産態勢と業務秩序を回復する法的責務を負っている。

『上海市工会条例』の第21条の第4項は、中国の工会が争議権を保有するか、あるいは労働者の基本的権利である争議権について如何なる法規定があるか、……を検討する際に興味深い条文となっている。すなわち、第4項では「集団契約の履行に起因して紛争が発生し、双方が協議しても解決できない場合、工会は労働争議仲裁委員会に仲裁を申し立てることができ、仲裁裁定を不服とする場合は、法に準拠して人民法院に提訴できる」と定めるのみであり、同盟罷業（ストライキ）を含む争議権を法的に保証する条文にはなっていない。

日本の『労働組合法』では労働組合の三権（団結権/団体交渉権/争議権）を明確に保護しているが、中国の工会関連法では団結権と団体交渉権は定めているが、争議権については別途、『中華人民共和国企業労働争議処理条例』や『民法通則』等の関連法で言及するのみである。

この理由は、中国法では、労働者が主人公とした社会主義国家の建前上、同盟罷業（ストライキ）は予定されていないことが背景にある。しかし、労使関係が存在する以上、労働争議は予定されているために、労働者あるいは工会の争議権の保護を定めるのではなく、仲裁の申立権と訴訟の提訴権を保護するにとどめ、労働者の基本的権利である争議権については、別途、『中華人民共和国企業労働争議処理条例』でその処理方法を定めている。また、争議が発生した場合の工会の役割としては、労働者個人が申立や提訴する場合、「工会はこれを支援しなければならない」と定めるのみであり、工会本体が団体として労働争議の当事者となり組織者となることを意味していない。

<sup>43</sup> 『上海市工会条例』第31条

<sup>44</sup> 『中華人民共和国企業労働争議処理条例』第7条および第8条

『上海市工会条例』

第32条

労働者の合法的權益が侵害された場合、工会は労働者が法に準拠して不服を申し立て、仲裁を申請したり、提訴することを支持し、併せて法的援助を付与しなければならない。

すなわち、工会が労働争議の当事者となって同盟罷業（ストライキ）をオルガナイズする事例は例外的に存在すると状態にとどまっているというべきである。また、このことは労働者の自然発生的な罷業（スト）や怠業（サボタージュ）の発生を排除するものではない。したがって、『上海市工会条例』は第31条で罷業や怠業が発生した場合の工会の役割と権利・義務として、上級工会への報告義務、企業に対する調査権、意見提出権、および労使間の矛盾を調整して争議を解決する義務を定めている。

『上海市工会条例』

第31条

企業もしくは事業組織において、操業停止、サボタージュ等の事件が発生した場合、当該工会はただちに上級工会に報告し、併せて工会を代表して企業もしくは事業組織、あるいは関係方面との間で協議を実施して、労働者の意見と要求を表明し、この解決案を提示しなければならない。また協議で合意が達成できない場合、上級工会は労働行政部門及び主管組織と共に事件が発生した組織の状況を把握して、協議を通じてこれを善処しなければならない。

また企業もしくは事業組織は、工会側の合理的な要求に対してはこれの解決に努めなければならない。工会は、企業もしくは事業組織による作業に協力して、可及的速やかに生産と業務の秩序を回復しなければならない。

## 2-6：生産性向上を原理とした労働組合に酷似する路線

中国の工会は、前項で説明するとおり、企業内で労働争議が発生した場合、当該企業の工会委員会に設置された企業内の「労働争議調停委員会」において、公平中立な判断者として労使間の利益調整の役割を果たし、従業員によるサボタージュに対して使用者と協力して問題解決に努力し、速やかに生産態勢と業務秩序を回復する法的責務を負っている。

この点からみて、中国の工会の路線は、労働組合の執行委員会や指導層が企業側が提唱する生産性向上運動に積極的に協力し、またこれの実行を労働側から保証するために企業の第二労務部的な役割を果たしてきた日本の一部の労働組合の路線に酷似している。これらの日本型労働組合の路線との違いは、公平中立な立場に立つか否か（日本の労働組合は当然ながら労働側に立つ）の違いであって、これらの労働組合が労使間の利益調整の役割を第一義的に重視してきたことは中国の工会と同様の路線と言える。

日本の一部の労働組合は、従業員の労務管理を企業に代わって行い、またトラブルや紛争も火種の段階で未然に防ぐ機能を発揮してきた。さらにその対価として、労組幹部が労務担当重役に昇進する例が常見された。このように日本の企業が旧労組幹部を高級管理職に大抜擢する背景には、労組幹部が企業の労務管理に貢献してきたのみならず、労組幹部に備わるガバナビリティー（統率力）や執行能力、決断力、問題解決能力に対する高い評価があることは言うまでもない。一

方、中国の工会では現役の工会委員が当該企業の管理職（人事部長や生産ライン長）を務めることを排除していないし、また多数の実例がある。

生産性向上運動を重視してきた日本の労働組合は、日本の法律で保証されている争議権を放棄しているわけではない。労使協調路線を基調としながらも、企業側が違法な不当労働行為や劣悪な労働条件を改善せず、かつ交渉による解決が不可能となった場合は“伝家の宝刀”である争議権を行使してきた。すなわち、争議権をできるだけ行使せずに、生産性向上と安定的な労使関係を確保する労使協調路線を取ることによって、結果的に労務管理を代行して、企業側の意思を代弁するような路線を歩んできたところにある。

したがって、労働組合を争議の対策者として見た場合、日本型の労働組合と中国の工会の違いは、労組の争議権があるか否か、労組執行委員会に企業内労働争議調停委員会を設置するか否か、一々の主に二つの相異があるに過ぎない。日本の労使協調型労働組合は企業内調停委員会を設置せずともそれ自体が、組合員の不満を解消する“クッション”として機能し、労使間交渉によって矛盾を解決する事実上の「企業内労働争議調停委員会」の役割を果たしてきたと言える。

### 3. 工会の役割と権限

---

前述する中国の工会に特有の路線、および工会法等の関係法規に基づいて工会の役割（1～3 は政治的役割、4～7 は社会的・経済的役割）と権限について整理した場合は、以下のようにまとめることができる。

#### 3-1：工会の役割

『工会法』あるいは『労働法』では工会の役割は以下のように定めている。

- (1) 従業員が憲法および法律の規定に基づいて民主的権利を行使し、国の主人公としての役割（生産部隊）を発揮し、各種の形式を通じて国事に参画し、経済および文化事業の管理ならびに社会事務の管理に参画するよう、これを組織し、教育すること。
- (2) 人民政府が展開する政務に協力し、労働者階級により指導に関与する労農同盟を基礎とする人民民主独裁の社会主義国家政権を維持・保護すること。
- (3) 全国人民の全体利益を維持保護すると同時に、従業員の合法的権益を代表し、これを維持・保護すること。
- (4) 平等な協議（団体交渉）および集団契約（労働協約）制度を通じて労働関係を調整し、従業員の労働権益を維持・保護すること。
- (5) 法律の規定に基づいて。従業員代表大会その他の形式を通じて、従業員が当該企業の民主的政策決定、民主的管理および民主的監督に参画するよう組織すること。
- (6) 従業員と緊密に連絡し、従業員の意見および要求を聴取し、これを反映し、従業員の生活に関心を寄せ、従業員が直面する困難を解決し、従業員に奉仕すること。
- (7) 従業員が積極的に社会主義市場経済の建設に参加し、生産上の任務および業務上の任務の完成に努力するよう動員・組織すること。

### 3-2-1：工会の権利

#### (1) 知情権、調査権、是正要求権、および提案権

- ①企業が労働関係法令に違反し、従業員の労働権益の侵害があった場合、企業にその是正を求め、またこれに関連する調査を実施する権利。
- ②企業が従業員代表大会（従業員大会）制度とその他の民主的管理制度に違反した場合、工会はこれの是正を求める権利。
- ③企業が経営管理政策や発展政策を検討する際に、工会の意見を提出する権利。  
企業が賃金、福利、労働安全衛生、社会保険などの従業員の身近な利益に関連する問題を討論し決定する際に、事前に意見を提出する権利、併せて工会代表者がこの会議に列席する権利。
- ④董事会が生産と経営に関する重大問題を検討しこれを決定したり、重要な規則や制度を制定する際に、意見を提出する権利。
- ⑤企業が労働契約の文言を起草する際に、意見を提出する権利。
- ⑥企業が法律・法規、あるいは集団契約や労働契約に違反して労働者を処罰した場合において、工会が該当する処罰は法的根拠が不足で、事実説明も不十分であり、不当処分もしくは法定処理権限を越えている等の判断を下した場合に意見を提出する権利。
- ⑦企業側が労働者と締結する労働契約を一方的に解除する際に、事前にその理由を知る権利。また、工会側が企業の該当する行為は法律・法規及び関係契約規定に違反していると判断し、この処理案の再検討を求めた場合、工会側の意見を提出する権利。
- ⑧工会は、企業の労働安全衛生の条件、施設、及び制度について、あるいは企業の新築、拡張、技術改良工事における労働と安全衛生施設に関する設計審査・竣工検収について、国の規定にしたがって意見を表明する権利。
- ⑨工会は、企業の経営管理者が規則に違反した指揮を取り、労働者に危険な作業を強要したり、あるいは生産工程において重大事故が発生する可能性と業務上の危険があり、労働者の身体の健康と生命の安全に危険があることを発見した場合、これについて提案する権利。
- ⑩工会は、労働者の死傷事故、及びその他労働者の健康を著しく損なう問題の調査に参加する権利。また関係部門に対して処理意見を提出し、主管者と直接責任者の責任を迫及する権利。
- ⑪工会は、企業の生産、業務、営業などの施設に立ち入り、労働法規の執行状況の調査と立入検査を実施する権利。

#### (2) 団結権および団体交渉権

- ①工会は労働者を代表して、企業との間で賃金、労働時間、休憩休暇、労働安全衛生、保険福利、及びその他の事項について、協議と交渉を経て法に準拠して集団契約を締結できる。また賃金事項に特定した協議を締結できる。
- ②企業が労働法規に違反して、以下に掲げる労働権益を侵害した場合、工会は労働者を代表して企業もしくは事業組織と交渉する権利を有する。
- ③企業において、操業停止、サボタージュ等の事件が発生した場合、当該工会はただちに上級工会に報告し、併せて工会を代表して企業、あるいは関係方面と

の間で協議を実施して、労働者の意見と要求を表明する権利を有する。

### (3) 監督権

- ① 工会は、労働者による労働契約の締結を指導し、法に準拠して労働契約の履行状況を監督する。
- ② 工会は、社会保険基金の管理、これの使用、労働者最低賃金ライン、最低生活保障ラインの実施について、これに参画し監督する。
- ③ 工会は、企業が関係規定にしたがって労働者のために納付する養老、医療、労災、失業、生育等の社会保険基金について、これを督促する権限を有する。
- ④ 労働関係法規と社会保障制度が合法的に実施されているか否かについて監督・管理し、違反行為があれば企業側に通告し、改善を求める権利を有している。

## 4. 中国における工会の法制上の現状と外商投資企業の工会対策

労働者による工会組織化の動きを企業が抑えることは、日本でも中国でも不当労働行為に当たる。中国では法律タームとして「不当労働行為」の法的概念を示していないが、『労働法』や『工会法』の条文には企業による不当労働行為に相当する行為を禁止している。したがって、中国でも労働者が自発的に工会を組織化する動きを企業が抑えれば違法行為となり行政処分の対象となる。<sup>45</sup>

日本法（労働組合法）でいう不当労働行為に相当する内容と中国のそれとの決定的な違いは、日本では「（企業）が労働組合の運営のための経費の支払いにつき経理上の援助を与えること」は不当労働行為に相当する（労働協約に基づく便宜供与は除外）ことだけである。

日本法では、労働組合が企業から資金的な援助を受けること自体が企業による組合支配につながり、労働者が保有する基本三権（労使対等原則の下の団結権/団体交渉権/争議権）の侵害となる危険性を排除している。しかし、この行為は中国では合法であり、また企業側の義務となっていることである。

中国法では、当該企業における全従業員の賃金総額の 2%を、当月の工会費として工会に支給しなければならない。<sup>46</sup>

日本法における不当労働行為の法的概念（『労働組合法』第7条）

- ① 労働組合に加入し、もしくはこれを結成しようとしたこと、もしくは労働組合の正当な行為をしたことのため解雇したり、不利益な取扱をすること。
- ② 使用者が労働者の代表と団体交渉することを正当な理由なく拒絶すること。
- ③ 労働者が労働組合を結成し、もしくは運営することを支配し、もしくはこれに介入すること。労働組合の運営のための経費の支払いにつき経理上の援助を与えること。（ただし、労使協定下による便宜供与はこの限りではない）
- ④ 労働者が労働委員会に使用者による違法行為の解決を申し立てたり、労働関係調整法による労働争議の調整する場合に労働者が証拠を提出し、もしくは発言したことを理由として、その労働者を解雇したり、その他これに対して不利益な取扱をすること。

<sup>45</sup> 『上海市工会条例』第45条および第47条

<sup>46</sup> 『上海市工会条例』第41条

このようなことから、企業側が工会の組織化を奨励する必要はないが、組織化の動きがあればこれを支援するスタンスを取り、法律で義務づけられている経理的な支援を含む一定程度の便宜供与を与え、対立路線ではなく平和共存路線に基づいて労働管理政策の実行部隊として位置付けながら、場合によって工会幹部にも相応のポストを付与して企業の経営政策の一部として囲い込むことが肝要である。

工会の設立の動きがあれば、これを歓迎する意向を示しつつ、法律でも定めるとおり、真の労使間の利益調整役として機能するよう誘導することが肝要である。また、工会の主席や副主席等の工会委員には従業員の人望があつく、企業内キャリアも長く、日本側の事情にも通暁した者を人事部門の重要ポストを就けることも検討すべきである。このように処理することによって主に以下のリスクを排除すること可能となる。

- (1) 労務管理のスムーズな実施の一助となる。
- (2) 全社的なコンプライアンス（法律遵守）の強化を保証する。
- (3) 労働争議が発生する可能性を火種の段階で排除できる。
- (4) 万一、労使間トラブルが発生しても企業内で処理することが可能となり、トラブルが仲裁や司法機関に持ち込まれる危険性を大幅に排除できる。
- (5) 不注意から発生する労働法に関連する違反行為やこれによる行政処分も未然に防止できる。
- (6) 工会が従業員福利における諸策、文化・レク活動の実行部隊となり、この方面の実務を大幅に省力化できる。
- (7) 従業員の全社的団結をはぐくみ、集団精神を強化し、かつ外に対する企業文化・企業イメージの向上の一助となる。

### Ⅲ. 労務管理で留意すべき女性労働者に関連する法令と実務

#### はじめに

全国人民代表大会（全人代＝国会）常務委員会は、昨年（2005年）の8月28日に『婦女權益保障法』の改正案を採択した。この法律は、女性の権利を保護する政策の強化を目指すもので、中国では初めてセクハラ（性 harassment）の禁止が条文に明記されている。同年12月1日より施行している改正法では、新たに、①セクハラを受けた女性に職場や関係機関に被害を訴える権利を認める。②女性に対する家庭内暴力の禁止、公安機関等に家庭内暴力の予防や制止努力を負わせる。③学校により学生選抜時の性差別の禁止、④ストーカー行為の厳禁――などを規定している。

日系企業の労務管理に関連する法律実務の相談では、女性労働者の保護に関連する法律実務についての相談は少なくない。上記の『婦女權益保障法』は、女性

に特有の権利を法制度上で保障しその社会的地位の向上を目指すものであり、当然ながら労働現場における女性労働者の権利とこれの保護にも言及している。

女性労働者をめぐる法制度に限定して日中のそれを比較した場合、中国では女性の社会参加が通念化し、また国民意識の上でも夫婦共稼ぎが常態化しており、さらに国策となっている産児制限（一人っ子政策）に伴う各種の補償制度を実施していることから、その法制度は日本以上に整備されていると断言できる。また、中国では「女性労働者の労働保護」だけに特定した法律も存在している。

このため、女性労働者を採用する場合に企業として留意すべき法律問題は多岐にわたっており、中にはその国情を反映してすこぶる“中国らしい”制度もある。そこで、本章では日系企業から寄せられる多数の相談テーマに焦点を当てて、この問題で留意すべき事項を解説し、現行法との関連を指摘し、さらに日本の現行法との比較についても要点を簡単に説明する。

## 1. 法律で保護されている女性の権利

---

女性労働者の合法的権益と保護に関連する現行法には、国が定める中央基本法として主に以下の法律が施行されている。これらの法律の概要は、女性労働者を雇用する企業が無視してはならない法律であり、その内容は女性労働者をめぐる労務管理実務の基礎となるものである。

### （１）『労働法』（第七章）<sup>47</sup>

中国の労働法では「女性労働者と未成年労働者の特別保護」について特に章立てして特別な保護を定めている。その第七章の主な内容は、

- ①女性と未成年者に対する特別保護
- ②女性の就業制限
- ③女性の生理期間中の就業制限
- ④女性の妊娠期間中の就業制限
- ⑤女性の出産期間中の就業制限
- ⑥女性の授乳期間中の就業制限

—を設けている。このうち、女性労働者の生理期、妊娠期、出産期、授乳期は、通称「四期」と称され、使用者はこの期間中には女性労働者に対して特別な配慮を必要とする。

### （２）『女性労働者保護規定』

この法律は、上述する「女性労働者の四期」における労働保護と権利について更に詳細に定めており、企業側の強制義務や禁止行為についても定めている。標題どおり女性労働者の保護と権利について内容を限定し、労働法第七章を補完する特別法として機能している。また、中国の法体系の一大特徴であるが、女性労働者の保護についても地方政府がその管轄地における地方版の関係法令を制定することを認めており、「省、自治区、直轄市人民政府は、本規定に基づいて具体

---

<sup>47</sup> 日本の『労働基準法』ではこの第六章の二で女性労働者の保護を定めている。

的方法を制定することができる」（同法第 17 条）としている。したがって、上海市でも『上海市女性労働者保護弁法』が中央法を具体化する現行ローカル法として施行されている。

### （3）『婦女權益保障法』

国策としての男女同権を法制面から裏付ける法律である。女性の権利について、①政治的権利、②文化教育の受益権、③労働と社会保障の受益権、④人身保護の権利、⑤婚姻および家庭における権利、――の五大権利を定めている。企業にとって留意すべき点は、改正現行法では、セクハラの防止とこれの監督管理、被害者の訴えに対する措置、処理法を定めていることであり、また労働と社会保障の方面で保護されている権利である。労働と社会保障の受益権に関して言うと、①従業員募集時における性差別の禁止、②男女の同一労働・同一賃金、③女性の就業先の確保、④教育訓練に関する平等な受益、⑤法定の女性労働者特別保護規定の遵守、――等を定めているが、いずれの規定についても職場管理上で留意しなければならない。

条文中の雇用に関連する諸規定は、日本の『雇用の分野における男女の均等な機会および待遇の確保等に関する法律』（男女雇用機会均等法）に酷似する内容となっている。

### （4）『人口と計画生育法』

同じく国策の一つである「一人っ子政策」（独身子女）を定める中央基本法である。一種の行政措置法だが内容を仔細に検証すると「一人っ子」を強制するものではない。例えば二人目の生育についても、①離婚・再婚に伴う特例、②既に生育している子女が重度身障者の場合の特例、③農村の特例、④罰金の支払、⑤財政面と社会保険面（計画生育保険）の制限と非享受の受諾、――等を条件として認めている。しかしながら、実質的には強制力を伴うものであり、出産を制限する一方で避妊手術を奨励する政策もあることから見て、国策による“産児制限”と言わざるを得ない。

また日本では、母性と乳幼児の健康の保持と増進を図る法令として『母子保健法』があるが、生育行為そのものを法律で制限せずに、個人の自由意思に委ねる日本では、優勢保護の立場から「母性と乳幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もつて国民保健の向上に寄与することを目的とする」ことを提唱しても、国が半ば強制力を伴う法律として産児制限を定めるようなことは有りえない。

### （5）『企業労働者生育保険試行弁法』

上記の計画生育制度（一人っ子政策）で適用される生育保険制度の法制面から裏付ける法律である。

## 2. 女性労働者の保護に関する基礎知識

---

### 2-1：女性労働者の就業を禁止している労働

### 就業禁止の労働

坑内労働、国が定める第 4 級肉体労働強度（一日 8 時間で平均して 2700 カロリー/人の熱量を消耗する重度肉体労働）への就業を禁止している。<sup>48</sup>

## 2-2：生理期間中に就業を禁止している労働

### 就業禁止の労働

高空、高温・低温・冷水の環境下の作業、および国が定める第 3 級肉体労働強度（一日 8 時間で平均して 1746 カロリー/人の熱量を消耗する重度肉体労働）への就業を禁止している。<sup>49</sup>

## 2-3：生理休暇を付与する義務はない。

日本の労働基準法第 68 条では、「使用者は、生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求したときは、その者を生理日に就業させてはならない」といった定めがあり、生理日の就業が著しく困難な女性に対する措置を設けている。これに対して、中国の労働法では上述する就業禁止の労働を設けるのみで、生理休暇の付与を定める規定は存在しない。

## 2-4：妊娠期間中に就業を禁止している労働

### 就業禁止の労働

女性労働者の妊娠期間中に、国が定める第 3 級肉体労働強度（一日 8 時間で平均して 1746 カロリー/人の熱量を消耗する重度肉体労働）の労働、および妊娠期間中に従事を禁止している労働に配置してはならない。<sup>50</sup>

## 2-5：超過勤務と夜間労働の禁止

妊娠 7 ヶ月以降の女性労働者については、労働時間の延長、および夜間労働に配置してはならない。

## 2-6：妊娠期間中の待遇、および配慮

## 2-7：特別な休憩時間の付与<sup>51</sup>

- ①妊娠 7 ヶ月以上（妊娠 28 週）の女性労働者には、毎日一時間相当の休憩を付与し、夜間労働を手配してはならない。
- ②本人から申し出があり、使用者側が許諾した場合は、出産 2 ヶ月前から休暇を得ることができる。
- ③妊娠期間中の女性労働者は、医療保健機構で定めた労働時間内で産前検査（妊娠 12 週以内の初検を含む）を実施するが、この場合は検査中も労働時間として算定して出勤待遇としなければならない。

## 2-8：出産期間中の待遇、および配慮

### 出産期間中の休暇の付与

- ①いわゆる「産前産後の休暇」であるが、女性労働者が出産する場合は産前に

<sup>48</sup> 『労働法』第 59 条

<sup>49</sup> 『労働法』第 60 条、『女性労働者保護規定』第 6 条

<sup>50</sup> 『女性労働者保護規定』『上海市女性労働者保護弁法』

<sup>51</sup> 『女性労働者保護規定』第 7 条

15 日、産後に 75 日、合計で 90 日を下回らない産休を保障しなければならない。<sup>52</sup>

- ②既婚の女性が最初の子供を生育する時に本人が満 24 歳以上の場合は晩育とする。晩育の規定に合致する場合は、国が定める産休以外に晩育休暇として 30 日を増加し、その配偶者は晩育看護休暇として 3 日の休暇を付与する。晩育休暇および晩育看護休暇の間中は産休と同様の待遇を享受できる。<sup>53</sup> (江蘇省では配偶者の晩育看護休暇で 10 日の付与、浙江省では配偶者の晩育看護休暇で 5~7 日の付与……と異なる)
- ③産前産後の休暇を定める規定について、上述①の規定は標準出産休暇(順産)のケースであるが、別に難産や流産の場合には割増休暇を付与しなければならない。<sup>54</sup>

## 2-9：授乳期間中の就業制限および必要な配慮

### (1) 就業禁止の労働

満 1 歳未満の乳児の授乳期間中にある女性労働者に対して、国が定める第 3 級肉体労働強度の労働(一日 8 時間で平均して 1746 カロリー/人の熱量を消費する重度肉体労働)の労働、および授乳期間中に従事を禁止しているその他の労働に配置してはならない。また超過勤務および夜勤労働にも手配してはならない。<sup>55</sup>

### (2) 休憩時間の付与

1 歳未満の乳児を抱える女性労働者の場合、使用者は、1 サイクルの労働時間内に 2 回の授乳(人工授乳を含む)時間を付与しなければならない。付与時間は 1 回につき 30 分間とする。多胎児の場合は、授乳する乳児が 1 人増えるごとに 1 回の授乳時間を 30 分間増加しなければならない。女性労働者の 1 サイクルの労働時間内における 2 回の授乳時間を併せて付与してもよい。授乳時間、および授乳のために要する当該企業との往復時間は労働時間に算入しなければならない。<sup>56</sup>

### (3) 授乳休暇の付与

また、任意性の規定であるが、上海市では「女子労働者が出産した後、育児の上で困難があつてかつ勤務上で許される場合に、本人の申請があり、また企業が許諾すれば 6 ヶ月半の授乳休暇を付与できる」と定めている。<sup>57</sup> またこの場合の賃金については、「授乳休暇中の賃金」として本人の休暇を取る以前の賃金の 80%を支給しなければならない。<sup>58</sup>

## 2-10：三期中の賃金および各種の待遇について

### (1) 出産休暇中の賃金待遇

法定の生育休暇として定められている出産休暇の間中(上記 4-3-2 を参照)

<sup>52</sup> 『労働法』第 62 条、および『女性労働者保護規定』第 8 条

<sup>53</sup> 『上海市・人口と計画生育条例』第 33 条

<sup>54</sup> 『上海市女性労働者保護弁法』

<sup>55</sup> 『労働法』第 63 条

<sup>56</sup> 『女性労働者保護規定』第 9 条

<sup>57</sup> 『上海市女性労働者保護弁法』第 16 条

<sup>58</sup> 『上海市女性労働者保護弁法』第 18 条

の収入については、賃金に代わる措置として生育保険基金より「生育生活手当」という名義で支払われる。この計算方法は、当該企業の前年度における従業員月平均賃金額が支給基準額となる。<sup>59</sup> この期間中、企業による賃金支払は停止する。ところが、上海市の場合、この当該企業の前年度における従業員月平均賃金が、上海市が毎年公表する前年度の企業労働者月平均賃金額の 300%（2006 年の場合は 6,705 元）を超えている場合、その超過分は企業が負担することになる。従業員の賃金水準が他の国内企業と比較して割高に設定されている外商投資企業の場合は往々にしてこのようなケースが発生するので注意すべきである。<sup>60</sup>

## （２）三期中の休憩・休暇で留意すべき待遇

三期中の休憩・休暇では待遇面において以下の点に留意しなければならない。

- ①妊娠期間中の健康診断（妊娠三ヶ月の初診も含む）で休暇を取得した場合は、正常に勤務したものと見なさなくてはならない。<sup>61</sup>
- ②産前休暇（法定の産前休暇 15 日より以前に申請した産前休暇）、および授乳期間における賃金は現行の賃金性収入の 80%を下回ってはならない。<sup>62</sup>
- ③法定の出産休暇および若し取得した場合の授乳休暇について、期間中の勤務考課では、ボーナスや勤務考課の査定対象にしてはならない。

## 2-11：労働契約解除の制限

### （１）三期中における労働契約の順延義務

『労働法』では、使用者都合による労働契約の履行期間中の解除については、30 日前の事前通知や経済補償金の支払いといった特定条件下で可能である。ところが、女性労働者が妊娠期間中・出産期間中・授乳期間中（“三期”）にある場合にはその労働契約を途中解除できない。<sup>63</sup> また、この期間中に労働契約期間が満了した場合でもこれを終了してはならない。つまり、必然的に労働契約を順延しなければならない。この順延義務は授乳期間中が終了するまで（嬰兒が満 1 歳に達するまで）継続しなければならない。

### （２）三期中に労働契約を解除できる特例

しかしながら、以下のケースでは三期中であっても労働契約の解除制限を排除できる。

- ①労働規律もしくは使用者の規章制度に著しく違反した場合。
- ②重大な職責上の過失、あるいは私利私欲のために不正を行い、使用者の利益に対して重大な損害をもたらした場合。
- ③法に準拠して刑事責任を追及された場合。
- ④使用者が倒産した場合、あるいは解散する場合。

## 2-12：生育保険待遇

### （１）出産に伴う費用の補助

女性労働者が出産の際に発生した検査費、助産費、手術費、入院費および薬代

<sup>59</sup> 『企業労働者生育保険試行弁法』第 5 条

<sup>60</sup> 『「上海市城鎮生育保険弁法」の実施中の若干問題に関する処理意見の通知』第 1 条

<sup>61</sup> 『上海市女性労働者保護弁法』第 13 条

<sup>62</sup> 『上海市・企業労働者の生育期間中における賃金支給に関する解釈と申し合わせ』

<sup>63</sup> 『労働法』第 29 条

は生育保険基金より支払う。医療費および薬代が規定を上回った場合は本人が負担する。<sup>64</sup>

## (2) 賃金に代わる「生活生育手当」

女性労働者の出産期間中の賃金待遇は、当該企業の前年度における従業員月平均賃金の基準で計算し、生育保険基金より「生活生育手当」といった名目で支払う。(上記 4-3-4 で説明済み)

## 2-13：産児制限手術に関する休暇期間とその待遇

### (1) 病気休暇として付与すべき産児制限休暇

以下の掲げる情況に相当する者で、医師の同意を経た場合は休暇を取得できる。したがって、企業はこの休暇は病気休暇として処理しなければならない。

- ① 第一次人工流産手術の後、および避妊リングのセット、輸精管カット、皮下埋め込み手術が失敗して二度目の人工流産手術を受けた後で、すでに休暇が満了している者。
- ② 二度目の人工流産手術を受けた者。
- ③ 産児制限手術によって他の病気が併発した者。

### (2) 産児制限手術に関する休暇期間とその待遇

下表のとおりである。

産児制限手術に関する休暇期間とその待遇			
根拠法規・行政通知	各種の産児制限手術による休暇等の実施規定に関する通知		
文 件 番 号	滬衛婦児 [1992] 字第 19 号 滬計生委弁 [1992] 字第 21 号	施行（発布）期日	1992/11/1
事 項	要 旨		
子宮内に避妊具をセット	2 日の休暇を付与。		
子宮内に避妊具をセットした後	3 ヶ月、6 ヶ月、12 ヶ月に一度の検査、以後、毎年一度の結果を行い、検査日は均しく 1 日の休暇を付与する。避妊リングをセットして以降、一年以内は毎月の月経期に 1 日の休暇を付与する。		
子宮内避妊具の摘出	1 日の休暇を付与。		
輸精管のカット	7 日の休暇を付与。		
輸精管の単純カット手術	30 日の休暇を付与。		
人工流産	第一次人工流産手術の後、および避妊リングのセット、輸精管カット、皮下埋め込み手術が失敗して二度目の人工流産手術を受けた後、妊娠 13 週間以内の流産手術、子宮内胎児の摘出手術、薬物による流産者には 14 日の休暇を付与する。掻爬手術を受けた者には 21 日の休暇を付与する。妊娠 13 週間以上もしくは妊娠 13 週間に達して流産手術を受けた者には 30 日の休暇を付与する。		
避妊具の皮下埋め込み手術	5 日の休暇。術後半年以内は毎月一度の検査を行い、毎回 1 日の休暇を付与。		
皮下に埋め込んだ避妊具の摘出手術	3 日の休暇を付与。		
輸卵管への薬物の粘着手術	30 日の休暇を付与。		
計画生育に則った診断による掻爬手術	5 日の休暇を付与。		
共 通 適 用	以上の産児制限手術を受けた者が取得する休暇期間は、公休として処理する。		

## IV. 新労働契約法（草案）について

### はじめに

周知のように中国の労働政策に関連する基本法は『中華人民共和国労働法』を根拠法として実施されてきた。企業による労働者の雇用についてもこの『労働法』を基本として実施され、労働契約に内容を特化した特別法は施行されていない。このようなことから、立法当局では、国の労働政策全般を定める『労働法』とは別に、「労働契約行為」を特に定める法令の立法計画に着手してきた。この結果、昨年（2005年）の10月28日に数次にわたる修正を経過した「草案」が国務院を通過し、今年3月に開催された全国人民代表大会でも通過している。また、全国人民代表大会はこの新『労働契約』（草案）をいきなり施行せず、全社会的に意見を聴取する公聴活動を経た後に施行するといった異例の方式を採用している。そこで、本稿では、すでに公聴に付されている新『労働契約法』（草案）について簡単な解説を行う。

### 1. 労働契約法（草案）の立法背景

中国に進出した日系企業では、これまで『中華人民共和国労働法』（以下“労働法”という）を基本に制定された各種の法令に準拠して自社の労務管理政策を実施してきた。中国政府の労働政策を主管する中央官庁は、国務院の「労働・社会保障部」（日本の“厚生労働省”に相当）である。したがって、労働・社会保障制度に関連する各種の法令は、主に、中国の国会に相当する全国人民代表大会、行政府である国務院、それに所轄官庁としての「労働・社会保障部」が中央法令を公布している。さらに地方では、これらの三部門の地方機関（地方人民代表大会、地方人民政府、地方労働・社会保障局）が、中央の法令に準拠して地方法令を公布している。

周知のように、中国における労働および社会保障に関連する諸制度は、中央政府による綱領的な基本政策に基づいて、地方の実情に応じて当地の政策と法制度を確立するような地方分権主義が貫かれている。その理由は、いうまでもなく広大な国土を抱える中国では、地方ごとで経済的な発展状況や国民の生活水準に相当な格差が存在しており、また都市と農村でもその格差は歴然としている。したがって、中央政府が労働と社会保障に関連する諸政策を一元的に決定することは不可能である。このような理由から、中央では上述する三部門が原則綱領としての政策と法制を策定また立法化する。さらにこれを受けて、地方の三部門がこの原則綱領と当地の実情に基づいて策定あるいは立法化している。このような分権システムは、中央の三部門が公布する法令にも如実に表明されている。すなわち、中央の法令では「省、自治区、直轄市の人民政府は、本法と当該地区の実情に基づいて当地の関係規定を制定する」<sup>65</sup>、といったような条文が常見される。

<sup>65</sup> 『労働法』第106条では、「省、自治区、直轄市人民政府は、本法と当該地区の実情に基づいて、労働契約制度の実施に関する手順を規定して、これを国務院に届け出るものとする」と定めている。

労働と社会保障制度で典型的に地方分権主義が見られる法令のひとつに労働契約を定める法令がある。これまで労働契約については、各地方の立法機関が『労働法』とその関係法に準拠し、地方法として各地方毎に『●●●省（市）労働契約条例』あるいは『●●●省（市）労働契約弁法』といった名称で施行してきた経緯がある。したがって、中国に進出してきた日系企業はいずれも『労働法』の解釈を前提としながら、進出した当地の地方条例に基づいて労働契約を締結し従業員を雇用している。

つまり中国では、労働契約行為を特定して定める法令は、これまで中央基本法が存在せず（労働法はあっても）、地方法で動いてきた事情がある。『労働法』が施行してほぼ 10 年を経過しているが、労働法の立法背景の一つは、（国営・私営・外商投資企業を問わずに）各企業に労働契約制度を全国的に普及していくことであった。したがって労働法 10 年の実践は、労働契約制度の定着化と軌を一にしている。

たしかに『労働法』でも労働契約に言及した章を設けているが、労働契約行為を詳細に定めるものではない。詳細は地方法で定めてきたのである。基本法である『労働法』では契約行為に関する諸規定が具体性を欠いているために、条文で言及していない事項、あるいは条文で曖昧にしか定めていない事項について、使用者側が自主的に解釈してその裁量で従業員の労務管理を行うような現象も見られた。この結果、この数年来に労使紛争が多発してきた背景もある。『労働法』のこれまで 10 年あまりの実践は、一方で法律条文の非言及事項をめぐって多数の労使紛争の判例を生み出してきた過程でもある。

また、労働契約を定める各地方の法令もその内容を精査してみると、地方ごとに相違が見られるだけでなく、労働契約の各種行為で規定がある地方とない地方に別れる。『労働法』にも規定がなく、その地方の労働契約法にも規定がないとなると、結果的に使用者の裁量あるいは労使双方の当事者協議によって決められることになる。必然的にこのような状況が労使紛争の種になってきたのである。

したがって、新たに公布され、社会的な公聴に付されている新『労働契約法』（草案）を概括すると、その最大の特徴は、これまで各地方で実施されている地方レベルの「労働契約条例」（あるいは労働契約弁法）を総合し、中央立法機関としての労働契約行為にかかわる原則綱領を制定した内容になっている、ということができる。

## 2. 労働契約法（草案）の概要と特徴

---

主に以下の 12 点で大きな特徴がある。

### 2-1：使用者による規章制度（従業員就業規則等）の制定義務と告示義務 <sup>66</sup>

日本の労働基準法では「従業員就業規則」の制定および従業員への告示義務と

---

<sup>66</sup> 『労働契約法』（草案）第 5 条

所轄官庁への報告義務があり、「労働契約」の報告義務はない。また、中国の現行『労働法』では「労働契約」の締結義務と所轄部門への報告義務があり、「従業員就業規則」の制定および従業員への告示義務と所轄官庁への報告義務はない。ところが、新『労働契約法』（草案）では、新たに「従業員就業規則」の制定、従業員への告示、報告のいずれの事項についても義務づけている。

- ①使用者は、法に準拠して労働安全衛生、労働紀律、従業員訓練、休息・休暇、および労働定額管理等に関する規章制度を確立し、労働者が享受する労働の権利、労働義務の履行を保障しなければならない。
- ②使用者の規章制度が労働者の切実な利益に係わる場合は、工会、従業員大会、または従業員代表大会の討議を経るか、あるいは平等な協議を通じて規定を定めなければならない。
- ③使用者の規章制度は当該組織内で告示しなければならない。

また、ここには労働条件に係わる労使協議を定める現行法である『集団契約規定』と『工会法』に反映が見られる。<sup>67</sup>

## 2-2：労働報酬を含む各種労働条件の使用者による告知義務、および労使の知情権の保証。<sup>68</sup>

上述する「従業員就業規則」の制定・告示義務のほかに、労働条件の詳細を告知する義務も定めている。

- ①使用者と労働者が労働契約を締結する際は、労働者の（i）勤務内容、（ii）労働条件、（iii）勤務地点、（iv）職業的な危害、（v）安全生産状況、（vi）労働報酬、および（vii）労働者本人が了解を希望する労働契約の締結と履行に直接関連する事項について、事実のとおり告知しなければならない。
- ②使用者は、労働契約の締結と履行に直接関連する労働者の年齢、身体状況、勤務経歴、知識技能、および就業の現状等について知る権利を有する。

## 2-3：労働契約の書面締結の義務化と締結していない場合の処理方法<sup>69</sup>

労働契約の書面による締結を義務化しているが、これが処罰に相当する規定は定めていない。但し、すでに労働関係が存在しているにもかかわらず締結していない場合、使用者は以下の規定に基づいて処理しなければならない。

- ①労働者が他の意思を表明しない場合を除いて、使用者と労働者はすでに期間を固定しない労働契約を締結したものと見なし、速やかに書面による労働契約の締結手続を実施しなければならない。
- ②使用者と労働者の間において、労働関係の存否について異なる理解がある場合、相反する証明がある場合を除き、労働者側に有利な理解に準じるものとする。

ここでいう、「期間を固定しない労働契約とは、使用者と労働者が契約の終了期日を書面で約定しない労働契約」であり、すなわち『労働法』第20条でいう「無期限労働契約」を指すので、使用者は十分に注意しなければならない。

<sup>67</sup> 『集団契約規定』第3条では「集団契約とは、使用者と当該組織の従業員が法律、法規、規則の規定に基づき、労働報酬、労働時間、休憩・休暇、労働安全衛生、職業訓練、保険福利等の事項について、団体交渉を通じて締結する書面合意を指す。特定事項集団契約とは、使用者と当該組織の従業員が法律、法規、規則の規定に基づき、団体交渉で特定事項について締結する特定事項書面合意を指す」と定めている。

<sup>68</sup> 『労働契約法』（草案）第8条

<sup>69</sup> 『労働契約法』（草案）第9条

## 2-4：労働契約の内容に関する見解の相違についての処理方法<sup>70</sup>

労働契約の内容をめぐる労使間の見解相違について特別規定を定めている。使用者側にきわめて不利な規定であり、この条文が生かされた場合は、労働契約の内容について抜本的な再検討が必要となる。

使用者と労働者の間において、労働契約の内容について理解が一致しない場合は、通常理解を以ってこれを解釈し、二種類以上の解釈がある場合は労働者側に有利な解釈を採用しなければならない。

## 2-5：試用期間の長短を職種別に定める<sup>71</sup>

日本の『労働基準法』では職種に労働契約期間の長短を定めているが、中国の新『労働契約法』（草案）では、職種に応じた試用期間の長短を定めている。

- ①労働契約期間が3ヶ月以上の場合は試用期間を約定できる。
- ②試用期間は労働契約期間の中に含まれる。
- ③非技術性職種の職場における試用期間は1ヶ月を超えてはならない。
- ④技術性職種の職場の試用期間は2ヶ月を超えてはならない。
- ⑤高級専門技術職種の職場の試用期間は6ヶ月を超えてはならない。
- ⑥同一使用者と同一労働者の間では1回に限って試用期間を約定できる。

この規定の背景には、繁忙期に試用期間のみの雇用形態で一定時期を乗り切るような雇用手段、特に製造/加工業等で常見される雇用手段を防止する狙いがある。

## 2-6：労働契約の締結時における禁止行為<sup>72</sup>

労働契約締結時における使用者の禁止行為であるが、実際には既にいくつかの地方の労働契約条例で定めてきた規定である。

使用者は、労働者を採用する際に、労働者に対して担保の提供を求めたり、担保の名義を以って労働者の財産を受け取ったり、労働者の居住身分証明書またはその他の合法証書類を差し押さえてはならない。

この種の規定は、すでに施行している各地の地方性労働契約条例にも見られる。例えば、華東地区では『江蘇省労働契約条例』第13条、『蘇州市労働契約管理弁法』第11条、『杭州市労働契約条例』第17条に同様の規定が存在する。またほかにも遼寧省、吉林省、河北省等でも定めている。

## 2-7：使用者による教育・訓練に関する規定を明文化<sup>73</sup>

教育・訓練に伴う服務期間の設定について、各地でバラツキがあった規定を以下のように統一している。

<sup>70</sup> 『労働契約法』（草案）第10条

<sup>71</sup> 『労働契約法』（草案）第13条

<sup>72</sup> 『労働契約法』（草案）第14条

<sup>73</sup> 『労働契約法』（草案）第15条

- ①使用者が労働者に対して訓練費用を提供し、労働者が 6 ヶ月以上にわたって職場を離脱して専門的な技術訓練を受ける場合、使用者は、労働者との間において服務期間および服務期間違反について使用者に違約金を支払うことを約定できる。
- ②違約金は服務期間中の未履行部分について分割算定した訓練費を超過してはならない。

## 2-8：労働者に対する競争制限に関する規定を明文化<sup>74</sup>

同じく、使用者が労働者に要求する競争制限についても、各地でバラツキがあった規定を以下のように統一している。

- ①使用者は、商業的秘密を知り得た労働者と締結する労働契約中では、労働契約の終了または解除後の一定期間内において、労働者による当該使用者と同類の製品の生産、または競争関係にある同業者における任職、当該使用者と競争関係にある製品の自主生産、経営、または業務の経営を禁じることを約定できる。
- ②前項で定める競争制限の範囲は、使用者との間で実際上の競争関係を形成できる地域に限るものとする。競争制限期間は 2 年を超えてはならない。
- ③使用者が労働者間で競争制限の約定がある場合は、同時に労働者との間で、労働契約を終了または解除する時点で競争制限の経済補償金を労働者に支払う旨を約定しなければならない。その金額は労働者の当該使用者における年間賃金収入を下回ってはならない。
- ④労働者が競争制限の約定に違反した場合は使用者に違約金を支払わなければならない。但し、その金額は使用者が労働者に支払う競争制限の経済補償金の 3 倍を越えてはならない。

## 2-9：労働契約の履行期間中の解除規定を一部変更<sup>75</sup>

労働契約の解除に関する現行規定の修正を伴うもので、非常に重大かつ使用者に不利な規定である。

- 以下に掲げる場合の一がある場合、使用者は 30 日前までに書面形式で労働者本人に通知するか、あるいは労働者に 1 ヶ月分の賃金を別途に支給した後に期間の定めのない労働契約を解除できる。
- ①労働者が罹病もしくは業務外の負傷を負い、所定の医療期間が満了した後も元の勤務に従事できず、また労働契約の変更についても使用者との協議で合意できない場合。
  - ②労働者が勤務に適応できず、訓練を経たり職場を調整しても依然として勤務に適応できないことが証明された場合。
  - ③労働契約を締結した時点に依拠した客観状況に重大な変化が生じ、労働契約を履行できなくなり、使用者と労働者の協議を通じた労働契約の内容変更あるいは中止についても合意できない場合。

この条文の表現は、労働契約期間中の解除に関する解釈の相違を容易に引き起こす表現と言わざるをえない。ここでは、労働契約期間中の解除について 30 日前までに通知する規定を定めているが、期間を固定する労働契約の解除条件と、期間を固定しない労働契約の解除条件を明確に分ける必要がある。すなわち、現行法では、労働契約期間中の契約解除の条件は、条項中の三つの状況については期間の固定の有無に関らずに基本条件としている。したがって、その労働契約期間が有期であろうと無期であろうと所定の経済補償金を支払うことによって途中解除が可能となる。すなわち『労働法』第 26 条の規定を根拠として「期間を固定する労働契約の途中解除について、勤続年数に応じて経済補償金を支払う」ことで実行してきた、またこの方法を「期間を固定しない労働契約の途中解除」、

<sup>74</sup> 『労働契約法』（草案）第 16 条

<sup>75</sup> 『労働契約法』（草案）第 32 条

つまり「無期限労働契約」の途中解除でも適用してきた。

ところが、「草案」では、①期間を固定する労働契約の途中解除では解雇予告手当としての1ヶ月分の賃金支給に言及せず、②期間を固定しない労働契約（いわゆる無期限労働契約）の途中解除では解雇予告手当としての1ヶ月分の賃金支給に言及している。さらに契約期間の有無に係わらず、これらの状況による労働契約の途中解除では30日前の事前通知のほか、本草案の第39条で経済補償金の支払義務もあるとしている（本件は後述する）。さらに、無期限労働契約を締結している場合は、労働者に1ヶ月分の賃金を別途に支給した後にその無期限の部分のみを解除できるといったような解釈も成り立つ条文になっている。

いずれにしても、本草案が生きるためには、必然的に現行の『労働法』第26条と経済補償金を定める『労働契約の違反及び解除に関する経済補償弁法』（1995年1月1日施行）を修正しなければならない。さもなくば、本条と現行法が矛盾をきたすことになる。

## 2-10：人員削減政策に伴う労働契約の解除で新たな規定を設ける 76

これまで、『労働法』第27条において条件つきで合法化されてきた人員削減に伴う労働契約の途中解除について、新たな条件として、①削減規模の大小による説明責任、②長期雇用の労働者の残留に関する規定、が付加されている。

- |   |
|---|
| <p>①労働契約を締結した時点に依拠した客観状況に重大な変化が生じ、労働契約を履行できなくなり、50名以上の人員を削減する必要がある場合、使用者は当該組織の工会または従業員全員に状況を説明し、併せて工会または従業員代表者と協議してこれの合意を得なければならない。</p> <p>②人員を削減する場合、当該組織における勤続年数が比較的長期の労働者、当該組織と締結する労働契約の固定期間がより長期の労働者、および期間を固定しない労働契約を締結している労働者を優先的に残留させなければならない。</p> <p>③使用者が前項の規定に基づいて人員を削減した後は、削減された員数、名簿を所在地の県級人民政府の労働保障主管部门に報告しなければならない。</p> <p>④使用者が6ヶ月以内に人員を改めて雇用する場合は、削減された人員を優先的に雇用しなければならない。</p> |
|---|

特に、長期雇用の労働者を優先的に残留させる規定は、企業の経営自主権を奪うものと言わざるを得ない。一般的に長期間にわたって雇用してきた労働者は、熟練労働者ではあるが高給を取る労働者でもある。したがって、一部の中高年労働者は、経営効率から見た場合は生産性の低い労働者と言えなくもない。このため、この種の労働者は、業務に熟練していながらも使用者による人員削減の主因ともなってきた。企業による人員削減の背景の一つに人件費圧力があることは常見できることである。したがって、日本をはじめとする先進諸国の企業では、希望退職の提案がまず中高年労働者に提案されてきたことは周知のことである。企業は、その経営効率の引き上げと経営資源の確保を両立させるための人員削減プランを実施しなければならないが、どの年齢層とキャリア層を対象に削減プランを実施するかについては、あくまでも企業側の経営自主権の範囲内とされてきた。したがって、この部分にも法制上で規制を入れる方式には、すこぶる中国的な国情が反映されていると言うべきである。

76 『労働契約法』（草案）第33条

## 2-11：労働契約の終了においても経済補償金の支払を義務づける 77

労働契約期間が満了する状況について、現行の『労働法』第 23 条では、「労働契約期間が満了した場合、もしくは当事者が約定した労働契約の終結条件が発生した場合は、労働契約を終結する」と定め、各地で制定してきた地方性労働契約条例では、この状況を使用者が経済補償金を支払うケースから除外してきた。すなわち、労働契約期間の満了に当たって、使用者側に継続して雇用する意思がない場合は無条件で当該労働契約を終了し、経済補償金は支払ってこなかった。またこの方式は 1995 年 1 月 1 日より施行している『労働契約の違反及び解除に関する経済補償弁法』でも適用外の規定とされてきた。この点は全国的に共通で運用されてきた規定であるが、このたびの『労働契約法』（草案）では、「労働契約を終了する」と定めた以下の状況下でも使用者が経済補償金を支払うことを義務づけている。このうち、現行法では（4）と（5）のケースについてのみ経済補償金の支払いを必要としてきた。

### 【労働契約が終了する状況】

- (1) 労働契約期間が満了した場合、または労働契約で約定した終了条件が発生した場合。
- (2) 労働者が法に準拠して基本養老保険待遇を享受し始めた場合。
- (3) 労働者が死亡した場合、または人民法院より死亡あるいは失踪を宣告された場合。
- (4) 使用者が営業を停止する場合、または解散する場合。
- (5) 使用者が法に準拠して破産の宣告を受けたり、営業許可証の取消または閉鎖を命じられた場合。
- (6) 法律、行政法規で定めるその他の状況がある場合。

具体的な条文は以下のとおりである。特に③項が労働契約の終了に伴う経済補償金の支払義務を定めたものである。

以下に掲げる状況の一がある場合、使用者は、労働者の当該組織における勤続年数に応じて満 6 ヶ月につき半月相当分の賃金、満 1 年につき 1 ヶ月相当分の賃金を基準として経済補償金を労働者に支払わなければならない。労働者の当該組織における勤続年数が 6 ヶ月を超え 1 年未満の場合は 1 年として計算し、6 ヶ月未満の場合は 6 ヶ月として計算する。

①本法第 32 条、第 33 条第 1 項、第 36 条第 1 項第 (2) (3) (4) (5) (6) 号、第 37 条第 2 項の規定に基づいて労働契約を解除する場合、および双方が協議を経て労働契約の解除に合意し、かつ使用者が労働契約の解除を労働者に提起した場合。

②使用者が合併、分立するにあたり労働契約を解除した場合。

③本法第 37 条第 1 項第 (1) (3) (4) (5) (6) 号の規定に基づいて労働契約を終了する場合。

労働契約を継続する場合、使用者は経済補償金を支払わないものとする。労働契約の終了にあたって経済補償金を計算する場合、労働契約を 5 年継続するごとに経済補償金を 10%減じるものとする。

本法第 1 項でいう賃金の計算方法は、省、自治区、直轄都市の人民政府が定めるものとする。

## 2-12：労働力派遣会社を通じた間接雇用方式に新たな規制を設ける 78

77 『労働契約法』（草案）第 39 条

78 『労働契約法』（草案）第 40 条

外商投資企業あるいは外国企業駐在事務所には馴染みの深い間接雇用方式について、以下のような新たな規制を設けている。

派遣労働者の受け入れ組織における勤続年数が満 1 年に達し、受け入れ組織が当該労働者を継続して使用する場合、労働力派遣組織と労働者の間で締結する労働契約を終了し、受け入れ組織が労働者との間で労働契約を締結する。受け入れ組織が当該労働者を使用しない場合、当該労働者が所属していた職場では労働力派遣方式をもって他の労働者を使用してはならない。

ここでは、「派遣会社を通じた間接雇用」に関連する労働契約の処理法を定めている。一言でいって非常に問題のある条文といわざるを得ない。この条文が生かされた場合は、当然ながら既成の派遣会社を通じた間接雇用の方式にも波及する規定と判断すべきである。その理由は、この草案では、本条に関する別途の規定、特例、あるいは但し条文などを設けていない。ということは、間接雇用については本条文だけで運用する意図がある。したがって、この条文に再修正がないかぎり、対外服务公司（FESCO）や中智を使ってきた外国企業駐在代表処の従業員雇用システムに決定的な変化をもたらすことになる。例えば、新草案の第 64 条では、「外国企業、外国の社会団体、および国際組織の中国駐在機構が中国国内において、労働者との間で労働関係を形成する場合の労働契約の締結および履行については本法を参考にしてこれを執行する」と定めている。したがって、これらの当事者にとっては重大な雇用政策の転換を強いる法律となっている。

しかしながら、この点については、立法当局も理解した上で、とりあえず社会的に意見を公聴しているものと思われる。また、立法当局がこの条文を生かすと判断した場合、全ての外国企業駐在代表処や外国の社会団体、あるいは国際機構の駐在代表処に対して間接雇用を義務づける現行制度を、直接雇用も可能とする制度に変更するか、あるいは特例を設けなければならない。さもないと、政策と法規が整合しない（中国ではよくある事だが……）。

なお、このたびの新草案の特徴の一つとして、「労働力の派遣を以って労働者を雇用する使用者（すなわち労働力派遣組織）」の行為を規範化している。例えば、12 条（労働力派遣組織の供託金納付の義務化）、第 24 条（労働力派遣組織による契約履行義務）、第 40 条（本条）、第 59 条（労働力派遣組織に対する罰則規定）等がこれに相当する。

## 注記

本稿は、中国の立法当局が正式な施行に先立って、その草案を社会的な公聴にかけるために公布した法案に関する解説である。この公聴活動は 2006 年 4 月 20 日をもって終了し、立法当局は社会各層から寄せられた意見を集約し、さらに内部の検討と修正が行われるものと見られる。したがって、本稿では、すでに公布された新法＝『労働契約法』（草案）を一瞥して、問題があると思われる条文に解説を加え、参考資料に供している。したがって、これを目にする読者もあくまでも正式施行前の草案として理解していただきたい。

## 第六章 『直接販売管理条例』に関する法律実務

### はじめに

2001年12月にWTOに加盟して以来、中国の規制緩和政策は急速に進められてきた。とりわけ商務部が管轄する商品の卸/小売販売について、2004年4月に『外商投資商業領域管理弁法』を公布、さらに同年12月の施行以来、外国企業が国内流市場に参入する条件は大幅に緩和された。また、この翌年の2004年12月には商業フランチャイズ経営を規範化する『商業フランチャイズ経営管理弁法』が施行している。この結果、現在では多数の外国企業が卸・小売市場に陸続と参入している。

上記の『外商投資企業商業領域管理弁法』で開放された商業は、主にコミッション代理業/卸売業/小売業/フランチャイズ経営であるが、いずれも固定した場所としての「店舗」による商業活動の展開を想定している。同条例の第3条第3項の“小売業条項”では「固定した場所において、もしくはテレビ、電話、郵送販売、インターネット、自動販売機を通じて、個人もしくは団体の消費使用に供する商品の販売、及びその関連する付帯サービス」と明記している。すなわち、欧米や日本ですでに相当程度に普及している訪問販売やネット販売の手法によるダイレクト・セールス（無店舗型直販方式）については一切言及していない。

しかしながら、この種の事業が中国国内で存在していないのか、といえそうではなく、営業の実態としてダイレクト・セールスを行っている企業はすでに多数存在している。すなわち、この種の事業を具体的に言及する法令が存在しない状態でダイレクト・セールスが既成事実となってきたのである。したがって、法制度上の厳格な規定がないが故にダイレクト・セールスにつきもののトラブルも多発してきた。例えば、中国版ネズミ講やマルチ商法によるトラブルはその典型である。

このような状態の中で、昨年（2005年）末に無店舗ディストリビューターによる直接販売方式の管理を目的とした二部の法律が施行している。ひとつは2005年11月1日より施行した『連鎖販売禁止条例』、もうひとつはその1ヶ月後の12月1日より施行している『直接販売管理条例』（以下“直販管理条例”という）である。

『直販管理条例』と『連鎖販売禁止条例』は一对の関係にあり、いずれも、ビジネスの形態としてダイレクト・セールス方式を採用する企業を具体的な適用対象としている。特に『連鎖販売禁止条例』では、ディストリビューター（直販員）が、下位のディストリビューターを獲得することを要求したり、獲得したことによって直接あるいは間接的な形で金品あるいはその他の形式で報酬を支払うことを禁止している。すなわち、『連鎖販売禁止条例』は“ネズミ講”あるいはマルチ商法を禁止する法律にほかならない。

一方、この法律と対の関係にある『直販管理条例』は、『連鎖販売禁止条例』で定めるマルチ商法の禁止を大前提として実施される正常な商取引手法としての“ダイレクト・セールス”について定めている。そこで、本稿では、『直販管理条例』について解説し、この種の事業進出を企図している日系企業の参考とする。

## 1. 中国におけるダイレクト・セールスの現状と既成企業の営業形態

---

### 1-1：外商投資企業への市場開放と二つの法令による規制強化

無店舗のディストリビューターを利用した特定商品の直接販売は、欧米や日本ではかなり普及しており、主に「MLM（マルチ・レベル・マーケティング）」あるいは「ネットワークビジネス」と呼ばれる方式を採用している。「販売」の中国語は「銷售」、したがって直販は「直銷」となり、『直販管理条例』はこういった販売形態を指す「ダイレクト・セールス」の直訳で、問屋、仲買、代理店等を通さずに消費者へ製品を直売することを指す。中国政府（商務部）は、このダイレクト・セールスについて、『直販管理条例』と『連鎖販売禁止条例』という一対の関係をなす法令によって多くの規制を設けている。この理由は、この数年来にマルチ商法による被害者が続発してきたからである。

このため、中国政府では、まず、『連鎖販売禁止条例』の施行によって“ネズミ講”あるいはマルチ商法を禁止し、さらに『直販管理条例』の施行によってダイレクト・セールス事業の開放とこの市場の規範化を図っている。本条例の大きな特徴はいくつかあるが、まず、企業がダイレクト・セールス方式を採用する場合は、既成の商業企業については、①中国国内ですでに最低 8000 万元の登録資本金を保有し、②最低 2000 万元の保証金を納付する義務が課せられる。すなわち、直販企業に発生する直販員とのトラブルや消費者紛争等を想定して、直販企業の偽装倒産や資産の持ち逃げによるリスクについて、「保証金」という形式の一種の“担保”を設定して、その潜在的なリスクをヘッジすることが経営者に義務づけられている。

また、③末端小売価格に占めるディストリビューターのマージンの合計を 30%以下に抑えるという規制も加えられている。ディストリビューターに上位も下位も設けず、上位の者が下位のディストリビューターが受け取る報酬の一部をネズミ算的に収奪できる手法を排除している。さらに、条例では、④取扱い商品の限定、⑤販売した商品の交換や返品、アフターサービスを行う分支機構の設置義務、⑥直販員の訓練義務と有資格者による訓練の実施、⑦直販企業による価格を含む各種の経営情報の開示義務――等の多岐にわたる規制が加えられている。つまり、これらの条文から既成のダイレクト・セールスの市場が相当に不健全で混乱した状態にあることが容易に想像できる。

### 1-2：既成企業の事業キャリアと実績に応じた市場開放

ダイレクト・セールス方式は流通マージンを引き下げる効果を期待できる利点

から、成熟した市場経済システムを基礎にした先進国の大衆消費社会では、比較的適応したビジネスモデルだと考えられてきた。世界的にダイレクト・セールス方式によるビジネスを展開している企業としては、アメリカのアムウェイ社やエイボン社があるが、さすがにこの二社は早い時期から中国の市場に注目しており、直販事業の市場開放を想定してまず合弁商業企業による店舗販売を展開することによって知名度とブランドの普及に注力してきた。アメリカのアムウェイ社の場合、中国企業と合弁する「安利（中国）日用品有限公司」を設立し、中国国内で生産した製品を市場へ投下してきた。いずれも、無店舗販売が許可されていない状態下で店舗販売を主流に展開してきた。したがって『直販管理条例』の施行は、両社にとっては待望の法律ということになる。

そして、『直販管理条例』が施行された3ヶ月後の2006年2月、商務部はエイボンが資本投下する合弁企業（雅芳〔中国〕有限公司）に対して中国で初の直接販売方式（ダイレクト・セールス）による営業を認可した。エイボンは、それまで中国大陸ではその販売方式が認められていないがゆえに、店舗販売やネット販売等による手法で自社製品を販売してきた。しかし、昨年になって中国政府は、ダイレクト・セールスの制限を緩和する政策を固め、2005年4月に中国国内ですでに相応の実績を確保していたエイボンに対して北京市、天津市、広東省における試験的な直売を許可している。

「直販経営」が正式に認可された時点で、エイボンはすでに中国全土で74ヶ所の専門店、5500店舗と、1000ヶ所余りのデパート内販売コーナーで店頭販売を展開している。ディストリビューターによる直販と既存の店舗による店頭販売の利害の衝突について、エイボンは「直販は店頭販売から完全に独立したシステムで構築し、また専門店に影響を与えることはない。ディストリビューターの報酬は商品価格の25%以下に抑え、店頭販売のマージンは30%以上の水準を維持する」と説明している。

## 2. 『直接販売管理条例』の概要と実務

---

### 2-1：直販の主管部門

審査・認可機関は国务院商務部で地方級商務部も関与する。また登記機関は国家工商行政管理局となり、ほかの商業性企業と同様である。

### 2-2：直販事業が可能な商品<sup>79</sup>

直販事業が可能な商品の範囲については、商務部門と工商行政管理部門が業態と市場の動向を見て確定するが、施行時点では以下の商品を対象としている。また商品に国の認証や強制性基準がある場合はこの基準をクリアした商品でなければならない。

- ①化粧品
- ②保健食品（衛生部門が交付する「保健食品認可証書」が必要）
- ③サニタリー用品（生活衛生用品等）

---

<sup>79</sup> 『直販管理条例』第2条および『商務部/国家工商行政管理総局公告第72号』

- ④保健器材
- ⑤小型キッチン用品

### 2-3：直販企業の認可申請の条件<sup>80</sup>

- (1) 良好な商業的信用を具備し、申請前の過去 5 年間で重大な違法経営が記録されていないこと。外国投資者の場合は前記に条件および 3 年以上の中国国内における直販活動経験を有すること。
- (2) 少なくとも 8000 万人民元の登録資本金を払い込んでいること。
- (3) 本条例の規定に基づいて指定銀行に保証金を納付すること。
- (4) 規定に基づいて情報の報告と公開制度を確立すること。

### 2-4：認可申請の手続の要件<sup>81</sup>

- (1) 直販企業設立申請書
- (2) 前項 (1-2) で定める必要条件を具備していることを証明する資料。
- (3) 会社定款、合弁企業または合作企業の場合は合弁契約書または合作契約書。
- (4) 市場計画報告書 (マーケティングプラン)。直販活動を展開する地域の県級以上の人民政府が認可した直販活動に従事する地区のサービス網に関するプランを含む。
- (5) 取扱い製品が国家基準に合致していることの説明書。
- (6) ディストリビューターと締結する「販売契約書」のサンプル。
- (7) 会計士事務所が発行した验资報告書。
- (8) 本条例の規定に基づいて使用する保証金について、当該企業と指定銀行との間で約定した「保証金協議書」。

### 2-5：認可申請の手続フロー

以下のフローとなっている。

- ①申請人は、申請人の所在地の省、自治区、直轄都市の商務部主管部門を通じて、国務院商務部へ申請する。
- ②省、自治区、直轄都市の商務部主管部門は全ての申請文書および資料を受理した日より 7 日以内に申請文書および資料を国務院商務部へ移送する。
- ③国務院商務部は申請文書および資料を受理した日より 90 日以内に、国務院国家工商行政管理部門に意見を求めたと後に認可の可否を決定する。
- ④認可する場合は国務院商務部が「直接販売経営許可証」を交付する。
- ⑤認可された申請人は「直接販売経営許可証」を持参して工商行政管理部門へ変更登記の申請を行う。

### 2-6：直販経営で留意すべき各種の事項

#### 2-6-1：分支機構の設立義務

- (1) 直販企業は、直販活動の展開を予定する省、自治区、直轄都市において、当該企業の直販活動に責任を負う支店を設立しなければならない。
- (2) 分支機構を設立する際は、前項 (1-2) で定める必要条件を具備している

---

<sup>80</sup> 『直販管理条例』第 7 条

<sup>81</sup> 『直販管理条例』第 8 条

ことを証明する資料を用意し、前項（1-4）で定める手続フローで申請し、その認可を経て工商行政管理部門で登記手続を実施しなければならない。

### 2-6-2：変更手続の義務

前項（1-3）で定める認可申請の手続要件に変更が生じた場合は、前項（1-4）で定める手続フローで変更の承認申請を行い、国務院商務部の承認を得なければならない。

### 2-6-3：ディストリビューター（直販員）の管理について

- （1）直販企業は、ディストリビューター（直販員）の販売報酬に関する広告を公表してはならない。また上納費用や商品の購入をディストリビューター（直販員）になる条件としてはならない。（いわゆる“ネズミ講”の禁止）<sup>82</sup>
- （2）18歳未満の者、民事能力を保有しない者あるいは民事行為を制限されている者（禁治産者）公務員、現役軍人、教師、全日制教育機関の在校生、直販企業の正社員、外国人等はディストリビューター（直販員）の資格を有さない。<sup>83</sup>
- （3）直販企業は、ディストリビューター（直販員）との間で「直販契約」し、ここで直販活動に従事する地域（省、自治区、直轄都市）を一ヶ所に限定しなければならない。「直販契約」を締結していない者は如何なる方式であっても直販活動に従事してはならない。<sup>84</sup>
- （4）「直販契約」は締結後の60日以内は随時に解除できることとする。60日以降に「直販契約」を解除する場合は15日前までに直販企業に事前通知しなければならない。
- （5）「直販企業は、募集するディストリビューター（直販員）に対して試験と訓練を実施しなければならない。また合格者に対して「直販員証」を交付しなければならない。「直販員証」を保有しない者は如何なる方式であっても直販活動に従事してはならない。<sup>85</sup>
- （6）ディストリビューター（直販員）に対する訓練では、①当該直販企業で1年以上勤続する正社員、②高等教育機関の本科以上の学歴を有し、マーケティング専門知識を有する者。③故意による刑事犯罪歴が無い者、④違法経営記録が無い者——といった基本四条件を具備した者に「インストラクター資格証（訓練員証）」を発行し、この資格者の名簿を国務院商務部へ報告しなければならない。また国務院商務部は各直販企業における「インストラクター資格証（訓練員証）」を政府ウェブサイトで公開する。また、外国人はディストリビューター（直販員）を直接的に訓練してはならない。

86

---

<sup>82</sup> 『直販管理条例』第14条

<sup>83</sup> 『直販管理条例』第15条

<sup>84</sup> 『直販管理条例』第16条

<sup>85</sup> 『直販管理条例』第18条、また「直販員証」の様式については、商務部が2005年11月1日に『2005年公告第74号』として公布している。

<sup>86</sup> 『直販管理条例』第18条

#### 2-6-4：直販活動における留意事項

##### (1) ディストリビューター（直販員）が直販活動を実施する際に注意事項<sup>87</sup>

- ①消費者に「直販員証」と「直販契約」を提示しなければならない。
- ②消費者の同意がない場合、消費者の所在する場所（住居あるいは企業）に強行進入してはならない。消費者が直販活動を拒否した場合はただちに立ち去らなければならない。<sup>88</sup>
- ③販売の成約時に、直販企業のクーリングオフ（返品）制度を詳細に説明しなければならない。
- ④成約後に、直販企業が発行する正規の領収書とクーリングオフ制度を含む説明書、および直販企業の当地におけるアフターサービス地点の情報を提出しなければならない。

##### (2) 商品の修理、交換および返品等のクーリングオフ制度の確立義務

直販企業は、直販する商品に関する交換制度およびクーリングオフ制度を確立しなければならない。消費者には、購入した日より 30 日以内で商品を開封していない場合には、商品の交換及び返品をすることが認められている。<sup>89</sup>

##### (3) 価格明示の義務

直販商品に価格を明示し、この価格は直販企業の販売網（販売サービスセンター）で掲示する価格と一致し、直販員はその明示された価格で商品を販売しなければならない。

##### (4) 直販員の報酬制度<sup>90</sup>

直販企業は、月毎に直販員の報酬を支払わなければならない。直販員の報酬は、直販員本人が消費者に直接的に販売した商品の売上収入にのみ依拠して計算し、その報酬総額（マージン、奨励金、各種形式の奨励等を含む経済的利益を含む）は、直販員本人が消費者に直接的に販売した商品の売上収入の 30% を超過してはならない。

##### (5) 消費者紛争に関する対策の確立<sup>91</sup>

- ①直販企業と直販員、直販企業および直販員と消費者の間において、商品の交換あるいは返品に関するトラブルが発生した場合は、直販企業が举证責任を負う。
- ②直販企は直販員本人の行為に責任があると証明できた場合を除き、トラブルに関して直販員と連帯責任を負う。

##### (6) 保証金制度<sup>92</sup>

直販事業では企業と直販員あるいは消費者との間でトラブルが発生した場合を

<sup>87</sup> 『直販管理条例』第 22 条

<sup>88</sup> 『治安管理処罰法』（2003 年 3 月 1 日施行）の第 46 条では、「商品の押し売り行為、他人に対するサービスの提要または受け入れを強要した場合」は 5 日以上 10 日以下の拘留を含む罰金が科せられる。

<sup>89</sup> 販売した商品の瑕疵担保責任については、『中華人民共和国製品品質法』第 40 条、『中華人民共和国消費者権益保護法』および『一部の商品の修理/交換/返品に関する責任規定』（1995 年 8 月）等でも相應の規定が設けられている。

<sup>90</sup> 『直販管理条例』第 24 条

<sup>91</sup> 『直販管理条例』第 26 条および第 27 条

<sup>92</sup> 『直販管理条例』第 29 条および『直売企業保証金使用管理弁法』

想定して、企業側にトラブル対策として一種の担保を設定する保証金制度を定めている。

- (1) 直販企業は、商務部門と工商行政管理部門が指定する銀行に口座を開設して保証金を積み重ねなければならない
- (2) 保証金は直販企業の設立時に 2000 万人民币元とし、当該企業の運営をはじめた後に月毎に金額を調整しなければならない。
- (3) 保証金の基礎額は当該企業の商品の一月の売上収入の 15%を維持していなければならない。但し最高額は 1 億人民币元とし、最低額は 2000 万人民币元とする。

#### (7) 保証金の使用の許可<sup>93</sup>

保証金は以下のような事情が発生した場合、商務部門と工商行政管理部門がその使用の許可を下す。

- (1) 直販企業が正当な理由なしに直販員の報酬を支払わない場合、あるいは直販員、消費者へ返品に伴う商品代価を支払わない場合。
- (2) 直販企業に営業停止、合併、解散、譲渡、破産等の状況が発生し、直販員に報酬を支払えないか、直販員、消費者へ返品に伴う商品代価を支払えない場合。
- (3) 直販した商品に起因して消費者に損害を与え、法に準拠してこれを賠償する際に直販企業が正当な理由なしに賠償を拒否した場合、または賠償能力がない場合。

### 3. 『直売管理条例』に関連する各種の法令

---

国務院は、『直販管理条例』の施行に先立って施行した『輸出入商品検査実施条例』、および『直販管理条例』の実施細則として、『直接販売の商品範囲に関する公告』『直販企業保証金使用管理弁法』『直販企業の情報報告および開示管理弁法』等を相次いで公布し、これらの細則は 2005 年 12 月 1 日より施行している、その具体的内容は以下のとおりである。

#### 3-1: 『輸出入商品検査実施条例』

まず国務院は、2005 年 8 月 31 日に『輸出入商品検査実施条例』を公布し、この条例を『直販管理条例』と同時に 12 月 1 日より施行している。すなわち、直販企業を含む全ての商業企業による輸出入商品の検査については、1992 年に実施条例が施行されてきたが、新たに『直販管理条例』を施行するにあたってこの現行法が改正された。

改正後の『輸出入商品検査実施条例』においても、輸出入商品の検査手続に関する大枠では変更がない。すなわち、国の主管部門である「国家品質検査総局」が検査を実施すべき輸出入商品の目録を作成し、これを公布し、この行政令に基づき各省や自治区・直轄市等に置かれた出入国検査検疫機関が実際の検査を担当する。検査検疫機関の検査を経ずに輸入商品を中国国内で販売あるいは使用する

---

<sup>93</sup> 『直販管理条例』第 30 条および『直売企業保証金使用管理弁法』

ことは不可能である。また中国から国外に商品を輸出することも不可能である。これに違反した場合は違法所得の没収と罰金を併科されることになる。

1992年施行の旧条例と比べて、改正後の『輸出入商品検査実施条例』における新たな規定は主に以下のような部分となる。

- ①検査目的に「環境保護」と「詐欺防止」が明文化されている
- ②輸入商品の場合、荷受人が税関通関地の検査検疫機関に対して検査の申告を行い、商品の仕向地の検査検疫機関において検査を受けることが原則となる。
- ③但し、大口バラ積み商品や腐敗等で変質・劣化しやすい商品は、荷揚港で検査を受ける。
- ④輸入品が検査の結果、不合格となった場合、従来どおり商品に技術的処理を施して再検査を受け、これに合格すれば輸入を認める。
- ⑤不合格の理由が「安全/健康/環境保護」にかかわる場合は、この種の技術的処理を認めず、商品の廃棄または返品処理を命じる。
- ⑥原料として使用できる個体廃棄物の輸入について、これを取り扱う企業は「国家品質検査総局」または「検査検疫機関」に登録手続を行うとともに、この種の商品を輸入する際は、荷受人が船積前の検査証書を提出しなければならない。
- ⑦中古電気製品の輸入については、荷受人が、対外貿易締結前に検査検疫機関に対し届出手続を取る必要がある
- ⑧輸出商品のうち、人身および財産の安全、健康にかかわる重要輸出商品については「輸出商品登記登録制度」を実施し、この種の商品は検査検疫機関に対し登記しなければ輸出は不可能となる。
- ⑨輸出入化粧品を生産企業について、従来から実施してきた輸出入食品生産企業と同様に「衛生登記管理」を実施する。（具体的な細則は別途規定）

以上であるが、改正後の『輸出入商品検査実施条例』の施行にあわせて検査を受けるべき輸出入商品の目録が公布される予定もあり、関係企業は十分注視する必要がある。

### 3-2：『直接販売の商品範囲に関する公告』

商務部と国家工商行政管理総局の連名による公告第72号で、2005年11月2日に公布されている。

本公告では、直接販売が可能な商品として、①化粧品、②保健食品、③サニタリー用品、④保健器材、小型キッチン用品の5類に限定している。また、この商品範囲については市場の動向を見ながら拡大していることも表明している。

### 3-3：『直販企業の情報報告および開示管理弁法』

国家工商行政管理総局が公布した行政規章で2005年12月1日より施行している。本弁法の概要は以下のとおりである。

- (1) 商務部および工商行政管理局は、「直販業界管理ネット」を開設し、ここに関連規定、直販企業名簿と当該企業の取扱商品、「直販員証」の様式、直販企業と直販員等による違反行為および処罰状況などの情報をネットで

- 公開して消費者へ注意を喚起する。
- (2) 直販企業は、中国語のウェブサイトを開設し、ここに全9項目におよぶ経営情報を消費者に開示しなければならない。また自社ウェブサイトを上記の監督機関が管理する「直販業界管理ネット」にサイト情報としてリンクしなければならない。
- (3) 社会的に開示すべき情報の主な事項は、①販売員総数/名簿等の販売員に関する情報、②企業名称と住所/連絡方法/責任者の氏名等の直販企業に関するコーポレート情報、③販売商品のリスト/小売価格/製品の品質等の販売商品に関する情報、④アフターサービスとクレーム処理の受付電話、クレーム処理の手順等の情報、⑤商品の返品・交換等に関する情報（“三包サービスの情報”）、⑥企業が関与している訴訟/仲裁事件の内容と処理状況に関する情報—等となっている
- (4) 直販企業は、月ごとに「直販業界管理ネット」を通じて監督機関に対して、保証金の納付状況、販売員の月ごとの収入と納税状況、企業の月ごとの売上実績と納税状況等の6項目にわたって報告する義務がある。

### 3-4：関連する法令の一覧

下表のとおりである。

『直接販売管理条例』に関連する法令の一覧

NO	法令の名称	発布機関	施行日	注 記
1	連鎖販売禁止条例	国務院	2005/11/1	いわゆる“ネズミ講”あるいはマルチ商法の方式を禁止する。
2	直売管理条例	国務院	2005/12/1	上記の条例と対をなすダイレクト・セールスの基本法。
3	直売企業情報報告および開示管理弁法	国家工商行政管理総局	2005/12/1	「直売管理条例」の実施細則で企業情報の開示を義務づける。
4	直売企業保証金使用管理弁法	国家工商行政管理総局	2005/12/1	「直売管理条例」の実施細則で「保証金制度」の詳細を定める。
5	『輸出入商品検査実施条例』	国家品質検査総局	2005/12/1	従来法の改正
6	商務部/国家工商行政管理総局公告 72号	商務部 国家工商行政管理総局	2005/11/2	直売を許可する商品の範囲を定める。
7	商務部による直売に関連する問題に対する回答	商務部	2005/12/15	

## 4. 日本の経験から見た直販関係法の制定背景

日本を含めた欧米先進国でも、マルチ商法、訪問販売あるいはネットビジネスに対する警戒心は根強いものがある。またその規制に腐心している。しかし、ネットビジネスにはいくつもの利点がある。例えば、流通コストを削減し本社のスリム化が実現できる。またこれによって、高品質の製品をリーズナブルな価格で消費者に提供できる。このような利点と市場ニーズの登場を背景として、中国政府は新たに『直販管理条例』を制定し、この種の商法を法制度に組み込んだ。ダ

イレクト・セールスの緩和に踏み切った理由の一つに、市場に広がるネットビジネスを放置できない事情があることは明らかだ。いずれにしても、中国にとっては訪問販売あるいはネットビジネスが新種の商業手法であることに違いはなく、今後はその担い手である直販企業が、どこまで企業コンプライアンスを堅持してこの種のビジネスを手がけていくかにかかっている。

通信販売、訪問販売、ネットビジネス等による商取引に対する法制上の規制の難しさについては、日本の経験からも明らかである。日本でも、中国よりもさらに早い時期において訪問販売等の取引で多数のトラブルが発生しており、しばしば社会問題となってきた背景がある。この結果、日本では昭和 51 年 6 月にダイレクト・セールスの各種の方式を類別し、これらの取引行為を規範化する『特定商取引に関する法律』（別名「特商法」）が施行している。この法律で定める特定商取引とは、①訪問販売、②通信販売、③電話勧誘販売、④連鎖販売（マルチ商法）、⑤特定継続的役務の提供、⑥業務提供誘引販売の六種の取引手段を指しているが、いずれの取引手段も市場経済が成熟していく過程で出現する新種の取引形態である。日本ではこのような新種の商取引を公正にし、またユーザーが受ける可能性のある損害の防止を図ることにより、ユーザーや中間業者等の利益を保護し、あわせて商品やサービスの流通と役務の提供を適正かつ円滑にし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。<sup>94</sup>

無店舗による販売について、日本では、販売者側に一定の規制を課し、消費者側の保護を目的とする法律として、1976 年に訪問販売等に関する法律として『訪問販売法』も制定されているが、訪問販売にとどまらず通信販売などの無店舗販売の形態が急増してきたために、2000 年に上記の旧法を改廃して新たな『特定商取引法』が制定された経緯がある。さらに同じように、経済・社会の急減な変化と新種のビジネスの出現に応じて制定された代表的な法令としては、『電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律』（平成 13 年 6 月 29 日）『消費者契約法』（平成 14 年 4 月 1 日施行）などがある。

中国における『直販管理条例』も消費者保護の見地から直接販売活動に従事する直接販売企業と直接販売員に対する規制を強化することを主目的としている。確かに、この条例は、外国企業あるいは外商投資企業に対してダイレクト・セールスの市場を開放することを想定したものであるが、本来の制定目的は、むしろ、ダイレクト・セールスを実態的に展開してきた既成の商業企業の管理強化にある。そうであるが故に、本条例では、事業許可に関するハードルの引き上げ、違反行為の取締り、制裁としての罰金や刑事責任の追及規定等、数多の規制条項が設けられている。つまり、『直販管理条例』の制定目的は、日本の『特定商取引に関する法律』と同様で、社会現象として出現した既成の商取引の秩序と規範を定めたとすることができる。

なお、インターネットを媒体とした通信販売やカタログ販売については本条例の適用を受けず、『外商投資商業領域管理弁法』が適用される。

---

<sup>94</sup> 日本『特定商取引法』第 1 条

## 第七章 企業経営から見た『治安管理処罰法』の解説と実務 (企業防衛の法的手段として 1)

### はじめに

中国には、公共社会の治安維持、公民、企業法人、その他団体の治安上の合法権益を保護する法律として、これまで『中華人民共和国刑法』（以下“刑法”と略称する）と『中華人民共和国治安管理処罰条例』の二大基本法が施行されてきた。このうちの『中華人民共和国治安管理処罰条例』が今年（2006年）の3月1日に廃止され、同日より新たに『中華人民共和国治安管理処罰法』（以下、“治安管理処罰法”と略称する）が施行している。新法は、治安管理に関する旧法の改正法であり、旧法を大幅に修正した内容となっている。このことは単純に条文構成から見ても明らかである。すなわち旧法の45条に対して新法は119条で構成する中型法規となっている。1987年1月1日より今年3月まで、ほぼ27年にわたって現行法となってきた旧法を修正した背景に、中国社会の大きな変化があることは言うまでもない。

法律は社会を映す鏡であるが、中国の『治安管理処罰法』もその例外ではない。『治安管理処罰法』の内容を一瞥すると、現代中国の社会で発生する多種多様な治安管理上の社会的な犯罪あるいは公序良俗を害する事件が見えてくる。その詳細は本稿で解説するが、この一例を挙げると、『治安管理処罰法』では、スポーツや文化施設における各種の治安管理違反行為を列挙している。例えば、①場内に強行突入した場合、②場内で爆竹や花火その他物品を燃焼させた場合、③侮辱的な標語や横断幕を掲示した場合、④審判、選手、その他の係員を包囲した場合、⑤場内にモノを投擲したり、係員の制止を聞かない場合、⑥集団的な活動による秩序を騒乱するその他の行為――といったような具合である。一昨年に発生したサッカー・アジアカップの騒乱事件の教訓が生かされた条文と判断できる。

また、デマや揚言による公共社会秩序のかく乱、新興宗教/邪教/迷信団体/気功等の非合法活動、民族的な怨恨を煽動したり民族を蔑視する行為、出版物、情報ネット上で民族を蔑視・侮辱する内容を掲載する行為、非合法的な集会/行進/デモの扇動/計画――等も処罰の具体的な対象としており、ここ数年来に中国社会で顕在化している事象を垣間見ることができる。

本稿では、中国に投資した日系企業がその経営活動上で発生する各種のリスクのうちで、『治安管理処罰法』に抵触するような事件に焦点をあて、さらに、『治安管理処罰法』に関する法律実務を解説することで、企業における治安上の危機管理対策の一助とする。

## 1. 企業経営と『治安管理処罰法』は無関係ではない

---

### 1-1：企業内の秩序を規範化する従業員就業規則

企業は正常な経営を保証する大前提として、まず企業内の秩序と従業員の安全を維持する諸制度を設ける。「従業員就業規則」をはじめとする労務管理上の諸規定は、これらの企業側の要求を最低限の範囲で規範化したものである。したがって、「従業員就業規則」には企業内秩序の維持を目的とした「就業紀律」や「禁止事項」を定め、さらに「賞罰規定」を定める。ところが、従業員がこの種の規則に違反し、これを処理する段階において企業内の処理範囲や管理範囲を超えた場合、企業は如何なる認識と判断によって処理すべきか？

### 1-2：企業が留意すべき従業員の軽犯罪行為

例えば、従業員に以下のような行為があった場合、就業規則に基づいて何らかの懲戒処分を下すことになるが、この行為とこれに対する処理方が企業内で処理できる範囲を超えて、法律責任を追求する状況に到った場合、企業側は、その行為者は法律上ではどのような責任が問われるのか、についてあらかじめ承知しておく必要がある。

- ①企業の秩序をかく乱し、業務、生産、営業の正常な実施を妨げ、嚴重な損害をもたらした場合。
- ②他人の物品を強奪または毀損した場合、企業の物品または私物を占有した場合。
- ③他人を組織、教唆、脅迫、勧誘、煽動して宗教活動（邪教や会派道門）に活動に従事した場合。
- ④国が規制する凶器（銃刀）を携帯して企業に進入した場合。
- ⑤不法に他人の自由を制限したり、企業の建物に侵入した場合。
- ⑥脅迫状またはその他の方法で他人の人身の安全または企業の安全を脅かした場合。
- ⑦他人を公然と侮辱したり、または事実を捏造して誹謗中傷した場合。
- ⑧事実を捏造して他人または企業を誣告して危害を加えたり、刑事責任あるいは治安管理責任の追及を企てた場合。
- ⑨卑猥な行為、侮辱、脅迫またはその他の情報を数次にわたって発信し、他人の正常な生活または企業の正常な運営を脅かした場合。
- ⑩のぞき、盗撮、盗聴、または他人の私的情報を散布した場合。
- ⑪他人を殴打したり、または故意に傷害行為におよんだ場合。
- ⑫他人に猥褻行為またはセクハラ行為をはたらいた場合。
- ⑬民族的な怨恨を煽動したり、民族を蔑視した場合。
- ⑭他人の郵便物を無断閲覧、隠匿、破棄、毀損、無断開封または不法に検査した場合。
- ⑮企業の公文書、証書類、印章を偽造、変造、売買した場合。
- ⑯偽造、変造、売買した企業の公文書、証書類、印章を使用した場合。
- ⑰売春（売り方/買い方を含む）をはたらいた場合。
- ⑱ポルノ書籍、凶画、映像、音像等の猥褻製品の製作、輸送、コピー、販売、貸出、またはインターネット、電話その他の通信手段で伝播した場合。

### 1-3：企業が留意すべき企業自身の軽犯罪行為

当然ながら、軽犯罪に該当する行為については、企業自身も留意しなければならない以下のような行為もある。仮に従業員あるいは外部の者が告発し、公安当局が立件した場合、企業はその法律責任を追究されることになる。

- ①暴力、脅迫、またはその他の強迫手段をもって従業員に労働を強制した場合。
- ②従業員の身体を不当に検査した場合。
- ③商品を押し売りした場合、または他人に対してサービスの提供または受け入れを強要した場合。
- ④国の規定に基づいて公安機関による許可を必要とする業種を無断で経営した場合。
- ⑤行政執行機関が差押、封印、凍結した財産を隠蔽、移動、売却、または毀損した場合。
- ⑥証拠の捏造、隠滅、焼却、または虚偽の証言、告発を行い、行政執行機関の処理に影響を及ぼした場合。

### 1-4：日常業務中のトラブルや労使紛争における従業員の不法行為

日常業務では従業員同士にトラブルが発生したり、労働契約をめぐる労使の紛争でも時と場合によっては『治安管理処罰法』に抵触するような事態が発生する。例えば、以下のような事態に遭遇するケースは珍しくない。

- ①労使紛争あるいは紛争にいたる手前の時点で、従業員による企業内秩序の妨害行為があり、これが治安上の問題に抵触する場合は如何に対処するか。
- ②あるいは法律に準拠して労働契約を解除したにも関わらず、当該従業員がこれを不服として、家族や友人を引き連れて職場に押しかけ、解雇撤回の直訴におよび、明らかに職場の秩序を乱し、業務の妨げとなった場合は如何に対処するか。
- ③労働契約を途中解除されて企業を逆恨みする従業員が企業に脅迫状を送りつけたり、営業妨害に相当する行為をなした場合は以下に対処するか。
- ④労働契約の解除を事前通知された従業員が企業の財産や情報を持ち出した場合は如何に対処するか。
- ⑤某従業員と管理者が口論し、殴打、器物破損等の行為があった場合は如何に対処するか。
- ⑥外部の者が企業内（敷地を含めて）に無断で進入して企業の営業活動を妨害した場合は如何に対処するか。

ーといったようなケースはいずれの場合も、まず現行の『労働法』とその関連法令に準拠して企業内で処理できることである。ところが、情状によっては企業による懲罰処理の範囲を超えるケースもある。この場合、企業は公安（警察）当局へ通報するが、公安がこれを事件として取り上げないケースがある。この種の相談は弊所にも少なからず寄せられている。また、この種のケースに遭遇した日系企業は少なくない。

この種のケースは日本の警察の対応も同様である。日本の警察当局は、企業側から寄せられるこの種の通報に対して、眼前で明らかな暴力や窃盗行為が実行（現行犯）されるか、あるいはその痕跡や証拠が認められることによって行動を

起こす。例えば、企業内で管理者と従業員の口論やもみ合いがあり、仮に従業員側が「これは労使間の問題だ、介入しないでくれ」と説明すれば、このとたんに警察は「民事不介入」の立場から慎重に事態にあたり、目の前で明らかな暴力沙汰や強奪行為等の荒事が行われない限り、成り行きを見守る姿勢に出てくる。つまり、通報された事件が「刑法」や「軽犯罪法」に抵触する事件か、あるいは「労働基準法」や「労働組合法」に抵触する労働事件（民事事件）かについて慎重に判断する。このような事件への治安当局の対処法は中国の公安でも同様である。中国の場合は、“軽犯罪法に抵触する事件か否か” ……というところが、“治安管理处罰法あるいは刑法に抵触する事件か否か”ということになる。

### 1-5：公安機関による治安管理の処理方法

中国の公安機関の事件に対する処理方は以下のようなものである。

- ①通報、告発、密告があった場合、治安管理行為の違反者が自首してきた場合、あるいは他の行政主管部門や司法機関が違反案件を差しまわしてきた場合、速やかにこれを受理し、登記しなければならない。<sup>95</sup>
- ②案件を受理した後に、治安管理に対する違反行為と認定した場合はただちに調査しなければならない。違反行為と認定しない場合は、通報者、告発者、密告者、あるいは自首してきた者へその理由を説明しなければならない。<sup>96</sup>
- ③公安機関が治安事件を調査する際は法に準拠して実施しなければならない。拷問による自供、脅迫、誘導、詐欺等の非合法な手段により証拠を収集することを禁止する。<sup>97</sup>
- ④処罰を決定する際に、違反者の陳述がない場合でもその他の証拠があるかまたは事件の事実関係を証明できる場合は処罰を決定できる。但し、違反者の陳述があるがその他の証拠または証明がない場合は処罰を決定できない。<sup>98</sup>
- ⑤治安管理事件を調査した後、事件の情状により以下の処置を取らなければならない。<sup>99</sup>
  - (1) 治安管理違反が確実に存在する場合は情状の軽重に応じてその処罰を決定しなければならない。
  - (2) 事件が処罰の対象としない場合、または違法事実が成立しない場合は処罰してはならない。
  - (3) 違法行為が刑法に抵触する場合は、主管機関（検察）に移送してその刑事責任を追求しなければならない。
  - (4) 違反者にその他の違反行為がある場合は、治安管理違反の処罰を決定すると同時に他の関係部門へ通報しなければならない。

また、公安機関による公務の執行については以下のように定めている。

- ①公安機関が治安事件を処理しこれを執行する際は、社会と公民による監督を受け入れなければならない。公安機関が事件を厳格に処理しない場合または違法行為や綱紀違反がある場合、いかなる組織、如何なる個人も、公安機関、

<sup>95</sup> 『治安管理处罰法』第77条

<sup>96</sup> 『治安管理处罰法』第78条

<sup>97</sup> 『治安管理处罰法』第79条

<sup>98</sup> 『治安管理处罰法』第93条

<sup>99</sup> 『治安管理处罰法』第95条

人民検察院、行政監察機関へ告発する権利を有する。告発を受けた機関はその職責に基づいて速やかにこれを処理しなければならない。<sup>100</sup>

②公安機関に以下の行為があった場合は行政処分を科し、犯罪を構成する場合はその刑事責任を追及する。<sup>101</sup>

- (1) 脅迫による自供の強要、体罰、虐待、侮辱。
- (2) 取り調べ時間を超過して人身を拘束した場合。
- (3) 決定すべき処罰を執行しない場合、罰金の分納、罰金を国庫に上納しない場合。
- (4) 他人の財産を私有、占拠、流用、故意に毀損、没収、差し押さえた場合。
- (5) 被害者の財産を規定に違反して使用したり、速やかに返却しない場合。
- (6) 規定に違反して保証金を返却しない場合。
- (7) 職務上の便宜を利して贈収賄行為をはたらいた場合。
- (8) 事件現場で罰金を科した場合にその領収書を交付しない場合、または不実の罰金額を請求した場合。
- (9) 事件の通報を受けてただちに出動しない場合。
- (10) 治安管理事件を調査する時に、違反者の被疑者に関係情報を通報した場合。
- (11) 私利私欲を図る行為または職権乱用があり法に準拠して公務を履行しないその他の状況がある場合。

③公安機関が職権を違法に行使して、公民、法人またはその他の組織の合法的権益を侵害した場合は、これを謝罪し、損害を与えた場合は法に準拠してこれを賠償しなければならない。<sup>102</sup>

## 1-6：治安管理に関連する企業内の危機管理対策

上述の解説に基づいて、企業は以下のような治安管理に関連する企業内に対策を確立しておかなければならない。

- ①「従業員就業規則」の執行体制の定期的なチェックと見直し。
- ②『治安管理処罰法』に抵触する従業員の不法行為の範囲を明確にし、企業内で処理が可能な事項と公安へ通報して法に準拠して処理する事項を分別しておく。
- ③企業内で発生した『治安管理処罰法』に抵触する事件の事実経過を記録し、証拠（実行現場の保全/物品の保全/撮影・録音等）を保全する。
- ④企業内で発生した『治安管理処罰法』に抵触する事件の証人を確保する。
- ⑤出動した公安機関の公務執行に関する法律上の基礎知識を把握し、適正かつ公正な公務の執行を監督する。
- ⑥公安機関の公務の執行情況に不服がある場合は、上級機関、司法機関（検察院）、監察機関への告発を検討する。<sup>103</sup>

## 2. 『治安管理処罰法』（新法）の概要

---

### 2-1：軽犯罪を取り締まる日中両国の法令に見る相違

---

<sup>100</sup> 『治安管理処罰法』第114条

<sup>101</sup> 『治安管理処罰法』第116条

<sup>102</sup> 『治安管理処罰法』第117条

<sup>103</sup> 『治安管理処罰法』第114条

2006年3月1日より施行している中国の『治安管理処罰法』は、日本の『軽犯罪法』(昭和23年施行)に対応する法律であるが、その条文構成と内容は多岐に異なるというべきである。例えば、日本の『軽犯罪法』は全4条で構成する小型法である。特に第1条で、拘留または科料に処する行為として34件の情状を定めるのみである。軽犯罪行為に限って言えば、『軽犯罪法』で定める以外のケースは、『売春防止法』(昭和31年5月)、『銃砲刀剣類所持等取締法』(昭和33年3月)、『ストーカー行為等の規制等に関する法律』(平成12年5月に施行)、『児童売春・ポルノ禁止法』(平成11年5月)がある程度で、他はほとんど特例法や特別措置法、あるいは『刑法』で定める事項となる。また、日本の『軽犯罪法』では、警察やその他の行政当局あるいは自然による同法の適用上の注意事項として、第4条で「この法律の適用にあたっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあってはならない」と定めるのみである。また日本では、警察当局による指導(補導)、処分、調査、取り調べ等の手続については、別途、『行政手続法』(平成5年11月施行)で定めている。

一方、中国の『治安管理処罰法』(新法)では上記の事項をほぼ網羅している。従来法の『治安管理処罰管理条例』では、軽犯罪行為に該当する事項や公安当局による指導(補導)、処分、調査、取り調べ等の行政手続について多くを規定していなかった。ところが、『治安管理処罰法』は「治安管理の行為と処罰」(第三章)では、①公共秩序のかく乱行為と処罰、②公共安全の妨害行為と処罰、③人権および財産の侵害と処罰、④社会管理に対する妨害行為と処罰――といったように違反行為事項と処罰の科料で全54条(144件の情状)を設け、さらに「処罰手続」(第四章)で、①違反行為の調査、②取り調べ、③処罰の決定、④処罰の執行――を定め、また公安当局の執行に対する監督・管理を定めている。いわば、現代社会で出現する軽度の犯罪行為とその罪科をほとんど網羅的に定め、これを取り締まる公安当局の不正行為や行政責任についても一つの法律で一括して定めている。それ故に『治安管理処罰法』は119条で構成する中型法となっている。

## 2-2: 『治安管理処罰法』で定める違反行為

本稿のテーマは、上述するようにあくまでも中国に進出した日系企業の経営管理と労務管理上の視点から、『治安管理処罰法』の法律実務を解説し、留意事項および傾向と対策を明らかにすることにある。したがって、企業経営と労務管理上の問題に引きつけて『治安管理処罰法』で定める違法行為を下表で概説する。

治安管理違反行為と処罰に関する一覧(部分)

	違反内容	法律責任および処分の内容	条
1	公共秩序のかく乱行為		
	①機関、団体、企業、事業所の秩序をかき乱し、業務、生産、営業、医療、教学、科学研究の正常な実施を妨げ、嚴重な損害をもたらした場合。 ②交通ターミナル、港湾、空港、商業施設、公園、展覧会場、またはその他公共施設の秩序をかき乱した場合	①警告または200元以下の罰金を科する。 ②情状がやや重い場合、5日以上10日以下の拘留、および500元以下の罰金を併科できる。	23

	上記の行為を集団で行った場合。	①首謀者に対して 10 日以上 15 日以下の拘留、および 1000 元以下の罰金を併科できる。	
2	文化、スポーツ等の大型大衆性活動に対する秩序のかく乱		
	①試合場に強行突入した場合。 ②場内で爆竹や花火その他物品を燃焼させた場合。 ③侮辱的な標語や横断幕を掲示した場合。 ④審判員、選手、その他の係員を包囲した場合。 ⑤場内にモノを投擲したり、係員の制止を聞かない場合。 ⑥集団性活動による秩序騒乱およびその他の行為。	①警告または 200 元以下の罰金を科する。 ②情状が嚴重な場合、5 日以上 10 日以下の拘留、および 500 元以下の罰金を併科できる。	24
	スポーツ競技の秩序をかき乱して拘留処分を受けた場合。	上記の処罰と同時に、12 ヶ月以内はスポーツ施設における同類のゲームの観戦を禁止し、これに違反した場合は現場から強制的に排除できる。	
3	デマ、揚言による公共秩序のかく乱		
	①デマの散布、危険情報、疫病情報、警報の発布、またはその他の方法により故意に公共秩序をかき乱した場合。 ②ニセの爆発物、毒物、放射性物品、腐食物または伝染病原菌等の危険物を投擲して故意に公共秩序をかき乱した場合。 ③放火、爆発、危険物質の投擲を揚言して、故意に公共秩序をかき乱した場合。	①5 日以上 10 日以下の拘留、および 500 元以下の罰金を併科できる。 ②情状がやや軽い場合、5 日以下の拘留、および 500 元以下の罰金を科する。	25
4	集団による争闘、他人の追跡/阻止、物品の強奪、毀損、占有		
	①仲間を集って争闘におよんだ場合。 ②他人を追跡または阻止した場合。 ③他人の物品を強奪または毀損した場合、公共物または私物を占有した場合。 ④その他の挑発行為。	①5 日以上 10 日以下の拘留、および 500 元以下の罰金を併科できる。 ②情状がやや重い場合、10 日以上 15 日以下の拘留、および 1000 元以下の罰金を科する。	26
5	新興宗教、邪教、迷信団体、気功等の非合法活動		
	①他人を組織、教唆、脅迫、勧誘、煽動して邪教や会派道門に活動に従事したり、邪教や会派道門、迷信を利用して、社会秩序をかき乱したり、人身の健康を侵害した場合。 ②宗教、気功の名義を以って社会秩序をかき乱したり、人身の健康を侵害した場合。	①10 日以上 15 日以下の拘留、および 1000 元以下の罰金を併科できる。 ②情状がやや軽い場合、5 日以上 10 日以下の拘留、および 500 元以下の罰金を科する。	27
6	通信システムに対する違法行為		
	①国の規定に違反して無線電通信業務の正常な運行を故意に妨害した場合。 ②無線テレビ放送に害し、これを干渉した場合。	主管部門の指示を経た後、有効な措置による侵害事項の除去を拒否した場合は、5 日以上 10 日以下の拘留、情状が嚴重な場合、10 日以上 15 日以下の拘留を科する。	28
7	コンピュータシステムに対する違法行為		
	①国の規定に違反してコンピュータ情報システムに侵入し、これに危害を加えた場合。 ②国の規定に違反してコンピュータ情報システムの機能を削除、修正、増加、干渉し、システムの正常な運行を妨害した場合。 ③国の規定に違反してコンピュータ情報システム中の蓄積、処理、伝送等のデータおよび応用システムを削除、修正、増加した場合。 ④コンピュータウイルス等の破壊性データを故意に製作または伝送してシステムの正常な運行を妨害した場合。	①5 日以下の拘留を科する。 ②情状がやや重い場合、5 日以上 10 日以下の拘留を科する。	29

8	銃刀類の不法携帯		
	銃器、弾薬、弩弓、刀剣等の国が規制する器具を不法に携帯している場合。	①5 日以下の拘留、および 500 元以下の罰金を併科できる。 ②情状がやや軽い場合、警告または 200 元以下の罰金を科する。	32
9	銃刀類の不法携帯による公共施設への侵入		
	銃器、弾薬、弩弓、刀剣等の国が規制する器具を不法に携帯して、公共の場所または公共交通機関へ進入した場合。	5 日以上 10 日以下の拘留、および 500 元以下の罰金を併科できる。	33
10	文化施設、スポーツ施設における事故責任		
	文化、スポーツ等の大型大衆活動の開催中において、関係規定に違反して安全を脅かし、事故を発生させた場合。	①活動の停止と即刻解散を命じる。 ②違反行為を組織した者に対して、5 日以上 10 日以下の拘留および 200 以上 500 元以下の罰金を併科する。 ③情状がやや軽い場合、5 日以下の拘留または 500 以下の罰金を科する。	38
11	ホテル、娯楽場、展覧会場等の公衆活動場所における事故責任		
	旅館、ホテル、映画館、娯楽場、競技場、展覧会場、またはその他社会公衆の活動場所の経営管理者が、安全規定に違反して当該場所の安全事故を引き起こした場合。	①公安機関がこれの是正を命じ、是正を拒否した場合は 5 日以内の拘留を科する。	39
12	強制労働、身体拘束、住居不法侵入、不法身体検査等の法律責任		
	①暴力、脅迫、またはその他の強迫手段をもって他人に労働を強制した場合。 ②不法に他人の身体を自由を制限したり、他人の住居建物に侵入した場合、または他人の身体を検査した場合。	①10 日以上 15 日以下の拘留、および 500 元以上 1000 元以下の罰金を併科する。 ②情状がやや軽い場合、5 日以上 10 日以下の拘留、および 200 元以上 500 元以下の罰金を併科する。	41
13	脅迫、誹謗中傷、誣告、ストーカー行為の法律責任		
	①脅迫状またはその他の方法で他人の人身の安全を脅かした場合。 ②他人を公然と侮辱したり、または事実を捏造して誹謗中傷した場合。 ③事実を捏造して、他人を誣告して危害を加えり、刑事責任あるいは治安責任の追及を企てた場合。 ④証人およびその親族に対して、強迫、侮辱、殴打、あるいは報復打撃を与えた場合。 ⑤卑猥な行為、侮辱、脅迫またはその他の情報を数次にわたって発信し、他人の正常な生活を脅かした場合。 ⑥のぞき、盗撮、盗聴、または他人の私的情報を散布した場合。	①5 日以下の拘留、または 500 元以下の罰金を科する。 ②情状がやや重い場合、5 日以上 10 日以下の拘留、および 500 元以下の罰金を併科できる。	42
14	殴打による傷害の法律責任		
	①他人を殴打したり、または故意に傷害を負わせた場合。	①5 日以上 10 日以下の拘留、および 200 元以上 500 元以下の罰金を併科する。 ②情状がやや軽い場合、5 日以下の拘留、および 500 元以下の罰金を併科する。	43
	①仲間を集って他人を殴打し、傷害を負わせた場合。 ②身障者、妊婦、14 歳未満の児童または 60 歳以上の老人を殴打し、傷害を負わせた場合。 ③他人を数次にわたって殴打し、傷害を負わせた場合、あるいは一次の殴打で傷害を負わせた場合。	①10 日以上 15 日以下の拘留、および 500 元以上 1000 元以下の罰金を併科する。	
15	猥褻行為、猥褻物の陳列行為の法律責任		

	①他人に猥褻行為をはたらいた場合、または公共場所で裸体を披露した、情状が嚴重な場合。	①5日以上10日以下の拘留。	44
	②知的障害者、精神障害者、14歳未満の児童に対する猥褻行為またはその他の嚴重な人権侵害行為をはたらいた場合。	①10日以上15日以下の拘留。	
16	商品またはサービスの強要の法律責任		
	商品の押し売り行為、他人に対するサービスの提供または受け入れを強要した場合。	①5日以上10日以下の拘留、および200元以上500元以下の罰金を併科する。 ②情状がやや軽い場合、5日以下の拘留、および500元以下の罰金を併科する。	46
17	民族的怨恨の煽動、または民族蔑視の法律責任		
	民族的な怨恨を煽動したり、民族を蔑視したり、または出版物、情報ネット上で民族を蔑視、侮辱する内容を掲載した場合。	①10日以上15日以下の拘留、および1000元以下の罰金を併科できる。	47
18	他人の郵便物の無断閲覧、隠匿、破棄、無断開封等の法律責任		
	他人の郵便物の無断閲覧、隠匿、破棄、毀損、無断開封または不法に検査した場合。	①5日以下の拘留、または500元以下の罰金を科する。	48
19	公共物または私物の窃盗、詐欺、略奪、ゆすり等の法律責任		
	窃盗、詐欺、略奪、強盗、ゆすり、搾取、公共物または私物を故意に毀損した場合。	①5日以上10日以下の拘留、および500元以下の罰金を併科できる。 ②情状がやや重い場合、10日以上5日以下の拘留、および1000元以下の罰金を併科できる。	49
20	社会的管理の妨害行為に対する法律責任		
	①緊急事態下で人民政府が発布する決定または命令を拒否した場合。 ②任務中にある消防車、救急車、パトカー等の公務車両の通行を阻害した場合。 ③公安機関が設置した警戒網、警戒区域を強行突破した場合。	①警告または200元以下の罰金を科する。 ②情状が嚴重な場合、5日以上10日以下の拘留、および500元以下の罰金を併科できる。 ③警察の公務執行を妨害した場合は嚴重に処罰する。	
21	公文書、証書類、印章の偽造、売買、偽物の使用、チケットの偽造、ダフ行為等の法律責任		
	①国家機関、団体、企業、事業組織またはその他組織の公文書、証書類、印章を偽造、変造、売買した場合。 ②偽造、変造、売買した国家機関、団体、企業、事業組織またはその他組織の公文書、証書類、印章を使用した場合。 ③交通機関のチケット、文芸の鑑賞チケット、スポーツの観戦チケットまたはその他有価証券を偽造、変造、横流した場合。	①10日以上15日以下の拘留、および1000元以下の罰金を併科できる。 ②情状がやや軽い場合、5日以上10日以下の拘留、および500元以下の罰金を併科できる。	
22	公安機関が認可する営業許可証の違反行為の法律責任		
	国の規定に基づいて公安機関による許可を必要とする業種を無断で経営した場合。	①10日以上15日以下の拘留、および500元以上1000元以下の罰金を科する。 ②情状がやや軽い場合、5日以下の拘留、または500元以下の罰金を科する。	54
	③公安機関の許可を得た経営者が国の管理規定に違反した場合。	情状が嚴重な場合は公安機関が営業許可証を取り消す。	
23	非合法集会、行進、デモの法律責任		
	非合法的な集会、行進、デモを扇動、または計画し、勧告を拒否した場合。	①10日以上15日以下の拘留を科する。	55
24	迷惑行為の法律責任		
	社会生活における騒音、汚染の防止に関する規定に違反し、騒音、汚染を造成して他人の正常な生活を脅かした場合。	①警告を科する。 ②警告後に是正した場合は200元以上500以下の罰金を科する。	58
25	差押や凍結物件の無断処理、証拠隠滅、毀損、偽証の法律責任		
	①行政執行機関が差押、封印、凍結した財産	①5日以上10日以下の拘留、および200元以上	60

	を隠蔽、移動、売却、または毀損した場合。 ②証拠の捏造、隠滅、焼却、または虚偽の証言、告発を行い、行政執行機関の処理に影響を及ぼした場合。	500元以下の罰金を科する。	
26	売春の法律責任		
	売春（売り方/買い方を含む）した場合。	①10以上15日以下の拘留、および5000元以下の罰金を併科できる。 ②情状がやや軽い場合、5日以下の拘留、または500元以下の罰金を科する。	66
	公共の場所で売春の客引きを行った場合。	5日以下の拘留、または500元以下の罰金を科する。	
27	ポルノの書籍、図画、映像等の製作または伝播の法律責任		
	ポルノの書籍、図画、映像、音像等の猥褻製品の製作、輸送、コピー、販売、貸出、またはインターネット、電話その他通信手段で伝播した場合。	①10以上15日以下の拘留、および3000元以下の罰金を併科できる。 ②情状がやや軽い場合、5日以下の拘留、または500元以下の罰金を科する。	68
28	猥褻なイベントの企画に関する法律責任		
	①猥褻な映像の放映 ②猥褻なショーの主催 ③猥褻活動への参加 ④上記の活動の幫助	①10以上15日以下の拘留、および500以上1000元以下の罰金を科する。	69
29	賭博行為の法律責任		
	営利を目的として賭博行為の条件を提供した場合、または賭博の掛け金が比較的に高額な場合。	①5日以下の拘留、または500元以下の罰金を科する。 ②情状がやや重い場合、10日以上15日以下の拘留、および3000元以下の罰金を併科する。	70

## 第八章 企業経営から見た『行政復議法』の解説と実務 (企業防衛の法的手段として 2)

### はじめに

企業が中国の行政機関から行政処分を受け、その内容を不当と判断したり、あるいはその行政処分が関係法令に明らかに違法すると証明できる根拠がある場合、企業は如何なる処置を講じて企業自体を防衛しなければならないか……、本稿では、企業防衛の法的手段として見た場合の『行政復議法』（以下、行政再議法という）に関する法律実務を解説することで、特に企業が不当な行政処分を受けた場合の危機管理対策の一助とする。

行政機関がその権限に基づいて実施する行政行為は、それが如何なる内容の行為あるいは処分であろうとも現行の法令を根拠としていなければならない。しかしながら、法治国家の行政執行機関といえどもそれが発布する行政行為やその執行手続が 100%の正当性を有するということではない。行政機関といえども、畢竟、それが人によって管理・執行されるからには完全無欠とは言い切れない部分もある。

例えば、その行政処分について、①別途の法規定が存在しここで特別の定めがあると被処分者が判断した場合、②公権力の行使に当たる事実上の行為により人の収容、物の留置、凍結、没収等について正当性を欠く処分内容と被処分者が判断した場合、③罰金等の処分の科料が関係する法規定の基準を明らかに超えていると判断した場合、④処分を下す政府機関がその理由を明確に説明しない場合、⑤法令に基づく企業側の申請に対し、行政機関が所定の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる（審査・認可、登記等の）行為をすべきにかかわらず、これをしない場合（行政の不作为）、一々等々のトラブルについて、被処分者には法律で保護されている合法的権利を行使するか否かの判断が問われる。特に企業の場合は、それが受けた行政処分により企業経営上で大きな影響を受け、さらにその処分を不服とした場合、企業は如何なる法的手段で自己防衛しなければならないか……。本稿の目的は、このようなケースを想定して制定されている『行政再議法』に関する実務について解説する。

#### 1. 不当な行政処分に対する救済法

不当な行政処分または行政処理に対する救済法としては、日本では、『行政不服審査法』（昭和 39 年 9 月）および『行政訴訟法』（昭和 37 年 5 月）の二つの基本法が存在する。中国もほぼ同様で、『中華人民共和国行政再議法』（1999 年 10 月）および『中華人民共和国行政訴訟法』（1990 年 10 月）の基本法が存在する。

本稿のテーマである『中華人民共和国行政再議法』は、行政機関の違法あるいは不当な処分、その他公権力の行使に当たる行政行為に関して、中国の公民と法人に対してその不服申立の道を開くことによって、簡易迅速な手続による公民と法人の合法的權益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的として制定されている。

## 2. 『行政復議法』の概要と留意点

---

### 2-1：制定目的

『中華人民共和国行政再議法』では、「違法な行政行為または不当な行政行為を防止し、糾正し、公民、法人およびその他組織の合法的權益を保護し、行政機関による法に準拠した職権を行使するために、憲法に基づいて本法を制定する」と定めている。<sup>104</sup>

### 2-2：適用条件

さらに、同法では、「公民、法人およびその他組織が具体的な行政行為について、それが合法的權益を侵害していると判断し、行政機関に向けてその再議を申し立て、行政機関がこの再議の申し立てを受理し、再議の結果を決定する時は本法を適用する」と定めている。<sup>105</sup>

### 2-3：行政再議の申し立てが可能な範囲。<sup>106</sup>

行政機関による行政行為について、中国の公民、法人およびその他組織は、以下のような事項の決定について、これを不服とする再議の申し立てが保証されている。

- (1) 行政機関による、警告、罰金、違法所得の没収、不法財産の没収、営業停止命令、許可証の暫時差押または取消、営業証書の暫時差押または取消、行政拘留等の行政処罰を不服とする場合。
- (2) 行政機関による、人身の拘束、または財産の封印、差押、凍結等の行政的な強制執行の措置を不服とする場合。
- (3) 行政機関による、許可証、営業証書、資質証書、資格証書等の証書の変更、中止、抹消等に関する決定を不服とする場合。
- (4) 行政機関による、土地、鉱山、水流、森林、山稜、草原、荒地、海浜、海域などの自然資源の所有権または使用権に関する決定を不服とする場合。
- (5) 行政機関により合法的な経営自主権を侵害されていると判断した場合。
- (6) 行政機関により農業請負契約が変更または廃止され、その合法的權益が侵害されていると判断した場合。
- (7) 行政機関が違法に資金を徴収したり、財産を収容したり、場所代を徴収したり、または違法にその他義務の履行を要求していると判断した場合。
- (8) 行政機関に対して、法定条件に合致する許可証、営業証書、資質証書、資格証書等の交付申請を実施し、またはこれの審査認可、あるいは登記に係る事項を実施したにもかかわらず、行政機関が法に準拠してこれを処

---

<sup>104</sup> 『行政復議法』第1条

<sup>105</sup> 『行政復議法』第2条

<sup>106</sup> 『行政復議法』第6条

- 理しない場合（行政の不作為）。
- (9) 行政機関による人権、財産権、教育を受ける権利を保護する法で定める職責の履行を行政機関に対して申請したにもかかわらず、行政機関が法に準拠してこれを履行しない場合（行政の不作為）。
  - (10) 法に準拠した見舞金、社会保険金、または最低生活保障費の給付を行政機関に対して申請したにもかかわらず、行政機関が法に準拠してこれを履行しない場合（行政の不作為）。
  - (11) 行政機関によるその他の具体的行為が合法的権益を侵害していると判断した場合。

#### 2-4：行政再議では関係規定の再審査の申し立ても可能とする。

行政再議の申し立ては、行政機関による行政行為に対する不服を理由として、その行為の当事者となった公民あるいは法人がその合法的権益を守るために、「行政再議機関」に対して再議を申請する法律手段であるが、この場合、再議の申し立てと同時に、その根拠となった関係規定の審査を申請することも可能である。この場合、審査の対象となる規定は、①国務院各部門の規定、②県以上の地方人民政府およびその行政部門の規定、③郷・鎮の人民政府の規定に限られている。すなわち、再議と同時に審査する規定については、国務院の部門規程、委員会規程、および地方人民政府の規程は含まれていない。その理由は、規程の審査は法律および行政法規に準拠して審査するからである。

#### 2-5：行政再議の申し立て先と最終決定。<sup>107</sup>

行政再議は、不服の対象となる行政行為を発した行政機関の所属する級に応じて以下のように方式で申し立てる。

- (1) 県級以上の地方人民政府の行政部門による行政行為を不服とする場合、当該行政部門と同級の人民政府、または一級上の主管部門に再議を申し立てることができる。
- (2) 税関、金融、国税、外貨管理等の垂直式指導体制を取る行政機関および国家安全機関による行政行為を不服とする場合は、一級上の主管部門に再議を申し立てる。
- (3) 地方人民政府による行政行為を不服とする場合は、一級上の主管部門に再議を申し立てる。
- (4) 国務院、省、自治区、直轄都市の人民政府による行政行為を不服とする場合は、当該行政機関が属する国務院の部門、あるいは省、自治区、直轄都市の人民政府に再議を申し立てる。
- (5) 行政再議の決定を不服とする場合は、人民法院に対して行政訴訟を提訴できる。あるいは国務院による裁定を申請することも可能であるが、この場合は国務院の裁定が最終決定となる。

また、国務院の各部門で行政再議に関連する政務を担当する部局では、それぞれの部門が独自に行政再議を定める行政規程を制定している（下表参照）。

<sup>107</sup> 『行政復議法』第12条～第15条

さらに、以下のような行政機関の派出機構や授権機構による行政行為についても再議の申し立てが可能である。

- (1) 政府機関が設立した派出機構が自己名義で出した行政行為を不服とする場合は、当該機構または当該機構が属する地方人民政府に再議を申し立てる。
- (2) 政府機関が授権した組織が自己名義で出した行政行為を不服とする場合は、当該機構を管理する地方人民政府、その行政部門、または国務院へ再議を申し立てる。

## 2-6：再議の受理

- (1) 行政再議機関は再議の申し立てを受理した後、5日以内に、まず再議申請が『行政再議法』に合致しているか否かについて審査し、その結果を申立人へ通知する。この際に、申立先が異なる場合は正しい申し立て先を告知する。<sup>108</sup>
- (2) 行政機関の派出機構や授権機構による行政行為に対する再議については、行政再議機関が再議の申し立てを受理した後、7日以内に、当該機構を管理する行政部門へ差しまわし、同時にこれを申立人へ告知する。さらに差しまわしを受理した行政再議機関は上記(1)の方法で再議案を処理する。<sup>109</sup>
- (3) 行政再議機関が正当な理由なく再議を受理しない場合は、上級行政機関がその受理を命じるが、必要に応じて上級行政機関が直接する受理する場合もある。<sup>110</sup>

## 2-7：再議結果の決定

行政再議の結果は、申立を受理した日より60日以内に決定を下さなければならない。但し、法律で審査に少なくとも60日を必要とすることを定めている場合は除外する。状況が複雑な場合は期間を延長して決定を下せるが、最長でも30日を超えてはならない。<sup>111</sup>

## 2-8：行政行為の執行停止処置

行政再議期間中において、以下のような状況にある場合は、その再議の対象となった行政行為の執行を暫時的に停止することもできる。<sup>112</sup>

- (1) 被申立人（すなわち行政行為の発布者）が執行停止を必要と判断した場合。
- (2) 行政再議機関が執行停止を必要と判断した場合。
- (3) 申立人が執行停止を申請し、行政再議機関がその要求が合理的と判断した場合。
- (4) 法律で執行停止を定めている場合。

## 2-9：再議文書の移送手続と関係資料の閲覧

行政再議機関で法制政務を担当する機構は、再議案を受理した日より7日以内に再議申請書の副本または再議申請書類のコピーを被申立人（すなわち行政行為

<sup>108</sup> 『行政復議法』第17条

<sup>109</sup> 『行政復議法』第18条

<sup>110</sup> 『行政復議法』第20条

<sup>111</sup> 『行政復議法』第31条

<sup>112</sup> 『行政復議法』第21条

の発布者)に移送しなければならない。被申立人はこれを受領した日より 10 日以内に書面で回答し、併せて再議の対象となった行政行為に関する証拠、根拠、またはその他関係資料を提出しなければならない。また、申立人あるいは第三者は、被申立人が提出した書面による回答、再議の対象となった行政行為の証拠、根拠、その他関係資料について、それが国家機密、商業的秘密、あるいは個人のプライベート情報でない限り、これを閲覧できる。<sup>113</sup>

## 2-10：再議文書の移送手続と関係資料の閲覧

行政再議機関で法制政務を担当する機構は、被申立人（すなわち行政行為の発布者）による行政行為を審査した後において、行政再議機関の責任者の同意あるいは集団討論を経て、以下に定める再議の決定を下さなければならない。<sup>114</sup>

- (1) 行政行為の事実関係が明確で、確たる証拠があり、根拠も正確で、合法的手順をふみ、内容も適正であると判断した場合は、行政行為の維持を決定する。
- (2) 被申立人が法で定めた職責を履行していないと判断した場合は、期限を定めてこれの履行を命じる。
- (3) 行政行為に以下のような状況の一がある場合、この取消、変更、または当該行為の違法性を確認し、被申立人に対して期限を定めて改めて行政行為を提出するよう命じる。
  - ① 主要な事実関係が不明確で証拠も不十分な場合。
  - ② 適用した根拠が誤っている場合。
  - ③ 法で定める手順をふんでいない場合。
  - ④ 越権行為または職権乱用がある場合。
  - ⑤ 行政行為が明らかに妥当性を欠いている場合。
- (4) 被申立人が提出した再議案に対する書面回答、再議の対象となった行政行為に関する証拠、根拠、またはその他関係資料が妥当性を欠いているとみなした場合は、その行政行為の取消を命じる。
- (5) 改めて行政行為を提出するよう命じられた被申立人は、再議の対象となった行政行為と同様または同種の行政行為を提出してはならない。

## 2-11：行政賠償

申立人は、行政再議の申し立てと同時に行政賠償も請求できる。行政再議機関は、申立人による賠償請求が国家賠償法に合致していると判断した場合、被申立人に対して、それが違法な行政行為の取消または変更を行う際に、同時に申立人に対して賠償を命じなければならない。

申立人が賠償請求を行わない場合、行政再議機関は、再議の対象となった行政行為による、罰金を取り消し、違法に徴収した資金、没収した財産、封印、差押、凍結した財産等を申立人に返却し、これらの執行措置を解除しなければならない。<sup>115</sup>

<sup>113</sup> 『行政復議法』第 23 条

<sup>114</sup> 『行政復議法』第 28 条

<sup>115</sup> 『行政復議法』第 29 条

### 3. 『行政復議法』に関連する国務院行政部門の関係法令

国務院の各部門の行政再議に関連する政務を担当する部局では、それぞれの部門が独自に行政再議を定める行政規章を制定している。主な法令は下表のとおりである。

行政復議に関連する主な法令

	主な法令の名称	公布機関	公布または 施行期日	注 記
<b>中 央 法 令</b>				
1	中華人民共和国行政復議法	全人代	1999/10/1	中央基本法
2	商務部行政復議実施弁法	商務部	2004/7/1	通商行政に関する不服の再議
3	国土資源部行政復議規定	国土資源部	2001/7/21	土地行政に関する不服の再議
4	国家外貨管理局行政復議手順	国家外貨管理局	2002/8/16	外貨管理に関する不服の再議
5	安全生産行政復議暫定弁法	国家経貿委員会	2003/5/1	安全生産に関わる行政処理に対する再議を定める。
6	国家知識産権局行政復議規定	国家知識産権局	2002/9/1	知的所有権に関する不服の再議
7	衛生部行政復議と行政応訴管理弁法	衛生部	1999/12/29	衛生行政に関する不服の再議
8	国家薬品监督管理局行政復議暫定弁法	国家薬品监督管理局	2002/10/1	薬品行政に関する不服の再議
9	行政復議法の実施の貫徹に関する通知	国家税務総局	1999/6/23	税務行政に関する不服の再議
10	労働社会保障行政復議弁法	労働社会保障部	1999/11/23	労働行政に関する不服の再議
11	行政復議法の推進および法に準拠した政務の貫徹に関する通知	労働社会保障部	1999/8/16	労働行政内部の通達
12	公安機関による行政復議案件実施規定	公安部	2003/1/1	公安行政に関する不服の再議
13	税関が実施する行政復議弁法	税関総署	1999/10/1	税関行政に関する不服の再議
<b>地 方 法 令 (華東地区の場合)</b>				
1	江蘇省政府による『行政復議法』の貫徹に関する通知	江蘇省全人代	1999/7/7	
2	江蘇省行政執法監督弁法	江蘇省人民政府	1998/5/18	

## 第九章 高級管理職（総経理）をめぐるトラブルに関する実務

### はじめに

この数年来、中国へ進出した日系企業から中国人が担当する総経理あるいは高級管理職による不正行為についての法務対策に関する相談が増加している。このうち特に独資による日系中小企業からの相談内容は一様に深刻な内容で、中には相談案件が持ち込まれた時点で事態はすでに相当に深化しており、企業内解決も不可能な状態となって訴訟絡みで相談してくる例もある。また、総経理の採用、その職務の管理、執行状態の監査等に起因する労使紛争、経営トラブルは、外商投資企業の専売特許ではなく中国国内企業でも多発している。

中国でいう「総経理」とは、企業の最高権力機構である董事会によって当該企業の日常業務の執行権限を委任された者であり、はやりの術語でいうと「CEO」（CHIEF EXECUTIVE OFFICER＝首席執行役員）に相当する。つまり、その会社のマネージメントの一切を仕切る人物である。したがって、この種の人物によって不正行為や違法行為が発覚した場合、企業内管理体制も不十分で危機管理対策も持ち合わせていないような企業であれば、いきおいその存在自体が脅かされるような危機的状況に遭遇することになる。

そこで、本稿では、日系中小企業が中国で経営する現地法人で顕著に見られる総経理絡みのトラブルの背後とその対策について概説する。

### 1. 中国の法制度上における会社総経理の位置について

本件については、本稿の冒頭の章で解説する『中華人民共和国公司法』（以下“会社法”という）で明らかにしている。まず、会社法の第 50 条では、最高権力機構は董事会である。董事会は、通常、出資者で構成しており、日本の取締役会議に相当する会社の意思決定機構である。また、中小規模の企業では出資者会（株主会）が現地法人の董事会を兼ねる場合も常見される。そして、総経理はこの董事会によって任命された日常業務の執行責任者ということになる。中国の会社法はこの二者の力関係について以下のように定めている。

#### 董事会の職権および専権事項

『中華人民共和国公司法』

#### 第 47 条

董事会は出資者会に対して責任を負い以下の職権を行使する。

- (1) 出資者会の招集に責任をもち、出資者会に業務報告を行うこと。
- (2) 出資者会の決議を執行すること。
- (3) 会社の経営計画および投資案を決定すること。
- (4) 会社の年度財務予算案および決算案を作成すること。
- (5) 会社の利益配分案および損失補填案を作成すること。
- (6) 会社の登録資本の増額案または減額案、および社債発行案を作成すること。
- (7) 会社の合併、分割、組織形態の変更、解散案を立案すること。

- (8) 会社の内部管理機構の設置を決定すること。
- (9) 会社の総経理を招聘または解任し、総経理の指名に基づいて会社の副総経理、財務責任者を招聘または解任し、その報酬事項を決定すること。
- (10) 会社の基本管理制度を制定すること。
- (11) 会社定款で定めるその他の職権。

#### 総経理の職権および任務

『中華人民共和国会社法』

##### 第 50 条

1. 有限責任会社は総経理を置き、董事会がこれを選任または解任する。総経理は董事会に対して責任を負い以下に掲げる職権を行使する。
  - (1) 会社の生産経営管理業務を統括し、董事会の決議を実施すること。
  - (2) 会社の年度経営計画および投資案の実施すること。
  - (3) 会社の内部管理機構の設置案を立案すること。
  - (4) 会社の基本管理制度を立案すること。
  - (5) 会社の具体的規則を制定すること。
  - (6) 会社の副総経理、財務責任者の選任または解任を提起すること。
  - (7) 董事会が選任または解任する者以外の管理責任者を選任または解任すること。
  - (8) 会社定款および董事会が授与したその他の職権。
2. 総経理は董事会に列席する。

総経理の職権をその法的位置から見ると、ここで定められた権限以上でも以下でもない。総経理は、この種の権限を董事会から授権されていなければ、場合によってはその職務の遂行が不可能になり辞職するであろうし、この権限を上回る力を与えたり、あるいは董事会がこの権限の執行情況を見過ごしたり放置すると、それは会社の経営リスクの温床となるであろう。

また、会社法の第六章では「董事、監査役、高級管理人員の資格および義務」として特に章立てし、その資格、職分、義務を明確に定めている。ここでは、①法的に就任してはならないケース、②法令と会社定款の遵守（コンプライアンス条項）、③任職中の禁止事項、④違法行為あるいは違法行為の指導による賠償責任、⑤董事会への報告義務、――等が明文化されている。

## 2. 日系独資企業に顕著にみられるトラブルとその実態

中国に現地法人を抱える日系企業が現地で任用する総経理の職責については、会社法だけを参照しても、その法的位置、権限範囲、禁止事項等が定められている。これらの規定は総経理の職責に関連する法律知識としては最低限のものである。したがって、企業では、少なくとも新たに総経理に任用するか否かを決定する時点で、その総経理候補者がこの種の最低限の知識を保有しているか否かについて確認しなければならない。

自国の会社法の内容すら把握していないような者が会社の日常業務の指揮を取るとどのような結果を招くか……、については説明する必要もないほど明らかである。法知識と遵法精神の欠如は、コーポレート・ガバナンスを維持するうえの阻害要因となり、容易に経営トラブルの原因となる。

現地法人の総経理に絡むトラブルの実態を見ると、その内容は多岐にわたって

いるが、これまでのトラブル事例を総括した場合、主に以下のような内容のトラブルにまとめることができる。

## 2-1：任用・人事に関連するトラブル

### (1) 総経理と締結した任用に関連する契約トラブル

#### 【実態】

企業（出資者）が中国人総経理の採用を決定し、この人物と雇用に関する契約を締結する場合、通常の場合では、「労働契約」あるいは「請負協議」（当該企業の請負経営協議書）を締結して、その権利・義務を約定する。この場合に非常に重要なことは、通常の従業員と締結する労働契約とは異なり、特殊な権限と任務を付託された“総経理”という職能の「従業員」との約定となることである。約定では、上述するように会社法に基づく総経理の資格、職分、義務の事項を軽視してはならない。

すなわち、①法令と会社定款の遵守（コンプライアンス条項）、②任職中の禁止事項、③業績評価の基準と方法、④違法行為あるいは違法な経営指導によって生じた損害に対するペナルティーまたは賠償責任、⑤董事会への報告義務、⑥社内監査の受け入れと協力、⑦違約条項、⑧契約解除時点における離任監査の受け入れと協力——等について明確に定めることである。

総経理の任用に関連するトラブルの大半は、これらの事項について当事者間の約定が不明確か、または複数の解釈が可能な約定を交わしていることが原因となっている。

## 2-2：総経理の職務権限に関連するトラブル

### (1) 職務権限の濫用に起因するトラブル

#### 【実態】

いわゆる総経理の独断・専権が招く危機とトラブルである。日常業務を執行する総経理による独断と意思決定が可能な範囲について、主に日本人の出資者で構成する董事会がこれを定めることは容易ではないが、総経理に付与される決定権の範囲を定める場合、その基礎的な出発点は、上述する公司法第 47 条（董事会の職権）と 50 条（総経理の職権）で明らかにしている内容となる。

すなわち、①増資/持分譲渡/買収/等の資本構造の変化を伴う事項、②合併、分割、解散、清算等の会社形態の変更に関する事項、③年度財務計画、予算案および決算案の審議と承認、④利益分配案および損失補填案の審議と承認、⑤社債発行の可否の決定、⑥会社財産の担保設定や会社名義による連帯保証人の設定、⑦資金の借入や運用計画——等の事項はいずれも董事会の専権事項であり、総経理はせいぜい素案を作成する程度の範囲で関与するのみである。

総経理の職権乱用が招いたトラブルの大半は、董事会の職権を総経理が直接行使したり、あるいは董事会の専権事項を総経理が独断で決定し執行したことが背景になっている。したがって、総経理に授権される決定権の範囲を具体的に定め

ることは極めて重要な作業となる。また、さらに最も重要なこととして、董事会（出資者）に対する総経理の報告義務の履行について詳細な規定を設けることが肝要である。

## （2）総経理の人治主義による企業管理方法が招いたトラブル

### 【実態】

トラブルの原因として常見されるケースで、従業員からの内部告発や董事会（出資者）が実施した特定監査などによりこの種の傾向が把握される。高級幹部による人治主義の弊害は日本でも見られるが、中国の場合は、人治主義的な経営手法が横領や賄賂を誘引し、企業が経済的な損害を受けたり、不正取引や違法取引によって法律責任を問われるケース、あるいは公平性を欠如した人治主義的な労務管理により有能な従業員が離反していくようなケースも見られる。

日本でも一族経営やワンマン経営の弊害は声高に指摘されてきたが、中国の企業社会における人と組織の関係は、総じてこの種の傾向が強いと云わざるを得ない。つまり、人と社会の関係ではすでに法治主義を基本とした対等かつ開かれたシステムが築かれつつあるが、本来的に閉鎖的な企業社会では、依然として人治主義が色濃く残っているということである。

指導者が交替しても企業自体は如何なる影響も受けず、その発展戦略を確実に遂行していくような経営システムの構築が問われており、問題のある総経理を罷免しても現地法人の運営と管理では如何なる影響も受けないシステムを作らなければならない。

## 2-3：総経理の職責を利用した背信行為

- （1）会社公金の乱用、横領、着服、会計帳簿、財務記録、発票等の改ざん行為
- （2）会社公印や重要証書の無断流用、会社名義の流用等が招いたトラブル
- （3）会計帳簿や財務記録の改ざんによる不正
- （4）会社業務の篡奪行為、横流し行為、等
- （5）営業上の利敵行為
- （6）企業の商業的秘密の漏洩、流用が招いたトラブル

### 【実態】

上記のトラブルで常見するケースは、①不実の発票の使用や発票の改ざんによる不正蓄財、②会社資産の担保設定、③会社名義による連帯保証人の設定、④車輛や不動産あるいは各種固定資産の購入と購入後の名義書換や転売、⑤会社名義を騙った製品の密輸や横流し、⑥別に自営する会社あるいは親族が経営する会社への業務/顧客/営業種目/製品の横流し、⑦顧客情報や営業ルート、技術情報や経営ノウハウの漏洩、または盗用による利敵行為などである。

## 2-4 総経理の能力不足に起因するトラブル

- (1) 経済関連法、税法、労働・社会保障制度等の知識不足に起因して発生する各種の法律トラブル。
- (2) 違法な経営指導、業務手配、マネージメント手法に起因した行政処罰（すなわち法人責任の引き受け）。
- (3) 不利な契約行為の締結、あるいは違法な契約の締結に起因するトラブル。
- (4) 不利な取引の実施、あるいは違法な取引に起因するトラブル。

### 【実態】

総経理の会社関連法に対する無知によって、的確な経営指導が行われず、結果的に企業法人の法律責任が問われるトラブルである。

中国の企業社会における従業員の法意識について一般的に言えば、通常、会計・財務を担当する従業員はそのキャリアや資格から見て、税法と労働・社会保障関連法に詳しいが、この分野以外の法令にはほとんど通曉していない。貿易担当者は国際取引や税関あるいは外貨に関連する法令は一応理解しているが、この分野以外の法令には無関心である。しかし、営業担当者が「契約法」や製品の販売や品質に関連する法令をどこまで理解しているか、あるいは生産工程や技術に関与する従業員が製品の認証制度、許可制度、技術規格、品質等に関連する法令をどこまで理解しているかとなると「通曉している」とは言いがたい状況がある。

このような事情は日本でも大差はない。そうであるが故に日本ではほとんどの大手企業が社内に法務部のような非生産部門を設置してまでリスクの管理を行うのである。したがって、現地法人で任用する総経理は、この方面でも法令や制度を総合的に理解し、予測されるリーガルリスクを排除する任務を負うことになる。すなわち、法令や制度面にも注意が行きとどくことはマネージメント能力の一部である。

以上、過去の事例をざっと挙げただけでもこれだけの極めてネガティブなトラブルが見られる。これらのトラブルは会社法でも条文として具体的に言及しなければならない程度に深刻なものである。その深刻さはそのまま中国の企業社会と企業人の実情を部分的に反映したものと判断できる。この種のトラブルが多発するが故に法律条文で特に定めるのである。この結果、会社法では董事（平取締役）、総経理、監査役あるいはその他の財務主管、会計主管、総エンジニア（エンジニア主管）等の職種について以下のような禁止事項を定めている。

#### 『中華人民共和国会社法』

##### 第 149 条

董事、監査役、高級管理人員は以下に掲げる行為を為してはならない。

- (1) 会社資金の流用。
- (2) 会社の資金を個人名義または他人名義を以て銀行預金口座を開設すること。
- (3) 会社定款の規定に違反して、株主会、株主総会、または董事会の同意を経ずして、会社の資金を他人に貸し付けたり、あるいは会社の財産を他人のために担保に提供すること。
- (4) 出資者会、株主総会、または董事会の同意を経ずして、当該会社との間で契約を締結したり、または取引を実施すること。
- (5) 出資者会または株主総会の同意を経ずして、職務上の便宜を利用して自己あるいは他人のために会社

の商業的機会の篡奪を企図したり、自営したり、または他人が経営する同業会社の業務を任職すること。

- (6) 他人と会社との間における取引のコミッションを着服すること。
- (7) 会社の秘密を無断で漏洩すること。
- (8) 会社に対する忠実義務に違反するその他の行為。

董事、監査役、高級管理人員が前項の規定に違反して得た所得収入は当該会社に帰属しなければならない。

また、この条文の規定に違反した場合は以下のように定めている。

『中華人民共和国会社法』

第 153 条

董事、監査役、高級管理人員が法律、行政法規、または会社定款の規定に違反して株主の利益に損害をもたらした場合、株主は人民法院に提訴することができる。

### 3. トラブルの主要な背景

これらの総経理に絡むトラブルの原因と背景を検証してみると、総じてその人物の人格と資質に起因するトラブルということに尽きるが、適材を見出せなかった企業側の事情にも原因がある。これらの事情は以下のように整理できる。各種の人材に絡む経営トラブルは、これらの事情が単独かあるいは相乗して結果している。

- (1) 日本の親会社に人材不足があり、結果的に経営キャリアや実績が不明確な人材に中国現地の経営全体の指揮を任せている。
- (2) 日本国内で採用した中国人、あるいは中国現地で採用した中国人を現地法人の総経理としているが、人材市場から公正・厳格に選抜した者ではなく、縁故や既成の取引関係等を背景として起用している。“縁故で採用した人材は、縁故に頼るビジネスを行い、人治主義の濃厚な経営管理を行う傾向が強い”
- (3) 総経理の任用に関する「労働契約」（または請負経営協議書）、あるいは任用と報酬、任用上の義務と権利に関連する各種協議書の不全。中にはこの種の契約を締結していない例も多見される。
- (4) 現地法人の企業管理体制と各種制度が不全。
- (5) 現地法人の監査体制が不全。

### 4. 企業の内部統制システムについて

これらのトラブルとその背景を見た場合、上述する人格や資質に起因する以外に、企業の内部統制システムの有無も主要な原因となっている。内部統制システムの構築について、最近の不祥事やトラブルをみると、各種の違法行為、いわゆるコンプライアンスの欠如が問題となっている。企業内における法令遵守と社会規章制度の遵守を総経理以下の全ての従業員に徹底させるにはコンプライアンスを基本とした会社内部の綱紀を維持するシステム（以下内部統制システムという）が必要である。

例えば、日本の新会社法の草案では取締役の職務の執行が法令および定款に適

合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、法務省令で定める体制の整備を会社に義務づけている。<sup>116</sup>

また大会社でない会社では、内部統制システムの構築の決定は任意となっている。一方、中国の会社法では内部統制システムの構築は義務づけていない。わずかに上述する高級管理職の職責と義務について定めるのみである。つまり、内部統制システムの構築については任意となっている。したがって、日系独資による中小の現地企業では、そのほとんどの企業が「会社定款」一本槍で済ませており、別途に「内部統制システム」についてより詳細な規定を定めている例は非常に少ない。

とはいえ、特に日本の出資者（親企業）からの監視が行き届かない現地法人では、内部統制システムはその経営管理の安全装置となり、当該企業の健全な発展を保証する装置となる。したがってこれの有無は極めて重要な事項であり、また、内部統制システムの策定権は中国の法制度上でも董事会（取締役会）の専権事項である。この意味では、内部統制システムの構築について言及した日本の法務省令の内容は一つの啓示となる。

日本の法務省令では、内部統制システムの構築を取締役会の専権事項とし、下記のように定め、所要の整備を行ったうえで、内部統制システムの構築の決定に関する決議の概要を事業報告書に記載すべきとしている。注：理解を助けるために（総経理）は弊所で特記している。

- (1) 監査役会の職務を補助すべき使用人に関する事項。
- (2) 前号の使用人の執行役（総経理）からの独立性の確保に関する事項。
- (3) 執行役（総経理）及び使用人が監査役会に報告すべき事項その他の監査役会に対する報告に関する事項。
- (4) 執行役（総経理）の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項。
- (5) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項。
- (6) 執行役（総経理）の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保するための体制に関するその他の事項。

中国の現地法人では、上記の各事項を基礎にして、董事会（取締役会）と執行役（正副総経理/会計主管/財務主管/技術主管/総務等の高級管理職を含む）の権限と任務と明確にし、正常な経営管理を保証する統制システムを体現する以下の規章制度を設ける必要がある。

- (1) 監査規則（会計監査/財務監査/業務監査が含まれ、監査役の独立性とその任務を詳細に定める）
- (2) 董事会・議事規則
- (3) 執行役員会・議事規則
- (4) 業務執行規則（執行役の執行に係る報告制度、情報と文書の保存及び管理に関する規則）

---

<sup>116</sup> 日本『会社法』（草案）第348条4項、362条5項、416条2項

- (5) 危機管理規則（業務上の損害のリスク管理、違法行為のリスク管理、人事・労務政策のリスク管理等に関する規則）
- (6) 内部告発制度
- (7) 離任監査制度（高級管理職が離任する際に適用する）<sup>117</sup>

---

<sup>117</sup> 中国の企業社会では普遍化している制度である。高級管理職が離職する際に、その者の任職期間中の業務執行情況を総点検し、過失や不正行為の有無を検証し、潜在するリスクに対して賠償請求権を留保する制度である。

# 添付資料

## 目 次

資料資料 1	『中華人民共和國會社法』
添付資料 2	『中華人民共和國製品品質法』
添付資料 3	『中華人民共和國消費者權益保護法』
添付資料 4	『上海市消費者權益保護條例』
添付資料 5	『中華人民共和國安全生產法』
資料資料 6	『集團契約規定』

## 資料資料 1

### 中華人民共和国会社法 (新法)

第一章	総則
第二章	有限責任会社の設立および組織機構
第一節	設立
第二節	組織機構
第三節	国有独資会社の特別規定
第四節	一人有限責任会社の特別規定
第三章	有限責任会社の持分譲渡
第四章	株式有限会社の設立および組織機構
第一節	設立
第二節	株主総会
第三節	董事会、総経理
第四節	監査役会
第五節	上場会社の組織機構に関する特別規定
第五章	株式有限会社の株式の発行および譲渡
第一節	株式の発行
第二節	株式の譲渡
第六章	会社の董事、監査役、高級管理人員の資格および義務
第七章	社債
第八章	会社の財務および会計
第九章	会社の合併、分割、増資、減資
第十章	会社の解散および清算
第十一章	外国の会社の分支機構
第十二章	法律責任
第十三章	附則

#### 第一章 総則

##### 第1条

会社の組織および行為を規範化し、会社、出資者および債権者の合法的權益を保護し、社会の經濟秩序を維持し、社会主義市場經濟の發展を促すために本法を制定する。

##### 第2条

本法でいう会社とは、本法に基づき中国国内に設立される有限責任会社および株式有限会社を指す。

##### 第3条

会社は企業法人であり、独立した法人の財産を保有し、法人の財産所有權を享受する。会社はその全資産をもって会社の債務に対して責任を負う。

有限責任会社の出資者は、その払い込んだ出資額を限度として会社に対して責任を負う。株式有限会社の出資者は、その買い取った株式を限度として会社に対して責任を負う。

##### 第4条

会社の出資者は、法に準拠して資産を受益し、重大な決議および管理者の選任等の權利を享受する。

##### 第5条

会社が經營活動に従事する際は、法律、行政法規、社会道德、商業道德を遵守し、信用と誠実を基に政府および社会公衆による監督を受け入れ、その社会的責任を履行しなければならない。

会社の合法的權益は法律による保護を受け、侵害されることはない。

##### 第6条

会社を設立するときは、法に準拠して会社登記機關にその設立登記を申請しなければならない。本法で定める設立条件に合致している場合は、会社登記機關が有限会社あるいは株式有限会社として登記する。本法で定める設立条件に合致していない場合は、有限責任会社または株式有限会社として登記してはならない。

法律、行政法規において会社設立に関して審査・認可が必要と定めている場合は、会社登記を実施する前に、法に準拠して審査・認可手続を実施しなければならない。

社会公衆は、会社登記機關に対して会社の登記事項について相談することができ、会社登記機關はその相談に応じなければならない。

##### 第7条

法に準拠して設立した会社には会社登記機關が会社營業許可証を交付する。会社營業許可証の交付日を会社の設立期日と

する。  
会社営業許可証には会社名称、住所、登録資本金、実収資本金、経営範囲、法定代表者の氏名等を記載しなければならない。  
会社は、その会社営業許可証の記載事項に変更が生じた場合は法に準拠して変更登記の手続を実施し、会社登記機関はその営業許可証を差換交付しなければならない。

#### 第8条

本法に準拠して設立する有限責任会社は、社名に有限責任会社の文字を表記しなければならない。  
本法に準拠して設立する株式会社は、社名に株式有限会社の文字を表記しなければならない。

#### 第9条

有限責任会社を株式責任会社に変更する場合は、本法で定める株式会社の場合に合致し、かつ本法で定める株式有限会社の設立に関する手続に基づいて処理しなければならない。株式有限会社を有限責任会社に変更する場合は、本法で定める有限責任会社の条件に合致していなければならない。  
有限責任会社を株式責任会社に変更する場合、あるいは株式有限会社を有限責任会社に変更する場合、変更前の会社の債権および債務は変更後の会社が継承する。

#### 第10条

会社はその主要事務所の所在地を住所とする。

#### 第11条

会社を設立する場合は、法に準拠して会社定款を制定しなければならない。会社定款は、会社、出資者、董事、監査役、高級管理人員に対して拘束力を有する。

#### 第12条

会社の経営範囲は会社定款で定め、併せてこれを法に準拠して登記する。会社は、会社定款を修正し、経営範囲を変更できる。但し、この場合はその変更登記を実施しなければならない。  
会社の経営範囲について、それが法律または行政法規により認可を要する事項と定めている場合は、法に準拠してその認可を経なければならぬ。

#### 第13条

会社の法定代表人は、会社定款の規定に基づいて董事長、執行董事あるいは経理がこれを担当し、かつ法に準拠して登記しなければならない。会社の法定代表人を変更する場合はその変更登記手続を実施しなければならない。

#### 第14条

会社は分社を設立できる。分社を設立する場合は会社登記機関に登記を申請し、その営業許可証を受領しなければならない。分社は法人資格を具備せずその民事責任は会社が引き受けるものとする。  
会社は子会社を設立できる。子会社は法人資格を具備し、法に準拠して独立して民事責任を引き受けるものとする。

#### 第15条

会社は他の企業に向けて投資できる。但し、法律で別途の規定がある場合を除き、その投資先企業の債務を引き受けの連帯責任を有する出資者となってはならない。

#### 第16条

会社が他の企業に向けて投資する場合、または他者のために担保を提供する場合は、会社定款の規定に基づいて董事会または出資者会議、株主総会で決議しなければならない。会社定款において投資または担保総額および単一投資またはその担保金額を制限する規定がある場合、その規定限度額を超えてはならない。  
会社が会社の出資者または実質的支配者に担保を提供する場合は、出資者会議または出資者総会で決議を経なければならない。  
前項で定める出資者、または前項で定める実質的支配者が支配する出資者は、前項で定める事項の決議に参画してはならない。当該事項に関する決議は、出資者会議における他の議決権を有する出資者の過半数以上により通過するものとする。

#### 第17条

会社は、従業員の合法的權益を保護し、法に準拠して従業員との間で労働契約を締結し、社会保険に加入し、労働保護を強化し、安全な生産を実現しなければならない。  
会社は、多様な形式を採用して、会社の従業員の職業教育および職務訓練を強化し、従業員の素質を向上させなければならない。

#### 第18条

会社の従業員は、『中華人民共和国工会法』に準拠して工会を結成し、工会活動を行い、従業員の合法的權益を保護するものとする。会社は、その会社の工会のために必要な活動条件を供与しなければならない。会社の工会代表者は、従業員の労働報酬、勤務時間、福利、保険および労働安全衛生等の事項について会社との間で集団契約を締結する。  
会社は、憲法と関係する法律の規定に基づいて、従業員代表大会または他の形式を通じて民主的管理を実施するものとする。  
会社が制度の改正、再編、および経営上の重大事項、または重要な規則制度の制定について検討しこれを決定する場合は、当該会社の工会の意見を聴取し、併せて従業員代表大会または他の形式を通じて従業員の意見と提案を聴取しなければならない。

らない。

#### 第19条

会社における中国共産党の下部組織の設立と活動については、中国共産党規約に基づいて執行する。会社は党組織の活動のために必要な活動条件を供与しなければならない。

#### 第20条

会社の出資者は、法律、行政法規および会社定款を遵守し、法に準拠して出資者の権利を行使しなければならない。会社の出資者はその権利を濫用して会社および他の出資者の利益を侵害してはならない。会社の出資者は会社法人の独立した地位および出資者の有限責任を濫用して会社の債権者の利益を侵害してはならない。

会社の出資者が出資者権利を濫用して会社あるいは他の出資者に損害をもたらした場合は、法に準拠してその賠償責任を負わなければならない。

会社の出資者が会社法人の独立地位および出資者の有限責任を濫用して、債務を逃避し、会社債権者の利益に重大な損害を与えた場合には、会社の債務に対して連帯責任を負わなければならない。

#### 第21条

会社の出資持分の支配者、実質的支配者、董事、監査役、高級管理人員は、その関係を利して会社の利益を侵害してはならない。

前項の規定に違反して会社に損害をもたらした場合は、その賠償責任を負わなければならない。

#### 第22条

会社の出資者会議、株主総会の決議または董事会の決議の内容が法律、行政法規に違反している場合はこれを無効とする。出資者会議、株主総会、董事会の会議の招集に関する手順、議決方法が法律、行政法規、または会社定款に違反している場合、あるいは決議内容が会社定款に違反している場合、出資者は議決した日より60日以内に人民法院に対してこの取消を請求できるものとする。

出資者が前項の規定に基づいて提訴した場合、人民法院は、会社の請求に応じて出資者に対して相応の担保の提供を求めることができる。

会社が出資者会議、株主総会の決議、または董事会決議に基づきすでに変更手続が行っている場合、人民法院が当該決議の無効または取消を宣言した後において、会社は会社登記機関に向けて変更登記の抹消申請を実施しなければならない。

## 第二章 有限責任会社の設立および組織機構

### 第一節 設立

#### 第23条

有限責任会社を設立する場合は以下の条件を具備していなければならない。

- (1) 出資者が法定人数を満たしていること。
- (2) 出資者の出資額が法定資本金の最低限度額に達していること。
- (3) 出資者が共同で会社定款を制定していること。
- (4) 社名を有し、有限責任会社に要求される組織機構を確立していること。
- (5) 住所を有していること。

#### 第24条

有限責任会社は、50以下の出資者が出資して設立するものとする。

#### 第25条

有限責任会社の定款には以下の事項を明記しなければならない。

- (1) 会社の名称および住所。
  - (2) 会社の経営範囲。
  - (3) 会社の登録資本金。
  - (4) 出資者の氏名または名称。
  - (5) 出資者の出资方式、出資額、および出資者期日。
  - (6) 会社の機構およびその形成方法、権限、議事規則。
  - (7) 会社の法定代表人。
  - (8) 出資者会議が規定する必要があると判断するその他の事項
- 出資者は定款に署名、捺印しなければならない。

#### 第26条

有限責任会社の登録資本金は、会社登記機関に登録した全出資者が払い込む出資額とする。会社の全出資者が第一回目に投資する金額は登録資本金の20%を下回ってはならず、登録資本金の最低限度額を下回ってはならない。残余の払込部分については、その出資者が会社設立日より2年以内に全額を払い込まなければならない。但し、投資会社の場合は5年以内に全額を払い込みできるものとする。

有限責任会社の登録資本金の最低限度額は3万元とする。法律または行政法規で有限責任会社の登録資本金の最低限度額を高く定めている場合はその規定に準拠する。

#### 第27条

出資者は、貨幣による出資、または現物、知的所有権、土地使用権等の貨幣で価額を評価でき、かつ法に準拠して譲渡した非貨幣性財産を金額に換算して出資できる。但し、法律および行政法規により出資の財産としてはならないものは除外する。

非貨幣性財産を以って出資する場合は、その価額を評価し、財産として照合確認し、実際より高くあるいは低く評価してはならない。法律および行政法規により価額評価の規定がある場合はその規定に準拠する。

全出資者の貨幣による出資金額は、有限責任会社の登録資本金の30%を下回ってはならない。

#### 第28条

出資者は、会社定款で定める払込期日および払込出資額に基づいて各自が払い込まなければならない。出資者が貨幣で出資する場合は、有限責任会社が開設した銀行口座に出資額の満額を払い込まなければならない。非貨幣性財産で出資する場合は、法に準拠してその所有権の移転手続を実施しなければならない。

出資者が前項の規定どおりに出資額を払い込まない場合は、その会社に満額を払い込むほかに、払込済みの出資者に対して違約責任を負わなければならない。

#### 第29条

出資者は、出資額を払い込んだ後に法に準拠して設立した验资機構を通じて验资および验资証明書を提出しなければならない。

#### 第30条

出資者の最初の出資に対して法に準拠して設立した验资機構による验资が行われた後、全出資者から指定された代表者または共同で委託された代理人は、会社登記機関に向けて設立登記を申請し、会社登記申請書、会社定款、验资証明書等の文書を提出する。

#### 第31条

有限責任会社を設立した後、会社を設立するために出資した非貨幣性財産の実際価額が会社定款で定める価額よりも著しく低いことが判明した場合、当該出資者はその差額を補填しなければならない。会社設立時における他の出資者はそれに対して連帯責任を負わなければならない。

#### 第32条

有限責任会社は、それを設立した後に投資者に向けて出資証明書を発行しなければならない。

出資証明書には以下に掲げる事項を明記しなければならない。

- (1) 会社の名称。
- (2) 会社の設立期日。
- (3) 会社の登録資本金。
- (4) 投資者の氏名または名称、払い込み出資額および出資期日。
- (5) 出資証明書の番号および発行年月日。

出資証明書には会社が公印を捺印する。

#### 第33条

有限責任会社は、投資者名簿を備え置き、これには以下に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 投資者の氏名または名称および住所。
- (2) 投資者の出資額。
- (3) 出資証明書番号。

投資者名簿に記載される投資者は、投資者名簿に基づいて投資者権利の行使を主張できる。

会社は、投資者の氏名または名称およびその出資額を会社登記機関で登記しなければならない。登記事項に変更が生じた場合はその変更登記を実施しなければならない。登記あるいは変更登記を実施していない場合は第三者に対抗できないものとする。

#### 第34条

出資者は、有限責任会社の会社定款、投資者会議の議事録、董事会決議、監査役会会議決議、および財務会計報告を閲覧、複写する権利を有する。

出資者は、会計帳簿の閲覧を要求できる。出資者が会社の会計帳簿の閲覧を要求する場合は、会社に対して書面でこれを請求し、その目的を説明しなければならない。会社は、投資者による会計帳簿の閲覧行為には不当な目的があると合理的根拠に基づいて判断し、閲覧が会社の利益を侵害する恐れがあると判断した場合は、閲覧を拒絶することができるが、この場合は出資者が閲覧要求を書面で提出した日より15日以内に当該投資者に書面で回答し、併せてその理由を説明しなければならない。会社が閲覧を拒絶した場合、出資者は人民法院に向けて閲覧請求を求めることができる。

#### 第35条

出資者は、実際に払い込んだ出資金の比率に応じて配当金を受け取ることができる。会社が増資する場合、出資者は優先的にその出資を引き受けることができる。但し、出資比率に応じた配当金の受け取りまたは優先的な出資の引き受けについて、出資者が一致して同意しない場合は除外する。

#### 第36条

出資者は、会社を登記した後に出資金を引き上げてはならない。

## 第二節 組織機構

### 第37条

有限責任会社の出資者会は、出資者の全員で構成する。出資者会は、会社の権力機構であり、本法に基づいてその職権を行使する。

### 第38条

出資者会は以下に掲げる職権を行使する。

- (1) 会社の経営方針および投資計画を決定すること。
- (2) 従業員代表ではない董事および監査役の選任と交代、董事および監査役の報酬に関する事項を決定すること。
- (3) 董事会の報告を審議・承認すること。
- (4) 監査役会または監査役の報告を審議・承認すること。
- (5) 会社の年度財務予算案および決算案を審議・承認すること。
- (6) 会社の利益分配案および損失補填案を審議・承認すること。
- (7) 会社の登録資本の増額または減額について決議すること。
- (8) 社債発行について決議すること。
- (9) 会社の合併、分割、解散、清算、あるいは会社形態の変更について決議すること。
- (10) 会社定款の修正。
- (11) 会社定款で定めるその他の職権。

前項で掲げる事項について書面形式を以ってその同意を表明する場合、出資者会を開催せずに直接的に決定を下し、併せて決定文書に出資者全員が署名、捺印することができる。

### 第39条

最初の出資者会は、出資額の最も多い出資者が招集して主宰し、本法の規定に基づいて職権を行使する。

### 第40条

出資者会議は、定期会議と臨時会議に分けるものとする。

定期出資者会議は、会社定款の規定に基づいて定期的開催しなければならない。議決権を有する出資者の10分の1以上の者、3分の1の董事または監査役、あるいは監査役会を設置していない会社のその監査役が臨時会議の開催を提起した場合はこれを開催しなければならない。

### 第41条

有限責任会社が董事会を設置する場合、出資者会は董事会が招集し、董事長がこれを主宰する。董事長が職務を履行できないとき、または履行しないときは、副董事長が主宰する。副董事長が職務を履行できないとき、または履行しないときは、過半数以上の董事が共同で推挙する一名の董事が主宰する。

有限責任会社が董事会を設置していない場合、出資者会議は執行董事が招集し主宰する。

董事会または執行董事が出資者会議を招集する職務を履行できない場合、または履行しない場合は、監査役会あるいは監査役会を設置していない会社の監査役が会議を招集し主宰する。監査役会あるいは監査役が会議を招集し主宰しない場合は、議決権を有する出資者の10分の1以上の出資者により出資者会議を招集し主宰することができる。

### 第42条

出資者会の招集については、会議を開催する15日前までに出資者の全員に通知しなければならない。但し、会社定款で別途の規定がある場合、または全出資者の間で別途の約定がある場合は除外する。

出資者会は、討議事項の決定について議事録を作成し、会議に出席した出資者は議事録に署名しなければならない。

### 第43条

出資者会議は、出資者がその出資比率に応じて議決権を行使する。但し、会社定款に別途規定がある場合は除外する。

### 第44条

出資者会議の運営方式および議決手順は、本法で規定するものを除き、会社定款で定めるものとする。

出資者会議で会社定款を修正する場合、会社の登録資本の増額または減額を決議する場合、および会社の分割、合併、解散または組織形態の変更について決議する場合は、議決権を有する出資者の3分2以上で可決しなければならない。

### 第45条

有限責任会社が設置する董事会の構成員は3人から13人とする。但し、本法第51条で定める別途規定がある場合は除外する。

二社以上の国有企業またはその他二社以上の国有投資主体が投資して設立する有限責任会社については、董事会の構成員の中に会社の従業員代表者を加えなければならない。その他の有限責任会社の董事会構成員についてもその従業員代表者を加えることができる。董事会の従業員代表は、会社の従業員代表総会、従業員総会あるいはその他形式による民主的選挙を経て決定する。

董事会では董事長1名を置き、副董事長を置くこともできる。董事長、副董事長の選出方法は会社定款で定める。

### 第46条

董事の任期は会社定款で定める。但し、任期は一期ごとに3年を越えてはならない。董事の任期が満了した場合は継続して再選できる。

董事が任期満了前に改選される場合または董事が任期中に辞職して董事会の構成員が法定員数を下回る場合は、改選後の董事が就任する前までにおいては辞職した董事が法律、行政法規および会社定款の規定に準拠して依然としてその董事の職務を履行しなければならない。

#### 第47条

董事会は出資者会に対して責任を負い以下の職権を行使する。

- (1) 出資者会の招集に責任をもち、出資者会に業務報告を行うこと。
- (2) 出資者会の決議を執行すること。
- (3) 会社の経営計画および投資案を決定すること。
- (4) 会社の年度財務予算案および決算案を作成すること。
- (5) 会社の利益配分案および損失補填案を作成すること。
- (6) 会社の登録資本の増額案または減額案、および社債発行案を作成すること。
- (7) 会社の合併、分割、組織形態の変更、解散案を立案すること。
- (8) 会社の内部管理機構の設置を決定すること。
- (9) 会社の総経理を招聘または解任し、総経理の指名に基づいて会社の副総経理、財務責任者を招聘または解任し、その報酬事項を決定すること。
- (10) 会社の基本管理制度を制定すること。
- (11) 会社定款で定めるその他の職権。

#### 第48条

董事会は、董事長が招集し主宰する。董事長が特別な理由により職務を履行できない場合または職務を履行しない場合は、副董事長が会議を招集し主宰する。副董事長が履行できない場合または職務を履行しない場合は、過半数以上の董事が共同で推挙する一名の董事が会議を招集し主宰する。

#### 第49条

董事会の運営方式および議決手順は、本法が規定するものを除き、会社定款で定める。

董事会は、討議事項の決定について議事録を作成し、会議に出席した董事は議事録に署名しなければならない。

董事会決議の採決では一人一票制を実行する。

#### 第50条

有限責任会社は総経理を置き、董事会がこれを選任または解任する。総経理は董事会に対して責任を負い以下に掲げる職権を行使する。

- (1) 会社の生産経営管理業務を統括し、董事会の決議を実施すること。
- (2) 会社の年度経営計画および投資案の実施すること。
- (3) 会社の内部管理機構の設置案を立案すること。
- (4) 会社の基本管理制度を立案すること。
- (5) 会社の具体的規則を制定すること。
- (6) 会社の副総経理、財務責任者の選任または解任を提起すること。
- (7) 董事会が選任または解任する者以外の管理責任者を選任または解任すること。
- (8) 会社定款および董事会が授与したその他の職権。

総経理は董事会に列席する。

#### 第51条

出資者の数が少ない有限責任会社、または規模が小さい有限責任会社については、執行董事一名を置き、董事会は設置しなくてもよい。執行董事は総経理を兼任することができる。

#### 第52条

有限責任会社は、監査役会を設置しその構成員は3人を下回ってはならない。出資者の数が少ない有限責任会社、または規模が小さい有限責任会社では、1名あるいは2名の監査役を設け、監査役会は設置しなくてもよい。

監査役会は、出資者代表および適正比率による会社の従業員代表者が含まれる。このうち従業員代表者の比率は3分の1を下回ってはならず、具体的な比率は会社定款で定める。監査役会における従業員代表者は、当該会社の従業員が従業員代表大会、従業員総会、あるいはその他の形式による民主的選挙で決める。

監査役会では1名の主席を置き、全監査役による選挙の過半数以上をもって選出する。監査役会議は主席が招集し、主宰する。監査役会主席が職務を履行できない場合または履行しない場合は、過半数以上の監査役が共同で推挙する一名の監査役が監査役会を招集し、主宰する。

董事、高級管理人員は監査役を兼任してはならない。

#### 第53条

監査役の任期は一期ごとに3年とする。監査役の任期が満了した場合は継続して再選できる。

監査役が任期満了前に改選される場合、または監査役が任期中に辞職して監査役会の構成員が法定員数を下回る場合は、改選後の監査役が就任する前までにおいては辞職した監査役が法律、行政法規および会社定款の規定に準拠して依然としてその監査役の職務を履行しなければならない。

#### 第54条

監査役会、または監査役会を設置していない有限責任会社の監査役は以下に掲げる職権を行使する。

- (1) 会社財務の検査。

- (2) 会社の職務執行時における董事、高級管理人員の法律、行政法規または会社定款、あるいは出資者会議決議に対する違反行為についての監督し、併せて董事、高級管理人員の罷免について提起すること。
- (3) 董事および高級管理人員の行為が会社の利益に損害を与えたとき、董事および高級管理人員に対してこれの是正を要求すること。
- (4) 臨時出資者会議の招集を提案し、董事会が本法の規定に準拠して出資者会議の招集と主宰を履行しない場合は、これを招集し主宰すること。
- (5) 出資者に意見を提出する。
- (6) 本法第 152 条の規定に基づいて、董事、高級管理人員を提訴すること。
- (7) 会社定款が定めるその他の職権。

#### 第 55 条

監査役は董事会会議に出席し、董事会の決議事項について質問または提案を行うことができる。

監査役会、または監査役会を設置していない有限責任会社の監査役が会社の経営状況に異常を発見した場合はこれに関する調査を実施でき、必要に応じて会計士事務所等を招聘して調査業務に協力を依頼できる。この場合の費用は会社が負担する。

#### 第 56 条

監査役会議は毎年少なくとも 1 度の会議を招集し、監査役は臨時監査役会議の招集を提案できる。監査役会議の議事方式と議決手順については、本法で定める以外に会社定款でも定める。

監査役会の決議は監査役の過半数以上をもって可決しなければならない。

監査役会は、討議事項の決定について議事録を作成し、会議に出席した監査役は議事録に署名しなければならない。

#### 第 57 条

監査役会、または監査役会を設置していない有限責任会社の監査役が職権を行使する際に必要とする費用は会社が負担するものとする。

### 第三節 一人有限責任会社の特別規定

#### 第 58 条

一人有限責任会社の設立とその組織機構については本節の規定を適用する。本節で定めていない場合は本章第一節および第二節の規定を適用する。

本法にいう一人有限責任会社とは、一人の自然人による出資者あるいは一つの法人出資者による有限責任会社を指す。

#### 第 59 条

一人有限責任会社の登録資本金の最低限度額は 10 万人民币元とする。出資者は会社定款で定める出資額を一括して満額で払い込まなければならない。

一人の自然人は、一人有限責任会社を一社に限って設立できる。この一人有限責任会社は、新たに投資して一人有限責任会社を設立できないものとする。

#### 第 60 条

一人有限責任会社は、会社を登記する際には自然人による独資会社または法人による独資会社であることを明記し、かつ会社営業許可証にもこれを明記しなければならない。

#### 第 61 条

一人有限責任会社の会社定款は出資者が制定する。

#### 第 62 条

一人有限責任会社は出資者会を設けない。出資者が本法第 38 条第 1 項で定める諸事項について決定を下す場合は、書面形式によりかつ出資者の署名を行った後に会社で備え置くものとする。

#### 第 63 条

一人有限責任会社の出資者は、一会計年度が終了するごとに財務会計報告を編制し、併せてこれを会計士事務所による会計監査に付さなければならない。

#### 第 64 条

会社財産が出資者の自己財産から独立していることを一人有限責任会社の出資者が証明できない場合、会社債務に対する連帯責任を負わなければならない。

### 第四節 国有独資会社の特別規定

#### 第 65 条

国有独資会社の設立とその組織機構については本節の規定を適用する。本節で定めていない場合は本章第一節および第二節の規定を適用する。

本法にいう国有独資会社とは、国が単独で出資し、国务院あるいは地方人民政府が授権する同級の国有資産管理機構により出資者の職責が履行される有限責任会社を指す。

#### 第 66 条

国有独資会社の会社定款は、国有資産監督管理機構が制定するか、あるいは董事会で制定した後に国有資産監督管理機構へ報告し、その認可を得るものとする。

#### 第67条

国有独資会社は、出資者を設けずに国有資産監督管理機構が出資者の職責を履行する。国有資産監督管理機構は、会社の董事会に授權してその出資者の部分的職権を行使し、会社の重大事項を決定できる。但し、会社の合併、分割、解散、資本金の増減および社債の発行については、国有資産監督管理機構が決定しなければならない。このうち、重要な国有独資会社の合併、分割、解散、および破産申請については、国有資産監督管理機構が審査し確認した後に、同級の人民政府による認可を得るものとする。

前項でいう重要な国有独資会社については国務院が定める規定に基づいて確定する。

#### 第68条

国有独資会社は董事会を設け、本法第47条、第67条の規定に基づいてその職権を行使する。董事会の任期は一期ごとに3年を超えてはならない。董事会の構成員の中に当該会社の従業員代表者が加わってなければならない。

董事会の構成員は国有資産監督管理機構から委任派遣される。但し、董事会構成員の中の従業員代表者は当該会社の従業員総会で選出する。

董事会では1名の董事長を設け、副董事長を設けることもできる。董事長、副董事長は、国有資産監督管理機構が董事会の構成員から指名する。

#### 第69条

国有独資会社は総経理を設け、董事会が招聘または解任する。総経理は本法第50条の規定に基づいてその職権を行使する。

国有資産監督管理機構の同意を得た場合、董事会の構成員が総経理を兼任することができる。

#### 第70条

国有独資会社の董事長、副董事長、董事、高級管理人員は、国有資産監督管理機構の同意を得ずに、他の有限責任会社、株式有限会社またはその他の経営組織で兼職してはならない。

#### 第71条

国有独資会社の監査役会の構成員は少なくとも5人を下回ってはならず、このうちの従業員代表者の比率は3分の1を下回ってはならないものとし、その具体的な比率は会社定款で定める。

監査役会の構成員は国有資産監督管理機構が任命する。但し、監査役会構成員の中の従業員代表者は当該会社の従業員総会で選出する。監査役会の主席は、国有資産監督管理機構が監査役会構成員より指名する。

監査役会は、本法第54条第1項より第3項で定める職権、および国務院が定めるその他の職権を行使する。

### 第三章 有限責任会社の持分譲渡

#### 第72条

有限責任会社の出資者の間では出資持分の全部または一部を相互に譲渡することができる。

出資者が出資者以外の者にその出資持分を譲渡する場合は、他の出資者の過半数の同意を得なければならない。この場合、出資者はその持分の譲渡について書面により他の出資者に向けて同意を求め、他の出資者がその書面通知を受領した日より30日以内に回答しない場合は譲渡に同意したものと見なす。他の出資者の過半数以上が譲渡に同意しない場合は、同意しない出資者がその譲渡対象の出資持分を購入しなければならず、購入しない場合は譲渡に同意したものと見なす。

出資者の同意を経て譲渡する出資持分は、同等の条件の下で、他の出資者が当該出資持分の優先的な購入権を有する。二者以上の出資者が優先購入権の行使を主張した場合は、協議により各自の購入比率を確定する。協議で一致しない場合は、譲渡時における各自の出資比率に応じて優先購入権を行使する。

会社定款に出資持分に関する別途の約定がある場合はその規定に準拠する。

#### 第73条

人民法院が法律規定に準拠して出資持分の譲渡を強制執行する場合、人民法院は会社および全出資者にこれを通知しなければならない。他の出資者は同等の条件において優先購入権を有する。他の出資者が人民法院による通知を受領した日より満20日の間に優先購入権を行使しない場合は優先購入権を放棄したものと見なす。

#### 第74条

本法の第72条、第73条に基づいて出資持分を譲渡した後、会社は原出資者の出資証明書の抹消手続を行い、新たな出資者に向けて出資証明書を発行し、併せて会社定款と出資者名簿における出資者と出資額に関する記載事項を修正しなければならない。会社定款の当該事項に関連する修正については出資者会議の決議を必要としないものとする。

#### 第75条

以下に掲げる状況の一つがある場合、出資者会議の当該事項に関する決議において反対票を投じた出資者は、会社に対して合理的な価格によりその出資持分の購入を請求できる。

- (1) 会社が5年連続して出資者への利益配分を実施していないが、会社はその5年間で連続して利益を計上しており、かつ本法で定める利益配分の条件にも合致している場合。
- (2) 会社が合併、分割する場合、または主要財産を譲渡する場合。
- (3) 会社定款で定める営業期間が満了するか、あるいは定款で定めるその他の解散事由が出現し、出資者会議で会社定款の修正決議が可決されて会社が存続することになった場合。

出資者会議で決議を可決した日より 60 日以内において、出資者と会社の間における出資持分の購入に関する協議が成立しない場合、出資者は出資者会議で決議を可決した日より 90 日以内に人民法院に訴訟を提起できる。

#### 第 76 条

自然人の出資者が死亡した場合、その後の合法的継承人はその出資資格を継承できる。但し、会社定款で別途の規定がある場合は除外する。

### 第四章 株式有限会社の設立および組織機構

#### 第一節 設立

#### 第 77 条

株式有限会社の設立する場合は以下に掲げる条件を具備していなければならない。

- (1) 発起人が法定人数に合致していること。
- (2) 発起人の払い込み金額と公開募集による株式が、法定資本金の最低限度額に達していること。
- (3) 株式の発行、およびその調達事項が法律の規定に合致していること。
- (4) 発起人が会社定款を制定し、かつこれを公募方式で開かれた創立総会で可決していること。
- (5) 社名を有し、株式有限会社に必要な組織機構を確立していること。
- (6) 固定的な住所を有していること。

#### 第 78 条

株式有限会社の設立では、発起による設立または募集による設立の方式を採用できる。

発起による設立とは、会社が発行すべき全株式を発起人が引き受けることによって会社を設立することという。

募集による設立とは、会社が発行すべき株式の一部を発起人が引き受け、その他の部分を公開募集して会社を設立することをいう。

#### 第 79 条

株式有限会社を設立する場合は、2 人以上 200 人以下の発起人を必要とし、その内の過半数以上は中国国内に住所がなければならない。

#### 第 80 条

株式有限会社の発起人は会社の設立準備業務を引き受けなければならない。

会社の発起人は、発起人協議を締結し、会社設立過程における各自の権利と義務を明確にしなければならない。

#### 第 81 条

発起による設立方式を採用して株式有限会社を設立する場合、その登録資本金は会社登記機関で登記した全発起人の引き受け株式の全額としなければならない。会社の全発起人が最初の出資する金額は登録資本金の 20% を下回ってはならず、その残余部分については、発起人が会社設立日より 2 年以内に払い込まなければならない。このうち、投資会社の場合は 5 年以内に払い込めばよい。満額で払い込む以前に株式を他者に向けて公開募集してはならない。

公開募集による設立方式を採用して株式有限責任会社を設立する場合、その登録資本金は会社登記機関で登記する実際の株式総額とする。

株式有限会社の登録資本金の最低限度額は 500 万人民币とする。法律または行政法規で株式有限会社の登録資本金の最低限度額を高く定めている場合はその規定に準拠する。

#### 第 82 条

株式有限会社の定款には以下に掲げる事項を明記しなければならない。

- (1) 会社の名称および住所。
- (2) 会社の経営範囲。
- (3) 会社の設立方式。
- (4) 会社の株式総数、一株の額面金額および登録資本金。
- (5) 発起人の氏名または名称、引き受ける株式数、出資方式と出資期日。
- (6) 董事会の構成、職権、任期および議事規則。
- (7) 会社の法定代表人。
- (8) 監査役会の構成、職権、任期および議事規則。
- (9) 会社の利益分配方法。
- (10) 会社の解散事由および清算方法。
- (11) 会社の通知および公告の方法。
- (12) 株主総会が必要と認めるその他の事項。

#### 第 83 条

発起人の出資方式については本法第 27 条の規定を適用する。

#### 第 84 条

発起設立方式を採用して株式有限会社を設立する場合、発起人は会社定款で定められた引き受け株式の全額を書面で引き受けた後、一次で払い込む場合はその引き受け株式の全額を払い込まなければならない。期間を分けて払い込む場合は最初の払込期日にその全額払い込まなければならない。

非貨幣性財産を以って出資する場合は、法に準拠してその財産権の移転手続を実施しなければならない。  
発起人が前項の規定に基づいて引受株式の代金を払い込まない場合は、発起人協議の約定に基づいてその違約責任を負わなければならない。  
発起人が最初の引受株式の全額を払い込んだ後、董事会および監査役会の選挙を実施し、董事会は、会社定款、法に準拠して設立した验资機構が発行した验资証明および法律または行政法規で定めるその他の文書を会社登記機関に向けて提出して設立登記を申請しなければならない。

#### 第85条

公開募集方式を採用して株式有限会社を設立する場合、発起人が引き受ける株式は、会社の株式総数の35%を下回ってはならない。但し、法律または行政法規で別途の規定がある場合はそれに準拠する。

#### 第86条

発起人が株式を社会的に公開募集する場合は、株式募集説明書を公告し、併せて株式引受書を作成しなければならない。株式引受書には本法第87条で定める事項を明記し、引受人がこれに引き受ける株式数、金額、住所を記入し、併せて署名捺印しなければならない。株式引受人は引き受けた株式数に基づいて株式金額を払い込まなければならない。

#### 第87条

株式募集説明書には、発起人が制定した会社定款を添付し、かつ以下に掲げる事項を明記しなければならない。

- (1) 発起人が引き受ける株式数。
- (2) 一株の額面金額および発行価格。
- (3) 無記名株券の発行総数。
- (4) 募集した資金の用途。
- (5) 株式引受人の権利と義務。
- (6) その回の株式募集の開始期日および終了期日、および所定の期日までに全ての募集株式が引き受けられていない場合に株式引受人が株式引受を撤回できることの説明。

#### 第88条

発起人が株式を社会的に公開募集する場合は、法に準拠して設立された証券取扱機関がこれの取次販売を受託し、株式の取次販売に関する契約を締結しなければならない。

#### 第89条

発起人が株式を社会的に公開募集する場合は、銀行との間で株式資本の代理受領契約を締結しなければならない。株式資本の代理受領銀行は、契約に基づいて株式資本を代理受領および保管し、株式資本を払い込んだ引受人に対して領収証票を発行しなければならない。かつ受領証明を関係部門に提出する義務を負う。

#### 第90条

発行する株式の代金が全額払い込まれた後、法に準拠して設立した验资機構による証明を行わなければならない。発起人は30日以内に会社の創立総会を開催しなければならない。創立総会は発起人および株式引受人によって構成される。株式募集説明書で定めた期日を過ぎても発行株式の募集が完了しないか、または発行株式の代金が全額払い込まれた後において、発起人がその30日以内に創立総会を招集しない場合、株式引受人は発起人に対して払込金にこの間の銀行預金利息を加えた金額の返還を要求できる。

#### 第91条

発起人は、創立総会を招集する15日前までに会議日程を各株式引受人に通知するか、または公告しなければならない。創立総会は、株式総数の過半数を代表する株式引受人が出席した場合に開催できるものとする。創立総会は以下に掲げる職権を行使する。

- (1) 発起人の会社の設立準備状況に関する報告を審議すること。
- (2) 会社定款を採択すること。
- (3) 董事会の構成員を選出すること。
- (4) 監査役会の構成員を選出すること。
- (5) 会社の設立費用について審査・確認すること。
- (6) 発起人が株式資本として現物出資した財産の価額を審査・確認すること。
- (7) 不可抗力または経営条件に重大な変化が起こり会社設立に直接的な影響が生じた場合は、会社を設立しないことを決議できる。

創立総会が前項に掲げる決議を下す場合は、会議に出席している株式引受人が保有する議決権の過半数の賛成により可決しなければならない。

#### 第92条

発起人および株式引受人が株式資本を払い込んだ後、または株式資本として現物の引当資金を出資した後、所定の期間内に株式の募集が完了しない場合、または発起人が所定の期間内に創立総会を招集しない場合、あるいは創立総会で会社を設立しない決議が採択された場合を除き、その株式資本を引き上げてはならない。

#### 第93条

董事会は、創立総会が終了した後の30日以内に、会社登記機関に以下に掲げる文書を提出し、設立登記を申請しなければならない。

- (1) 設立登記申請書

- (2) 創立総会の議事録。
- (3) 会社定款
- (4) 验资証明書。
- (5) 法定代表人、董事、監査役の任命書およびその身分証明
- (6) 発起人の法人資格証明あるいは自然人の身分証明
- (7) 会社の住所証明

公開募集による方式で設立する株式有限会社が株券を発行するときは、國務院証券監督管理機構が交付した認可文書を会社登記機関に提出しなければならない

#### 第94条

発起人が株式有限会社を設立した後において会社定款の規定に基づいて出資額の満額を払い込まない場合は、その不足分を補填しなければならない。これについて他の発起人は連帯責任を負わなければならない。

株式有限会社を設立した後において、出資した非貨幣性財産の実際の価値が会社定款で定める価額を著しく下回っていることが発見された場合は、該当する出資を行った発起人がその差額分を補填しなければならない。これについて他の発起人は連帯責任を負わなければならない。

#### 第95条

株式有限会社の発起人は以下に掲げる責任を負わなければならない。

- (1) 会社を設立できなかったとき、設立行為により生じた債務および費用について連帯責任を負うこと。
- (2) 会社を設立できなかったとき、株式引受人の払い込み済みの株式資本について、株式資金とその同期における銀行預金利息を返還する連帯責任を負うこと。
- (3) 会社の設立過程で、発起人の過失により会社の利益に損害を与えた場合、会社に対して賠償責任を負うこと。

#### 第96条

有限責任会社を株式有限会社に変更する場合、転換する実収株式資本の総額は会社の純資産額を下回ってはならない。有限責任会社を株式有限会社に変更する際に公開募集によって資本を増加する場合、法に準拠してその手続を実施しなければならない。

#### 第97条

株式有限会社は、会社定款、株主名簿、会社債権の控、株主総会の議事録、董事会の議事録、監査役会の議事録、および財務会計報告書を当該会社に備え置かなければならない。

#### 第98条

株主は、会社定款、株主名簿、社債の控、株主総会の議事録、董事会の決議、監査役会の決議、および財務会計報告書を閲覧し、会社経営について提案または質問を行う権利を有する。

## 第二節 株主総会

#### 第99条

株式有限会社は、株主で構成する株主総会を設ける。株主総会は会社の権力機構であり、本法に準拠してその職権を行使する。

#### 第100条

本法第38条第1項の有限責任会社の出資者に権限に関する規定以外を株式有限会社の株主総会に適用する。

#### 第101条

株主総会は少なくとも毎年1回招集しなければならない。

以下に掲げる情況のいずれかに該当する場合は、その2ヶ月以内に臨時株主総会を招集しなければならない。

- (1) 董事の人数が本法で定める数、または会社定款が定める人数の3分の2に満たない場合。
- (2) 会社の未補填の損失額が資本金総額の3分の1に達した場合。
- (3) 株式の10%以上を保有する株主が開催を請求した場合。
- (4) 董事会が必要と認めた場合。
- (5) 監査役会が開催を提起した場合。
- (6) 会社定款で定めるその他の情況がある場合。

#### 第102条

株主総会は、董事会が招集し、董事長が主宰する。董事長が特別な理由により職務を履行できない場合あるいは履行しない場合は、董事長が指名する副董事長または他の董事が主宰する。副董事長が職務を履行できない場合あるいはしない場合は、過半数以上の董事が共同で推挙する一名の董事が主宰する。

董事会が前項で定める株主総会の招集責任を履行しない場合は、監査役会が速やかにこれを招集し、主宰しなければならない。監査役会が招集、主宰しない場合、連続90日以上にわたって単独で株式を保有してきた株主、または会社株式の10%以上を保有する株主が自主的に株主総会を招集し、主宰できる。

#### 第103条

株主総会を開催する場合、総会で審議する事項を総会開催日の20日前までに各株主に通知しなければならない。臨時株

主総会を開催する場合は総会開催日の 15 日前までに各株主に通知しなければならない。無記名株券を発行している場合は、総会招集の 30 日前に会議の開催期日、開催場所および審議事項を公告しなければならない。

単独または会社株式の 3%以上を保有する株主は、株主総会の開催日の 10 日前までに臨時に議案を提起でき、かつこれを書面で董事会に通知できる。董事会は本通知を受領した日より 2 日以内にその他の株主に通知し、併せて当該臨時議案を株主総会の審議に付さなければならない。臨時議案の内容が株主総会の権限範囲に属し、かつ明確な議題と具体的な決議事項を有してしていなければならない。

株主総会では、前二項で定める通知において明記していない事項は決議できないものとする。

無記名株券を保有する者が株主総会に出席する場合は、総会開催日の 5 日前より株主総会閉会時まで、株券を会社に預けなければならない。

#### 第 104 条

株主総会に出席する株主は、保有する一株ごとに一つの議決権を有する。但し、会社が保有する当該会社の持ち株については議決権を保有しないものとする。

株主総会が決議を行うときは、総会に出席した株主が保有する議決権の過半数で可決しなければならない。但し、株主総会において会社定款を修正する場合、登録資本金の増減について決議する場合、および会社の合併、分割、解散、または会社形態の変更について決議する場合は、会議に出席した株主が所有する議決権の 3 分の 2 以上で可決しなければならない。

#### 第 105 条

会社定款で定める資産の譲渡または重大資産の譲受、あるいは対外的な担保の提供等の事項については株主総会の決議を必要とする場合、董事会は株主総会を速やかに招集し、当該事項について採決しなければならない。

#### 第 106 条

株主総会で董事あるいは監査役を選出する場合、会社定款の規定または株主総会の決議に基づいて、累積投票制を実施できる。

本法でいう累積投票制とは、会社の株主総会で董事あるいは監査役を選出する際において、一株一議決権を董事あるいは監査役の選出数に相当する数で保有し、株主はその保有する議決権を集中的に使用できる制度をいう。

#### 第 107 条

株主は、代理人に株主総会への出席を委託でき、代理人は会社に対して株主の授權委託書を提示して、その授權範囲内で議決権を行使しなければならない。

#### 第 108 条

株主総会は、議案の決定について議事録を作成し、これに総会の主宰者および出席した董事が署名する。議事録は、出席した株主が署名した名簿および代理出席者の委任状とともに保存しなければならない。

### 第三節 董事会、総経理

#### 第 109 条

株式会社は、董事会を設け、その構成員は 5 人より 19 人とする。

董事会構成員の中に会社の従業員代表者を加えることができる。董事会の従業員代表者は、会社の従業員代表総会、従業員総会あるいはその他形式による民主的選挙を経て決定する。

本法第 46 条で定める有限責任会社の董事の任期に関連する規定を株式有限会社の董事に適用する。

本法第 47 条で定める有限責任会社の董事会の権限に関連する規定を株式有限会社の董事会に適用する。

#### 第 110 条

董事会は 1 名の董事長を置き、副董事長を置くこともできる。董事長および副董事長は董事会の全董事の過半数により選出する。

董事長は、董事会会議を主宰し、董事会決議の実施状況を検査する。副董事長は董事長の実務に協力し、董事長が職権を履行できない場合または履行しない場合は、副董事長がその職権を履行する。副董事長が職権を履行できない場合または履行しない場合は、過半数以上の董事が共同で推挙する 1 名の董事がその職権を履行する。

#### 第 111 条

董事会は、毎年少なくとも二度開催し、各会議ではその 10 日前までに全ての董事および監査役に通知しなければならない。

10%以上の議決権を保有する株主、3 分の 1 以上の董事または監査役は、臨時董事会の招集を提案できる、董事長は当該提案を受けた日より 10 日以内に董事会を招集し、主宰しなければならない。

臨時董事会を招集については、董事会の招集に関する通知方式と通知期間を別途に定めることができる。

#### 第 112 条

董事会会議は、過半数の董事の出席を以って開催しなければならない。董事会の決議は、全董事の過半数により可決しなければならない。

董事会の採決では一人一票制を実施する。

#### 第 113 条

董事会会議には董事本人が出席するものとする。董事が故あって出席できない場合は、他の董事に董事会への出席を書面で委任できるが、委任状には授權範囲を明記しなければならない。

董事会では、議案の決議について議事録を作成し、会議に出席した董事および記録者は議事録上に署名しなければならない。

董事は、董事会決議に対して責任を負わなければならない。董事会決議が法律、行政法規または会社定款、株主総会の決議に違反し、会社に重大な損害をもたらした場合、決議に参画した董事は会社に対して賠償責任を負う。但し採決に際して異義を表明し、かつこれが議事録に記載されている場合、当該董事は免責となる。

#### 第114条

株式会社は、総経理を置き、董事会がこれを招聘または解任する。

本法第50条で定める有限責任会社の総経理の権限に関連する規定を株式会社の総経理に適用する。

#### 第115条

董事会では董事会の構成員による総経理の兼任を決定することができる。

#### 第116条

会社は、直接あるいは子会社を通じて、董事、監査役、高級管理人員に貸付行為を行ってはならない。

#### 第117条

会社は、董事、監査役、高級管理人員が会社から獲得する報酬に関する状況を定期的に株主に披瀝しなければならない。

### 第四節 監査役会

#### 第118条

株式会社は、監査役会を設け、その構成員は3人を下回ってはならない。

監査役会は、株主代表および適正比率による従業員代表が含まれる。このうち従業員代表の比率は3分の1を下回ってはならず、具体的な比率は会社定款で定める。監査役会における従業員代表は、当該会社の従業員が従業員代表大会、従業員総会、あるいはその他の形式による民主的選挙で決める。

監査役会では1名の実席を置き、副主席を置くこともできる。監査役会の主席と副主席は全監査役の過半数により選出する。監査役会主席は監査役会議を招集し、主宰する。監査役会主席が職務を履行できない場合または履行しない場合は、監査役副主席が監査役会議を招集し、主宰する。監査役会副主席が職務を履行できない場合または履行しない場合は、過半数以上の監査役が共同で推挙する1名の監査役が監査役会を招集し、主宰する。

董事、高級管理人員は監査役を兼任してはならない。

本法第53条で定める有限責任会社における監査役の任期に関する規定を株式会社の監査役にも適用する。

#### 第119条

本法第54条および第55条で定める有限責任会社における監査役会の職権に関する規定を株式会社の監査役会にも適用する。

監査役会が職権を行使する際に必要とする費用は会社が負担するものとする。

#### 第120条

監査役会議は、少なくとも6ヶ月に1度の会議を開催する。監査役は、臨時監査役会議の招集を提案できる。

監査役会議の議事方式と議決手順については、本法で定める以外に会社定款でも定める。

監査役会の決議は、監査役の過半数により可決しなければならない。

監査役会は、討議事項の決定について議事録を作成し、会議に出席した監査役は議事録に署名しなければならない。

### 第五節 上場会社の組織機構に関する特別規定

#### 第121条

本法でいう上場会社とは、その株式を証券交易所の取引市場に上場する株式会社をいう。

#### 第122条

上場会社は、一年以内に重要資産を買収したり売却する場合、または担保金額が会社資産総額の30%を超過した場合は、その議案を株主総会に付し、総会に出席する株主が保有する議決権の3分の2をもって可決しなければならない。

#### 第123条

上場会社は独立した董事を置くことができる。この具体的な方法については国务院が定める。

#### 第124条

上場会社が設立する董事会秘書は、会社の株主総会および董事会会議の準備、文書保管、株主に関する資料の管理、および情報の開示等を処理する事務に責任を負う。

#### 第125条

上場会社の董事は、董事会会議の決議事項が本人に関連する企業に及ぶ場合、この企業に関連する董事は当該事項についての議決権を行使してはならず、かつその他の董事が代理で議決権を行使することもできない。この場合の董事会は、当該事項とは無関係の董事の過半数の出席により成立し、董事会決議は、当該事項と無関係の董事の過半数により可決する。董事会に出席する無関係の董事の人数が3人不足している場合は、当該事項を上場会社の株主総会の審議に付さなければならない。

## 第五章 株式会社の株式の発行および譲渡

### 第一節 株式の発行

#### 第126条

株式会社は、株式に分割し、一株当たりで等額とする。  
株式は株券形式をとる。株券とは、会社が発行する株主による株式保有の証明書である。

#### 第127条

株式の発行については、公平、公正の原則を実行し、同種の株式は一株ごとくに同等の権利を具備していなければならない。  
同時に発行する株券は、一株当たりの発行条件および価格が等しいものでなければならない。いかなる組織または個人も、それが引き受ける株式は一株ごとくにそれに相当する価額を払い込まなければならない。

#### 第128条

株券の発行価格は、額面金額または額面金額を上回ってもよい。但し、額面金額を下回ってはならない。

#### 第129条

株券は、紙面形式または国務院証券監督管理機構が定めるその他の形式を採用する。  
株券には以下に掲げる主要事項を明記しなければならない。

- (1) 会社の名称。
- (2) 会社の設立登記の期日。
- (3) 株券の種類、額面金額、および代表する株式数。
- (4) 株券番号。

株券には法定代表人が署名し、会社公印を捺印する。  
発起人の株券には、発起人株券という文字を明記しなければならない。

#### 第130条

会社が発行する株券は、記名株券または無記名株券とすることができる。  
会社が発起人または法人に対して発行する株券は、記名株券とし、かつその発起人、法人の名称または氏名を記載しなければならない。他の名称または代表者の氏名を記載してはならない。

#### 第131条

会社が記名株券を発行する場合は、株主名簿を備え置き、以下に掲げる事項を明記しなければならない。

- (1) 株主の氏名または名称、および住所。
- (2) 各株主が保有する株式数。
- (3) 各株主が保有する株券の番号
- (4) 各株主がその株式を取得した期日。

無記名株券を発行する場合、会社はその株券の数量、番号、および発行期日を記載しなければならない。

#### 第132条

国務院は、本法で定める会社発行による株券以外の他の種類の株券について、別途に規定を設けることができる。

#### 第133条

株式会社は、設立した後において株主に株券を正式に交付する。会社は、設立する前に株主に対して株券を交付してはならない。

#### 第134条

会社が新株を発行する際は、株主総会において以下に掲げる事項について決議しなければならない。

- (1) 新株の種類および数量。
- (2) 新株の発行価格。
- (3) 新株の発行期間。
- (4) 元の株主に割り当てる新株の種類および数量。

#### 第135条

会社が、国務院証券監督管理機構の認可を経て、新株を公開発行する場合、新株の株式募集説明書と財務会計報告書を公告しなければならない。かつ株式引受書を作成しなければならない。  
本法第88条および第89条の規定を会社が新株を公開発行する場合に適用する。

#### 第136条

会社が新株を発行するときは、会社の経営状況と財務状況に基づいて、その価格設定案を確定することができる。

#### 第137条

会社は、新株を発行し株式資金が全額払い込まれた後に、会社登記機関で変更登録手続を実施し、かつ公告しなければならない。

### 第二節 株式の譲渡

#### 第138条

株主が所有する株式は、法に準拠して譲渡できる。

#### 第139条

株主がその株式を譲渡する場合は、法に準拠して設立された証券取引所で実施するか、または国务院が定めるその他の方式に基づいて実施しなければならない。

#### 第140条

記名株券は、株主が裏書方式または法律、行政法規で定めるその他の方式により譲渡する。

記名株券の譲渡では、会社は譲受人の氏名または名称および住所を株主名簿に記載する。

株主総会を開催する前の20日間または会社が配当を行う基準日前の5日間は、前項で定める株主名簿の変更登録は実施できない。但し、法律で上場会社の株主名簿の変更に関する別途規定がある場合はそれに準拠する。

#### 第141条

無記名株券の譲渡は、株主がその株券を譲受人に引き渡した後にただちに譲渡の効力が発生する。

#### 第142条

発起人が所有する当該会社の株式は、会社設立の日より1年以内は譲渡できない。株式を公開発行する前の発行済みの株式は、会社が株式を証券取引所に上場して取引した日より1年以内は譲渡できない。

会社の董事、監査役、高級管理人員は、その保有する当該会社の株式とその変動状況を会社に申告しなければならない。かつ在任期間中における株式の譲渡については年間でその保有する当該会社の株式総数の25%を超過してはならない。その保有する当該会社の株式は、会社が株式を証券取引所に上場して取引した日より1年以内の期間中は譲渡できない。上記の人員は離職後の半年間はその保有する当該会社の株式を譲渡できない。会社定款では、会社の董事、監査役、高級管理人員によるその保有する当該会社の株式の譲渡についてその他の制限性規定を設けることができる。

#### 第143条

会社は、当該会社の株式を買い取ることはできない。但し、以下に掲げる情況の一がある場合は除外する。

- (1) 会社の登録資本金を減少する場合。
- (2) 当該会社の株式を保有する他の会社と合併する場合。
- (3) 株式を会社の従業員に配分する場合。
- (4) 株主総会で決議した会社の合併、分割案に対して、株主が異議を申し立て、その保有株式の会社による買い取りを要求した場合。

会社が前項の第1号、第2号、第3号の原因により当該会社の株式を買い取る場合は株主総会の決議を経なければならない。前項第1号の情況により会社が当該会社の株式を買い取った場合は、買い取り日より10日以内に抹消手続を実施しなければならない。前項第2号または第4号の情況により会社が当該会社の株式を買い取った場合は、その6ヶ月以内にこれを譲渡するか、または抹消しなければならない。

会社が前項の第3号の規定に基づいて当該会社の株式を買い取る場合、当該会社の発行済み株式総数の5%を超過してはならない。買い取り資金は当該会社の納税後の利益より支出しなければならない。買い取った株式は1年以内に従業員に配分しなければならない。

会社は、当該会社の株式を抵当権の目的物として受け入れることはできない。

#### 第144条

記名株券が盗まれたり、または遺失、滅失した場合、株主は『中華人民共和国民事訴訟法』の規定に準拠して公示催告の手続を取り、人民法院に当該株式の失効宣告を請求できる。

公示催告の手続により、人民法院が当該株券の失効を宣告したのち、株主は会社に株券の再発行を申請できる。

#### 第145条

上場会社の株券は、関係する法律、行政法規、および証券取引所の業務規定に基づいて上場取引する。

#### 第146条

上場会社は、法律、行政法規の規定に準拠して、その財産情況、経営情況、および重大な訴訟について定期的に情報を公開し、一会計年度内で半年ごとに一回の財務会計報告を公布しなければならない。

### 第六章 会社の董事、監査役、高級管理人員の資格および義務

#### 第147条

以下に掲げる情況の一がある場合は、会社の董事、監査役、高級管理人員を担当してはならない。

- (1) 民事行為の能力が無い、または民事行為の能力に制限がある場合。
- (2) 汚職、賄賂、財産の侵害、財産の流用、または社会経済秩序を破壊した罪により刑事罰の判決を受け、その執行期間が満了して以降の5年を経過していない場合、あるいは犯罪により政治権利を剥奪され、その執行期間が満了して以降の5年を経過していない場合。
- (3) 経営不振に起因して破産し清算した企業の董事、または工場長、総経理を担当し、かつ当該企業の破産について個人的責任を有していた場合、当該企業の破産、清算が完了した日より3年を経過していない場合。
- (4) 比較的に大きな金額の個人負債を抱え、その返済が完了していない場合。

会社が前項の規定に違反して、董事または監査役を選出したり、委任派遣したり、あるいは高級管理人員を招聘した場合、その選挙、委任派遣、招聘を無効とする。

董事、監査役、高級管理人員が在任期間中に本条第 1 項で掲げる状況が出現した場合、会社はその職務を解除しなければならない。

#### 第 148 条

董事、監査役、高級管理人員は、法律、行政法規および会社定款を遵守し、会社に対して忠実かつ勤勉にその責任を負う義務を有する。

董事、監査役、高級管理人員は、その職権を利用して賄賂を受けたり、その他の不法収入を得てはならず、会社の財産を侵害してはならない。

#### 第 149 条

董事、監査役、高級管理人員は以下に掲げる行為を為してはならない。

- (1) 会社資金の流用。
- (2) 会社の資金を個人名義または他人名義を以って銀行預金口座を開設すること。
- (3) 会社定款の規定に違反して、株主会、株主総会、または董事会の同意を経ずして、会社の資金を他人に貸し付けたり、あるいは会社の財産を他人のために担保に提供すること。
- (4) 出資者会、株主総会、または董事会の同意を経ずして、当該会社との間で契約を締結したり、または取引を実施すること。
- (5) 出資者会または株主総会の同意を経ずして、職務上の便宜を利用して自己あるいは他人のために会社の商業的機会の篡奪を企図したり、自営したり、または他人が経営する同業会社の業務を任職すること。
- (6) 他人と会社との間における取引のコミッションを着服すること。
- (7) 会社の秘密を無断で漏洩すること。
- (8) 会社に対する忠実義務に違反するその他の行為。

董事、監査役、高級管理人員が前項の規定に違反して得た所得収入は当該会社に帰属しなければならない。

#### 第 150 条

董事、監査役、高級管理人員が会社の職務を執行する際に、法律、行政法規、または会社定款の規定に違反して会社に損害をもたらした場合はその賠償責任を負わなければならない。

#### 第 151 条

出資者会または株主総会が、董事、監査役、高級管理人員に対して会議への出席を要求した場合、董事、監査役、高級管理人員はその会議に出席し、かつ株主の質問を受けなければならない。

董事、高級管理人員は、監査役会または監査役会を設置していない有限責任会社の監査役に対して関連する状況および資料を事実のとおり提出し、監査役会または監査役による職権の行為を妨害してはならない。

#### 第 152 条

董事、高級管理人員に本法第 150 条で定める状況がある場合、有限責任会社の出資者、株式有限会社で、その会社株式の 1%以上を連続して 180 日以上にわたって単独で保有するか、あるいは合わせて保有する株主は、監査役会または監査役会を設置していない有限責任会社の監査役に対して、人民法院への提訴について書面で要求できる。

監査役に本法第 150 条で定める状況がある場合、上記の有限責任会社の出資者、株式有限会社で、その会社株式の 1%以上を連続して 180 日以上にわたって単独で保有するか、あるいは合わせて保有する株主は、董事会または董事会を設置していない有限責任会社の執行董事に対して人民法院への提訴について書面で要求できる。

監査役会または監査役会を設置していない有限責任会社の監査役、あるいは董事会、執行董事が、前項で定める株主による書面請求を受けた後において提訴を拒絶したり、書面請求を受けた日より 30 日以内に提訴しなかったり、あるいは緊急事態、あるいは即刻提訴しないことによって、会社が被る損害を補い難い場合、前項で定める株主は会社利益を保護するために、自己名義を以って人民法院に直接的に提訴する権利を有する。

他人が会社の合法的権益を侵害して会社に損害をもたらした場合は、本条第 1 項で定める株主は前二項の規定に基づいて人民法院に提訴することができる。

#### 第 153 条

董事、監査役、高級管理人員が法律、行政法規、または会社定款の規定に違反して株主の利益に損害をもたらした場合、株主は人民法院に提訴することができる。

## 第七章 社 債

#### 第 154 条

本法でいう社債とは、会社が法定手順に基づいて発行し、一定期限内の元利支払を約定した有価証券を指す。会社が発行する社債は『中華人民共和国証券法』で定める発行条件に合致していなければならない。

#### 第 155 条

社債の発行申請が国务院による授權部門で認可された後、社債の募集方法を公告しなければならない。

社債の募集方法では以下に掲げる主要事項を明記しなければならない。

- (1) 会社の名称。
- (2) 債権により募集する資金の用途。
- (3) 債券総額および債券の額面金額。

- (4) 債券の利率の確定方式。
- (5) 元利支払の期限および方式。
- (6) 債権の担保情況。
- (7) 債権の発行価額、債券発行開始日および発行終了日。
- (8) 会社の純資産額。
- (9) 発行済であるが償還期日に至っていない社債の総額。
- (10) 社債の受託販売機構。

#### 第156条

会社が社債を発行するときは、債券に会社名称、債券の額面金額、利率、償還期限などの事項を明記し、かつ董事長が署名し、会社の公印を捺印しなければならない。

#### 第157条

社債は記名社債と無記名社債に分けることができる。

#### 第158条

会社が社債を発行するときは、社債原簿を備えなければならない。  
記名社債を発行するときは、社債原簿に以下に掲げる事項を明記しなければならない。

- (1) 債券所有者の氏名または名称および住所。
- (2) 債券所有者の債券取得期日および債券番号。
- (3) 債券総額、債券の額面金額、利率、元利支払期限とその方式。
- (4) 債券の発行期日。

無記名社債を発行するときは、社債原簿に債券総額、利率、償還期限とその方式、発行期日および債券番号を明記しなければならない。

#### 第159条

記名債権の登記決済機構は、債権登記、保管、利息、兌換に関連する制度を確立しなければならない。

#### 第160条

社債は譲渡できる。譲渡価格は譲渡人と譲受人との間で約定できる。  
社債を証券取引所で取引する場合は証券取引所で定める取引規則に基づいて実施する。

#### 第161条

記名債券は、債券所有者が裏書き方式または法律、行政法規が定めるその他の方式で譲渡する。譲渡後において、会社は譲受人の氏名または名称および住所を社債原簿に記載する。  
無記名債券の譲渡については、当該債券を譲受人に引き渡した後にただちに譲渡の効力が生じる。

#### 第162条

上場会社は、株主総会の決議を経て転換社債を発行することができ、かつ社債募集方法の中で具体的な転換方式を決定できる。上場会社が転換社債を発行する場合は国务院証券監督管理部門に報告してその認可を得なければならない。  
転換社債を発行するときは、債券に転換社債という文字を明記し、かつ社債原簿に転換社債の額を明記しなければならない。

#### 第163条

転換社債を発行するとき、会社はその転換方法に基づいて債券所有者に対して株式を発行しなければならない。但し、債券所有者は株式に転換するか否かの選択権を有する。

### 第八章 会社の財務および会計

#### 第164条

会社は、法律、行政法規および国务院財政部門の規定に準拠して、会社の財務、会計制度を確立しなければならない。

#### 第165条

会社は、一会計年度の終了時ごとに、財務会計報告を作成し、法に準拠して、会計士事務所による会計監査を受けなければならない。  
財務会計報告は、法律、行政法規および国务院財政部門が定める規定に準拠していなければならない。

#### 第166条

有限責任会社は、会社定款で定める期限に基づき財務会計報告を各出資者に送付しなければならない。  
株式有限会社の財務会計報告は、株主総会を開催する20日前までに会社で準備し、株主が閲覧できるようにする。株券を公開発行した株式有限会社は、その財務会計報告を公告しなければならない。

#### 第167条

会社が当年度の税引後利益を分配するときは、利益の10%を会社の法定積立金に組み入れなければならない。会社の法定積立金の累計額が会社の登録資本金額の50%以上に達した以降は組み入れなくてもよい。  
会社の法定積立金が前年度の会社の損失補填に不足するときは、前項で規定にしたがって法定積立金へ組み入れる前に、まず当年度の利益を損失補填に充当しなければならない。

会社は、税引後利益から法定積立金を積み立てた後、出資者会または株主総会の決議を経て、さらに税引後利益から任意の積立金を積み立てることができる。

会社が損失を補填し、法定積立金に組み入れた後の余剰利益について、有限責任会社の場合は本法第 35 条の規定に基づいて配当し、株式有限会社の場合は株主の株式保有率に基づいて配当する。但し、株式有限会社の定款で株主の株式保有率に基づいて配当しないと定めている場合は除外する。

出資者会、株主総会、または董事会が前項の規定に違反して、会社が損失を補填し、および法定積立金への組み入れを行う前に株主に利益を配当した場合、株主は規定に違反して配当した利益を会社に返還しなければならない。

#### 第 168 条

株式有限会社が株式の額面金額を上回る発行価格で株式を発行して取得した株式額面の超過金、および国務院財政部門が資本積立金に組み入れることを定めたその他の収入は、会社の資本積立金に組み入れなければならない。

#### 第 169 条

会社の積立金は、会社の損失補填、会社の生産経営の拡大または増資に用いる。但し、資本積立金は会社の損失補填に使用してはならない。

法定積立金を資本金に転換する場合、当該積立金の残留分は資本転換前の登録資本金の 25%を下回ってはならない。

#### 第 170 条

会社が会計監査業務を受託する会計士事務所を招聘したり、招聘を解除する場合、会社定款の規定に基づいて出資者会または株主総会、あるいは董事会がこれを決定する。

会社の出資者会または株主総会、あるいは董事会が会計士事務所の招聘について議決する際は、会計士事務所による意見の陳述を許可しなければならない。

#### 第 171 条

会社は、それが招聘した会計士事務所に対して、真実かつ完全な会計伝票、会計帳簿、財務会計報告およびその他の会計資料を提出しなければならない、これを拒絶したり、隠匿したり、不実の報告を行ってはならない。

#### 第 172 条

会社は、法定の会計帳簿以外に、別に会計帳簿を設けてはならない。

会社の資産については、いかなる個人名義であっても口座を開設してこれを預け入れてはならない。

### 第九章 会社の合併、分割、増資、減資

#### 第 173 条

会社の合併については、吸収合併と新設合併の二つの形態を取ることができる。

一つの会社が他の会社を吸収することを吸収合併とし、吸収された会社は解散する。二社以上の会社が合併して一つの新会社を設立することを新設合併とし、合併する各社は解散する。

#### 第 174 条

会社が合併する場合、合併する各当事者は合併協議を締結し、併せて貸借対照表および財産明細書を作成しなければならない。会社は合併を決議した日より 10 日以内に債権者に通知し、かつ 30 日以内に新聞紙上で公告しなければならない。債権者は通知を受領した日より 30 日以内に、通知を受領していない場合は公告日より 45 日以内に、会社に対して債務の弁済または相応の担保の提供を求めることができる。

#### 第 175 条

会社が合併する場合、合併する各当事者の債権、債務は、合併後に存続する会社または新設する会社が継承しなければならない。

#### 第 176 条

会社を分割するときは、その財産も相応に分割する。

会社を分割するときは、貸借対照表および財産明細書を作成しなければならない。会社は分割を決議した日より 10 日以内に債権者に通知し、併せて 30 日以内に新聞紙上で 3 回公告しなければならない。

#### 第 177 条

会社の分割前の債務については、分割後の会社はその連帯責任を負う。但し、債務の弁済に関して、債権者との間で書面協議により別途に約定している場合は除外する。

#### 第 178 条

会社が登録資本金を減資する時は、貸借対照表および財産明細書を作成しなければならない。

会社は登録資本金の減資を決議した日より 10 日以内に債権者に通知しなければならない、併せて 30 日以内に新聞紙上で公告しなければならない。債権者は、通知を受領した日より 30 日以内に、通知を受領していない場合は公告日より 45 日以内に、会社に対して債務の弁済または相応の担保の提供を求める権利を有する。

会社が減資を実施した後の登録資本金は法定最低限度額を下回ってはならない。

#### 第 179 条

有限責任会社が登録資本金を増資するとき、出資者が新たに払い込み資本金の出資については、本法で定める有限責任会社の設立時における出資払い込みに関する規定に基づいて実施する。

株式有限会社が登録資本金を増加するために新株を発行するとき、出資者の新株の引き受けについては、本法で定める株式有限会社の設立時における株式資金の払い込みに関する規定に基づいて実施する。

#### 第180条

会社が合併または分割し、登記事項に変更が生じたときは、法に準拠して会社登記機関で変更登記の手続を実施しなければならない。会社が解散するときは、法に準拠して会社登記機関で会社の登記抹消の手続を実施しなければならない。新会社を設立するときは、法に準拠して会社の設立登記の手続を実施しなければならない。会社が登録資本金を増資または減資するときは、法に準拠して会社登記機関で変更登記の手続を実施しなければならない。

### 第十章 会社の解散および清算

#### 会社の破産、解散および清算（修正）

#### 第181条

会社は以下に掲げる原因がある場合は解散する。

- (1) 会社定款で定める営業期限が満了したとき、または会社定款で定めるその他の解散事由が生じた場合。
- (2) 出資者会または株主総会で解散を決議した場合。
- (3) 会社が合併または分割により解散する必要がある場合。
- (4) 法に準拠して営業許可証が取り消され、閉鎖または抹消を命じられた場合。
- (5) 人民法院が本法第183条の規定に基づいて解散を命じた場合。

#### 第182条

会社は、本法第181条第1項で定める状況がある場合、会社定款の修正を経て存続することができる。前項の規定に基づいて会社定款を修正する場合、有限責任会社が議決権を有する出資者の3分の2以上で可決しなければならない。株式有限会社の場合は、株主総会に出席した株主が保有する議決権の3分の2以上で可決しなければならない。

#### 第183条

会社が経営管理上で嚴重な困難が生じ、これの存続によって株主の利益に重大な損害をもたらす、他の解決方法も見出せない場合、全株主の10%以上の決議があれば人民法院に向けて会社の解散を請求できる。

#### 第184条

会社が本法第181条第1項、第2項、第4項、第5項の規定に基づいて解散する場合、解散事由が生じた日より15日以内に清算組織を設立して清算を始めなければならない。有限責任会社の清算組織は出資者により構成し、株式有限会社の清算組織は董事または株主総会が確定した者により組織する。清算組織が設立できずに清算の実施が期限を過ぎた場合、債権者は人民法院に向けて関係者によって清算組織を設立して清算を実施することを申し立てることができる。この場合、人民法院は申し立てを受理し、併せて速やかに清算組織を設立して清算を実施しなければならない。

#### 第185条

清算組織は、清算期間中において以下に掲げる職権を行使する。

- (1) 会社資産の整理、貸借対照表および財産明細書の作成。
- (2) 債権者への通知または公告。
- (3) 清算に関わる未了業務の処理。
- (4) 未納の税金、および清算過程で発生した税金の納付。
- (5) 債権、債務の処理。
- (6) 債務弁済後における会社の剰余資産の処理。
- (7) 会社を代表して民事訴訟活動へ参画すること。

#### 第186条

清算組織は、それが成立した日より10日以内に債権者に通知し、かつ60日以内に新聞紙上で公告しなければならない。債権者は、通知書を受理した日より30日以内に、通知書を受理していない場合は公告から45日以内に、清算組織に対してその債権を届け出なければならない。債権者がその債権を届け出るときは、債権に関する事項を説明し、かつ証明材料を提出しなければならない。清算組織は債権を登録しなければならない。清算組織は、債権の届け出期間中において債権者に対して償還を実施してはならない。

#### 第187条

清算組織は、会社の財産を整理し、貸借対照表および財産明細書を作成した後、清算計画を作成し、かつ出資者会、株主総会、または人民法院にこれを報告して、その確認を求めなければならない。会社の財産は、清算費用、従業員の賃金および社会保険料、法定補償金、未納の税金、会社債務の弁済にそれぞれ支出した後、有限責任会社の場合は出資者の出資比率に応じて分配し、株式有限会社の場合は出資者が保有する株式比率に応じて分配する。清算期間中においては、会社は新たな経営活動および清算と無関係な経営活動を行ってはならない。会社の財産は、前項の規定に基づいて弁済する以前に出資者に分配してはならない。

#### 第188条

清算組織は、会社財産を整理して貸借対照表および財産明細書を作成した後、会社財産が債務の弁済に不足することが判

明した場合、法に準拠して人民法院に対して破産宣告を申請しなければならない。  
清算組織は、会社が人民法院の破産宣告の裁定を受けた後、その清算事務を人民法院に移管しなければならない。

#### 第189条

清算組織は、会社の清算が終了した後に清算報告を作成し、出資者会、株主総会、または人民法院にこれを報告して、その確認を求め、併せて会社登記機関に提出して、会社の登記抹消を申請し、会社の終了を公告しなければならない。

#### 第190条

清算組織の構成員は、職務に忠実に、かつ法に準拠して清算業務を履行しなければならない。  
清算組織の構成員は、職権を利用して賄賂またはその他の不法収入を得たり、会社財産を侵害してはならない。  
清算組織の構成員が故意または重大な過失により会社または債権者に損害を与えた場合は、その賠償責任を負わなければならない。

#### 第191条

会社が法に準拠して破産を宣告された場合は企業の破産に関する法律に準拠して破産清算を実施しなければならない。

### 第十一章 外国の会社の分支機構

#### 第192条

本法でいう外国の会社とは、外国の法律に基づいて中国国外で設立した会社をいう。

#### 第193条

外国の会社が中国国内に分支機構を設立するときは、中国の主管機関に申請を提出し、かつその会社定款、自国における会社登記証明書等の関連書類を提出してその認可を受けた後、会社登記機関で対して法に準拠して登記手続を実施し、営業許可証を受領しなければならない。  
外国の会社の分支機構に対する審査・認可方法は国務院が別途にこれを定める。

#### 第194条

外国の会社が中国国内に分支機構を設立するときは、中国国内の当該分支機構の責任を負う代表者または代理人を指定し、かつその分支機構に対してそれが従事する経営活動に相応する資金を支出しなければならない。  
外国の会社の分支機構の経営資金について、その最低限度額を定める必要がある場合は、国務院が別途にこれを定める。

#### 第195条

外国の会社の分支機構は、その名称の中に外国の会社の国籍および責任形式を明記しなければならない。  
外国の会社の分支機構は、その組織機構の中に当該会社の会社定款を備え置かなければならない。

#### 第196条

外国の会社が中国国内に設立する分支機構は中国の法人資格を具備しないものとする。  
外国の会社は、その分支機構が中国国内において実施する経営活動について民事責任を負うものとする。

#### 第197条

認可を経て設立した外国の会社の分支機構が中国国内で業務活動を実施するときは、中国の法律を遵守しなければならないが、中国の社会公共の利益に損害を与えてはならない。外国の会社の分支機構の合法的權益は中国の法律の保護を受ける。

#### 第198条

外国の会社がその中国国内の分支機構を撤廃するときは、法に準拠してその債務を弁済し、本法の会社清算の手順に関する規定に基づいて清算を実施しなければならない。債務を弁済する以前に、その分支機構の財産を中国国外に移転してはならない。

### 第十二章 法律責任

#### 第199条

本法の規定に違反し、会社登記を実施する際において、虚偽の登録資本の申告、虚偽の証明書類の提出、またはその他の詐欺的手段を講じて重要な事実を隠蔽してその会社登記を実施した場合は、会社登記機関がその是正を命じ、虚偽の登録資本の申告を行った会社に対しては、虚偽申告した資本金額の5%以上15%以下の罰金を科する。虚偽の証明書類の提出、またはその他の詐欺的手段を講じて重要な事実を隠蔽した会社に対しては、5万元以上50万元以下の罰金を科する。情状が深刻である場合は、会社の登記を取り消すかまたは営業許可証を取り消す。

#### 第200条

会社の発起人または出資者が虚偽の出資によりその払込を実施しないか、または所定の期間内に出資通貨または非貨幣性財産を払い込まなかった場合、会社登記機関がその是正を命じ、虚偽の出資金額の5%以上15%以下の罰金を科する。

#### 第201条

会社の発起人または出資者が、会社設立後においてその出資金を引き出した場合、会社登記機関がその是正を命じ、引き出した出資金額の5%以上15%以下の罰金を科する。

#### 第202条

会社が本法の規定に違反して、法定の会計帳簿以外に別の会計帳簿を設けた場合、県級以上の人民政府財政部門がこれの是正を命じ、5万元以上50万元以下の罰金を科する。

#### 第203条

会社が法に準拠して関係主管部門に提出する財務会計報告等の資料において虚偽の記載を行ったり、または重要な事実を隠蔽した場合は、関係主管部門がその直接的責任のある主管者およびその他直接責任を有する者に対して3万元以上30万元以下の罰金を科する。

#### 第204条

会社が本法の規定に基づいて法定積立金を積み立てていない場合は、県級以上の人民政府財政部門が所定の積立額を満たす積み立てを命じ、会社に対して20万元以下の罰金を科することもできる。

#### 第205条

会社が合併、分割、登録資本の減資または清算を実施する時に、本法の規定に基づいて債権者に通知または公告しない場合は、会社登記機関がこれの是正を命じ、会社に対して1万元以上10万元以下の罰金を科する。

会社が清算を実施している時に、財産を隠匿したり、貸借対照表あるいは財産明細書に虚偽を記載したり、または債務を弁済する以前に会社財産を出資者に分配した場合は、会社登記機関がこれの是正を命じ、会社に対して隠匿した財産、または債務を弁済する以前に分配した会社財産の金額の5%以上10%以下の罰金を科し、その直接的責任のある主管者およびその他直接責任を有する者に対して1万元以上10万元以下の罰金を科する。

#### 206条

会社が清算期間中において、新たな経営活動および清算と無関係な経営活動を行った場合、会社登記機関が警告を与え、その違法に獲得した所得を没収する。

#### 第207条

清算組織が本法の規定に基づいて会社登記機関に清算報告を提出しない場合、または提出した清算報告に重要な事実の隠蔽があったり、または重大な遺漏があった場合は会社登記機関がこれの是正を命じる。

清算組織の構成員が職権を利用して私利を図って不法所得を得たり、または会社財産を不法に侵害した場合は、会社登記機関が会社の財産の返還を命じ、併せて違法所得を没収し、違法所得と同額以上5倍以下の罰金を科することができる。

#### 第208条

資産評価、验资、または検査証明を行う機構が虚偽の資料を提出した場合は、会社登記機関がその不法所得を没収し、不法所得と同額以上5倍以下の罰金を科し、併せて関係主管部門が法に準拠して当該機構の営業停止を命じ、直接責任者の資格証書を没収できる。

資産評価、验资、または検査証明を行う機構が提出した資産評価、验资報告、または検査証明に不実があり、これに起因して会社債権者に損害をもたらした場合、自己に錯誤がないことを証明できる状況を除いて、その評価または証明の不実金額の範囲内で賠償責任を負わなければならない。

#### 第209条

会社登記機関が本法に定める条件に合致していない登記申請を登記した場合、あるいは本法で定める条件に合致している登記申請を登記しなかった場合は、その直接責任を有する主管者および直接責任者に対して法に準拠して行政処分を科する。

#### 第210条

会社登記機関の上級部門の強制命令により、会社登記機関が本法で定める条件に適合しない登記申請を登記した場合、あるいは本法で定める条件に合致している登記申請を登記しなかった場合、または違法登記を庇護した場合は、その直接責任を有する主管者および直接責任者に対して法に準拠して行政処分に科する。

#### 第211条

法に準拠して有限責任会社または株式有限会社の登記を実施していない場合、有限責任会社または株式有限会社の名義を騙った場合、法に準拠して有限責任会社または株式有限会社の子会社の登記を実施しない場合、有限責任会社または株式有限会社の子会社の名義を騙った場合は、会社登記機関がこれの是正を命じるか、これを取締り、10万元以下の罰金を科することができる。

#### 第212条

会社の成立した後、正当な理由なく6ヶ月を経過しても開業しない場合、または開業後において連続6ヶ月以上にわたって自主的に営業を停止した場合、会社登記機関は当該会社の営業許可証を取り消すことができる。

会社の登記事項に変更が生じ、本法の規定に基づいて関連する登記変更を実施していない場合、会社登記機関が期限を定めてこれの登記を命じ、期限内に登記しない場合1万元以上10万元以下の罰金を科する。

#### 第213条

外国の会社が本法の規定に違反して、中国国内に無断で分支機構を設立した場合、会社登記機関がこれの是正または閉鎖を命じ、併せて5万元以上20万元以下の罰金を科することができる。

#### 第214条

会社の名義を利用して、国の安全または社会公共の利益を害する嚴重な違法行為がある場合は、その営業許可証を取り消

す。

#### 第215条

会社が本法の規定に違反して、その民事賠償責任および行政命令による罰金の支払を行う時にその財産が支払額に不足する場合は、まず先に民事賠償責任を負わなければならない。

#### 第216条

本法の規定に違反し、それが犯罪を構成する場合は、法に準拠してその刑事責任を追及する。

### 第十三章 附 則

#### 第217条

本法で用いる用語の含意は以下のとおりとする。

- (1) 高級管理人員とは会社の総経理、副総経理、財務責任者、上場会社の董事会秘書、および会社定款で定めるその他の人員をいう。
- (2) 株式を支配する株主とは、有限責任会社の場合は、その出資額が資本金総額 50%以上の出資者、株式有限会社の場合は、その保有株式が株式資本総額の 50%以上を保有する株主、および出資額あるいは保有株式の比率は 50%に満たないが、その出資額または保有株式に依拠して享受する議決権が出資者会または株主総会の決議内容に重大な影響を及ぼす株主をいう。
- (3) 実質的な支配者とは、会社の株主ではないが、投資関係、協議、あるいはその他の関係を通じて会社の行為を実質的に支配している者をいう。
- (4) 相関する関係とは、会社の株式を支配する者、実質的に会社を支配する者、董事、監査役、高級管理人員で、企業間の関係を直接的あるいは間接的に支配している関係、および会社利益の他の関係へ移転できるようなその他の関係をいう。但し、国が支配する企業との間では、

#### 第218条

外商投資による有限責任会社および株式有限会社については本法を適用する。外商投資企業に関する法律で別途の規定がある場合はその規定を適用する。

#### 第219条

本法は、2006年1月1日より施行する。

---

注：

本法は、1993年12月に第八期全国人民代表大会常務委員会第五回会議で採択、1999年12月25日第九期全国人民代表大会常務委員会第十三回会議の「『中華人民共和国公司法』の改訂に関する決定」に基づき修正。さらに、2005年10月27日、全国人民代表大会常務委員会第三回会議を経て改正法を公布、2006年1月1日より施行している。

## 資料資料 2

### 中華人民共和国製品品質法

目次	
第一章	総則
第二章	製品品質の監督
第三章	生産者および販売者の責任と義務
第一節	生産者の製品品質の責任と義務
第二節	販売者の製品品質の責任と義務
第四章	損害賠償
第五章	罰則
第六章	附則

#### 第一章 総則

##### 第1条

製品の品質に関する監督・管理を強化し、製品の品質水準を高め、製品の品質責任を明確にし、消費者の合法的權益を保護し、社会経済の秩序を守るために本法を制定する。

##### 第2条

中華人民共和国の国内で製品の生産および販売活動に従事する場合は本法を遵守しなければならない。本法において製品とは加工、製造を経て、販売に用いられる製品をいう。建設工事には本法の規定を適用しない。但し、建設工事で使用する建築材料、建築部材、部品および設備で、前項に定める製品の範囲に属するものには本法の規定を適用する。

##### 第3条

生産者および販売者は、健全な内部の製品品質管理制度を確立し、生産点の品質規範、品質責任、および相応の考課制度を厳格に実施しなければならない。

##### 第4条

生産者および販売者は、本法の規定に基づいて製品の品質に責任を負わなければならない。

##### 第5条

認証マーク等の品質マークの偽造もしくは盗用は禁止する。製品の産地の偽称、工場の名称および住所の偽称もしくは他の工場名称および住所の盗用は禁止する。生産あるいは販売する製品中に夾雑物もしくは偽物を混入すること、偽物を本物とすること、不良品を良品とすることを禁止する。

##### 第6条

国は、科学的な品質管理方法および先進的科学技术の採用を奨励し、企業の製品の品質が業界規格、国家規格および国際規格に到達しかつそれを超えることを奨励する。

製品の品質管理が先進的で、かつ製品の品質が国際的先進レベルに達し、成績の顕著な事業組織および個人を表彰する。

##### 第7条

各級人民政府は、製品の品質向上を国民経済および社会発展計画に盛り込み、製品品質業務に関する統一的な計画とこれの組織化、および指導を強化し、生産者および販売者が製品の品質管理を強化し、製品の品質を向上できるよう指導し、関係各部門を組織して法による措置を講じ、製品の生産および販売において本法の規定に反する行為を制止し、本法の施行を保障しなければならない。

##### 第8条

国务院の製品品質監督部門は、全国の製品品質に関する監督業務を主管する。国务院の関係部門は、それぞれの職責範囲内で製品品質の監督業務を担当する。県級以上の地方の製品品質監督部門は、当該行政区管内の製品品質監督業務を主管する。県級以上の地方人民政府の関係部門は、それぞれの職責範囲内で製品品質の監督業務を担当する。法律に製品品質監督部門に関する別途規定がある場合はその関係法律の規定に準拠する。

##### 第9条

各級人民政府の職員およびその他の国家機関の職員は、職権の乱用、職務の怠慢、あるいは不正行為を為し

てはならず、当該地域および当該部門で発生した製品の生産販売活動において、本法規定に違反する行為を庇護したり、放任してはならない。また製品の生産販売活動における本法規定の違反行為に対して法に準拠して実施する調査あるいは処分を妨害したり、介入してはならない。  
各級の地方人民政府およびその他の国家機関が、製品の生産販売活動における本法規定の違反行為を庇護したり、放任した場合は、法に準拠してその主要責任者の法的責任を追及する。

#### 第10条

いかなる組織および個人も本法規定の違反行為について、製品品質監督部門もしくは他の関係部門に向けてこれを告発する権利を有する。  
製品品質監督部門および関係部門は、告発者の秘密を守り、省、自治区、直轄市人民政府の規定に基づいてこれを表彰しなければならない。

#### 第11条

いかなる組織および個人も当該地域もしくは当該部門以外の企業で生産された品質合格品を当該地域、部門から排斥してはならない。

### 第二章 製品の品質の監督

#### 第12条

製品は、品質検査に合格しなければならない、また不合格品を合格品と偽ってはならない。

#### 第13条

人体の健康、身体、および財産の安全に対して危害を及ぼすおそれのある工業製品は、人体の健康、身体、および財産の安全を保障する国家規格および業界規格に適合していなければならない。国家規格および業界規格が制定されていない場合は、人体の健康、身体、および財産の安全を保障する基準に適合していなければならない。

人体の健康、身体、および財産の安全を保障する規格もしくは基準に適合しない工業製品を生産したり、販売してはならない。この具体的管理規則は国務院が定める。

#### 第14条

国は、国際的に通用する品質管理規格に基づいて、企業品質システム認証制度をとる。企業は自由意思の原則に基づいて、国務院の製品品質監督部門が認定し、もしくは国務院の製品品質監督部門より権限を受けた部門が認定した認証機関に企業品質システム認証を申請することができる。認証に合格したときには、認証機関が企業品質システム認証証書を交付する。

国は、世界の先進的な製品規格および技術基準に準じて製品の品質認証制度を実施する。企業は、自由意思の原則に基づいて、国務院の製品品質監督部門が認定するか、もしくは国務院の製品品質監督部門の権限を受けた部門が認定した認証機関において製品の品質認証を申請することができる。認証に合格した場合、認証機関が製品品質認証証書を交付し、当該企業が製品もしくはその包装に製品品質認証マークを使用することを認める。

#### 第15条

国は、製品の品質について、抜き取り検査を主とする監督検査制度を実施し、人体の健康および身体、財産の安全に危害を及ぼすおそれがあり、国家経済と国民生活に影響する重要な工業製品、および消費者、関係組織が品質問題を指摘した製品について抜き取り検査を実施する。

検査サンプルは、市場もしくは企業の製品倉庫内の販売待機製品から無作為に抽出しなければならない。抜き取り検査は、国務院の製品品質監督部門が計画して実施する。県級以上の地方の製品品質監督部門は当該行政区管内において抜き取り検査を実施できる。製品品質の監督検査について法律で別途規定がある場合は、その関係法律の規定に準拠する。国が抜き取り検査を実施した製品について、地方機関で重複して検査してはならない。上級機関が抜き取り検査を実施した製品について、下級機関が重複して検査してはならない。

抜き取り検査の必要に応じて、製品のテストすることができる。テストで抜き取るサンプルは、合理的な数量を超えてはならず、かつ被検査者からテストの費用を徴収してはならない。抜き取り検査に必要なテストの経費は、国務院の規定に基づいて支出する。

生産者および販売者が、抜き取り検査のテスト結果に異議がある場合は、テスト結果を受領した日より15日以内に抜き取り検査を実施した製品品質監督部門もしくは上級の製品品質監督部門に再テストの実施を申し立て、再テストを受領した品質監督部門が再テストの結論を出す。

#### 第16条

生産者および販売者は、法に基づいて実施する製品の品質監督・検査を拒否してはならない。

#### 第17条

本法の規定に基づいて抜き取り検査を実施した製品の品質が不合格である場合は、抜き取り検査を実施した製品品質監督部門がその生産者および販売者に期限付きでこれの是正を命じる。期限を過ぎても是正しない場合は、省級以上の人民政府の製品品質監督部門がこれを公告する。公告後、再検査によってなお不合格な場合は、営業停止を命じ、期限付きで改善させる。改善期間が満了した後、再検査によって製品の品質がなお不合格である場合は営業許可証を取り消す。

抜き取り検査をした製品に重大な品質問題がある場合は、第五章の関係規定に基づいて処罰する。

#### 第18条

県級以上の製品品質監督部門は、すでに収集した違法容疑の証拠もしくは告発に基づいて、本法の規定に違反している嫌疑のある行為について調査し、処分する際は、以下の各項に掲げる職権を行使できる。

本法に違反して生産したり販売活動を実施した嫌疑のある場所に立ち入って検査を実施すること。

当事者の法定代表者、主要責任者、その他の関係者より、本法に違反する生産、販売活動に関連した状況を調査し、これを把握すること。

当事者の関係契約、請求書、領収書、帳簿その他の関係資料を閲覧、複製すること。

人体の健康および身体、財産の安全を保障する国家規格、業界規格に適合しない製品もしくはその他重大な品質問題のある製品、並びにその製品の生産、販売に直接使用された原材料・補助材料、包装物、生産用具を封印したり、あるいはこれを差し押さえること。

県級以上の工商行政管理部門は、國務院の定める職責範囲内で、本法の規定に違反する嫌疑のある行為について調査し、処分する際は、前項に定める職権を行使できる。

#### 第19条

製品品質試験機関は相応の試験条件と能力を備えていなければならない。省級以上の人民政府の製品品質監督部門もしくはその権限を受けた部門の審査に合格しなければ、製品品質の試験業務を引き受けることができない。製品品質試験機関について法律、行政法規に別途規定がある場合は、関係法律、行政法規の規定に準拠する。

#### 第20条

製品の品質の試験、および認証作業を実施する民間の仲介機関は、法に準拠して設置しなければならない。行政機関やその他の国家機関との間で従属関係あるいはその他の利害関係を有してはならない。

#### 第21条

製品の品質に関する試験機関、および認証機関は、法に準拠した関係規格に基づいて、客観的、かつ公正に試験結果もしくは認証証明を提出しなければならない。

製品の品質認証機関は、国の規定に基づいて認証マークの使用を認めた製品について認証後の追跡検査を実施しなければならない。認証基準に適合していないにも関わらず認証マークを使用している場合は、これの是正を求めることができる。また情状が嚴重な場合は、認証マークの使用資格を取り消すことができる。

#### 第22条

消費者は、製品の品質問題に関して製品の生産者および販売者に問い合わせたり、あるいは製品品質監督部門、工商行政管理部門、および関係部門に審査を申し立てる権利を有しており、申し立てを受理する部門は責任をもってこれの処理に当たらなければならない。

#### 第23条

消費者権益を保護する民間組織は、消費者から提起された製品の品質問題に関して、関係部門にその処理方を提案し、また消費者が製品品質問題によって被った損害について人民法院に提訴することを支援することができる。

#### 第24条

國務院および省、自治区、直轄市の人民政府における製品品質監督部門は、抜き取り検査を実施した製品の品質状況について定期的に公告を出さなければならない。

#### 第25条

製品品質監督部門もしくはその他の国家機関、および製品品質試験機関は、生産者の製品を社会一般に推薦してはならず、また製造・販売監督の方法で製品の営業活動に参画してはならない。

### 第三章 生産者および販売者の製品品質の責任と義務

#### 第一節 生産者の製品品質の責任と義務

##### 第26条

生産者は、生産した製品の品質に責任を負わなければならない。製品の品質は以下の各項に掲げる基準に適合していなければならない。

身体もしくは財産の安全を脅かす不合理な危険が存在しないこと。人体の健康および身体、財産の安全を保障する国家規格、業界規格がある場合は、その規格に適合していなければならない。

製品が具備すべき使用性能を具備していること。但し、製品が有する使用性能上の瑕疵について説明している場合は除外する。

製品もしくはその包装に明記された製品で採用している規格に適合し、製品説明、実物見本などの形で示された品質の状況に適合していること。

##### 第27条

製品もしくはその包装の標識は真実であり、かつ以下の各項に掲げる基準に適合していなければならない。

製品の品質テストの合格証明があること。

中国語で表示された製品名、生産工場の名称と住所があること。

製品の特色と使用上の要求に基づいて、製品の規格、等級、主要な成分名および含有量を表示する必要がある場合は、中国語で相応の表示を実施する。事前に消費者に告知する必要がある場合は、外包装に表示し、もしくは予め消費者に關係資料を提供しなければならない。

使用期限のある製品については、わかりやすい位置に製造年月日と安全使用期間もしくは有効期限を表示しなければならない。

使用が不適切な場合に製品自体が損壊したり、もしくは身体、財産の安全に対して危害を及ぼすおそれがある製品については、警告マークまたは中国語の警告説明を付記しなければならない。

無包装の食品、および製品の特色上で標識の貼付が難しい無包装製品は製品標識を貼付しなくてもよい。

##### 第28条

易損品、可燃物、爆発物、有毒物、腐敗性物質、放射性物質などの危険物、貯蔵・輸送中に倒置できない物品等、特殊な要求のある製品の包装は相応の要求に沿って、国の関係規定に基づいて、警告マークもしくは中国語の警告説明を付し、貯蔵・輸送の際の注意事項を表示しなければならない。

##### 第29条

生産者は、国が明文化して淘汰を命じた製品を生産してはならない。

##### 第30条

生産者は、産地を偽ってはならず、工場の名称、住所を偽ったり、もしくは他人の工場の名称、住所を盗用してはならない。

##### 第31条

生産者は、認証マーク等の品質マークを偽造したり、もしくは盗用してはならない。

##### 第32条

生産者は、製品を生産する際に夾雑物あるいは偽物を混入してはならず、偽物を本物としたり、不良品を良品としたり、不合格品を合格品と偽ってはならない。

#### 第二節 販売者の製品品質の責任と義務

##### 第33条

販売者は、仕入検査・検収制度を確立してこれを実行し、製品合格証明およびその他の標識を確認しなければならない。

##### 第34条

販売者は、措置を講じて、販売製品の品質を維持しなければならない。

##### 第35条

販売者は、国が明文化して淘汰を命じ、かつ販売を禁止している製品および期限切れの製品、変質した製品を販売してはならない。

#### 第36条

販売者が販売した製品の標識は、第27条の規定に適合していなければならない。

#### 第37条

販売者は、産地を偽ったり、工場の名称、住所を偽ったり、もしくは他人の工場の名称、住所を盗用してはならない。

#### 第38条

販売者は、認証マーク等の品質マークを偽造したり、もしくは盗用してはならない。

#### 第39条

販売者が販売する製品は、夾雑物、偽物を混入してはならず、偽物を本物としたり、不良品を良品としたり、不合格品を合格品と偽ってはならない。

### 第四章 損害賠償

#### 第40条

売却した製品が以下の各項のいずれかに該当する場合、販売者は修理、交換、返品の実行をしなければならぬ。製品を購入した消費者に損害を与えた場合、販売者はその損害を賠償しなければならない。

製品が保有すべき使用性能を保有せず、さらに事前に当該事項に関する説明がなされていない場合。

製品もしくはその包装に明示された製品の規格に合致していない場合。

製品説明、実物見本などの方法で示された品質の状況に合致していない場合。

販売者が前項の規定に基づいて修理、交換、返品、損害賠償の実行を行った後、その責任が生産者もしくは販売者に製品を供給した他の販売者（以下「納品者」と称する）にある場合、販売者は生産者、納品者に賠償を請求する権利を有する。

販売者が第1項の規定に基づいて、修理、交換、返品もしくは損害賠償を実施しない場合、製品品質監督部門もしくは工商行政管理部門がこれの是正を命じることができる。

生産者および販売者の相互間、生産者と販売者間で締結した売買契約、あるいは請負契約に別途の約定がある場合は、契約当事者は契約の約定に準拠しなければならない。

#### 第41条

製品の欠陥に起因して、身体、欠陥製品以外の他の財産（以下「他の財産」と称する）に損害を与えた場合、生産者は賠償責任を負わなければならない。

生産者が以下の各項のいずれかに該当することを証明できる場合は、損害の賠償責任を免れる。

製品をまだ市場に投入していない場合。

損害を派生した欠陥が、製品を市場に投入した時点では存在していない場合。

製品を市場に投入した時点の科学技術レベルでは欠陥の存在を発見することができない場合。

#### 第42条

販売者の過失によって製品に欠陥が生じ、身体、他の財産に損害を与えた場合は、販売者がその賠償責任を負わなければならない。

販売者が欠陥製品の生産者を明示できず、欠陥製品の納品者も明示できない場合は、自らで賠償責任を負わなければならない。

#### 第43条

製品の欠陥に起因して、身体、他の財産に損害を与えた場合、被害者は、製品の生産者に賠償を請求したり、製品の販売者に賠償を請求することができる。製品の販売者が製品の生産者に有する責任について賠償した場合、販売者は生産者にその賠償を請求する権利を有する。製品の生産者が製品の販売者に有する責任を賠償した場合、生産者は販売者にその賠償を請求する権利を有する。

#### 第44条

製品の欠陥によって被害者に傷害を与えた場合、加害者は、その医療費、治療期間中の看護費、被害者の休業による収入減等の費用を賠償しなければならない。また後遺障害を与えた場合は、さらに当該障害者の生活自助器具費、生活補助費、障害補償金、およびその被扶養者が必要な生活費等の費用を支払わなければならない。被害者が死亡した場合は、さらに葬儀費、死亡補償金、および死亡者の生前の被扶養者に向けて必要な生活費などの費用を支払わなければならない。

製品の欠陥に起因して被害者の財産に損害を与えた場合、加害者は、その原状を回復するか、もしくは時価に換算してこれを賠償しなければならない。被害者が当該事由により他の重大な損害を被った場合、加害者はその損害を賠償しなければならない。

#### 第45条

製品の欠陥に基づいて損害賠償を請求する訴訟の時効は2年とし、この期間は当事者がその権益が侵害されたことを確認した日、もしくは知り得た時より起算する。

製品の欠陥に基づく損害賠償の請求権は、損害を招いた欠陥製品が最初の消費者に引き渡された時点より満10年で消滅する。但し、明示された安全使用期間を超えない場合を除外する。

#### 第46条

本法でいう欠陥とは、製品に存在し、身体、他の財産の安全に危害を及ぼす不合理な危険を指す。製品に人体の健康および身体、財産の安全を保障する国家規格、業界規格がある場合は、その規格に合致しないことを指す。

#### 第47条

製品の品質の起因して民事紛争が発生した場合、当事者は協議もしくは調停によってこれを解決することができる。当事者が協議もしくは調停による解決を望まなかったり、もしくは協議、調停が不調な場合は、当事者各方の合意に基づいて仲裁機関に仲裁を申し立てることができる。当事者各方が仲裁の合意をしていなかったり、もしくは仲裁の合意が無効な場合は、人民法院に直接的に提起できる。

#### 第48条

仲裁機関もしくは人民法院は、第19条で定める製品品質試験機関に委託して、関係製品の品質テストを実施できる。

### 第五章 罰則

#### 第49条

人体の健康および身体、財産の安全の国家規格、業界規格に適合しない製品を生産、販売した場合は、生産、販売の中止を命じ、違法に生産、販売した製品を没収し、違法に生産、販売した製品（既売却および未売却の製品を含む、以下同じ）の価額と同額以上より3倍以下の罰金を併科する。また違法所得がある場合は、違法所得の没収を併科する。情状が嚴重な場合は営業許可証を取り消す。犯罪を構成する場合は法に準拠して刑事責任を追及する。

#### 第50条

製品の中に夾雑物もしくは偽物を混入したり、偽物を本物としたり、不良品を良品としたり、もしくは不合格品を合格品と偽った場合は、当該製品の生産、販売の中止を命じ、違法に生産、販売した製品を没収し、違法に生産、販売した製品価額の50%以上より3倍以下の罰金を併科する。また違法所得がある場合は、違法所得の没収を併科する。情状が嚴重な場合は営業許可証を取り消す。犯罪を構成する場合は法に準拠して刑事責任を追及する。

#### 第51条

国が明文化して淘汰を命じた製品を生産した場合、国が明文化して淘汰を命じかつ販売を禁止している製品を販売した場合は、生産、販売の中止を命じ、違法に生産、販売した製品を没収し、違法に生産、販売した製品の価額と同額以下の罰金を併科する。また違法所得がある場合は違法所得の没収を併科する。情状が嚴重な場合は営業許可証を取り消す。

#### 第52条

期限切れの製品、変質した製品を販売した場合、販売の中止を命じ、違法に販売した製品を没収し、違法に販売した製品の価額の2倍以下の罰金を併科する。また違法所得がある場合は違法所得の没収を併科する。情状が嚴重な場合は営業許可証を取り消す。犯罪を構成する場合は法に準拠して刑事責任を追及する。

#### 第53条

製品の産地を偽った場合、工場の名称、住所を偽った場合、他人の工場の名称、住所を盗用した場合、認証マーク等の品質マークを偽造した場合、もしくは盗用した場合は、これの是正を命じ、違法に生産、販売した製品を没収し、違法に生産、販売した製品の価額と同額以下の罰金を併科する。また違法所得がある場合は、違法所得の没収を併科する。情状が嚴重な場合は営業許可証を取り消す。

#### 第54条

製品の標識が第27条の規定に合致してない場合はこれの是正を命じる。包装された製品の標識が第27条第4項、第5項の規定に合致せず、かつ情状が嚴重な場合は、生産、販売の中止を命じ、違法に生産、販売した製品の価額の30%以下の罰金を併科する。また違法所得がある場合は、その違法所得の没収を併科する。

#### 第55条

販売者が第49条より第53条までの条文で規定する販売禁止製品を販売した場合において、その製品が販売禁止製品であることを承知していなかったことを証明する十分な証拠があり、かつその仕入元を正しく説明した場合は、軽量の処罰または処罰を軽減することができる。

#### 第56条

法に基づいた製品の品質監督・検査を拒否した場合は、警告を与え、これの是正を命じる。また是正を拒否した場合は、営業停止による改善を命じる。情状が特に嚴重な場合は営業許可証を取り消す。

#### 第57条

製品の品質の試験機関、あるいは認証機関がテスト結果を偽造したり、もしくは虚偽の証明を発行した場合は、これの是正を命じ、当該機関に対して5万元以上10万元以下の罰金を科し、直接責任を負う主管者その他の直接的責任者に対して1万元以上5万元以下の罰金を科する。また違法所得がある場合は違法所得の没収を併科する。また情状が嚴重な場合は、試験資格、もしくは認証資格を取り消す。犯罪を構成する場合は法に準拠して刑事責任を追及する。

製品の品質の試験機関、あるいは認証機関が発行したテスト結果もしくは証明が真実でないために損害を与えた場合は、相応の賠償責任を負わなければならない。また重大な損害を与えた場合は、試験資格、もしくは認証資格を取り消す。

製品の品質の認証機関が第21条第2項の規定に違反し、認証基準に合致していないにも関わらず認証マークを使用する製品に対して法に準拠した是正命令を出さなかったり、もしくは認証マークの使用資格を取り消さない場合において、製品が認証基準に合致していないために消費者に損害を与えた場合は、製品の生産者および販売者と連帯して責任を負わなければならない。また情状が嚴重な場合は認証資格を取り消す。

#### 第58条

社会団体もしくは社会仲介機関が製品の品質について承諾あるいは保証し、その製品が承諾あるいは保証した品質基準に合致しないために消費者に損害を与えた場合は、製品の生産者および販売者と連帯して責任を負わなければならない。

#### 第59条

広告中で製品の品質について虚偽の宣伝をし、消費者を欺いて、錯誤をもたらした場合は、『中華人民共和国広告法』の規定に基づいてその法律責任を追及する。

#### 第60条

生産者が第49条および第51条で定める製品もしくは本物に見せかけた製品の生産に使用した原材料・補助材料、包装物、生産用具は没収しなければならない。

#### 第61条

本法の規定により生産、販売が禁止された製品であることを承知しながら、もしくは知り得ていながら、その輸送、保管、貯蔵などに便宜を図り、もしくは本物に見せかけた製品のために生産技術を提供した場合は、輸送、保管、貯蔵もしくは生産技術提供による全ての収入を没収し、違法収入の50%以上3倍以下の罰金を併科する。また犯罪を構成する場合は法に準拠して刑事責任を追及する。

#### 第62条

サービス業の営業者が第49条より第52条で定める販売禁止製品を営業サービスで使用した場合は、これの使用停止を命じる。使用された製品が本法で定める販売禁止製品であることを承知し、もしくは知り得た場合は、違法に使用された製品（既使用および未使用の製品を含む）の価額に応じて、本法で定める販売者の処罰に関する規定に基づいて処罰する。

#### 第63条

製品品質監督部門もしくは工商行政管理部门によって封印され、差し押さえられた物品を隠匿したり、移転したり、換価したり、毀損した場合は、隠匿、移転、換価、毀損された物品の価額と同額以上3倍以下の罰金を科する。また違法所得がある場合は違法所得の没収を併科する。

#### 第64条

本法の規定に違反した場合は、民事賠償責任を負い、罰金、過料を納付しなければならない。またその財産が一括払いでも不足する場合は、まず民事賠償責任を負うものとする。

#### 第65条

各級人民政府の職員および他の国家機関の職員が、以下の各項のいずれかに該当する場合は、法に準拠して行政処分を実施する。また犯罪を構成する場合は法に準拠して刑事責任を追及する。

製品の生産、販売において本法の規定に違反する行為を庇護、放任した場合。

本法の規定に違反して生産、販売活動に従事する当事者に内部情報を流して、調査・処分を回避することを幫助した場合。

製品の生産、販売において、本法規定の違反行為を為し、当該行為に対して製品品質監督部門もしくは工商行政管理部門が実施する調査・処分を妨害し、これに介入して、重大な結果を招来した場合。

#### 第66条

製品品質監督部門が、製品品質の抜き取り検査において、規定を超える数量のサンプルを取り寄せたり、もしくは被検査者から検査費用を徴収した場合は、上級の製品品質監督部門もしくは監察機関がこれの返還を命じる。また情状が嚴重な場合は、直接責任を負う主管者およびその他の直接的責任者に対して法に準拠して行政処分を実施する。

#### 第67条

製品品質監督部門もしくは他の国家機関が第25条の規定に違反し、生産者の製品を社会一般に推薦したり、もしくは製造・販売監督の方法により製品の営業活動に参画した場合は、上級機関もしくは監察機関がこれの是正を命じ、その影響を除去し、違法収入がある場合はこれを没収する。情状が嚴重な場合は、直接責任を負う主管者およびその他の直接的責任者に対して法に準拠して行政処分を実施する。

製品の品質の試験機関が前項に掲げる違法行為を為した場合は、製品品質監督部門がこれの是正を命じ、その影響を除去し、違法収入がある場合はこれを没収する。また違法収入と同額以下の罰金を併科することもできる。情状が嚴重な場合は品質試験資格を取り消す。

#### 第68条

製品品質監督部門もしくは工商行政管理部門の職員が職権を乱用し、職務を疎かにし、私情にかられた不正行為を為し、犯罪を構成する場合は、法に準拠して刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合は法に準拠して行政処分を実施する。

#### 第69条

製品品質監督部門もしくは工商行政管理部門の職員の法に準拠した職務遂行に対して、暴力、威嚇によってこれを阻害した場合は、法に準拠して刑事責任を追及する。また拒否、阻害しているが、暴力、威嚇は為していない場合は、公安機関が『治安管理处罰条例』の規定に基づいて処罰する。

#### 第70条

本法で定める営業許可証取り消しの行政処罰は、工商行政管理部門が決定し、第49条より第57条まで、および第60条より第63条までに定める行政処罰は、製品品質監督部門もしくは工商行政管理部門が国務院が定める職権に基づいて決定する。行政処罰権の行使機関について、法律、行政法規に別途規定がある場合はその関係法律および行政法規の規定に準拠する。

#### 第71条

本法の規定に基づいて没収した製品は、国の関係規定に基づいて廃棄するか、もしくは他の方法で処理する。

#### 第72条

第49条より第54条まで、および第62条、第63条で定める価額は、違法に生産、販売した製品の表示価格に基づいて計算する。表示価格がない場合は同種製品の市場価格で計算する。

### 第六章 附則

#### 第73条

軍事工業製品の品質監督管理規則は国務院および中央軍事委員会が別途規定する。

原子力施設、および原子力製品に起因する損害の賠償責任について、法律、行政法規で別途規定がある場合はその規定に準拠する。

#### 第74条

本法は1993年9月1日より施行する。

## 資料資料 3

### 中華人民共和國消費者權益保護法

#### 第一章 総則

##### 第1条

消費者の合法的權益を保護し、社会の經濟秩序を維持し、社会主義市場經濟の健全な發展を促進するため、本法を制定する。

##### 第2条

消費者は、消費生活の必要のため、商品を購入、使用し、またはサービスを受けるにあたり、その權益は本法の保護を受ける。本法に規定がない場合はその他の関係法律、法規の保護を受ける。

##### 第3条

事業主が、その生産、販売する商品を提供し、またはサービスを提供するにあたっては、本法を遵守しなければならない。本法に規定がない場合は、その他の関係法律、法規を遵守しなければならない。

##### 第4条

事業主と消費者が取引を行うにあたっては、自発、平等、公平、誠実、信用の原則を守らなければならない。

##### 第5条

国は、消費者の合法的權益が侵害されないようこれを保護する。

国は、措置を講じて、消費者が法に基づいて権利を行使することを保障し、消費者の合法的權益を維持する。

##### 第6条

消費者の合法的權益の保護は全社会の共同責任とする。

国は、あらゆる組織と個人が、消費者の合法的權益を損なう行為に対して社会的監督を行うことを奨励、支持する。

マスメディアは、消費者の合法的權益を維持するための宣伝を行わなければならない、消費者の合法的權益を損なう行為に対して世論による監督を行うものとする。

#### 第二章 消費者の権利

##### 第7条

消費者は、商品の購入、使用時およびサービスを受ける時に、人身または財産の安全が損なわれない権利を有する。

消費者は、事業主が提供する商品とサービスについて、人身および財産の安全を保障する要求に合致することを求める権利を有する。

##### 第8条

消費者は、それが購入、使用する商品または受けるサービスが虚偽でないことを知る権利を有する。

消費者は、商品またはサービスの状況に応じて、事業主が提供する商品の価格、産地、生産者、用途、性能、規格、等級、主要成分、生産日、有効期限、検査合格証明、使用方法説明書、アフターサービスについて、またはサービスの内容、規格、費用等についての関係情報の提出を要求する権利を有する。

##### 第9条

消費者は、商品またはサービスを自主的に選択する権利を有する。

消費者は、商品またはサービスを提供する事業主を自主的に選択し、商品の品種またはサービスの方式を自主的に選択し、如何なる種類の商品についても購入するか否か、如何なるサービスについてもこれを受けるか否かについて自主的に決定する権利を有する。

消費者は、商品またはサービスを自主的に選択する時、これの比較、鑑別、選択を行う権利を有する。

##### 第10条

消費者は、公平な取引を受ける権利を有する。

消費者は、商品を購入しまたはサービスを受ける時、品質保障、合理的価格、正確な計量等の公平な取引条件を得る権利を有し、事業主の強制的な取引行為を拒絶する権利を有する。

#### 第11条

消費者が、商品の購入、使用またはサービスを受けたことによって、人身または財産に損害を被った場合は、法に準拠してその賠償を得る権利を有する。

#### 第12条

消費者は、法に準拠して自己の合法的權益を保護する社会団体を設立する権利を有する。

#### 第13条

消費者は、消費と消費者權益保護に関する分野の知識を得る権利を有する。

消費者は、必要とする商品またはサービスの知識と使用技術を掌握し、商品を正確に使用し、自己保護の意識を高めるよう務めなければならない。

#### 第14条

消費者は、商品を購入、使用またはサービスを受ける時に、その人格の尊厳と民族習慣が尊重される権利を有する。

#### 第15条

消費者は、商品とサービスおよび消費者權益保護活動に対して、監督を行う権利を有する。

消費者は、消費者の權益を侵害する行為、国家機関およびその職員による消費者權益を保護する活動に関する違法行為を摘発、告訴する権利を有し、消費者權益保護活動に対してこれを批評、提案する権利を有する。

### 第三章 事業主の義務

#### 第16条

事業主が、消費者に商品またはサービスを提供するにあたっては、『中華人民共和国製品品質法』およびその他関係法律、法規の規定に準拠してその義務を履行しなければならない。

事業主と消費者に約定がある場合は、約定に基づいて義務を履行しなければならないが、双方の約定は法律、法規の規定に違反してはならない。

#### 第17条

事業主は、それが提供する商品またはサービスについて消費者の意見を聴取し、消費者の監督を受けなければならない。

#### 第18条

事業主は、それが提供する商品またはサービスが、人身と財産の安全を保障する要求に合致することを保証しなければならない。人身と財産の安全に危害を及ぼす可能性のある商品とサービスについて、消費者に対して偽りのない説明と明確な警告を出さなければならない。また商品の使用またはサービスの享受の正確な方法および危害の発生を防止する方法を説明し、明示しなければならない。

事業主が、その提供する商品またはサービスに重大な欠陥があることを発見した場合において、商品を正しく使用しサービスを正しく受けても、なお人身、財産の安全に危害を及ぼす可能性がある場合は、ただちに関係行政部門に報告し、かつ消費者に告知し、また危害の発生を防止する措置を講じなければならない。

#### 第19条

事業主は、消費者に対して商品またはサービスについて偽りのない情報を提供しなければならない。他人に誤解を生じさせる虚偽の宣伝を行ってはならない。

事業主は、それが提供する商品またはサービスの品質と使用方法等の問題について、消費者が提出した質問に対して、偽りのなく明確な回答をしなければならない。

商店は、商品の提供にあたり正価を表示しなければならない。

#### 第20条

事業主は、その真実の名称と標識を明示しなければならない。

他人に売り場または地所を賃貸する事業主は、その真実の名称と標識を明示しなければならない。

#### 第21条

事業主が商品またはサービスを提供する場合、国の関係規定または商習慣に基づいて、消費者に購入証票またはサービス証票を発行しなければならない。消費者が購入証票またはサービス証票を請求した場合、事業主はこれを発行しなければならない。

#### 第22条

事業主は、（消費者が）商品を正確に使用しまたはサービスを正常に受けた状況においては、それが提供する商品またはサービスが具備すべき品質、性能、用途および有効期限を保障しなければならない。但し、消費者が当該商品を購入または当該サービスを受ける前にすでに瑕疵等を知っていた場合はこの限りではない。

事業主が、広告、製品説明、実物見本またはその他の方式で、商品またはサービスの内容を表示する場合は、その提供する商品またはサービスの実際の内容と表示される内容が一致しなければならない。

#### 第23条

事業主が商品またはサービスを提供し、国の規定または消費者との約定に基づいて、修理、交換、返品を保証またはその他の責任を負う場合は、国の規定または約に基づいて履行しなければならないが、故意にこれを延期したりまたは理由なく拒絶してはならない。

#### 第24条

事業主は、その契約書、通知、声明、店頭告示等の方式により消費者に不公平、不合理な規定を定めたり、またはその消費者の合法的権益の損害に対して負うべき民事責任を軽減、免除してはならない。

契約書、通知、声明、店頭告示等に前項で列記した内容が含まれる場合、その内容は無効とする。

#### 第25条

事業主は、消費者を侮辱、誹謗してはならず、消費者の人身およびその携帯物品を捜査してはならず、消費者の人身の自由を侵害してはならない。

### 第四章 消費者の合法的権益に対する国の保護

#### 第26条

国は、消費者権益に関する法律、法規と政策を制定するにあたり、消費者の意見と要求を聴取しなければならない。

#### 第27条

各級人民政府は、指導を強化し、関係行政部門が消費者の合法的権益保護に関する活動を執行するよう組織、調整、督促を強化しなければならない。

各級人民政府は、監督を強化し、消費者の人身、財産の安全に危害を及ぼす行為の発生を予防し、適時、消費者の人身、財産の安全に危害を及ぼす行為を制止しなければならない。

#### 第28条

各級人民政府工商行政管理部門とその他関係行政部門は、法律、法規の規定に準拠して、各自の職責範囲内において、措置を講じ、消費者の合法的権益を保護しなければならない。

関係行政部門は、消費者およびその社会団体の事業主との取引行為、商品とサービスの内容問題についての意見を聴取し、適時調査しこれを処理しなければならない。

#### 第29条

関係国家機関は、法律、法規の規定に準拠して、事業主による商品とサービスの提供において消費者の合法的権益を侵害した違法犯罪行為を処罰しなければならない。

#### 第30条

人民法院は、措置を講じ、消費者による訴訟の便宜を計らなければならない。『中華人民共和國民事訴訟法』の提訴条件に合致する消費者の権益紛争については、これを受理し、適時審理しなければならない。

### 第五章 消費者組織

#### 第31条

消費者協会およびその他の消費者組織は、法に準拠して設立された商品とサービスに対して社会的監督と消費者の合法的権益を保護する社会団体である。

#### 第32条

消費者協会は以下に掲げる職能を履行する。

(1) 消費者に消費情報と相談サービスを行う。

(2) 関係行政部門の商品とサービスに対して、これの監督、検査に参画する。

- (3) 消費者の合法的権益に関する問題について、関係行政部門に報告、査問し、提案する。
  - (4) 消費者のクレームを受理し、またクレームについて調査し、その仲裁を実施する。
  - (5) クレームの申立事項が商品とサービスの品質問題に及んでいる場合は、鑑定部門に鑑定を要請することができ、鑑定部門は鑑定結果を通知しなければならない。
  - (6) 消費者の合法的権益を損なう行為により損害を受けた消費者による訴訟を支持する。
  - (7) 消費者の合法的権益を損なう行為について、マスメディアを通じて公開し、批判する。
- 各級人民政府は、消費者協会の職能の履行について、これを支持しなければならない。

### 第33条

消費者組織は、商品の取扱および営利サービスに従事してはならず、利益を得る目的で、社会に対して商品とサービスを推薦してはならない。

## 第六章 紛争の解決

### 第34条

消費者に、事業主との間に消費者権益に関する紛争が発生した場合は、以下に掲げる手段により解決することができる。

- (1) 事業主との協議を経て和解する。
- (2) 消費者協会に仲裁を請求する。
- (3) 関係行政部門に申し立てる。
- (4) 事業主との間で成立した仲裁協議に基づいて仲裁機構に仲裁を要請する。
- (5) 人民法院に訴訟を起す。

### 第35条

消費者が、商品を購入または使用する時にその合法的権益が侵害された場合は、販売者に賠償を要求することができる。販売者は賠償した後、その責任が生産者に属する場合または販売者に商品を提供したその他の販売者の責任に属する場合、販売者は生産者またはその他の販売者に賠償を請求する権利を有する。消費者またはその他の損害を受けた者が、商品の欠陥によって人身または財産に損害を被った場合は、販売者に対して賠償を要求でき、また生産者に賠償を要求することもできる。責任が生産者に属する場合、販売者が賠償した後、その販売者は生産者に賠償を請求する権利を有する。販売者の責任に属する場合、生産者が賠償した後、その生産者は販売者に賠償を請求する権利を有する。消費者がサービスを受けた時にその合法的権益が損なわれた場合は、サービスを提供した者に賠償を要求できる。

### 第36条

消費者が商品を購入、使用、またはサービスを受けた時にその合法的権益が損なわれた場合で、元の企業が分割または合併した場合、変更後にその権利と義務を継承した企業に対して賠償を要求できる。

### 第37条

他人の営業許可証を使用している違法事業主が提供した商品またはサービスにより消費者の合法的権益が侵害された場合、消費者はその違法事業主に賠償を要求するか、あるいは営業許可証の保有者に賠償を要求できる。

### 第38条

消費者が、展示商談会または賃貸された売場で商品を購入あるいはサービスを受け、その合法的権益が侵害された場合、販売者またはサービス提供者に賠償を要求できる。展示商談会の終了後または売場賃貸期間が満了した後、展示商談会の開催者、売場の賃貸者に賠償を要求することもできる。展示商談会の開催者、売場の賃貸者は賠償した後、販売者またはサービス者に賠償を請求する権利を有する。

### 第39条

消費者は、事業主が虚偽の広告を利用して商品またはサービスを提供したことにより、その合法的権益が侵害された場合は、事業主に賠償を要求できる。広告業者が虚偽の広告を行った場合、消費者は、行政管轄部門に処罰を請求できる。広告業者が事業主の真実の名称、住所を明らかにできない場合はその賠償責任を負わなければならない。

## 第七章 法律責任

### 第40条

事業主が商品またはサービスを提供する場合に以下に掲げる状況のいずれかに該当する場合は、本法に別

途規定があるものを除き、『中華人民共和国製品品質法』およびその他の関係法律、法規の規定により、その民事責任を負わなければならない。

- (1) 商品に欠陥がある場合。
- (2) 商品が具備すべき使用性能を具備しておらず、販売時にこれを説明していない場合。
- (3) 商品または包装上に明記する商品基準が適合しない場合。
- (4) 商品の説明、実物見本等の方式で表明された品質状況に合致しない場合。
- (5) 国が淘汰を命じている商品を生産したり、または失効、変質した商品を販売した場合。
- (6) 販売した商品の数量が不足している場合。
- (7) サービスの内容と費用が約定に違反している場合。
- (8) 消費者が提出する修理、作り直し、交換、返品、商品数量の補足、商品代金とサービス料の返却または損害賠償の要求に対して、処置を故意に引き伸ばしたりまたは理由なく拒絶した場合。
- (9) 法律、法規に規定されたその他の消費者の権益を侵害している情況。

#### 第41条

事業主が商品またはサービスを提供して、消費者またはその他の被侵害者の人身に危害を与えた場合は、医療費、治療期間の看護費用、仕事に支障を来たしたために減少した収入等の費用を支払わなければならない。障害が残った場合はさらに障害者生活補助器具の費用、生活補助費、障害賠償金および当該消費者が扶養している者が必要とする生活費等の費用を支払わなければならない。犯罪を構成する場合は法に準拠してその刑事責任を追及する。

#### 第42条

事業主が商品またはサービスを提供し、消費者またはその他の被侵害者が死亡した場合は、葬儀費用、死亡賠償金および死亡者が生前に扶養していた者が必要とする生活費等の費用を支払わなければならない。犯罪を構成する場合は法に準拠してその刑事責任を追及する。

#### 第43条

事業主が本法第25条の規定に違反し、消費者の人格の尊厳を侵害したり、または消費者の人身の自由を侵害した場合は、その侵害を停止し、名誉を回復し、影響を除去し、陳謝し、さらに損害を賠償しなければならない。

#### 第44条

事業主が商品またはサービスを提供し、消費者の財産に損害を与えた場合は、消費者の要求に基づいて、修理、作り直し、交換、返品、商品数量の補足、商品代金とサービス費用の返却または損害の賠償等の方式によってその民事責任を負わなければならない。消費者と事業主に別途約定がある場合は約定に基づいて履行する。

#### 第45条

国の規定または事業主と消費者の約定において修理、交換、返品を保証している商品について、事業主は修理、交換または返品の責任を負わなければならない。修理保証期間内に二回修理しても正常に使用できない場合、事業主は、交換または返品の責任を負わなければならない。

修理、交換、返品を保証する大型商品で、消費者が事業主に修理、交換、返品を要求する場合、事業主は運輸等の合理的費用を負担しなければならない。

#### 第46条

事業主が通信販売方式により商品を提供する場合は、約定に基づいて商品を提供しなければならない。商品が約定に基づいて提供されない場合は、消費者の要求に基づいて約定を履行するか、または商品の代金を返却しなければならない。さらに消費者が支払わねばならない合理的費用を負担しなければならない。

#### 第47条

事業主が料金前払い方式により商品またはサービスを提供する場合は、約定に基づいて提供しなければならない。商品またはサービスが約定に基づいて提供されない場合は、消費者の要求に基づいて約定を履行するか、または前払いした料金を返却しなければならない。さらに、前払金の利息、消費者が支払わねばならない合理的費用を負担しなければならない。

#### 第48条

関係行政部門が法に準拠して不合格と認定した商品について、消費者が返品を要求した場合、事業主は返品の責任を負わなければならない。

#### 第49条

事業主が商品またはサービスの提供する際に詐欺行為があった場合、消費者の要求に基づいてその受けた損害について割増賠償しなければならないが、割増賠償の金額は消費者が商品を購入した代金または受けたサービス料金の倍額とする。

#### 第50条

事業主に如何に掲げる状況のいずれかに該当する場合で、『中華人民共和国製品品質法』およびその他の関係法律、法規において処罰する機関と処罰方法について規定がある場合、法律、法規の規定に基づいて執行する。法律、法規に規定がない場合において工商行政管理部門が是正を命じた場合は、情状に応じて処罰でき、併せて警告、違法所得の没収、違法所得の倍額以上5倍以下の罰金を科することができ、違法所得がない場合は1万元以下の罰金を科する。情状が嚴重な場合は営業停止、営業許可証の取消を命じる。

- (1) 生産、販売する商品が、人身、財産の安全の保障の要求に合致しない場合。
- (2) 商品の中に雑物を混入し、または贗物を混入し、贗物を本物と騙り、品質の劣るものを良品として偽り、または不合格商品を合格商品と偽った場合。
- (3) 国が淘汰を命じた商品を生産し、または失効、変質した商品を販売した場合。
- (4) 商品の産地を偽造した場合、他人の工場名、工場住所を偽造、盗用した場合、認証標識、優良有名表示等の品質標識を偽造または盗用した場合。
- (5) 販売する商品が検査、検疫をしなければならない物であるのに検査、検疫をしていない、または検査、検疫結果を偽造した場合。
- (6) 商品またはサービスについて人に誤解を生じさせる虚偽の宣伝をした場合。
- (7) 消費者が出した修理、作り直し、交換、返品、商品数量の補足、商品代金とサービス料金の返却または損失賠償の要求に対して、故意に延期または理由なく拒絶した場合。
- (8) 消費者の人格の尊厳を侵害または消費者の人身の自由を侵害した場合。
- (9) 法律、法規で、消費者権益の侵害について処罰が規定されているその他の状況。

#### 第51条

事業主が行政処罰の決定を不服とする場合は、処罰決定書を受領した日より15日以内に、その一級上の機関に再審議を申請でき、再審議決定を不服とする場合は再審議決定書を受領した日より15日以内に、人民法院に訴訟するか、あるいは直接的に人民法院に訴訟を起こすこともできる。

#### 第52条

関係行政部門の職員が法に準拠して実施する職務の執行を、暴力、脅迫等の方法により妨害した場合は、法に準拠してその刑事責任を追及する。関係行政部門の職員が法に準拠して実施する職務の執行を、暴力、脅迫の方法を使用せずに、これを拒絶または妨害した場合は、公安機関が『中華人民共和国治安管理処罰条例』の規定に基づいて処罰する。

#### 第53条

国家機関の職員が職務怠慢または事業主の消費者への合法的権益侵害行為を庇護した場合は、それが所属する機関または上級機関が行政処分を科する。情状が嚴重で犯罪を構成する場合は法に準拠してその刑事責任を追及する。

### 第八章 附則

#### 第54条

農民が購入し、農業生産に直接的に使用する生産資材については本法を参照して執行する。

#### 第55条

本法は1994年1月1日より施行する。

注：

本法は、1993年10月31日、第8期全国人民代表大会常務委員会第4会議において採択、「中華人民共和國主席令 第11号」として公布され、1994年1月1日より施行している。

## 資料資料 4

### 上海市消費者權益保護條例

#### 第 1 章 総則

##### 第 1 条

消費者の合法的な權益を保護し、社会経済秩序を維持し、社会主義市場経済の健全な発展を促進するために、『中華人民共和国消費者權益保護法』及び関係法律、行政法規に基づき、本市の実情に照らして本条例を制定する。

##### 第 2 条

消費者が本市の行政区内における消費生活で商品の使用、購入、あるいはサービスを受ける場合、その合法的權益は本条例によって保護される。また、法律、及び行政法規に特別な規定がある場合はその規定に準拠する。

##### 第 3 条

経営者と消費者が交易する場合、自発、平等、公平、誠実、信用の原則に則るものとする。

消費者の合法的權益の保護については、国による保護、経営者の自律性、及び社会的な監督をそれぞれ融合することを原則として実施する。

消費者の合法的權益の保護については、消費者の権利行使の便宜を図り、併せて社会経済の発展水準に適應させるものとする。

##### 第 4 条

本市の国家機関は、各自の責務に基づいて措置を図り、法律に準拠して消費者の合法的權益が侵害されないことを保障しなければならない。

各級工商行政管理部門、及びその他の関係行政管理部門は、法律に準拠して経営者に対する監督を強化し、消費者の合法的權益の侵害行為を厳しく取り締まり、かつ消費者協会の活動を積極的にサポートしなければならない。

##### 第 5 条

消費者協会及びその他の消費者組織は、法律に準拠して設立された消費者の合法的權益を保護する社会团体である。

消費者協会は法律に準拠してその職能を履行し、消費者の合法的權益を保護する役割を積極的に発揮しなければならない。

その他の消費者組織は、消費者の合法的權益の維持を趣旨とした各種形式による社会的な監督を展開できる。

##### 第 6 条

関係を有する業界協会は、当該業界内の経営者が法律に準拠して自律性を高めていくよう、これを監督し、推進しなければならない。また、業界規則を制定する場合は消費者の合法的權益の保護を体现しなければならない。

マスコミ・メディア等は、消費者の合法的權益の保護に関して宣伝し、消費者の合法的權益を侵害する行為を摘発し、これを批判しなければならない。

如何なる組織及び個人も、消費者の合法的權益を侵害する行為に対して社会的な監督を実施する権利を有するものとする。

#### 第 2 章 消費者の権利

##### 第 7 条

消費者が商品を購入したり、使用したり、もしくはサービスを受け入れる場合は、人身と財産の安全に危害が及ばない権利を享受できる。

消費者は、経営者が提供する商品及びサービスが人身や財産の安全を保障し、かつ強制力を有する国家基準、業界基準、及び地方基準に合致することを、経営者に求める権利を有している。また、国家基準、業界基準、及び地方基準に達していない場合、社会において普遍的に公認される安全・衛生の要求に合致していなければならない。

消費者は、経営者に対して、安全な消費場所と環境の提供を求める権利を有する。

##### 第 8 条

消費者が商品を購入したり、使用したり、もしくはサービスを受け入れる場合は、当該商品もしくはサービ

スに関する真実の状況と交易条件について問い合わせたり、これを把握する権利を有する。  
消費者は、法律規定、業界規則、及び業界慣例に基づいて、商品を提供する経営者に対して、価格、産地、生産者、用途、性能、規格、等級、主要成分、正味量、生産期日、有効期限、検査合格証明、使用方法の説明、使用技能、アフターサービス、不動産権利証書、建築構造、面積構成等の状況の提供を求める権利を有する。またサービスを提供する経営者に対して、サービス内容、規格、費用、基準、検査検測報告、保守サービス記録等の状況の提供を求める権利を有する。

#### 第9条

消費者は、商品もしくはサービスを提供する経営者を自主的に選択し、商品の品目もしくはサービス方式を自主的に選択し、如何なる商品を購入するか、如何なる種類のサービスの提供を受け入れるかについて、これの是非を選択する権利を有する。

#### 第10条

消費者は、経営者に対し、公平な原則に従った商品もしくはサービスの提供を求める権利を有する。  
消費者は、商品を購入したりサービスを受け入れる際には、対等な協議を経て交易価格、及びその他の交易条件を決定する権利を有し、また品質が保障され、合理的な価格で、正確に計量された商品もしくはサービスを獲得する権利を有する。

#### 第11条

消費者は、商品を購入したりサービスを受け入れる際には、人格的な尊厳及び民族的な風習を尊重される権利を有する。

#### 第12条

消費者は、消費者の権利、経営者の義務、及び消費に関わる紛争の処理方式等について、消費者の合法的権益の保護に関する知識を獲得する権利を享受できる。

#### 第13条

消費者は、法律に準拠して自己の合法的な権益を保護する社会団体を設立する権利を享受する。

#### 第14条

消費者は、商品を購入したり、使用したり、もしくはサービスを受け入れる際に、その生命の健康を維持する権利、姓名権、肖像権、名誉権及び私的秘匿事項等のプライバシー権利が侵害された場合、経営者に対して法に準拠してその損害賠償を求める権利を有する。  
消費者は、商品を購入したり、使用したり、もしくはサービスを受け入れる際に、その財産が侵害された場合、経営者に対して法律に準拠してその損害賠償を求める権利を有する。法律・法規で未だに規定されていない場合、消費者は経営者に対して業界規則に従って損害賠償を求める権利を有する。

#### 第15条

消費者は、商品及びサービスの品質、価格、計量、経営姿勢、服務態度等について、意見や提案を提出する権利を有し、経営者による権利侵害行為を関係する行政部門に告発する権利を有し、更に関連状況をマスコミ・メディアに公開する権利を有する。  
業界協会が制定した規則、もしくは経営者が共同して約定した業界規則の中に消費者保護に不利な内容がある場合、消費者はこれを修正する意見や提案を提出する権利を有する。  
消費者は、国家機関による消費者の合法的権益を保護する政務に対して提案し、消費者の合法的権益を保護する政務における国家機関及びその実務担当者の違法行為や職務怠慢行為に対して、これを批判、摘発、告発する権利を有する。  
消費者は、消費者協会及びその他の消費者組織による実務に意見や提案を提出する権利を有する。

### 第3章 経営者の義務

#### 第16条

経営者と消費者が約定している場合はその約定の規定に基づいて義務を履行しなければならない。  
経営者は、消費者に対して、商業広告、製品の説明、実物サンプル、もしくは通知、声明、店頭告示等の公示方式を以って商品もしくはサービス品質、価格、アフターサービス等に関する責任を承諾した場合は、その提供した商品もしくはサービス品質、価格、アフターサービス等の内容が一致していなければならない。消費者が上述する承諾内容に基づいて商品を購入したり、もしくはサービスを受けた場合、消費者は経営者に対して、経営者による承諾内容を約定の内容とするよう求めることができる。  
経営者が商品もしくはサービスを提供する場合、消費者に対して、定型様式による条項等の方式を以って、不公平かつ非合理的な規定を設けたり、経営者側の責任を免除したり、消費者側の責任を加重したり、消費

者の権利を排除するような規定を設けてはならない。

#### 第17条

経営者が提供する商品、サービス、施設及び場所については、消費者の人身と財産の安全を保障する要求に合致していなければならない。

経営者は、人身と財産の安全を脅かす恐れのある商品、サービス、施設及び場所については、消費者に対して、真実を説明し、明確に警告し、併せて商品、施設、場所の正確な使用法、サービスの享受法、及び危険防止法を説明しなければならない。

危険や驚嘆度の高い娯楽事業に従事する経営者は、消費者の人身の安全を保障する技術条件、サービス設備、及び必要な救護施設を具備し、併せて応急対策を制定しなければならない。

#### 第18条

経営者が商品もしくはサービスを提供する場合、以下に掲げる行為を為してはならない。

- (1) 消費者を侮辱したり、もしくは誹謗すること。
- (2) 消費者の身体もしくはその所持品を検査すること。
- (3) 消費者の身体の一部を侵害すること。
- (4) 消費者が保有する人格的な象徴意義を備えた特定記念物を永久的に消滅したり、もしくは毀損すること。

#### 第19条

経営者が商品もしくはサービスを提供する場合、消費者に対して、明確な文言や文字を用いて真実の紹介や説明を行い、また消費者相談に対しては真実を回答しなければならない。

経営者が商品もしくはサービスを提供する場合、法律規定、業界規則、及び業界慣例にしたがって消費者に対して能動的に以下の状況を告知するか、もしくは書面による資料を提示しなければならない。

- (1) 商品に関する価格、産地、生産者、用途、性能、規格、等級、主要成分、正味量、生産期日、有効期限、検査合格証明、使用法説明、使用技能、アフターサービス、又は／あるいは商品住宅権属証明、建築構造、面積構成等。
- (2) サービスに関する内容、規格、費用、基準、検査・測定結果の報告、もしくはメンテナンスサービス記録等。

#### 第20条

経営者が商品を提供したり、もしくはサービスを表示する場合、法律・法規の規定に合致していなければならない。

経営者が提供する商品が規定の基準の等級に達していないが、使用価値を有する場合、その旨を目立つ位置に明記し、併せて消費者の購買レシートに明記しなければならない。輸入商品を代理販売する場合は、当該商品に代理販売者の名称と住所を明記しなければならない。

サービスを提供する経営者は、経営場所の目立つ位置にサービス表示を掲示しなければならない。サービス表示には以下に掲げる内容が含まれていなければならない。

- (1) サービスの内容、品質基準、及び標準料金
- (2) サービスに関連する注意事項、制限条件、及び必要な提示。
- (3) サービスに関連するその他の告知すべき内容。

#### 第21条

経営者が商品もしくはサービスを提供する場合、規定に準拠して価格を明示しなければならない。また価格を明示する場合は、商品の品種もしくはサービスの価格を明記し、表示価格が真実かつ明確であり、表示が明晰で、商品の名称と物品本体が一致し、目立つ表示位置でなければならない。また価格が変動する場合は、遅滞なくこれを調整しなければならない。

経営者は明示した価格以外に価格を引き上げる商品やサービスを提供してはならず、如何なる未表示の費用もこれを請求してはならない。

#### 第22条

経営者が商品もしくはサービスを提供する場合、贋物を本物と偽ったり、粗悪品を優良品と偽ったり、粗悪品や贋物を混入して販売したり、虚偽の価格を表示して、消費者の合法的權益を侵害してはならない。

前項でいう「詐欺」とは、消費者に故意に虚偽の状況を告知したり、もしくは故意に真実を隠蔽して消費者の誤った意思表示を誘発する行為を指す。

#### 第23条

経営者は、経営する場所の目立つ位置にその実名称と標識を明示しなければならない。

他者の売り場やテナントブースを賃借して経営活動に従事する場合は、その実名称及び標識を明示しなけれ

ばならない。

経営者がインターネットのウェブサイトを通じて経営活動に従事する場合は、ホームページの目立つ位置にその実名称、住所、経営範囲等の内容を明示しなければならない。

#### 第24条

経営者が商品もしくはサービスを提供する場合、国の関係規定もしくは商業慣例に準拠して、消費者に購買レシート、サービス料レシート、もしくは消費者の要求に応じて購買レシート、サービス料レシート以外の受領レシートを提供しなければならない。

#### 第25条

経営者は、商品の購入もしくはサービスの受容を消費者に強制したり、消費者の意思に反する商品やサービスを抱き合わせて販売したり、もしくはその他の不合理な条件を付加してはならない。また、選択が可能なサービスを提供する場合は、事前に消費者の同意を得なければならない。

#### 第26条

経営者が商品もしくはサービスを提供する際に従量で価格を決済する場合は、法律で定められた計量単位を明示し、その経営アイテムもしくはサービスアイテムに対応する国家基準に合致する計量器具を配備し、これを使用しなければならない。

経営者が提供する商品の数量が欠けていたり、包装物の重量を商品の価格計算の根拠としてはならない。また、消費者による計量の再検査の要求を拒絶してはならない。

#### 第27条

経営者自身の原因によって商品もしくはサービスの提供を停止する場合、経営者は事前にこの旨を消費者に告知し、併せて妥当な処置を施さねばならない。また、これを怠ったことに起因して消費者が損害を受けた場合は、消費者に対して合理的な賠償処置を取らなければならない。

公共事業に従事する経営者が、消費者の料金未払等の原因に起因して商品もしくはサービスの提供を停止する場合、この旨を事前に消費者に告知し、併せて消費者に必要な準備期間を付与しなければならない。

#### 第28条

経営者が郵便販売、テレビ（ラジオ）の通信販売、もしくはインターネットによる販売等の方式をもって商品を販売する場合、商品の外観、品質及び性能等について、広告宣伝の内容と一致していることを保証し、併せて承諾した期間内に商品を提供しなければならない。

経営者が訪問販売方式によって商品を販売する場合は、訪問される消費者の同意を得なければならない。また販売員は、訪問時において、経営者から授権された訪問販売に関する文書あるいは当該販売員の身分を証明するものを提示し、併せて消費者に対して販売する商品の機能、特徴、型式、価格、アフターサービス、及び経営地点等の内容を書面で告知しなければならない。

経営者が訪問販売によって販売する商品について、消費者は当該商品を購入した日より7日以内においては返品することができ、またこの理由を説明する必要はないものとする。ただし、商品の品質保証期間が7日以内の商品は除外する。商品が汚染されずかつ毀損もされずに返品される場合、消費者は如何なる費用も負担する必要はないものとする。

#### 第29条

経営者が商品もしくはサービスを提供する場合、消費者に対して消費とは無関係の個人情報の提供を要求してはならない。

法律・法規に別の規定がある場合を除き、経営者は消費者の同意を得ない限り、如何なる理由であっても消費者の個人情報を第三者に開示してはならない。

本条の第1項、第2項でいう「個人情報」には、消費者の姓名、性別、職業、学歴、連絡方法、婚姻状況、収入及び財産状況、指紋、血液型、病歴等の消費者個人及びその家族に密接に関連する情報を指す。

#### 第30条

経営者が消費者に向けて商業広告を送信する場合、消費者の同意を得ない限り、消費者側の費用を増加してはならない。

#### 第31条

経営者は、その販売商品についてこれを修理する義務を負い、修理義務を負う期間は6ヶ月を下回ってはならない。ただし、低価格の消耗品は除外する。商品住宅、車輛等の商品について国及び各市に別の規定がある場合はその規定に従うものとする。

経営者は国家規定、業界規則、もしくは契約の約定に基づいて商品の交換義務を負う。

経営者が提供した商品もしくはサービスに以下に掲げる状況の一があり、消費者がやり直し、返品、料金の返還を要求する場合、経営者はやり直し、返品、料金の返還を実施しなければならない。また、法律・法規による別の規定もしくは契約による約定がある場合をこの限りでない。

- (一) 鑑定機構による鑑定を経て不合格商品もしくは不合格サービスと鑑定された場合。
  - (二) 経営者が詐欺的手段を用いて商品もしくはサービスを提供した場合。
  - (三) 商品が国家规定、契約の約定、もしくは経営者が承諾された保証期間内で品質上の問題が発生し、経営者がこれの修理を拒絶した場合、あるいは経営者が修理能力を具備せず、かつ他人に修理を委託しない場合。
  - (四) 返品、料金の返還について契約で約定している場合、もしくは経営者がこれを承諾した場合。
  - (五) 修理保証期間内において2回の修理を実施しているが、依然として正常に使用できない場合。
  - (六) 経営者が郵便販売、テレビ（テレホン）販売、インターネット販売方式をもって、商品を購入し、その商品が広告宣伝と一致せず、また消費者が当該商品を受領した日より7日以内に返品を要求した場合。
  - (七) 法律・法規もしくは規章において、消費者のために返品、料金の返還を実施しなければならない場合。経営者は、国の規定もしくは経営者が承諾した期間内において、遅滞なく修理、返品、交換、やり直し、料金の返還義務を履行しなければならない。これを故意に延長してはならない。
- 国の規定がない場合、もしくは経営者が消費者に向けて修理、返品、交換、やり直し、料金の返還義務について期間を定めなかった場合、経営者は消費者から義務の履行通知を受けた日より20日以内に回答するか、もしくは消費争議を処理する行政管理部门、消費者協会から義務の履行通知を受けた日より20日以内に回答しなければならない。

### 第32条

経営者が、消費者の商品購入もしくはサービスの受領を条件とする懸賞物品や贈呈等の販売促進方式を以って、消費者に商品もしくはサービスを提供する場合、経営者は、その懸賞物品や贈呈品に対する修理、交換、やり直し、返品、及びその他の責任を免れることができない。

### 第33条

経営者が提供する商品もしくはサービスに嚴重な欠陥が存在することが判明し、当該商品もしくはサービスを正確に使用したにもかかわらず、消費者の人身及び財産に危害を及ぼした場合、ただちに当該商品の販売もしくは当該サービスの提供を中止あるいは停止しなければならない。商品がすでに売り出されている場合は、緊急措置をこうじて消費者にこの旨を告知し、併せて当該商品を回収して、修理、取替もしくは廃棄しなければならない。また同時に関係する行政部門及び業界協会にこの旨を報告しなければならない。

経営者が提供する商品もしくはサービスにおいて前項に掲げる嚴重な欠陥が存し、かつ経営者が前項に掲げる措置をこうじなかった場合、関係する行政部門は、法律に準拠して当該商品の販売もしくは当該サービスの提供を即刻中止するか、もしくは停止することを経営者に要求しなければならない。また、すでに売り出された商品の回収措置を図ることを要求しなければならない。

当市の消費者協会は、商品もしくはサービスに嚴重な欠陥が存在することを発見した場合、関係する行政部門に向けて相応の提案を提出することができる。

### 第34条

経営者は、仕入時の各種の原始領収書、及び伝票等の貨物の出所を証明できる文書資料を保存し、併せてその台帳を作成しなければならない。

経営者は、消費者の意見を聴取し、消費者のクレームを速やかに処理しなければならない。

### 第35条

商品交易市场における経営管理者、場所（売場）の提供者は、交易場所の目立つ位置にネームボードを公示し、消費者の合法的權益の保護に関連する事項を公示しなければならない。

公示するネームボードの設置及び内容の記載については、工商行政管理部门がその監督責任を負うものとする。

## 第4章 国による保護

### 第36条

当市の国家機関が消費者の合法的權益の保護に関する法規、規章、及び政策を制定する際は、消費者組織及び消費者の意見や要求を聴取しなければならない。

### 第37条

市及び区・県の人民政府は、消費者の合法的權益の保護に関する実務に対する指導を強化し、関係する行政管理部门による消費者の合法的權益を保護する実務の遂行を組織化し、これに協調し、これを監督しなけれ

ばならない。

工商行政、品質技術監督、商業、都市交通、旅行、建設、建物土地資源、及びその他の関係行政管理部門は、消費者の意見を聴取し、各自の職責範囲内において消費者のクレームや申告を処理し、市場に対する監督業務を強化し、消費者の合法的權益を保護しなければならない。

### 第38条

市及び区・県の工商行政管理部門と品質技術監督部門は、以下に掲げる職権を行使できる。

- (1) 抵触する当事者に対して、消費者の合法的權益を侵害する嫌疑のある違法生産及び販売活動の場所の現場検査を実施する権限。
- (2) 抵触する当事者の法定代表、主たる責任者、及びその他の関係者に対して、消費者の合法的權益を侵害する嫌疑のある違法生産及び販売に関して事情聴取を実施する権限。
- (3) 抵触する当事者に関連する契約書、領収書、帳簿、及びその他の関係資料を検閲し複写する権限。
- (4) 消費者の人身と財産の安全について嚴重な欠陥がある商品と判定できる根拠がある場合、当該商品に対して封印凍結もしくは差押を実施する権限。

その他の行政管理部門は、法律で規定する職権に基づいて、消費者の合法的權益を侵害する嫌疑のある違法行為を査察する権限を有する。

### 第39条

当市の各級裁判所は、『中華人民共和國民事訴訟法』の規定に準拠して、措置をこうじ、消費争議案件を速やかに審理し、法律に準拠して消費者の合法的權益を保護しなければならない。

## 第5章 消費者組織

### 第40条

市、及び区・県においては、法律に準拠して消費者協会を設置するものとする。

消費者協会の理事会は、消費者代表及び関係する行政管理部門により派遣された代表者等によって構成するものとする。

市の消費者協会は、実務の必要に応じて専門的な実務機構を設立することができる。

その他の消費者組織は、社団管理の関係規定に照らしながら、法律に準拠して設立するものとする。

### 第41条

消費者協会は以下の職能を履行する。

- (1) 各級人民政府及びその政務部門に向けて、消費者の合法的權益の保護に関する提案を提出し、経営者に対して、消費者の合法的權益保護の改善に関する意見や提案を提出すること。
- (2) 消費者の合法的權益の保護に関する法律・法規を宣伝し、消費知識の教育を展開すること。
- (3) 定期的に商品及びサービスの品質、価格、アフターサービス、及び消費者の意見について、これを定期的に調査、比較、分析して、消費者相談サービスを提供すること。
- (4) 消費者によるクレームの受理、クレームに関する事案の調査、調停、法定鑑定機構に向けた鑑定の依頼、もしくは関係部門及び組織に対する意見の提出、その処理の委託を実施する。
- (5) 関係する行政管理部門及び業界協会が実施する商品及びサービスの品質、価格、安全、衛生、計量に対する監督、検査、測定等の作業に参画すること。
- (6) 消費者の合法的權益を侵害する行為について、関係する行政管理部門及び業界協会にこれを報告し、相談し、意見を提出すること。
- (7) 消費者の合法的權益を侵害する行為について、マスコミ等のメディアを通じてこれを披瀝し、批判すること。
- (8) 消費者が法律に準拠して提起する訴訟もしくは仲裁の申請を支援すること。
- (9) その他消費者の合法的權益の保護に関連する業務を履行する。  
各級人民政府は、消費者協会が法律に準拠してその職能を履行することに対して、これを指導し、支援し、併せて必要な経費を保障しなければならない。

### 第42条

市の消費者協会は、当市の消費者クレームの処理に関する情况及び消費者の要求について、警告情報及び指導情報を不定期で発布し、消費者の自己保護能力の引き上げに助力し、消費者を科学的・合理的な消費に導かねばならない。

### 第43条

市の消費者協会は、消費者クレームの情况及び消費者の合法的權益を保護する業務の必要に応じて、毎年、いくつかの業界に対する調査活動を実施し、この調査結果を人民政府及びその政務部門に報告し、関係する

行政管理部門、業界協会、及び経営者を支持し、協力しなければならない。

#### 第44条

市の消費者協会は、消費者クレームを審査し、確認した後に、社会に向けてこれを開示しなければならない。

#### 第45条

消費者協会及びその他の消費者組織は、営利目的を以って社会的に商品やサービスを推薦してはならない。また経営者から如何なる費用も受領してはならないし、経営者に向けて如何なる割当金を求めてもならない。市の消費者協会が消費情報を発布し、調査報告を提出し、消費者クレームに関する状況を開示する際は、合法的、客観的、公正に実施しなければならない。

#### 第46条

関係する行政管理部門及び業界協会は、消費者の合法的権益に関する状況を市の消費者協会に速やかに告知しなければならない。また消費者協会が実施する消費者の合法的権益に関する事案の相談に対しは、速やかにこれに回答しなければならない。

### 第6章 争議の解決方式

#### 第47条

経営者と消費者が協議による和解方式を以って消費争議を解決することを奨励する。双方の和解内容は、法律・法規の規定に違反してはならず、公共社会の利益及び他人の合法的権益を侵害してはならない。

#### 第48条

消費者協会は、消費者のクレームを速やかに受理しなければならない。クレームが受理範囲に属さない場合は消費者に対してその理由を説明しなければならない。消費者協会は消費者のクレームの便宜を図らねばならない。

#### 第49条

消費者協会は、クレームを受理した日より 60 日以内に調停作業を完了させなければならない。ただし、消費者が調停の継続を要求する場合は、調停期間を適当に延長することができる。消費者協会の調停を経て協議が成立した場合、消費者協会は消費者争議の双方の要求に基づいて、調停協議書を作成することができる。また、協議が成立しない場合、消費者協会は当事者にその他の解決手段を告知しなければならない。消費者協会がクレームを受理する過程において、当該消費争議がすでに他の消費者協会によって受領されているか、もしくは調停されていることを知った場合は、その受理を停止することができる。消費者協会が経営者による消費者の合法的権益を侵害する違法経営行為と判断した場合、書面通知を以って関係する行政管理部門にこの旨を通知しなければならない。また、関係する行政管理部門はこれを速やかに処理し、処理結果を書面で消費者協会に告知しなければならない。

#### 第50条

消費者は、消費争議について関係する行政管理部門に訴えることができる。関係する行政管理部門は、消費者の訴えを受理した後に、法律に準拠して経営者の経営行為を審査しなければならない。また、経営者の経営行為が法律・法規もしくは規程に違反していると判明した場合、法律に準拠してこれを処理しなければならない。消費者に損害を及ぼした場合、経営者に対して、消費者へ向けて賠償もしくはその他の民事責任を履行するようこれを督促しなければならない。

#### 第51条

消費者は、消費争議を解決するために仲裁協議に基づいて仲裁を申し立てるか、もしくは法律に準拠して提訴することができる。仲裁委員会もしくは人民法院はこれを受理した後、簡易方式を以って消費争議を処理しなければならない。

#### 第52条

消費者が消費者協会もしくは関係する行政管理部門にクレームを訴える場合、消費関係の存在を証明できる商品実物、購買領収書、サービスシート等の証拠を提供しなければならない。

#### 第53条

商品もしくはサービスの品質問題の争議で測定、及び鑑定の必要がある場合、消費者と経営者の双方が約定した内容に準拠して測定もしくは鑑定を実施できる。約定がない場合は、消費者のクレームを受理する消費者協会もしくは行政管理部門が、資格を有した検証機関もしくは専門機構による測定もしくは鑑定について委託あるいは指定するものとする。

測定もしくは鑑定に必要な費用は、経営者が先にこれを立て替え、消費者は等価の担保を提供し、最終的には責任を負う者がこれを負担する。また責任を負う者を確定できない場合は、双方が共同でこれを負担するものとする。

消費者協会もしくは関係する行政管理部門が消費者のクレームや提訴を処理する際に、測定もしくは鑑定が必要となる場合、関係する検証機構がこれを受理しなければならない。また、真実の測定、もしくは鑑定の報告書を提出しなければならない。測定もしくは鑑定できない場合は、その理由を説明しなければならない。

## 第7章 法律責任

### 第54条

経営者が本条例の第3章で規定する義務に違反し、消費者の合法的權益を侵害した場合、『中華人民共和國消費者權益保護法』、その他の関係法律・法規、及び本条例の規定に基づいて、相応の民事責任を負い、犯罪を構成する場合は、法律に準拠して刑事責任を追及するものとする。

### 第55条

経営者が商品もしくはサービスを提供する際に詐欺行為があった場合、消費者の要求にしたがってその損失への賠償を増加しなければならない。増加する賠償額は、消費者が購入した商品の価格もしくは引き受けたサービスの費用の倍額とする。

### 第56条

経営者に以下に掲げる情況の一があり、『中華人民共和國消費者權益保護法』、『中華人民共和國品質法』、及びその他の関係法律・法規において行政処罰機関と処罰種別、限度に関する規定がある場合、該当する法律・法規に基づいて執行するものとする。また、法律・法規に規定がない場合は、工商行政管理部門がこれの是正を命じ、併せて情状に応じて単一もしくは並列した警告、違法所得の没収、不法財産の没収、違法所得の倍額から五倍以下の罰金を課するものとする。違法所得を没収する場合は、一万元以下の罰金を課するものとし、情状が嚴重な場合は営業停止処分を命じるものとする。

- (1) 規定に基づくサービス標示を設置しなかった場合。
- (2) 規定に基づいて真実の名称及び標記を明示しなかった場合。
- (3) 詐欺手段を以て商品もしくはサービスを提供し、消費者の合法的權益を侵害した場合。
- (4) 規定に基づいて購買領収書もしくはサービスレシートを提供しなかった場合。
- (5) 消費者に商品の購入もしくはサービスの受け入れを強要した場合。
- (6) 商品の数量が欠如していたり、もしくは包装物の重量も商品価格の計算根拠としている場合。
- (7) 訪問販売において規定に基づいて消費者の同意を得なかつたり、もしくは規定の文書・証明を提示しなかった場合。
- (8) 商業広告を発送する際に、消費者の同意を得ずして消費者側の費用を増加した場合。
- (9) 商品の入荷及び出所の証明に関する文書・証明を提示しなかった場合。

### 第57条

経営者が本条例の規定に違反した場合は、民事損害賠償及び罰金の支払いを実施しなければならない。また、当該経営者の財産額が民事賠償と罰金の同時的な支払いに不足する場合は、まず先に民事損害賠償責任を負わなければならない。

### 第58条

消費者が商品を購入したり使用する際に、その合法的權益が侵害された場合は、販売者に対して損害賠償を求めることができる。また、販売者は損害賠償を実施した後に、その責任が生産者もしくは販売者に商品を提供した他の販売者に存する場合、販売者は生産者もしくは他の販売者に賠償責任を請求することができる。消費者もしくはその他の被害者が、商品の欠陥に起因して人身もしくは財産に損害を被った場合、販売者あるいは生産者に対して損害賠償を請求することができる。また責任が生産者に存する場合、販売者は損害を賠償した後に、生産者に対して損害賠償を請求する権利を有するものとする。責任が販売者に存する場合、生産者は損害を賠償した後に、販売者に対して損害賠償を請求する権利を有するものとする。消費者がサービスを楽しむ時に、その合法的權益が侵害された場合、サービスを提供する経営者に対して損害賠償を請求することができる。責任がサービスを提供する経営者に存しない場合、サービスを提供する経営者は、当該サービスの提供に責任を有する者に対して損害賠償を請求することができる。

### 第59条

当事者が、工商行政管理部門及びその他の行政管理部門による具体的な行政行為に不服がある場合、『中華人民共和國行政復議法』もしくは『中華人民共和國行政訴訟法』の規定に基づいて、行政再議もしくは行政訴訟を提訴できるものとする。

当事者が、具体的な行政行為について期間を過ぎても再議の申請を実施せず、提訴もせず、あるいは履行し

なかった場合、その具体的な行政行為を実施した行政管理部門及びその他の行政管理部門は人民法院に向けて強制執行を申し立てることができる。

#### 第60条

工商行政管理部門及びその他の行政管理部門における直接的な主管者、またはその他の直接的な責任者、あるいは消費者協会の職員が、職務の履行を怠ったり、職権を濫用したり、私利私欲を謀った場合、その所属組織もしくは上級の主管部門が法律に準拠して行政処分を実施し、犯罪を構成する場合は、法律に準拠して刑事責任を追及するものとする。

### 第8章 附則

#### 第61条

農民が、農業及び副農生産のための生産資料を購入したり使用する場合は、本条例を参照して執行するものとする。

#### 第62条

本条例は2003年1月1日より施行する。1988年12月22日の上海市第九回人民代表大会常務委員会第五次會議で通過した『上海市・消費者合法的權益を保護する条例』は施行と同時に廃止する。

## 資料資料 5

### 中華人民共和国安全生産法

#### 目次

- 第一章 総則
- 第二章 生産経営企業に安全生産に関する保障
- 第三章 従業員の権利と義務
- 第四章 安全生産に対する監督管理
- 第五章 生産安全事故の応急救援と調査処理
- 第六章 法律責任
- 第七章 附則

#### 第一章 総則

##### 第1条

安全生産の監督管理を強化し、生産の安全面における事故を防止と減少を図り、国民の生命と財産の安全を保障し、経済の発展を促進するために本法を制定する。

##### 第2条

中華人民共和国国内で生産経営活動に従事する企業（以下、“生産経営企業”という）の安全生産については本法を適用する。消防安全、道路交通安全、鉄道交通安全、水上交通安全、一般空港の安全について、関係法律、行政法規に別途の規定がある場合はその規定を適用する。

##### 第3条

安全生産管理では、安全第一、予防を主とする方針を堅持する。

##### 第4条

生産経営企業は、本法およびその他安全生産に関連する法律、法規を遵守し、安全生産管理を強化し、安全生産責任制度を確立、健全化し、安全生産条件を完備し、安全生産を確保しなければならない。

##### 第5条

生産経営企業の主要責任者は、当該企業の安全生産実務に全面的に責任を負う。

##### 第6条

生産経営企業の従業員は、法に準拠して安全生産の保障を獲得する権利を有し、併せて法に準拠して安全生産面における義務を履行しなければならない。

##### 第7条

工会は、法に準拠して、企業の安全生産実務の民主的管理と監督について従業員の参加を組織し、従業員の安全生産面における合法的權益を擁護する。

##### 第8条

国務院と地方の各級人民政府は、安全生産実務に対する指導を強化し、関係部門が法に準拠して安全生産の監督管理職責を履行することを支持し、かつ督促する。県級以上の人民政府は、安全生産の監督管理において存在する重大問題には速やかに協力し、これを解決しなければならない。

##### 第9条

国務院の安全責任生産の監督管理に責任を負う部門は、本法に準拠して全国の安全生産実務に対する統括監督管理を実施する。県級以上の各級人民政府の安全生産監督管理に責任を負う部門は、本法に準拠して当該行政管轄内の安全生産実務に対する統括監督管理を実施する。国務院関係部門は、本法および他の関係法律、行政法規の規定に基づき各自の職責の範囲内において関係する安全生産実務に対する監督管理を実施する。県級以上の各級地方人民政府の関係部門は、本法および他の関係法律、法規の規定に基づき各自の職責範囲内において関係する安全生産実務に対する監督管理を実施する。

##### 第10条

国務院の関係部門は、安全生産を保障する必要に応じて、法に準拠して関係する国家基準または業界基準を

適時に制定し、併せて科学の進歩と経済発展に応じてこれを適時に改正しなければならない。  
生産経営企業は、法に準拠して制定された安全生産を保障する国家基準または業界基準を執行しなければならない。

#### 第11条

各級人民政府およびその関係部門は、多様な形式を採用して安全生産に関する法律、法規および安全生産知識に関する宣伝を強化し、労働者の安全生産意識を向上させなければならない。

#### 第12条

法に準拠して設立された安全生産に必要な技術サービスを提供する仲介機関は、法律、行政法規および執務準則に基づいて生産経営企業の委託を受け、安全生産実務に技術サービスを提供する。

#### 第13条

国は、生産安全事故の責任追及制度を実施し、本法および関係法律、法規の規定に基づいて生産安全事故責任者の法律責任を追及する。

#### 第14条

国は、安全生産に関する科学技術研究と安全生産における先進的技術の応用を奨励し、支持し、安全生産の水準を高める。

#### 第15条

国は、安全生産条件の改善、生産の安全面における事故の防止、応急修理、救護の分野において著しい成績をあげた企業および個人に対して褒賞を与える。

### 第二章 生産経営企業の安全生産に関する保障

#### 第16条

生産経営企業は、本法および関係法律、行政法規および国家基準または業界基準で定める安全生産条件を具備しなければならない。安全生産条件を具備しない場合、生産経営活動に従事してはならない。

#### 第17条

生産経営企業の主要責任者は、当該企業の安全生産実務に対して以下に掲げる職責を負う。

- (1) 当該企業の安全生産責任制度を確立し、これを健全化する。
- (2) 当該企業の安全生産規則制度および操作規程の制定を組織する。
- (3) 当該企業の安全生産の操業について有効的な実施を保証する。
- (4) 当該企業の安全責任実務を促し、検査し、生産の安全面における事故の潜在的要因を速やかに排除する。
- (5) 当該企業の生産の安全面における事故の応急救援案の制定と実施を組織する。
- (6) 生産の安全面における事故を事実どおりに速やかに報告する。

#### 第18条

生産経営企業は、具備すべき安全生産条件に必要な資金を投入し、生産経営企業の意思決定機関、主要責任者または個人経営者の出資者はこれを保証し、かつ、安全生産に必要な資金投入の不足によって招来した結果に対して責任を負う。

#### 第19条

鉱山、建築施工企業および危険物の生産、経営、備蓄企業は、安全生産管理機構を設置するか、または専任の安全生産管理者を配置しなければならない。

前項で定める以外のその他の生産経営企業については、従業員が300人を越える場合には安全生産管理機構を設置するか、または専任の安全生産管理者を配置しなければならない。従業員が300人以下の場合は、専任または兼任の安全生産管理者を配置するか、または国が定める規定の専門技術資格を保有する技術者に委託して、安全生産管理サービスの提供を依頼しなければならない。

生産経営企業は、前項の規定に基づいて技術者に委託して安全生産管理サービスを提供させた場合においても、安全生産の責任は依然として当該企業が負うことを保証しなければならない。

#### 第20条

生産経営企業の主要責任者と安全生産管理者は、当該企業が従事する生産経営活動に相応する安全生産知識と管理能力を具備しなければならない。

危険物の生産、経営、備蓄企業および鉱山、建築施工企業の主要責任者および安全生産管理者は、関係主管

部門の安全生産知識および管理能力試験に合格した後に就任できるが、この試験で費用を徴収してはならない。

#### 第21条

生産経営企業は、従業員に対して安全生産教育と訓練を実施しなければならず、従業員が必要な安全生産知識を取得し、安全生産規則制度と安全操作規程を熟知し、当該職場の安全操作技能を把握することを保証しなければならない。安全生産教育と訓練に合格していない従業員は、職場で作業することはできない。

#### 第22条

生産経営企業は、新たな加工、新たな技術、新たな材料を採用する場合、または新たな設備を使用する場合は、その安全技術上の特性を理解し、把握し、有効な安全防護措置を講じなければならず、従業員に対して専門的な安全生産教育と訓練を行わなければならない。

#### 第23条

生産経営企業の特殊作業員は、国の関係規定に基づいて専門的な安全作業訓練を受けなければならず、特殊作業操作資格証書を取得した後において職場で作業できるものとする。

特殊作業員の範囲は、国务院の安全生産監督管理に責任を負う部門と国务院の関係部門が共同で確定する。

#### 第24条

生産経営企業の新築、改築、拡張工事プロジェクト（以下、“建設プロジェクト”という）の安全施設については、主体工事と同時に、設計、施工、操業開始、使用の手順で実施しなければならない。安全施設への投資については建設プロジェクトの概算に含めなければならない。

#### 第25条

鉱山建設プロジェクトと危険物の生産、備蓄用建設プロジェクトについては、それぞれが国の関係に基づいて安全条件の検証と安全評価を実施しなければならない。

#### 第26条

建設プロジェクトの安全設備の設計者および設計企業は、安全設備設計に対して責任を負わなければならない。

鉱山建設プロジェクトおよび危険物の生産、備蓄用建設プロジェクトの安全施設の設計については、国の関係規定に基づいて関係部門の審査を経なければならない。審査部門および審査に責任を負う者は審査結果に対して責任を負う。

#### 第27条

鉱山建設プロジェクトおよび危険物の生産、備蓄用建設プロジェクトの施工企業は、認可された安全施設設計に基づいて施工し、かつ安全施設工事の品質に対して責任を負わなければならない。

鉱山建設プロジェクトおよび危険物の生産、備蓄用建設プロジェクトが竣工した後、操業開始または使用する前において、関係法律、行政法規の規定に基づいて安全施設に対する検収および引渡を実施しなければならない。検収に合格した後においてのみ操業開始および使用できるものとする。検収部門およびその検査員は、検収検査の結果に対して責任を負う。

#### 第28条

生産経営企業は、危険度の高い生産経営場所、関連施設および設備には、目立つ所に安全警告マークを設置しなければならない。

#### 第29条

安全設備の設計、製造、据付、使用、点検、メンテナンス、改造および廃棄については、国家基準および業界基準に合致しなければならない。

生産経営企業は、安全設備に対して日常的な保守、修理、定期点検を実施し、正常な運転を保証しなければならない。保守、修理、点検では、正確に記録を取り、併せて関係者が署名しなければならない。

#### 第30条

生産経営企業が使用するもので、生命の安全に関わり、危険度の高い特殊設備、危険物の容器、輸送手段については、国の関係規定に基づく専門の生産企業で生産し、かつ専門の資格を保有する検査機関の点検・検査に合格し、安全使用証または安全マークを取得した後によりやく使用できるものとする。検査機関は、点検・検査の結果に対して責任を負う。

生命の安全に関わり、危険度の高い特殊設備の目録は、国务院の特殊設備の安全監督管理に責任を負う部門

が制定し、国務院の認可を受けた後に執行する。

### 第31条

国は、生命の安全について著しく危険な加工作業および設備の使用に対する淘汰制度を実施する。  
生産経営企業は、国が明確に淘汰、使用の禁止を命じた生命の安全に著しく危険な加工作業および設備の使用を禁止する。

### 第32条

危険物を生産、経営、輸送、備蓄、使用する場合、または危険物を廃棄する場合は、関係主管部門が、関係法律、法規の規定および国家基準または業界基準に基づいてこれの監督管理を審査認可し、実施する。  
生産経営企業が、危険物を生産、経営、輸送、備蓄、使用する場合、または危険物を廃棄する場合は、関係法律、法規および国家基準または業界基準に基づいて専門の安全管理制度を確立し、信頼できる安全措置を講じ、関係主管部門が法に準拠して実施する監督管理を受けなければならない。

### 第33条

生産経営企業は、重大な危険源についてはこれの登記と届出、定期的な検査、評価、規制を実行し、かつ応急措置案を制定し、従業員および関係者に緊急事態に採るべき応急措置について告知しなければならない。  
生産経営企業は、国の関係規定に基づいて当該組織における重大危険源および関係する安全措置、応急措置について、関係地方人民政府の安全生産監督管理に責任を負う部門および関係部門に届け出なければならない。

### 第34条

危険物を生産、経営、備蓄、使用する職場、商店、倉庫は、従業員宿舍と同一の建築物内に存在せず、かつ従業員宿舍との間で安全な距離を保たなければならない。  
生産経営場所と従業員宿舍は、緊急避難要求に合致し、表示が明らかでスムーズに通過できる出入り口を設けなければならない。生産経営場所または従業員宿舍の出入り口を封鎖したり、塞いではならない。

### 第35条

生産経営企業は、爆発、プレキャスト部材の組立等の危険作業に従事する際は、専門人員を配置し、現場の安全管理を実施し、作業規程の厳守と安全措置の実施を確保しなければならない。

### 第36条

生産経営企業は、当該企業の安全生産規則制度および安全操作規程を従業員が厳格に執行することを教育し、これを促さなければならない。かつ従業員に対して作業場所と職場に存在する危険要素、防御措置および事故の際の応急措置を事実どおりに告知しなければならない。

### 第37条

生産経営企業は、国家基準または業界基準に合致する労働防衛用具を従業員に提供し、かつ従業員が使用規則に基づいて携帯、使用できる監督、教育しなければならない。

### 第38条

生産経営企業の安全生産管理者は、当該組織の生産経営の特徴に基づいて、安全生産状況に対する日常的検査を実施し、検査中に発見した安全問題については即時にこれを処理しなければならない。処理できない場合は、当該組織の関係責任者に速やかに報告しなければならない。検査および処理状況は記録し保管しなければならない。

### 第39条

生産経営企業は、労働防衛用品の配備、安全生産訓練を実施する費用を準備しなければならない。

### 第40条

二社以上の生産経営企業が同一の作業区域内で生産経営活動を行い、相手方の生産安全に危害を及ぼす可能性がある場合は、安全生産管理協議を締結し、各自の安全生産管理職責および講じるべき安全措置を明確にし、かつ専任の安全生産管理者を指定して、安全検査とこれへの協力を申し合わせなければならない。

### 第41条

生産経営企業は、生産経営プロジェクト、場所、設備を安全生産条件または規定の資格を具備していない企業や個人に発注または貸与してはならない。  
生産経営プロジェクト、場所に複数の請負企業、テナント企業が存在する場合、生産経営企業は、請負企業、テナント企業と専門の安全生産管理協議または請負契約、リース契約を締結し、各自の安全生産管理職責に

ついて約定しなければならない。生産経営企業は、請負企業、テナント企業の安全生産実務に対して統一協力、管理を実施する。

#### 第42条

生産経営企業に重大な生産安全事故が発生した場合、企業の主要責任者は、ただちに救助活動を組織し、併せて事故調査処理機関は勝手に職場を離れてはならないものとする。

#### 第43条

生産経営企業は、法に準拠して社会保険に加入し、従業員のために保険料を支払わなければならない。

### 第三章 従業員の権利と義務

#### 第44条

生産経営企業と従業員が締結した労働契約は、従業員の労働安全、職業危害の防止を保障する事項、および法に準拠して従業員の労災保険を処理する事項が明記されていなければならない。

生産経営企業は、如何なる形式であっても、従業員の生産安全事故における死傷を原因として法に準拠して負うべき責任を免除または軽減する協議を従業員との間で締結してはならない。

#### 第45条

生産経営企業の従業員は、その作業場所と業務職場に存在する危険要素、防犯措置および事故の応急措置を理解する権利を有し、当該企業の安全生産業務に対して意見を提出する権利を有する。

#### 第46条

従業員は、当該企業の安全生産業務中に存在する問題に対して、これを批判、摘発、告発する権利を有し、規則に違反した指揮および危険作業の強制を拒否する権利を有する。

生産経営企業は、従業員が当該企業の安全生産業務に対して批判、摘発、告発したことにより、または規則に違反した指揮、危険作業の強制を拒絶したことにより、賃金、福利等の待遇を下げたりまたは従業員と締結する労働契約を解除してはならない。

#### 第47条

従業員は、人身の安全に直接危害を及ぼす緊急状況を発見した場合、作業の停止または可能な応急措置を採った後に作業場所から撤退する権利を有する。

生産経営企業は、従業員が前項でいう緊急状況下で、作業停止または緊急撤退措置を採ったことを理由として賃金、福利等の待遇を下げたり、または従業員と締結する労働契約を解除してはならない。

#### 第48条

生産安全事故により損害を受けた従業員は、法に準拠して労災保険を享受する以外に、関係民事法律により賠償を獲得する権利を有する場合は、当該企業に対して賠償要求を提出する権利を有する。

#### 第49条

従業員は、作業過程中に当該企業の安全生産規則制度と操作規程を厳格に遵守し、管理に服従し、正確に労働防御用品を携帯および使用しなければならない。

#### 第50条

従業員は、安全生産教育と訓練を受け、当該任務に必要な安全生産知識を把握し、安全生産技能を高め、事故の予防と応急処理能力を強化しなければならない。

#### 第51条

従業員が事故の潜在的要因またはその他の不安全要素を発見した場合、ただちに現場の安全生産管理者または当該企業の責任者に報告しなければならない。報告を受けた者は、速やかにこれを処理しなければならない。

#### 第52条

工会は、建設プロジェクトの安全施設と主体工事について同時に設計、同時に施工、同時に操業開始および使用することに対してこれを監督し、意見を提出する権利を有する。

工会は、生産経営企業による安全生産に関する法律、法規の違反、従業員の合法的權益の侵害に対して、これの是正を要求する権利を有し、生産経営企業の規則違反の指揮、危険作業の強制または事故の潜在的要因を発見した場合はその解決意見を提出する権利を有する。生産経営企業は、これに対して速やかに検討して回答しなければならない。工会は、従業員の生命の安全に危害を及ぼす状況を発見した場合、生産経営企業に対して従業員を危険な場所から撤退させるよう意見を提出する権利を有し、生産経営企業は、即刻これを

処理しなければならない。

工会は、法に準拠して事故調査に参加し、関係部門に処理意見を提出し、併せて関係者の責任を追及する権利を有する。

#### 第四章 安全生産に対する監督管理

##### 第53条

県級以上の地方各級人民政府は、当該行政区域内の安全生産状況に基づき、関係部門を組織し、職責による分業を実施し、当該行政区管轄内の重大な生産安全事故を容易に発生させる生産経営企業に対して厳格な検査を実施しなければならない。事故の潜在的要因を発見した場合は速やかにこれを処理しなければならない。

##### 第54条

本法第9条の規定に基づいて安全生産に対する監督管理職責に責任を負う部門（以下、“安全生産監督管理部門”という）は、関係法律、法規の規定に準拠して、安全生産に関する事項で審査認可（認可、照合、許可、登記、認証、証書の交付などを含む、以下同様）または検査を必要とする場合は、関係法律、法規および国家基準または業界基準で定める安全生産条件および手続に従い厳格な審査を実施する。関係法律、法規および国家基準または業界基準で定める安全生産条件を満たさない場合は、認可または検収を通過してはならない。法に準拠して認可または検査で合格していない企業が無断で関係活動に従事した場合、行政審査認可部門は、発見または通報を受けた後にただちにこれを取り締まり、かつ法に準拠して処理しなければならない。行政審査認可部門が、法に準拠して認可を取得した企業が安全生産条件を具備していないことを発見した場合、元の認可を取り消さなければならない。

##### 第55条

安全生産監督管理部門が、安全生産に関する事項について審査、検査を実施する場合はその費用を徴収してはならない。安全生産監督管理部門は、審査、検査を受ける企業に対して、生産企業、販売企業の安全設備、機材またはその他の製品の銘柄やメーカーを指定してこれの購入を要求してはならない。

##### 第56条

安全生産監督管理部門が、法に準拠して生産経営企業に対して安全生産に関する法律、法規および国家基準または業界基準の状況に対する監督検査を実施する場合は以下の職権を行使する。

- (1) 生産経営企業の立ち入り検査を実施し、関係資料を閲読し、当該企業および人員に対して事情聴取する。
- (2) 検査中に発見した安全生産違法行為に対して、その場で是正を要求するか、または期限を定めて是正するよう要求する。法に準拠して行政処罰を科すべき行為については、本法およびその他の関係法律、行政法規の規定に基づき行政処罰の決定を下す。
- (3) 検査中に発見した事故の潜在的要因に対しては、責任を持って即時にこれを排除し、重大事故の潜在的要因が排除される前または排除過程において安全を保証できない場合は、危険区域から作業員を撤退するよう命じなければならない。生産の一時停止または使用の停止を命じ、重大事故の潜在的要因が排除された後、審査同意を経て、生産経営および使用を再開することができる。
- (4) 安全生産を保障する国家基準または業界基準を満たさない施設、設備、機材と認められる根拠のあるものについては、これを封鎖または差し押え、かつ15日以内に法に準拠して処理方を決定しなければならない。

監督検査では、検査を受ける企業の正常な生産経営活動に影響を与えてはならない。

##### 第57条

生産経営企業は、安全生産監督管理部門の監督検査員（以下、“安全生産監督検査員”という）が、法に準拠して監督検査職責を履行する場合はこれに協力しなければならない。拒否または妨害してはならない。

##### 第58条

安全生産監督検査員は、職務に忠実かつ原則を堅持し、公正に法を執行しなければならない。

安全生産監督管理員は、監督検査任務を執行する際、監督に関する有効な法律の執行証書を提示しなければならない。検査を受ける企業の技術的秘密および業務上の秘密については、その秘密を守らなければならない。

##### 第59条

安全生産監督検査員は、検査の時間、場所、内容、発見した問題およびその処理状況について、書面で記録を取り、かつ検査員および検査を受けた企業の責任者がこれに署名しなければならない。検査を受けた企業の責任者が署名を拒否した場合、検査員はその状況を記録に取り、併せて安全生産監督管理部門へ報告しなければならない。

#### 第60条

安全生産監督管理部門は、監督検査中においては相互協力の下で合同検査を実行しなければならない。個別に検査を実施する必要がある場合は、相互の状況を連絡し合い、発見した安全問題についてその他の関係機関が処理する場合は、その他の関係部門に適時移送し、かつ事後調査に備えて記録を作成し、移送を受けた部門は速やかに適時処理しなければならない。

#### 第61条

監察機関は、行政監察法の規定に基づいて安全生産監督管理部門およびその作業員が安全生産監督管理の職責を履行することについてこれを監察する。

#### 第62条

安全評価、認証、点検、検査を請け負う機関は、国が定める資質条件を具備しなければならない。それが提出した安全評価、認証、点検、検査の結果に対して責任を負うものとする。

#### 第63条

安全生産監督管理部門は、通報制度を確立し、通報電話、意見箱または電子メールアドレスを公開し、安全生産の通報を受理しなければならない。受理した通報事項は、これを調査し確認した後、書面資料を作成しなければならない。改革措置が必要な場合は関係責任者の署名を経た後に実施するよう督促する。

#### 第64条

如何なる企業または個人も、事故の潜在的要因、安全生産違法行為について、これを安全生産監督管理部門に報告または通報する権利を有する。

#### 第65条

居民委員会、村民委員会は、所在地の区域における生産経営企業に事故の潜在的要因または安全生産違法行為があることを発見した場合、当地の人民政府または関係部門に報告しなければならない。

#### 第66条

県級以上の各級人民法院および関係部門は、重大事故の潜在的要因の報告または安全生産違法行為の通報に貢献した者に対して褒賞を授与する。具体的な褒賞方法は、国务院の安全生産監督管理部門が国务院財政部門と共同で制定する。

#### 第67条

新聞、出版、ラジオ、映画、テレビ等の企業は、安全生産の宣伝に関する教育を実施する義務を有し、安全生産に関する法律、法規に違反する行為について、世論の監督を行う権利を有する。

### 第五章 生産安全事故の応急救援および調査処理

#### 第68条

県級以上の地方各人民政府は、関係部門を組織して、当該行政区域内における生産安全の大型事故に対する応急救援案を制定し、応急救援システムを確立しなければならない。

#### 第69条

危険物の生産、経営、備蓄企業、鉱山、および建築施工企業は、応急救援組織を確立しなければならない。生産経営規模が小さく応急救援組織を確立できない場合は、兼職の応急人員を指定しなければならない。危険物の生産、経営、備蓄企業、鉱山、および建築施工企業は、応急救援器財、設備を配備しなければならない。かつ日常的な保守、点検を行い、正常な運行を保証しなければならない。

#### 第70条

生産経営企業において生産安全事故が発生した後、事故現場の関係者はただちに当該企業の責任者に報告しなければならない。

企業の責任者は、事故報告を受けた後、有効措置を迅速に講じ、救援を組織し、事故の拡大を防止し、人員の死傷と財産の損失を減少し、併せて国の関係規定に基づいてただちに当地の安全生産監督管理部門に事実を報告しなければならない。これを隠匿して報告しなかったり、虚偽の報告を行ったり、報告を引き延ばしてはならず、事故現場を故意に破壊したり関係証拠を隠滅してはならない。

#### 第71条

安全生産監督管理部門は、事故報告を受けた後、ただちに国の関係規定に基づいて事故状況を上部に報告しなければならない。安全生産監督管理部門および関係する地方人民政府は、事故状況について、これを隠匿

して報告しなかったり、虚偽の報告を行ったり、報告を引き延ばしてはならない。

#### 第72条

関係する地方人民政府と安全生産監督管理部門の責任者は、生産安全の重大事故の報告を受けた後、ただちに事故現場に赴き、事故の救援を組織しなければならない。

如何なる企業および個人も、事故の救援を支持し、これに協力し、かつ一切の便宜条件を提供しなければならない。

#### 第73条

事故の調査と処理においては、事実を究明し、科学を尊重する原則に基づいて正確に事故原因を速やかに調査し、事故の性質と責任を明らかにし、事故の教訓を総括し、改革措置を提出し、併せて事故責任者に対する処理意見を提出しなければならない。事故の調査と処理についての具体的規則は国務院が制定する。

#### 第74条

生産経営企業が生産安全事故が発生した後、調査を経て、事故責任を確定する場合は、事故を起こした企業の責任を明らかにし、法に準拠してこれを追及する他に、安全生産の関係事項に対して審査認可を行った監督職責で責任を有する行政部門の責任も明らかにしなければならない。職務失当、汚職行為がある場合は本法第77条の規定に基づいてその刑事責任を追及する。

#### 第75条

如何なる企業および個人も、法に準拠した事故の調査と処理について、これを妨害、干渉してはならない。

#### 第76条

県級以上の地方の各級人民政府における安全生産監督部門は、定期的に当該管轄内で発生した生産安全事故の状況分析について統計を取り、併せて定期的にこれを社会に公開しなければならない。

### 第六章 法律責任

#### 第77条

安全生産監督管理部門の職員に、以下に掲げる行為の一がある場合、降級または解任の行政処分を科し、犯罪を構成する場合は刑法の関係規定に準拠して刑事責任を追及する。

- (1) 安全生産に関する事項において、安全生産の法定条件を満たしていないにも関わらず、これを認可したり、または検査を通過させた場合。
- (2) 法に準拠した認可を取得していないか、検収、検査を通過していない企業が無断で関係活動に従事していることを発見したり、または通報を受けた後にこれを取り締まらず、あるいは法に準拠して処理しない場合。
- (3) 認可を取得した企業に対する監督管理の職責を履行せず、当該企業が安全生産条件を満たさなくなり原認可を取り消されたことを発見したり、または安全生産違法行為を発見したにも関わらずこれを調査処理しない場合。

#### 第78条

安全生産監督管理部門が、審査、検収、検査を受ける企業に対して、それが指定する安全設備、機材またはその他の製品を購入することを要求した場合、あるいは安全生産事項に対する審査、検収、検査において費用を徴収した場合は、上級機関または監察機関がこれの是正を命じ、徴収した費用の返還を命じる。情状の嚴重な場合は直接責任を負う主管者またはその他の直接責任者に対して法に準拠して行政処分を科する。

#### 第79条

安全評価、認証、点検、検収、検査の業務を請け負う機関が、虚偽の証明を発行したり、犯罪を構成する場合は刑法の関係規定に準拠してその刑事責任を追及する。刑事処罰に相当しない場合は違法所得を没収し、違法所得が5千円以上の場合には違法所得の2倍以上5倍以下の罰金を併科する。違法所得がない場合、または違法所得が5千円に満たない場合は5千円以上2万円以下の罰金を単科または併科し、直接責任を負う主管者およびその他の直接責任者に対して5千円以上5万円以下の罰金を科する。他人に損害を与えた場合は生産経営企業とともにその連帯賠償責任を負わなければならない。

前項の違法行為のあった機関に対しては相応の資格を取り消す。

#### 第80条

生産経営企業の意味決定機関、主要責任者、個人経営の投資者が、本規定に基づく安全生産に必要な資金を投入しないことに起因して、生産経営企業の生産条件が満たされない場合は、期限を定めてこれの是正を命じ、必要な資金を投下するよう命じる。期限を過ぎても是正しない場合は生産経営企業に対して生産停止に

よる整頓を命じる。

前項の違法行為により生産安全事故が発生し、犯罪を構成する場合は、刑法の関係規定に準拠してその刑事責任を追及する。刑事処罰に相当しない場合は、生産経営企業の主要責任者に対する解任処分を科し、個人経営の投資者に対しては2万元以上20万元以下の罰金を科する。

#### 第81条

生産経営企業の主要責任者が本法で定める安全生産管理の職責を履行しない場合、期限を定めてこれの是正を命じ、期限を過ぎても是正しない場合は生産経営企業に生産停止による整頓を命じる。

生産経営企業の主要責任者に前項の違法行為があり、生産安全事故を引き起こし、犯罪を構成する場合は、刑法の関係規定に準拠してその刑事責任を追及する。刑事処罰に相当しない場合は、解任処分を科し、2万元以上20万元以下の罰金を科する。

生産経営企業の主要責任者が前項の規定により刑事処罰または解任処分を受けた場合、刑事処罰の執行が完了した日または処分を受けた日より5年以内は、如何なる生産経営企業の主要責任者にも就任してならない。

#### 第82条

生産経営企業に以下に掲げる行為の一がある場合、期限を定めてこれの是正を命じ、期限を過ぎても是正しない場合は、生産経営企業に生産停止による整頓を命じ、2万元以下の罰金を併科することができる。

- (1) 規定に基づく安全生産管理機構を設立せず、または安全生産管理者を配置しない場合。
- (2) 危険物の生産、経営、備蓄企業、鉱山、および建築施工企業の主要責任者および安全生産管理者が本規定に基づく検査に合格していない場合。
- (3) 本法第21条、第22条の規定に基づいて、従業員に対する安全生産教育および訓練を実施せず、または本法第36条の規定に基づいて、従業員に關係する安全生産事項を事実どおりに告知していない場合。
- (4) 特殊作業員が本規定に基づく専門の安全作業訓練を受けておらず、かつ特殊作業操作資格認証を取得せずに職場作業についた場合。

#### 第83条

生産経営企業に以下に掲げる行為の一がある場合、期限を定めてこれの是正を命じ、期限を過ぎても是正しない場合は、建設停止または生産停止による整頓を命じ、5万元以下の罰金を併科することができる。重大な結果を招来し、犯罪を構成する場合は、刑法の関係規定に準拠してその刑事責任を追及する。

- (1) 鉱山建設プロジェクトまたは危険物の生産、備蓄用建設プロジェクトにおいて安全設備の設計が存在しないか、または安全施設の設計が規定に基づく関係部門の審査同意を受けていない場合。
- (2) 鉱山建設プロジェクトまたは危険物の生産、備蓄用建設プロジェクトの施工企業が、認可を受けた安全施設設計に基づく施工を行っていない場合。
- (3) 鉱山建設プロジェクトまたは危険物の生産、備蓄用建設プロジェクトが竣工して操業開始または使用する前に、安全施設が検収、検査で合格していない場合。
- (4) 大きな危険要素を有する生産経営場所および関係施設、設備上に、明らかな安全警告マークを設置していない場合。
- (5) 安全設備の据付、使用、点検、改造および廃棄が、国家基準または業界基準を満たしていない場合。
- (6) 安全設備に対する日常的保守、修理および定期点検を実施していない場合。
- (7) 国家基準または業界基準を満たす労働防御用品を従業員に提供していない場合。
- (8) 特殊設備および危険物の容器、輸送手段が、専門資格を取得した機関による点検、検査で合格しておらず、安全使用証または安全マークを取得せずに使用を開始した場合。
- (9) 国が明確に淘汰、使用禁止を命じた生産安全に危害を及ぼす加工を行った場合、または設備を使用している場合。

#### 第84条

法に準拠した認可を受けずに無断で危険物を生産、経営、備蓄した場合は、違法行為の停止または閉鎖を命じ、その違法所得を没収する。違法所得が10万元以上の場合は違法所得の1倍以上5倍以下の罰金を併科し、違法所得がないかまたは違法所得が10万元に満たない場合は2万元以上10万元以下の罰金を単科または併科する。重大な結果を招来して犯罪を構成する場合は、刑法の関係規定に準拠してその刑事責任を追及する。

#### 第85条

生産経営企業に以下に掲げる行為の一があった場合、期限を定めてこれの是正を命じ、期限を過ぎても是正しない場合は、生産停止による整頓を命じ2万元以上10万元以下の罰金を併科することができる。重大な結果を招来して犯罪を構成する場合は、刑法の関係規定に準拠してその刑事責任を追及する。

- (1) 危険物を生産、経営、備蓄、使用し、専門の管理制度を確立せず、信頼できる安全措置を講じず、または主管部門が法に準拠して実施する監督管理を受けない場合。
- (2) 重大な危険源について登記および届出を行わず、または評価、規制せず、あるいは応急措置案を制定しない場合。
- (3) 爆破、プレキャスト部材の組立などの危険作業を行う際に専門の管理者を配置し、現場の安全管理を実施しない場合。

#### 第86条

生産経営企業が生産経営プロジェクト、場所、設備について、その安全生産条件を満たさないか、または相応の資格を有さない企業または個人に発注または貸与した場合、期限を定めてこれの是正を命じ、その違法所得を没収する。違法所得が5万元以上の場合は違法所得の1倍以上5倍以下の罰金を併科する。違法所得がないかまたは違法所得が5万元に満たない場合は1万元以上5万元以下の罰金を単科または併科する。生産安全事故により他人に損害を与えた場合は、請負者、テナントと共にその連帯賠償責任を負わなければならない。

生産経営企業が、請負企業、テナント企業との間で安全生産管理協議を締結せず、または請負契約、リース契約中において各自の安全生産管理に関する職責を明確にせず、または請負企業、テナント企業の安全生産に対する統一協力、統一管理を実施していない場合は、期限を定めてこれの是正を命じ、期限を過ぎても是正しない場合は生産停止による整頓を命じる。

#### 第87条

二つ以上の生産経営企業が同一の作業区域内において、相手方の安全生産に危害を及ぼす可能性のある生産経営活動を行い、安全生産管理協議を締結していないか、または専任の安全生産管理者を指定して安全検査および協力を実施していない場合は、期限を定めてこれの是正を命じ、期限を過ぎても是正しない場合は生産停止による整頓を命じる。

#### 第88条

生産経営企業に以下に掲げる行為の1があった場合、期限を定めてこれの是正を命じ、期限を過ぎても是正しない場合は生産停止による整頓を命じる。重大な結果を招来して犯罪を構成する場合は、刑法の関係規定に準拠してその刑事責任を追及する。

- (1) 危険物を生産、経営、備蓄、使用する職場、商店、倉庫と従業員宿舍が同一建築物内に存在し、または従業員宿舍との距離が安全要求を満たしていない場合。
- (2) 生産経営場所と従業員宿舍の緊急避難について、必要な表示が明らかでなく、スムーズに通過できる出入口がなく、または生産経営場所または従業員宿舍の出入口が封鎖または塞がれている場合。

#### 第89条

生産経営企業が従業員との間で協議を締結して、従業員が生産安全事故で死傷した場合に法に準拠して負うべき責任を免除または軽減した場合、当該協議を無効とし、生産経営企業の主要責任者、個人経営の出資者に対して2万元以上10万元以下の罰金を科する。

#### 第90条

生産経営企業は、従業員が管理に服従せず、安全生産規則制度または操作規範に違反した場合、当該従業員を批判、教育し、関係規則制度に基づいて処分を実施する。重大な事故を招来して犯罪を構成する場合は、刑法の関係規定に準拠してその刑事責任を追及する。

#### 第91条

生産経営組織の主要責任者が当該企業で重大な生産安全事故が発生した際にただちに救援を組織せず、または事故の調査処理期間中に無断で職場を離れたり、あるいは逃亡した場合、降級、解任処分を科し、逃亡した者には15日以下の勾留を科する。それが犯罪を構成する場合は、刑法の関係規定に準拠してその刑事責任を追及する。

生産経営組織の主要責任者が、生産安全事故を隠匿して報告しない場合、虚偽の報告を行った場合、または報告を引き延ばした場合は、前項の規定に準拠してこれを処罰する。

#### 第92条

関係地方人民政府、安全生産監督管理部門が生産安全事故を隠匿して報告しない場合、虚偽の報告を行った場合、または報告を引き延ばした場合は、直接責任を負う主管者およびその他の直接責任者に対して、法に準拠して行政処分を科する。それが犯罪を構成する場合は、刑法の関係規定に準拠してその刑事責任を追及する。

#### 第93条

生産経営企業が本法およびその他の関係法律、行政法規および国家基準または業界基準で定める安全生産条

件を満たさず、生産停止による整顿処分を受けても依然として安全生産条件を満たさない場合は、当該企業を閉鎖し、関係部門が法に準拠して関係する許可証を取り消さなければならない。

#### 第94条

本法で定める行政処罰は、安全生産監督管理部門が決定する。閉鎖の行政処罰については、安全生産監督管理部門が、県級以上の人民政府に報告し、国务院で定める権限に基づいて決定を打診する。勾留の行政処罰について、公安機関が治安管理处罰条例の規定に準拠して決定する。関係法律、行政法規における行政処罰の決定機関について別途規定がある場合はその規定に準拠する。

#### 第95条

生産経営企業に生産安全事故が発生し、人員の死傷、他人の財産の損失がもたらされた場合は、法に準拠してその賠償責任を負わなければならない。責任を負うことを拒否した場合、または責任者が逃亡した場合は、人民法院が法に準拠して強制執行を実施する。

生産安全事故の責任者が、法に準拠して賠償責任を負わず、人民法院の法に準拠した執行措置を受けた後も依然として被害者に対して全額で賠償しない場合は、引き続き賠償義務を履行しなければならない。責任者にその他の財産があることを被害者が発見した場合は、随時に人民法院に執行を請求できる。

(求償権には時効がない)

### 第七章 附則

#### 第96条

本法の以下に掲げる用語の意味は以下のとおりとする。

「危険物」とは、燃え易い物品、爆発し易い物品、危険な化学品、放射性物品等の人身の安全と財産の安全に危害を及ぼす可能性のある物品を指す。

「重大危険源」とは、危険物を長期的にまたは臨時に生産、運搬、使用、貯蓄し、かつ危険物の数量が限界量に等しいかまたは超過している状態（場所および施設を含む）を指す。

#### 第97条

本法は2002年11月1日より施行する。

---

注：本法は、第9期全国人民代表大会常務委員会第28次会议で可決、2002年6月29日に『中華人民共和國主席令第70号』として公布、2002年11月1日より施行している。

## 資料資料 6

### 集団契約規定

#### 第一章 総則

##### 第1条

団体交渉と集団契約の締結行為を規範化し、法に準拠して労働者と使用者の合法的な権益を擁護するために『中華人民共和国労働法』および『中華人民共和国工会法』に基づいて本規定を制定する。

##### 第2条

中華人民共和国の国内企業および企業化管理を実施する事業組織（以下、使用者と総称する）が当該組織の従業員との間で団体交渉を行い、集団契約を締結する場合は本規定を適用する。

##### 第3条

本規定でいう集団契約とは、使用者と当該組織の従業員が法律、法規、規則の規定に基づき、労働報酬、労働時間、休憩・休暇、労働安全衛生、職業訓練、保険福利等の事項について、団体交渉を通じて締結する書面合意を指す。特定事項集団契約とは、使用者と当該組織の従業員が法律、法規、規則の規定に基づき、団体交渉で特定事項について締結する特定事項書面合意を指す。

##### 第4条

使用者が当該組織の従業員と集団契約または特定事項集団契約を締結する場合および関係事項を決定する場合は、団体交渉の方式によらなければならない。団体交渉は主に交渉会議の形式をとる。

##### 第5条

団体交渉を行い、集団契約または特定事項集団契約を締結する場合は、以下の原則にしたがわなければならない。

- (1) 法律、法規、規則および国の関係規定を遵守すること。
- (2) 互いを尊重し平等に協議すること。
- (3) 信義誠実を以って公平に協力すること。
- (4) 双方の合法的な権益に配慮すること。
- (5) 過激な行為をとらないこと。

##### 第6条

本規定に合致する集団契約または特定事項集団契約は、使用者と当該組織の全従業員に対して法的な拘束力を有する。

使用者と従業員個人が締結する労働契約で約定する労働条件および労働報酬等の基準は、集団契約または特定事項集団契約の規定を下回ってはならない。

##### 第7条

県級以上の労働保障行政部門は、当該行政管轄区内における使用者と当該組織従業員の団体交渉の実施、集団契約の締結、履行の状況について監督し、集団契約または特定事項集団契約の審査を担当する。

#### 第二章 団体交渉の内容

##### 第8条

団体交渉の双方は、以下に掲げる事項の複数または一つの内容に関して団体交渉を実施し、集団契約または特定事項集団契約を締結することができる。

- (1) 労働報酬。
- (2) 労働時間。
- (3) 休憩休暇。
- (4) 労働安全および衛生。
- (5) 追加する保険および福利。
- (6) 女性従業員および未成年労働者の特別保護。
- (7) 職業技能訓練。
- (8) 労働契約管理。
- (9) 賞罰。
- (10) 人員整理。

- (11) 集団契約の期間。
- (12) 集団契約の変更、解除の手続。
- (13) 集団契約履行に関して紛争が生じたときの協議処理方法。
- (14) 集団契約違反の責任。
- (15) 双方が協議すべきと認めるその他の内容。

#### 第9条

労働報酬には主に以下の内容を含む。

- (1) 使用者の賃金水準、賃金分配制度、賃金基準、賃金の分配形式。
- (2) 賃金の支払方法。
- (3) 時間外勤務賃金および手当、補助手当の基準、賞与の分配方法。
- (4) 賃金調整方法。
- (5) 試用期間および病欠、私用休暇等の期間の賃金待遇。
- (6) 特殊状況における従業員賃金（生活費）の支払方法。
- (7) その他の労働報酬の分配方法。

#### 第10条

労働時間には主に以下の内容を含む。

- (1) 労働時間制度。
- (2) 時間外勤務の方法。
- (3) 特殊職種の労働時間。
- (4) 労働ノルマの基準。

#### 第11条

休憩休暇には主に以下の内容を含む。

- (1) 一日の休憩時間、週休日の配置、年休の方法。
- (2) 標準労働時間を実行できないケースにおける従業員の休憩・休暇。
- (3) その他の休暇。

#### 第12条

労働安全衛生には主に以下の内容を含む。

- (1) 労働安全衛生責任制。
- (2) 労働条件および安全技術措置。
- (3) 安全操作規程。
- (4) 労働保護用品支給基準。
- (5) 定期的健康検査と職業健康診断。

#### 第13条

追加する保険と福利には主に以下の内容を含む。

- (1) 追加保険の種類、範囲。
- (2) 基本福利制度と福利施設。
- (3) 医療期間の延長およびその待遇。
- (4) 従業員の親族福利制度。

#### 第14条

女性従業員および未成年労働者の特別保護には主に以下の内容を含む。

- (1) 女性従業員と未成年労働者を従事させてはならない労働。
- (2) 女性従業員の生理期間、妊娠期間、出産期間、授乳期間における労働保護。
- (3) 女性従業員、未成年労働者の定期健康検査。
- (4) 未成年労働者の使用と登記制度。

#### 第15条

職業技能訓練は主に以下の内容を含む。

- (1) 職業技能訓練事項別計画および年度計画。
- (2) 職業技能訓練費用の計上と使用。
- (3) 職業技能訓練の保障と改善のための措置。

#### 第16条

労働契約管理には主に以下の内容を含む。

- (1) 労働契約の締結時期。
- (2) 労働契約期間を決定する条件。
- (3) 労働契約の変更、解除、更新の一般原則および期間の定めのない労働契約の終了条件。
- (4) 試用期間の条件と期間。

#### 第17条

賞罰には主に以下の内容を含む。

- (1) 労働規律。
- (2) 考査賞罰制度。
- (3) 賞罰手続。

#### 第18条

人員整理には主に以下の内容を含む。

- (1) 人員整理の案。
- (2) 人員整理の手続。
- (3) 人員整理の実施方法と補償基準。

### 第三章 団体交渉の代表

#### 第19条

本規定でいう団体交渉の代表（以下、交渉代表と総称する）とは、法定手続に基づいて選出され自方の利益を代表して団体交渉を行う権限を有する者を指す。

団体交渉双方の代表者の人数は対等でなければならない、少なくとも各当事者より3名とし、各々が主席代表1名を定める。

#### 第20条

従業員側の交渉代表は、当該組織の工会が選出する。工会を設立していない場合は、当該組織の従業員が民主的に推薦し、当該組織従業員の過半数以上の同意を得るものとする。

従業員側の主席代表は当該組織の工会の主席が務める。工会主席は、他の交渉代表を主席代表の代理として書面で委任することができる。工会主席が空席の場合、主席代表は工会の主要責任者が務める。工会を設立していない場合は、従業員側の主席代表は交渉代表の中より民主的な選挙で選出する。

#### 第21条

使用者側の交渉代表は使用者の法定代表者が任命し、主席代表は事業所の法定代表者が務めるかまたは法定代表者が書面で委任した他の管理職が務める。

#### 第22条

交渉代表の職務の履行期間は、代表される当事者が決定する。

#### 第23条

団体交渉双方の主席代表は、当該組織以外の専門家を自方の交渉代表として書面で委任することができる。

委任の人数は自方代表の3分の1を越えてはならない。

主席代表は当該組織に所属する者以外の者が代理することはできない。

#### 第25条

使用者の交渉代表と従業員の交渉代表を兼任してはならない。

#### 第25条

交渉代表は以下の職務を履行しなければならない。

- (1) 団体交渉に参加する。
- (2) 自方の者よりの質問を受け付け、自方の者に対して遅滞なく交渉の状況を公表して意見を求める。
- (3) 団体交渉に関係する状況と資料を提供する。
- (4) 自方を代表して団体交渉紛争の処理に参加する。
- (5) 集団契約または特定事項集団契約の履行を監督する。
- (6) 法律、法規、規則で定めるその他の職務。

#### 第26条

交渉代表は、当該組織の正常な生産、労働秩序を擁護しなければならない、威嚇、買収、欺瞞等の行為を用いてはならない。

交渉代表は、集団契約交渉の過程において知りえた使用者の商業的秘密を保持しなければならない。

#### 第27条

企業内部の交渉代表が団体交渉に参加したときは、正常な労働を提供したものとみなす。

#### 第28条

従業員側代表が、その交渉代表としての職務を履行する期間中に労働契約の期間が満了するときは、労働契約期間は自動的にその交渉代表としての職務履行が完了する時まで延長され、以下の一に該当する場合を除き使用者はその者との労働契約を解除してはならない。

(1) 労働紀律または使用者が法により制定した規則制度に対する重大な違反があったとき。

(2) 重大な職務失当、不正行為があり、使用者の利益に重大な損害をもたらしたとき。

(3) 法により刑事責任を追及されたとき。

従業員側の交渉代表が交渉代表の職務を履行する期間中は、使用者は正当な理由なくその部署を配置転換させてはならない。

#### 第29条

従業員側の交渉代表は、本規定第27条、第28条の規定について使用者と紛争が生じたときは、当地の労働紛争仲裁委員会に仲裁を申し立てることができる。

#### 第30条

工会は、従業員側の交渉代表を交替させることができる。工会を設立していない場合は、当該組織の従業員の半数以上の同意を得て、従業員側交渉代表を交替させることができる。

使用者の法定代表者は、使用者側の交渉代表を交替させることができる。

#### 第31条

交渉代表が交替、辞任または不可抗力等の事情により空席となったときは、空席となった日より15日以内に、本規定にしたがい新しい代表を選出しなければならない。

### 第四章 団体交渉の手続

#### 第32条

団体交渉のいずれの一方も、集団契約または特定事項集団契約の締結および関係事項について、相手方に対して団体交渉をおこなうよう書面により求めることができる。

一方の当事者が団体交渉を求めたときは、他方の当事者は団体交渉要求を受けた日より20日以内に、書面形式で返答しなければならない、正当な理由なく団体交渉を拒んではならない。

#### 第33条

交渉代表は、交渉前に以下の準備作業をしなければならない。

(1) 団体交渉の内容に関係する法律、法規、規則、制度に精通する。

(2) 団体交渉の内容に関する状況と資料を調べ、交渉趣旨に対する使用者と従業員の意見を集める。

(3) 団体交渉の議題を決める。団体交渉の議題は交渉を申し出た側が起草してもよく、双方が代表を指名して共同で起草してもよい。

(4) 団体交渉の期日、場所等の事項を決定する。

(5) 共同して交渉代表以外の者1名を団体交渉記録者として定める。記録者は中立、公正を保ち、団体交渉双方の秘密を保持しなければならない。

#### 第34条

団体交渉会議は、双方の主席代表が持ち回りで議長を務め、以下の手続にしたがいおこなう。

(1) 議事日程と会議規則を宣言する。

(2) 一方の主席代表が協議の具体的な内容と要求を申し出、他方の主席代表が相手方の要求について返答する。

(3) 交渉双方が協議事項について各自の意見を述べ、十分に討議を尽くす。

(4) 双方の主席代表が意見をまとめる。合意に至ったときは、集団契約草案または特定事項集団契約草案を作成して双方の主席代表が署名する。

### 第35条

団体交渉によって意見の一致に至らないときまたは事前に予測しなかった問題が生じたときは、双方の協議により交渉を中断することができる。中断期間および以下回の交渉の期日、場所、内容は双方が協議して決定する。

## 第五章 集団契約の締結、変更、解除、終了

### 第36条

双方の交渉代表が協議して合意した集団契約草案または特定事項集団契約草案は、従業員代表大会または全従業員の討議に付さなければならない。

従業員代表大会または全従業員が集団契約草案または特定事項集団契約草案を討議するときは、従業員代表または従業員の3分の2以上が出席し、かつ従業員代表全体の半数以上または全従業員の半数以上の同意を得なければ、集団契約草案または特定事項集団契約草案は採択されない。

### 第37条

集団契約草案または特定事項集団契約草案は、従業員代表大会または従業員大会で採択された後、団体交渉双方の主席代表が署名する。

### 第38条

集団契約または特定事項集団契約の期間は通常1年より3年とし、期間満了または双方が約定した終了条件が生じたときに終了する。

集団契約または特定事項集団契約の期間満了3か月前までに、いずれの一方も相手方に対して再締結または更新の要求を申し出ることができる。

### 第39条

双方の交渉代表が協議して合意し、集団契約または特定事項集団契約の変更または解除をすることができる。

### 第40条

以下の一に該当するときは、集団契約または特定事項集団契約を変更または解除することができる。

- (1) 使用者が合併される、解散、破産する等の原因により、集団契約または特定事項集団契約の履行不能に至ったとき。
- (2) 不可抗力等の原因により、集団契約または特定事項集団契約の履行不能または一部履行不能に至ったとき。
- (3) 集団契約または特定事項集団契約の約定を変更または解除する要件が生じたとき。
- (4) 法律、法規、規則で定めるその他の場合。

### 第41条

集団契約または特定事項集団契約の変更または解除には、本規定の団体交渉手続を適用する。

## 第六章 集団契約の審査

### 第42条

集団契約または特定事項集団契約の締結または変更後は、双方の主席代表が署名した日より10日以内に、使用者側が契約書一式三部を労働保障行政部門に提出して審査を求めなければならない。

労働保障行政部門は、提出された集団契約または特定事項集団契約について登記手続を実施しなければならない。

### 第43条

集団契約または特定事項集団契約の審査は、属地管轄を実施し、具体的な管轄範囲は省級労働保障行政部門が定める。

中央管轄の企業および複数の省・自治区・直轄市に跨る使用者の集団契約は、労働保障行政部門または労働保障部が指定した省級労働保障行政部門に提出しなければならない。

### 第44条

労働保障行政部門は、提出された集団契約または特定事項集団契約の以下の事項について、法に準拠して審査を実施しなければならない。

- (1) 団体交渉双方の主体としての資格が法律、法規、規則の規定に合致しているか。
- (2) 団体交渉手続が法律、法規、規則の規定に違反していないか。
- (3) 集団契約または特定事項集団契約の内容が国の規定に抵触していないか。

#### 第45条

労働保障行政部門が集団契約または特定事項集団契約に異議があるときは、契約書を受理した日より15日以内に「審査意見書」を双方の交渉代表に送達しなければならない。「審査意見書」には以下の内容を明記しなければならない。

- (1) 集団契約または特定事項集団契約当事者双方の名称、住所。
  - (2) 労働保障行政部門が集団契約または特定事項集団契約を受理した期日。
  - (3) 審査意見。
  - (4) 審査意見を下した期日。
- 「審査意見書」には、労働保障行政部門の印を押印しなければならない。

#### 第46条

使用者と当該組織の従業員が、労働保障行政部門が異議をとらえた事項につき団体交渉を経て改めて集団契約または特定事項集団契約を締結したときは、使用者側は本規定第42条の定めにしたがい契約書を労働保障行政部門に提出し審査を求めなければならない。

#### 第47条

労働保障行政部門が契約書を受け取った日より15日以内に異議を申し出ないときは、集団契約または特定事項集団契約は発効する。

#### 第48条

発効した集団契約または特定事項集団契約は、その発効の日より交渉代表がすみやかに適切な形式で自分の側の全員に公表しなければならない。

### 第七章 団体交渉紛争の調停処理

#### 第49条

団体交渉の過程で紛争が発生し、当事者双方が協議により解決できないときは、当事者の一方または双方は書面により労働保障行政部門に調停処理申請を申し立てることができる。申請の申立がない場合も、労働保障行政部門が必要だと認めるときは調停処理することができる。

#### 第50条

労働保障行政部門は、同級工会と企業組織等の三方の人員を組織し、共同で団体交渉紛争を調停処理を実施しなければならない。

#### 第51条

団体交渉紛争処理は属地管轄を執行し、具体的な管轄範囲は省級労働保障行政部門が定める。中央管轄の企業および複数の省・自治区・直轄市に跨る使用者に団体交渉に起因する紛争が生じたときは、労働保障部が指定する省級労働保障行政部門が同級工会および企業組織などの三方の人員を組織して調停処理し、必要があれば労働保障部が関係当事者を組織して調停処理を実施することもできる。

#### 第52条

調停により団体交渉紛争を処理するときは、調停処理申請を受理した日より30日以内に調停処理業務を終了しなければならない。期限が到来しても終了しないときは、適宜調停期間を延長することができるが、延長期間は15日を超えてはならない。

#### 第53条

団体交渉紛争の調停処理は、以下の手続にしたがって実施しなければならない。

- (1) 調停処理申請の受理。
- (2) 紛争の状況を調査し理解する。
- (3) 紛争調停処理案を検討し作成する。
- (4) 紛争について調停処理を行う。
- (5) 「調停処理合意書」を作成する。

#### 第54条

「調停処理合意書」には調停処理申請、紛争の事実と調停結果を記載するものとし、当事者双方が合意に達しない協議事項があるときは、継続協議する事項を記載しなければならない。「調停処理合意書」は団体交渉紛争調停処理者および紛争双方の主席代表が署名押印することにより発効する。紛争双方は、発効した

「調停処理合意書」を遵守しなければならない。

## 第八章 附則

### 第55条

集団契約の履行に起因して発生した紛争が当事者の協議によっても解決できないときは、法に準拠して労働紛争仲裁委員会に対して仲裁を申し立てることができる。

### 第56条

使用者が工会または従業員代表が提起した団体交渉要求を正当な理由なく拒絶したときは、『工会法』および関係する法律、法規の規定に基づいて処理する。

### 第57条

本規定は2004年5月1日より実施する。旧労働部が1994年12月5日に公布した『集団契約規定』は同時に廃止する。

---

### 注：

本規定は、2004年1月20日に『中華人民共和国労働および社会保障部令』（第22号）により公布、同年2004年5月1日より施行している。



この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものです。